

平成 19 年第 3 回定例会会議録

平成19年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期23日間）

| 月 日 | 曜日 | 区 分 | 日 程 | |
|-------|----|-------|--------------------------------------|---|
| 9月 4日 | 火 | 本 会 議 | 開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明 | |
| 9月 5日 | 水 | 休 会 | 議案調査（一般質問・質疑通告締切、正午） | |
| 9月 6日 | 木 | | 議案調査 | |
| 9月 7日 | 金 | | 議案調査 | |
| 9月 8日 | 土 | | （市の休日） | |
| 9月 9日 | 日 | | （市の休日） | |
| 9月10日 | 月 | | 議案調査 | |
| 9月11日 | 火 | | 本 会 議 | 質疑・委員会付託・一般質問 |
| 9月12日 | 水 | 一般質問 | | |
| 9月13日 | 木 | 一般質問 | | |
| 9月14日 | 金 | 委 員 会 | 常任委員会 | （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室） |
| 9月15日 | 土 | 休 会 | （市の休日） | |
| 9月16日 | 日 | | （市の休日） | |
| 9月17日 | 月 | | （市の休日） | |
| 9月18日 | 火 | 委 員 会 | 常任委員会 | （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室） |
| 9月19日 | 水 | | | |
| 9月20日 | 木 | 休 会 | 議事整理 | |
| 9月21日 | 金 | | | |
| 9月22日 | 土 | 休 会 | （市の休日） | |
| 9月23日 | 日 | | （市の休日） | |
| 9月24日 | 月 | | （市の休日） | |
| 9月25日 | 火 | 休 会 | 議事整理 | |
| 9月26日 | 水 | 本 会 議 | 委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告 | |

平成19年第3回菊池市議会定例会会議録（目次）

| | |
|--|----|
| 9月4日（火曜日）本会議 | 頁 |
| 1．議事日程第1号 | 19 |
| 2．本日の会議に付した事件 | 20 |
| 3．出席議員氏名 | 21 |
| 4．欠席議員氏名 | 22 |
| 5．説明のため出席した者の職氏名 | 22 |
| 6．事務局職員出席者 | 23 |
| 7．開 会 | 24 |
| 8．諸般の報告 | 24 |
| 9．開 議 | 24 |
| 10．日程第1 会議録署名議員の指名 | 24 |
| 11．日程第2 会期の決定 | 24 |
| 12．日程第3 議案第86号から議案第87号まで上程・説明・質疑・討論・採決 | 25 |
| 13．日程第4 議案第88号から議案第108号まで上程・説明 | 32 |
| 代表監査委員から監査報告の申し出 | 39 |
| 14．日程第5 陳情第4号 上程 | 40 |
| 15．日程第6 休会の議決 | 41 |
| 16．日程第7 散会 | 41 |
| 9月5日（水曜日）休会 | |
| 9月6日（木曜日）休会 | |
| 9月7日（金曜日）休会 | |
| 9月8日（土曜日）休会 | |
| 9月9日（日曜日）休会 | |
| 9月10日（月曜日）休会 | |
| 9月11日（火曜日）本会議 | 頁 |
| 1．議事日程第2号 | 45 |
| 2．本日の会議に付した事件 | 45 |
| 3．出席議員氏名 | 45 |
| 4．欠席議員氏名 | 46 |

| | |
|---|----|
| 5 . 説明のため出席した者の職氏名 | 46 |
| 6 . 事務局職員出席者 | 47 |
| 7 . 開 議 | 48 |
| 8 . 日程第 1 質疑 | 48 |
| (1) 栃原茂樹君質疑 | 48 |
| (2) 坂本昭信君質疑 | 51 |
| 9 . 日程第 2 委員会付託 | 54 |
| 10 . 日程第 3 一般質問 | 57 |
| (1) 怒留湯健蓉さん質問 | 57 |
| 「 2 0 0 8 年 4 月 施 行 の 新 医 療 制 度 に つ い て 」 | 57 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 59 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 59 |
| 怒留湯健蓉さん再質問 | 59 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 61 |
| 怒留湯健蓉さん再々質問 | 62 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 63 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 64 |
| 市長 福村三男君答弁 | 64 |
| (2) 怒留湯健蓉さん質問 | 65 |
| 「 安 定 的 な 公 共 サ ー ビ ス の 保 障 に つ い て 」 | 65 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 66 |
| 怒留湯健蓉さん再質問 | 67 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 68 |
| 怒留湯健蓉さん再々質問 | 68 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 70 |
| 市長 福村三男君答弁 | 71 |
| (1) 松本 登君質問 | 73 |
| 「 公 共 下 水 道 の 改 築 に つ い て 」 | 73 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 76 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 77 |
| 松本 登君再質問 | 78 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 80 |
| 松本 登君再々質問 | 80 |
| 昼食休憩 | 80 |

| | |
|----------------------|----|
| 開 議 | 80 |
| (2) 松本 登君質問 | 81 |
| 「行政権限の委譲の実体について」 | 81 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 82 |
| 松本 登君再質問 | 84 |
| (1) 坂井正次君質問 | 85 |
| 「公共施設使用料について」 | 85 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 86 |
| 坂井正次君再質問 | 86 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 87 |
| (2) 坂井正次君質問 | 87 |
| 「交通事故防止について」 | 88 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 88 |
| 坂井正次君再質問 | 88 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 89 |
| (3) 坂井正次君質問 | 89 |
| 「老人福祉について」 | 90 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 90 |
| 坂井正次君再質問 | 90 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 90 |
| (4) 坂井正次君質問 | 91 |
| 「各種団体への補助金一律カットについて」 | 91 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 91 |
| 坂井正次君再質問 | 91 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 92 |
| 坂井正次君再々質問 | 92 |
| (5) 坂井正次君質問 | 92 |
| 「市有林の管理について」 | 92 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 93 |
| 坂井正次君再質問 | 93 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 94 |
| 坂井正次君再々質問 | 94 |
| 休 憩 | 94 |
| 開 議 | 94 |

| | |
|-------------------------|-----|
| (1) 葛原勇次郎君質問 | 94 |
| 「龍門ふるさと振興会運営の龍龍館について」 | 94 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 95 |
| 葛原勇次郎君再質問 | 96 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 96 |
| 葛原勇次郎君再々質問 | 96 |
| (2) 葛原勇次郎君質問 | 97 |
| 「名水百選と道路のことについて」 | 97 |
| 企画部長石原公久君答弁 | 97 |
| 葛原勇次郎君再質問 | 98 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 98 |
| (1) 樋口正博君質問 | 99 |
| 「旧市町村開催イベント行事について」 | 99 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 99 |
| 樋口正博君再質問 | 100 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 101 |
| 樋口正博君再々質問 | 101 |
| 市長 福村三男君答弁 | 103 |
| 休 憩 | 105 |
| 開 議 | 105 |
| (1) 栃原茂樹君質問 | 105 |
| 「日露戦役記念碑及び短歌の碑等の移転について」 | 105 |
| 市長 福村三男君答弁 | 106 |
| (2) 栃原茂樹君質問 | 106 |
| 「財産管理運用について」 | 106 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 108 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 109 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 109 |
| 栃原茂樹君再質問 | 109 |
| (3) 栃原茂樹君質問 | 111 |
| 「入札制度について」 | 111 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 112 |
| 栃原茂樹君再質問 | 113 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 115 |

| | |
|------------------|-----|
| (4) 栃原茂樹君質問 | 116 |
| 「中心市街地活性化計画について」 | 116 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 117 |
| 栃原茂樹君再質問 | 117 |
| 11. 日程通告 散会 | 118 |

| | 頁 |
|--------------------|-----|
| 9月12日(水曜日)本会議 | |
| 1. 議事日程第3号 | 121 |
| 2. 本日の会議に付した事件 | 121 |
| 3. 出席議員氏名 | 121 |
| 4. 欠席議員氏名 | 122 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名 | 122 |
| 6. 事務局職員出席者 | 122 |
| 7. 開 議 | 124 |
| 8. 日程第1 一般質問 | 124 |
| (1) 中山繁雄君質問 | 124 |
| 「有害鳥獣被害について」 | 124 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 125 |
| (2) 中山繁雄君質問 | 126 |
| 「保育料について」 | 126 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 127 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 127 |
| (3) 中山繁雄君質問 | 127 |
| 「これからの市の活性化について」 | 127 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 128 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 128 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 129 |
| 中山繁雄君再質問 | 129 |
| 市長 福村三男君答弁 | 130 |
| (1) 泉田栄一郎君質問 | 131 |
| 「菊池市の心の豊かさについて」 | 131 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 131 |
| (2) 泉田栄一郎君質問 | 132 |
| 「富の原簡易水道の高架水槽について」 | 132 |

| | |
|-----------------|-----|
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 133 |
| 泉田栄一郎君再質問 | 133 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 134 |
| (3) 泉田栄一郎君質問 | 134 |
| 「違反広告について」 | 134 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 135 |
| 選挙管理委員長 中野数馬君答弁 | 135 |
| 泉田栄一郎君再質問 | 136 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 136 |
| 選挙管理委員長 中野数馬君答弁 | 137 |
| 休憩 | 137 |
| 開議 | 137 |
| (1) 森 清孝君質問 | 138 |
| 「下水道事業について」 | 138 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 138 |
| 森 清孝君再質問 | 139 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 139 |
| 森 清孝君再々質問 | 140 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 140 |
| (2) 森 清孝君質問 | 143 |
| 「教育について」 | 143 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 143 |
| 森 清孝君再質問 | 143 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 144 |
| 森 清孝君再々質問 | 145 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 145 |
| (3) 森 清孝君質問 | 146 |
| 「市発行の印刷物について」 | 146 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 146 |
| 森 清孝君再質問 | 147 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 148 |
| 森 清孝君再々質問 | 148 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 149 |
| 昼食休憩 | 150 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 開 議 | 150 |
| (1) 本田憲一君質問 | 150 |
| 「本市農業の将来への展望は」 | 150 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 151 |
| 本田憲一君再質問 | 151 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 152 |
| 市長 福村三男君答弁 | 153 |
| 本田憲一君再々質問 | 155 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 155 |
| (2) 本田憲一君質問 | 156 |
| 「一般質問後、どの様に取り組まれているか」 | 156 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 157 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 158 |
| 本田憲一君再質問 | 159 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 160 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 161 |
| 本田憲一君再々質問 | 162 |
| 休 憩 | 162 |
| 開 議 | 162 |
| (1) 坂本昭信君質問 | 162 |
| 「防災対策について」 | 162 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 163 |
| 坂本昭信君再質問 | 163 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 164 |
| 坂本昭信君再々質問 | 164 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 165 |
| (1) 三池健治君質問 | 165 |
| 「災害について」 | 165 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 167 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 169 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 170 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 171 |
| 三池健治君再質問 | 171 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 171 |

| | |
|---------------------------|-----|
| (1) 水上博司君質問 | 172 |
| 「あらたな投票所設置及び投票時間の繰上げについて」 | 173 |
| 選挙管理委員長 中野數馬君答弁 | 173 |
| 水上博司君再質問 | 174 |
| 選挙管理委員長 中野數馬君答弁 | 175 |
| (2) 水上博司君質問 | 175 |
| 「市営住宅家賃の滞納対策について」 | 175 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 176 |
| 水上博司君再質問 | 176 |
| 休 憩 | 177 |
| 開 議 | 177 |
| (1) 木下雄二君質問 | 177 |
| 「中山間地の活性化について」 | 177 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 177 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 178 |
| 木下雄二君再質問 | 178 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 179 |
| 木下雄二君再質々問 | 179 |
| 市長 福村三男君答弁 | 180 |
| (2) 木下雄二君質問 | 180 |
| 「農業の活性化について」 | 180 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 181 |
| 木下雄二君再質問 | 182 |
| 市長 福村三男君答弁 | 182 |
| (3) 木下雄二君質問 | 183 |
| 「市の活性化について」 | 183 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 184 |
| 木下雄二君再質問 | 184 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 184 |
| (4) 木下雄二君質問 | 185 |
| 「市道整備について」 | 185 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 186 |
| 9 . 日程通告 散会 | 186 |

| 9月13日（木曜日）本会議 | 頁 |
|--------------------------------|-----|
| 1．議事日程第4号 | 189 |
| 2．本日の会議に付した事件 | 189 |
| 3．出席議員氏名 | 189 |
| 4．欠席議員氏名 | 190 |
| 5．説明のため出席した者の職氏名 | 190 |
| 6．事務局職員出席者 | 191 |
| 7．開 議 | 192 |
| 8．日程第1 一般質問 | 192 |
| (1) 奈田臣也君質問 | 192 |
| 「県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の進捗状況について」 | 192 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 193 |
| 奈田臣也君再質問 | 194 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 195 |
| 奈田臣也君再々質問 | 196 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 196 |
| (2) 奈田臣也君質問 | 197 |
| 「新庁舎凍結の要因とその解除時期等について」 | 197 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 198 |
| 奈田臣也君再質問 | 198 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 199 |
| (3) 奈田臣也君質問 | 199 |
| 「花房台地建設計画の新庁舎凍結の問題点について」 | 199 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 201 |
| 奈田臣也君再質問 | 202 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 203 |
| 休 憩 | 203 |
| 開 議 | 203 |
| (1) 東 裕人君質問 | 203 |
| 「障害者控除の認定制度について」 | 204 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 204 |
| 東 裕人君再質問 | 204 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 204 |
| 東 裕人君再々質問 | 205 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 205 |
| (2) 東 裕人君質問 | 205 |
| 「職員のメンタルヘルスの問題について」 | 206 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 206 |
| 東 裕人君再質問 | 207 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 207 |
| (3) 東 裕人君質問 | 207 |
| 「公立保育園の民営化について」 | 207 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 208 |
| 東 裕人君再質問 | 208 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 209 |
| 東 裕人君再々質問 | 210 |
| 市長 福村三男君答弁 | 211 |
| (4) 東 裕人君質問 | 212 |
| 「国民健康保険について」 | 212 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 212 |
| 東 裕人君再質問 | 213 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 213 |
| 昼食休憩 | 214 |
| 開 議 | 214 |
| (1) 隈部忠宗君質問 | 214 |
| 「本市の活性化について」 | 214 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 216 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 217 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 219 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 219 |
| 隈部忠宗君再質問 | 220 |
| 総務部長 緒方希八郎君答弁 | 221 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 222 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 223 |
| 隈部忠宗君再々質問 | 224 |
| 市長 福村三男君答弁 | 224 |
| (2) 隈部忠宗君質問 | 225 |
| 「中心市街地の活性化及び地域のまちづくりをどの様にすすめるか」 | 225 |

| | |
|--------------------|-----|
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 225 |
| 企画部長 石原公久君答弁 | 226 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 226 |
| 隈部忠宗君再質問 | 227 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 227 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 228 |
| 隈部忠宗君再々質問 | 228 |
| 市長 福村三男君答弁 | 228 |
| (1) 森 隆博君質問 | 229 |
| 「菊池市推進事業と事業効果について」 | 229 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 231 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 233 |
| 森 隆博君再質問 | 234 |
| 建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 237 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 237 |
| 市長 福村三男君答弁 | 238 |
| 森 隆博君再々質問 | 239 |
| 市長 福村三男君答弁 | 241 |
| 休 憩 | 242 |
| 開 議 | 242 |
| (1) 外村國敏君質問 | 242 |
| 「妊婦健診の状況及び出産費について」 | 242 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 243 |
| 外村國敏君再質問 | 244 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 245 |
| 外村國敏君再々質問 | 246 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 246 |
| 市長 福村三男君答弁 | 246 |
| (2) 外村國敏君質問 | 247 |
| 「緊急通報システムの状況について」 | 247 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 247 |
| 外村國敏君再質問 | 248 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 248 |
| 外村國敏君再々質問 | 249 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 250 |
| (3) 外村國敏君質問 | 250 |
| 「保育料の収納状況及び幼稚園・小・中学校の給食費の収納状況について」 | 250 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 250 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 251 |
| 外村國敏君再質問 | 251 |
| 市民部長 村山 隆君答弁 | 252 |
| 教育長 田中忠彦君答弁 | 253 |
| 外村國敏君再々質問 | 253 |
| (4) 外村國敏君質問 | 254 |
| 「東部中山間地域の圃場整備状況」 | 254 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 255 |
| 外村國敏君再質問 | 255 |
| 経済部長 稲葉公博君答弁 | 256 |
| 9 . 追加議事日程 (第 4 号の追加 1) | 256 |
| 日程第 1 議案第 1 0 9 号上程説明質疑委員会付託 | 256 |
| 10 . 日程通告 散会 | 257 |

9月14日(金曜日) 常任委員会(総務・文教・厚生・経済・建設)

9月15日(土曜日) 休会

9月16日(日曜日) 休会

9月17日(月曜日) 休会

9月18日(火曜日) 常任委員会(総務・文教・厚生・経済・建設)

9月19日(水曜日) 常任委員会(総務・文教・厚生・経済・建設)

9月20日(木曜日) 休会

9月21日(金曜日) 休会

9月22日(土曜日) 休会

9月23日(日曜日) 休会

9月24日(月曜日) 休会

9月25日(火曜日) 休会

| | |
|-----------------|-----|
| 9月26日(水曜日) 本会議 | 頁 |
| 1 . 議事日程第 5 号 | 261 |
| 2 . 本日の会議に付した事件 | 261 |

| | |
|--|-----|
| 3 . 出席議員氏名 | 262 |
| 4 . 欠席議員氏名 | 263 |
| 5 . 説明のため出席した者の職氏名 | 263 |
| 6 . 事務局職員出席者 | 264 |
| 7 . 開 議 | 265 |
| 8 . 日程第 1 各常任委員長報告 | 265 |
| ・ 総務常任委員長報告 | 265 |
| ・ 文教厚生常任委員長報告 | 267 |
| ・ 経済常任委員長報告 | 269 |
| ・ 建設常任委員長報告 | 270 |
| 委員長報告に対する質疑 | 273 |
| (1) 中山繁雄君質疑 | 273 |
| 討 論 | 274 |
| 採 決 | 275 |
| 9 . 日程第 2 意見書案第 3 号 上程・説明・質疑・討論・採決 | 275 |
| 10 . 日程第 3 議員派遣について | 278 |
| 採 決 | 278 |
| 11 . 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について | 278 |
| 採 決 | 279 |
| 休 憩 | 279 |
| 開 議 | 279 |
| 12 . 追加議事日程 (第 5 号の追加 1) | 280 |
| 日程第 1 議案第 1 1 0 号 上程・説明・質疑・討論・採決 | 280 |
| 日程第 2 議案第 1 1 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決 | 282 |
| 日程第 3 議案第 1 1 2 号から議案第 1 1 5 号まで一括上程・説明・質疑・ 討論・採決 | 283 |
| 日程第 4 報告第 1 5 号から報告第 1 7 号まで一括上程・報告 | 285 |
| 13 . 閉 会 | 286 |

第 1 号

9 月 4 日

平成19年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成19年9月4日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第86号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第87号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市一般会計補正予算)
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第88号 政治倫理の確立のための菊池市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第91号 平成19年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第92号 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第93号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第94号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第95号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第96号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
- 議案第97号 平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第98号 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第99号 平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第100号 平成18年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第101号 平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第102号 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第103号 平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第104号 平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第105号 平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第106号 平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第107号 平成18年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第108号 菊池市土地開発公社定款の一部変更について

まで一括上程

第5 陳情第4号 陳情書

上程

第6 休会の議決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第86号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成19年度菊池市一般会計補正予算)

議案第87号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成19年度菊池市一般会計補正予算)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第88号 政治倫理の確立のための菊池市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 平成19年度菊池市一般会計補正予算

議案第92号 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算

議案第93号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算

議案第94号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算

- 議案第 9 5 号 平成 1 9 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
 議案第 9 6 号 平成 1 9 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
 議案第 9 7 号 平成 1 8 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 9 8 号 平成 1 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 9 9 号 平成 1 8 年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 1 0 0 号 平成 1 8 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 1 0 1 号 平成 1 8 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 1 0 2 号 平成 1 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 1 0 3 号 平成 1 8 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 1 0 4 号 平成 1 8 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 1 0 5 号 平成 1 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 1 0 6 号 平成 1 8 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 1 0 7 号 平成 1 8 年度菊池市水道事業会計決算の認定について
 議案第 1 0 8 号 菊池市土地開発公社定款の一部変更について

まで一括上程

日程第 5 陳情第 4 号 陳情書

上程

日程第 6 休会の議決

 出席議員（ 2 7 名）

1 番 東 裕 人 君
 2 番 泉 田 栄一朗 君
 3 番 森 清 孝 君

| | |
|-----|---------|
| 4番 | 藤野敏昭君 |
| 5番 | 樋口正博君 |
| 6番 | 二ノ文伸元君 |
| 7番 | 中山繁雄君 |
| 8番 | 水上博司君 |
| 9番 | 三池健治君 |
| 10番 | 怒留湯健蓉さん |
| 11番 | 坂本昭信君 |
| 12番 | 隈部忠宗君 |
| 13番 | 奈田臣也君 |
| 14番 | 葛原勇次郎君 |
| 15番 | 木下雄二君 |
| 16番 | 坂井正次君 |
| 17番 | 森隆博君 |
| 18番 | 山瀬義也君 |
| 19番 | 本田憲一君 |
| 20番 | 栃原茂樹君 |
| 21番 | 松本登君 |
| 22番 | 工藤恭一君 |
| 23番 | 境和則君 |
| 24番 | 北田彰君 |
| 25番 | 外村國敏君 |
| 26番 | 徳永隆義君 |
| 27番 | 横田輝雄君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|----------|--------|
| 市長 | 福村三男君 |
| 副市長 | 村上建二君 |
| 収入役職務代理者 | 川口齋子君 |
| 総務部長 | 緒方希八郎君 |
| 企画部長 | 石原公久君 |
| 市民部長 | 村山隆君 |

| | |
|----------------------|-----------|
| 經 濟 部 長 | 稻 葉 公 博 君 |
| 建 設 部 長 | 岡 崎 俊 裕 君 |
| 七城総合支所長 | 平 野 國 臣 君 |
| 旭志総合支所長 | 水 上 泉 君 |
| 泗水総合支所長 | 上 林 正 章 君 |
| 市民部総括審議員 | 大 場 美 範 君 |
| 企画部首席審議員 | 鳥 井 修 君 |
| 財 政 課 長 | 川 上 憲 誠 君 |
| 教 育 長 | 田 中 忠 彦 君 |
| 総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 | 中 村 鉄 男 君 |
| 水 道 局 長 | 後 藤 定 君 |
| 農業委員会事務局長 | 五 島 千 秋 君 |
| 代表監査委員 | 宮 川 貞 雄 君 |
| 監査委員事務局長 | 田 島 伸 正 君 |

事務局職員出席者

| | |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 樋 口 昭 彦 君 |
| 議 事 課 長 | 永 田 哲 士 君 |
| 議 事 係 長 | 上 田 敏 雄 君 |
| 議 事 係 主 事 | 本 田 昇 君 |

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前9時59分 開会

議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成19年第3回菊池市議会定例会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

去る6月7日から8日まで、第82回九州市議会議長会定期総会が長崎市において開催されましたので、出席してまいりました。

また6月18日には、第35回全国温泉所在都市議会議長会総会が東京の都市会館で開催された後、第227回熊本県市議会議長会が開催され、会務報告等を協議し、終了しました。

翌日の19日には、第83回全国市議会議長会定期総会が日比谷公会堂で開催されました。

また、監査委員から平成19年6月分及び7月分の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、木下雄二君及び坂井正次君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る8月28日の議会運営委員

会におきまして、本日から9月26日までの23日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの23日間と決定しました。

日程第3 議案第86号及び議案第87号一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長(北田 彰君) 次に、日程第3、議案第86号及び議案第87号の2議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長(福村三男君) おはようございます。本日、平成19年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月26日までの23日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、企業誘致関係でご報告を申し上げます。本年5月30日に半導体製造装置関連部品の設計製造メーカーで、大阪府富田林市に本社を置く有限会社フェニックステクノと進出協定を締結いたしました。進出先は、泗水町永、旧松尾電機跡で、5年間で約3億円の投資を見込んでいます。7月4日には輸送機器関連部品の処理メーカーで静岡県浜松市に本社を置く株式会社伸勢産業と進出協定を締結しました。進出先は、泗水町吉富の旧西日本電子工業跡で、投資総額約6億円、雇用者50名で、来年3月には操業開始予定でございます。また、同日、川辺工業団地に立地しています九州柳河精機株式会社と工場増設の協定を締結しました。増設面積2,700㎡で、投資予定額12億円、雇用の増22名を見込んでいます。最後に、8月24日、菊池工業団地に立地しています株式会社九州イノアックと工場増設の協定を締結しました。増設面積2,430㎡、投資予定額3億5,000万円、雇用者18名を見込み、本年11月に着工予定でございます。

以上、ご報告申し上げましたが、穏やかな景気回復に伴い、企業進出及び立地企業の投資意欲も見えてまいりました。今後とも企業情報の収集、訪問活動を進め、積極的な誘致活動に努めてまいります。

それでは、ただいま上程をされました議案について説明申し上げます。

議案第86号及び議案第87号の2議案は、地方自治法の規定に基づき専決処分

をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

まず、議案第86号、平成19年度菊池市一般会計補正予算の専決処分は、衆議院議員補欠選挙に係る経費及び菊池市を被告とする損害賠償請求事件に係る訴訟経費で、歳入歳出予算の総額に1,238万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億2,088万5,000円とするものです。

次に、議案第87号、平成19年度菊池市一般会計補正予算の専決処分は、本年7月の集中豪雨により発生した被害の復旧に係る経費の補正でございます。歳入歳出予算の総額に3,538万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億5,627万1,000円とするものです。

議案の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案の説明をいたします。

議案の1ページをお願いしたいと思います。議案第86号、専決処分の報告及び承認を求めることについて説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして2ページをお願いいたします。専決第11号、専決処分書でございます。開けていただきまして、4ページをお願いしたいと思います。平成19年度菊池市一般会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,238万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218億2,088万5,000円とするものでございます。今回の専決処分は、衆議院議員補欠選挙に係ります経費並びに有限会社コスモチキンより起こされております損害賠償等請求事件に係る訴訟経費の補正でございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。10ページをお願いいたします。款15県支出金、目2総務費委託金950万円の補正でございますが、衆議院議員補欠選挙に係ります県の委託金でございます。款19繰越金、目1繰越金288万3,000円の補正は、今回の補正財源として充当するものでございます。下段が歳出でございますが、款2総務費、目1一般管理費288万3,000円の補正は、原告有限会社コスモチキン、被告を菊池市とする損害賠償等請求事件に係ります訴訟経費の補正でございます。その下の目7衆議院議員選挙費950万円の補正は、7月29日執行の衆議院議員補欠選挙に係ります経費で、投開票事務に従事した職員に対しま

す時間外勤務手当とポスター掲示板設置及び撤去に係る委託料が主なものでございます。

以上が、議案第86号でございました。

次に15ページをお願いします。議案第87号、専決処分の報告及び承認を求めることについて説明申し上げます。これも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして16ページでございますが、専決第12号、専決処分書でございます。18ページをお願いします。平成19年度菊池市一般会計補正予算(第4号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,538万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218億5,627万1,000円とするものでございます。今回の専決処分は、去る7月4日から12日の集中豪雨により発生しました災害復旧に係る補正でございます。

事項別明細で説明を申し上げます。24ページをお願いします。歳入でございますが、款14国庫支出金、目10災害復旧費国庫負担金1,309万9,000円の補正は、河川3件、道路7件、合計10件の現年度補助災害復旧費の国庫負担金でございます。款19繰越金、目1繰越金1,218万7,000円の補正は、今回の補正財源として充当するものでございます。

開けていただきまして、26ページをお願いします。歳出でございますけれども、款10災害復旧費、目1農地等災害復旧費402万1,000円の補正は、農地災害5件分の測量設計委託料と土砂崩れによります崩土除去のための建設機械借上料及びU字溝、生コン等の原材料費でございます。目3の林業施設災害復旧費153万9,000円の補正でございますが、林道災害4件の測量設計委託料と機械借上料でございます。款10災害復旧費、目2現年度補助災害復旧費2,141万6,000円の補正でございますが、河川3カ所、道路7カ所、合計10カ所の国庫債の測量設計等の委託料及び工事請負費でございます。目3の単独災害復旧費841万円の補正の主なものでございますが、河川1カ所、道路6カ所、合計7カ所の測量設計等委託料及び工事請負費と崩土除去のための機械借上料でございます。

戻っていただきまして20ページをお願いしたいと思いますが、第2表地方債の補正でございますが、災害復旧事業の限度額1,010万円を追加し、限度額の合計を21億4,860万円とするものでございます。

以上、議案第87号の説明でございました。よろしく願い申し上げます。

議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

森隆博君。

[登壇]

(森 隆博君) 皆さん、おはようございます。

この専決処分の議案の 11 ページにあたります専決第 11 号です。先ほど総務部長の方から説明がありました一般管理費の委託料で 288 万 3,000 円、訴訟の委託契約というようなことであります。この内訳について、前回の全員協議会におきまして一応菊池市を相手取って裁判というようなことが起きたという説明は受けました。その後、詳しい回答は 9 月 18 日にあるというふうに聞いておりましたが、今回このような形で上げられたと、専決であってあるということにつきまして、どうしてもこう納得いかない点がありますので、その訴訟に至った経緯につきまして、詳しく説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 (北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長 (緒方希八郎君) まず、委託契約の委託料の内訳でございますけれども、これにつきましては款総務費、項の総務管理費、一般管理費の節の委託料 288 万 3,000 円の訴訟委託契約委託料、これは原告、有限会社コスモチキンに係る訴訟経費でございます。内訳につきましては、訴訟委任委託料、これは着手金でございますが 279 万 3,000 円、それと現地調査委託料 6 万円、これは 3 万円の 2 回分でございます。それと、訴訟事務費 3 万円となっております。なお、訴訟委託委任委託料、これは着手金でございますが、この 279 万 3,000 円の算出基礎でございますけれども、これは訴訟額が 1 億 1,000 万円となっておりますので、その訴訟額に対する標準額は 399 万円ですが、その標準額に対する増減、許容額が 279 万 3,000 円から 518 万 7,000 円と、その範囲で決められております。その最低額が 279 万 3,000 円ということで、その額を計上しているものでございます。

訴訟の経緯といいますのは、ご存じのように今まで地域の住民の方がいわゆる公害等を懸念されて議会の方に請願が出されておきまして、議会でも採択されたということで、ただ訴訟につきましては、内容につきましては損害賠償ということで、あれを立ててれば損害が、益が、収益があったという部分を得られなかったというための損害賠償でございます。経緯については、訴えられた方でございますので、こちらの方では受けて立つしかないというようなことでございます。

以上でございます。

議長 (北田 彰君) 森隆博君。

[登壇]

(森 隆博君) 今、部長の方から説明はいただきましたが、全協のときにも 9 月 1

8日にコスモチキンの方から正式な回答を行うということを聞いておりましたし、そういった裁判問題が裁判を打たれたということも聞いております。けれども、先の18年の12月の定例会のときの請願でありますけれども、請願内容が、要するにもうあの市営牧場跡地に建設されているという請願でありました。実際はされる予定であったんですけど、そのされているということで請願あげられまして、ここでまた議会で採決を行ったということでもありますけれども、私は議会議員は住民の代表でありますので、やはりそういった反対するべきものは反対でもよかったですけど、これの経緯が認定農業者を認めたり、その地域を担当課の方が1回承認を行ったということで建設の経緯に至ったと。それを反対運動によってできなくなったからということで裁判運動だろうと思います。そのときの水迫地区の10名の区長さん方の方から署名がありましたけれども、その反対運動のリーダーに立たれたのが市長であるということで、熊日の方でも報道されました。そういうことであるならば、やはりコスモチキンの方はこの裁判には必ず勝てるという見込みで打ってきただろうと思います。でありますので、本当にこの288万円が生きた金になるのか。ただばらまきになるのかということでもありますので、その裁判に至ってですね、本当にこう生きた金になるか、ならないかと、自信があるのかということを再度お尋ねしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 生きた金になるかというのは、なかなか難しいものでありまして、これは着手金の手数料でございますので、やはりこれは当然必要な、やっぱり訴えられて被告としての菊池市としては当然必要経費というようなことで捉えております。結果としては、今、顧問弁護士の方に内容をお願いしておりますし、今から裁判が始まるということでございますので、その推移を見たいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） それでは、最後に市長に伺いたいと思いますけれども、確かにいろんな環境面で一番うるさいところの地域でありまして、そのときにやはり市長が先に立って菊池の水の源ということで反対運動にリーダー的な形を取られたということでもありますので、この裁判の経緯についてどのような形で現在捉えておられるかということ、一言、市長の心をお聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） お答えをいたしたいと思います。また考えてついて述べておられますので、その辺も少し述べさせていただきたいと思います。

この大規模養鶏場の建設に対します反対ということについて、今、森議員の方から私の方がリーダーとしての役目を持っているかのようなご発言でございましたがそうではなくて、あくまでも住民を主体とした大型養鶏場中止を求める反対住民の会というんでしょうか、水迫の水を守る、あるいは環境を守るという住民の会があって、そこに会長さんたる人がおられます。そちらの方からご案内で、その集会に参加をしてご挨拶を申し上げたということでございます。ご案内でございます。そういったことで捉えさせていただいております。また、請願内容について12月の請願で森議員は経済委員として経済委員会で現地視察かれこれも踏まえられたと思いますが、この反対請願に賛成ということで採決がされまして、そして本会議における議決がなされているということでございます。そういったいわば市民の皆さん方がその後、5,000有余名の署名も持って来られておりますが、大きな住民運動としての盛り上がりがあり、それが議会に請願という形で紹介議員を添えて、そして経済委員会に諮られて、しかも本会議で採択を受けていると、まさにこの民意を得た議会の採択を受けて、私の方はその反対運動の中に駆けつけてご挨拶を申し上げたということでございます。それで、この裁判というのは先ほど部長が答えておりますように、訴えられたものですから、相手は相手の利が、自分の利があると思っておっしゃっていらっしゃるだろうと思います。これを黙視した場合には、反訴しなければ結局提訴された方の意見が通ってしまうということになります。私たちは私たちの論理を持って、この訴訟に対して応訴しなければならない立場にあるということであります。それはまさしく議会の皆さん方がこの住民の会の声を受けて、この環境を守るためにこの大型養鶏場については阻止すべきという意思を表明されたことと併せて行政長としての行動は当然のことではないのかなと、このように思っております。また、建設されているというふうにお話されましたけれども、この請願書の、議会に対する請願書を見ていると、大規模養鶏場の建設が計画されていると聞いておりますと、こういうふうに聞いておりますというふうに請願書の中には書いておりまして、建設されているという断定的な請願内容ではないようでございます。いずれにいたしましても、この菊池市のあの地区だけが環境問題ではなくって、全市的な大きな環境問題であるということをつえながら、この中止について市の方も議会と一緒に考えていかなければならない。それが環境基本条例という大枠になって環境を守っていこうということで、阻止できるかどうか全くわかりませんが、そういう大きな意味での環境の住民と事業者

と、それから菊池市にそういう進出、設置をしたいと思う方々につきましての基本的な菊池市の環境基本条例というものがあって、ある程度の制約がなされているよということをお示しすると。それが目の前に整備が進められておりまして、また議会に提案、ご説明申し上げる機会が身近にあるかと思いますが、そういうことでご了解をいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

議案第86号及び議案第87号までの2議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 今、市長の方からいろいろ説明をいただきました。確かに請願であります、請願書に対しましてやはり建設されているという文章はそのときの文書、ここに確実にあります。そういうことで、現地をまだ見る前に、要するにこういった反対運動が起きたと。現地を見た時点ではまだ予定地であるし、まず第一に道路がなかったということがあります。そして、その時点で認定農業者を認めたのも当然執行部でありますし、この予定地を認めたのも執行部であります。そしてそういう経過の中において、コスモチキンの方から反対運動において執行部の落ち度を認めながら、最高責任者である市長の方がそういった反対運動に参加したということで裁判に至ったというふうに捉えたわけであります。そういうことで、この一般財源を用いてですね、顧問弁護士に払う金でありますけど、この金が本当に生きる金ならですね、私たちも賛成したいと思いますが、まだ今の条件からしますと、どうしても認めたところに反対運動ということになれば裁判に勝つ見込みはないんじゃないだろうかというふうに捉えますので、私としましてはこの予算については反対の答弁をさせていただきます。専決第11号です。平成19年度菊池市一般会計補正予算書の第3号、款2総務費、項1総務管理費の一般管理費、節13の委託料の288万3,000円、訴訟委任契約委託につきましては、反対をさせていただきます。議案第86号です。付け加えます。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第 86 号、87 号について採決します。ただいま討論がありました議案第 86 号を除き採決します。

お諮りします。議案第 87 号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、討論がありました議案第 86 号について起立によって採決します。議案第 86 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第 86 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 4 議案第 88 号から議案第 108 号まで一括上程

議長（北田 彰君） 次に、日程第 4、議案第 88 号から議案第 108 号までの 21 議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第 88 号、政治倫理の確立のための菊池市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定及び証券取引法の改正に伴い、条例中の用語の改正を行うものです。

議案第 89 号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定は、郵政民営化法の施行に伴い、条項中の用語の削除を行うものです。

議案第 90 号、菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定は、菊池市木庭の一部を新たに給水区域に含めるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 91 号、平成 19 年度菊池市一般会計補正予算でございますが、歳出の主なものは、民生費では次世代育成支援対策施設整備補助金として、福本保育園に補助する 935 万 2,000 円、衛生費では環境保全協力金 2820 万 2,000 円を基金に積み立てるものです。農林水産業費では、水田営農組織化整備緊急支

援事業として、2団体への補助金917万2,000円、地域特産物産地づくり支援対策事業として、旭志茶生産組合への補助金340万9,000円、園芸新たな挑戦強化対策事業として、JA菊池への補助金1,271万6,000円、作業道開設及び間伐推進補助として、あせて705万円が主なものです。土木費では、市道6路線の測量設計等委託料1,468万8,000円、災害復旧費では農地並びに林業施設の復旧に係る経費1,795万7,000円でございます。これらにより歳入歳出予算の総額に1億4,310万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億9,937万7,000円とするものです。

議案第92号、菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算は、前年度の事業確定によるもので、歳入歳出予算の総額に1億3,596万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億3,235万1,000円とするものです。

次に、議案第93号、平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算は、歳入については前年度の決算に伴う繰越金、歳出については介護給付費準備基金への積立金5,663万3,000円、介護サービス費の確定による国・県等への返納金9,263万7,000円が主なものです。これにより歳入歳出予算の総額に1億7,315万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億6,238万2,000円とするものです。

議案第94号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算は、旭志簡易水道の揚水試験調査に係る業務委託料及び水源迫間簡易水道の配水池築造に係る工事請負費で、歳入歳出予算の総額に2,454万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,131万1,000円とするものです。

次に、議案第95号、平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算は、永・住吉、田島地区の処理施設の修繕に係る経費で、歳入歳出予算の総額に200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,608万9,000円とするものです。

議案第96号、平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算は、臨時職員に係る賃金の補正が主なもので、歳入歳出予算の総額に58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,263万1,000円とするものです。

次に、別冊となっております議案第97号から議案第106号までの平成18年度各会計の歳入歳出決算及び議案書107ページから平成18年度水道事業会計決算につきましては、地方自治法第233条並びに地方公営企業法第30条の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて議会の認定をお願いするものです。

最後に、議案書に戻っていただきまして133ページです。議案第108号、菊池市土地開発公社定款の一部変更については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法

律により公有地の拡大の推進に関する法律が改正されるため、定款の一部を変更するものです。

以上、議案の概要について説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の説明をいたします。29ページをお願いいたしますが、議案第88号、政治倫理の確立のための菊池市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして30ページでございます。今回の条例の一部改正は、本年10月1日より郵政民営化法が施行され、これに伴いまして郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法の改正によりまして、条例の用語等の改正が生じたので改正をお願いするものでございます。改正の内容につきましては、第2条第1項の資産等の報告書の作成の中、郵便貯金を削る規定、また金銭信託を削る規定、それに証券取引法を金融商品取引法に改める規定、これは第6号になりますけれども、その改正でございます。附則で、施行期日、経過措置を定めております。

以上が、議案第88号でございました。

右のページでございますけれども、議案第89号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして32ページでございますが、条例の一部を改正する条例でございます。この改正もただいまの議案第88号と同じく郵政民営化法の施行に伴い改正するものでございまして、第28条の占用料の規定中、郵政事業という文言を削るものでございます。

以上が、議案第89号でございました。

次に、右の33ページでございますが、議案第90号、菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして34ページでございますが、一部を改正する条例で、第2条第2項で規定しております給水区域に新たに菊池市木庭の一部を給水区域に含めるための改正でございます。

以上が、議案第90号の説明でございました。

右側の35ページでございますが、議案第91号、平成19年度菊池市一般会計補正予算（第5号）でございます。開けていただきまして36ページ、第1条、歳

入歳出予算補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,310万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億9,937万7,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。44ページをお願いします。歳入でございますが、款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金623万5,000円は、次世代育成支援対策施設整備交付金でございまして、福本保育園の拡張工事に対します交付金でございます。同じく款14国庫支出金、目5農林水産業費国庫補助金944万円の補正は、5件の農地災害復旧及び4件の林道施設災害復旧に伴います国庫補助金でございます。款15県支出金、目5農林水産業費県補助金3400万6,000円の補正のうち農業費補助金2,695万6,000円の主なものは、園芸新たな挑戦強化対策事業補助金で、JA菊池のイチゴ部会とゴボウ部会への施設整備及び機械導入の補助金1,271万6,000円でございます。それと、水田営農組織化整備緊急支援事業補助金で、2団体、これは上木庭営農生産組合と有限会社アグリパートナー菊池への補助金917万2,000円並びに地域特産物産地づくり支援対策事業補助金で、旭志茶生産組合への補助金340万9,000円でございます。また、林業費補助金705万円につきましては、作業道の開設に伴います補助金480万円と間伐推進のための補助金225万円でございます。一番下の款18繰入金、目3老人保健医療事業特別会計繰入金1億2,458万2,000円と、開けていただきまして46ページ、目4介護保険事業特別会計繰入金1,847万7,000円の補正は、平成18年度事業の決算に伴う繰入金でございます。款18繰入金、目1財政調整基金繰入金1億660万6,000円の減額補正は、特別会計の精算に伴う財政調整基金の減額補正と起債の現時点での確定に伴う補正でございます。款20諸収入、目2過年度収入748万7,000円の補正でございますが、平成18年度の児童手当及び運営費の精算に伴うものでございます。目3雑入2,844万4,000円の補正は、環境保全協力金で市外の11団体からの一般廃棄物の搬入に関しまして、排出事業者との事前協議が完了いたしましたので、その歳入見込額を補正するものでございます。一番下の款21市債、目9教育費1,350万円の補正は、泗水小学校、泗水西小学校の耐震補強に係ります設計委託と、戸崎小学校の屋上防水工事について、合併特例債が認められましたための補正でございます。

開けていただきまして48ページ、歳出でございますが、一番下になりますけれども、款3民生費、目1高齢者福祉費218万7,000円の補正のうち主なものは、県支出金返納金121万7,000円で、介護サービス利用者負担軽減等の事業確定に伴う返納金でございます。開けていただきまして50ページでございますが、款3民生費、目2高齢者福祉施設費265万8,000円の補正のうち主なものは、非

常勤職員報酬157万8,000円でございます。老人ホームふじのわ荘の分限休職職員と育児休業職員の代替職員の報酬でございます。中ほどの目4児童福祉施設費1,264万8,000円の補正のうち非常勤職員報酬263万円は、産休代替職員等の報酬、また次世代育成支援対策施設整備費補助金935万2,000円は、福本保育園の拡張工事に対します補助金でございます。次に、款4衛生費、目5環境対策費2,820万2,000円の補正は、市外からの一般廃棄物の搬入に伴います環境保全協力金を基金に積み立てるものでございます。開けていただきまして52ページ、款5農林水産業費、目3農業振興費2,755万1,000円の補正のうち主なものは、水田営農組織強化整備緊急支援事業補助金でございます。先ほどの歳入で説明申し上げました2団体への補助金917万2,000円、それと旭志茶生産組合への補助金340万9,000円並びにJA菊池のイチゴ部会、ゴボウ部会への施設整備及び機械導入の補助金1,271万6,000円でございます。同じく款5の項2林業費、目2林業振興費705万円は、作業道開設に伴います補助金480万円と間伐推進のための補助金225万円でございます。款7土木費、目2道路橋りょう新設改良費2,028万9,000円の補正のうち主なものは、市道6路線の測量設計等委託料1,468万8,000円でございます。目3道路橋りょう維持費390万1,000円の補正のうち主なものは、津留尾足線の測量設計等委託料300万円、また目4用地総務費393万8,000円の補正は、公共用地の取得に伴います統一単価の設定業務委託料でございます。2枚開けていただきまして、56ページをお願いしたいと思います。款9教育費、目6文化財保護費289万8,000円の減額補正は、埋蔵文化財の包蔵地でございます。菊池市西寺地区の菊池市が所有しております土地につきまして、埋蔵文化財発掘調査をした跡、競売により売却を予定しておりましたけれども、発掘調査につきましては払い下げ後の取得者、いわゆる落札者が開発する場合に原因者負担として行うべきとの県の指導によりまして、今回発掘調査に係ります経費を減額するものでございます。

戻っていただきまして40ページでございますけれども、第2表地方債の補正でございます。起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を21億6,556万3,000円とするものでございます。

以上が、議案第91号の説明でございます。

次に、63ページをお願いします。議案第92号、平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)でございます。開けていただきまして64ページ、歳入歳出予算の総額に1億3,596万7,000円を追加し、総額を67億3,235万1,000円とするものでございます。

68ページの事項別明細で説明をいたします。上段が歳入でございます。款2

国庫支出金、目1医療費負担金2,870万9,000円の補正は、平成18年度の事業実績に伴います精算交付金、款5繰越金1億706万8,000円は、平成18年度決算に伴います繰越金の確定によるものでございます。下段が歳出でございます。款2諸支出金、目1償還金1,138万5,000円の補正は、平成18年度の県費負担金の確定に伴う超過分の返納金でございます。一番下段の他会計繰出金1億2,458万2,000円の補正は、平成18年度事業実績に伴います一般会計の繰出金でございます。

以上が議案第92号でございました。

71ページをお願いします。議案第93号、平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして72ページ、歳入歳出予算の総額に1億7,315万8,000円を追加し、総額を40億6,238万2,000円とするものでございます。76ページをお願いします。歳入でございますけれども、中ほどの款8繰越金、目1繰越金1億6,774万7,000円の補正は、平成18年度の決算に伴います前年度繰越金でございます。開けていただきまして、78ページが歳出になります。款4地域支援事業費、目1包括支援事業費534万6,000円の補正は、ケアプラン作成のための嘱託員4名の報酬及び社会保険料でございます。款5の基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金5,663万3,000円の補正は、基金として積み立てるものでございます。款6の諸支出金、目2償還金9,263万7,000円の補正は、平成18年度介護サービス費の確定によりまして、国・県及び支払基金への返納金でございます。一番下段の他会計繰出金につきましては、平成18年度決算に伴います一般会計への繰出金でございます。

以上が、議案第93号でございました。

81ページをお願いします。議案第94号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして82ページ、歳入歳出予算の総額に2,454万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を3億8,131万1,000円とするものでございます。

88ページをお願いします。歳入でございますが、款3国庫支出金、目1簡易水道事業費国庫補助金285万2,000円は、補助金の名称の変更及び日生野配水池の築造工事の追加に伴う補助金の増額に伴う補正、款4県支出金、目1簡易水道事業費県補助金500万円の減額補正は、最終処分場周辺環境整備事業補助金が交付税措置へ変更されたため減額補正するものでございます。款7の繰越金、目1繰越金2,579万2,000円の補正でございますが、これは今回の補正財源に充てるものでございます。

下段が歳出になりますけれども、款1総務費、目2事業費2,274万2,000円の補正のうち主なものは委託料434万円で、旭志簡易水道の揚水試験調査業務委託料でございます。また、工事請負費1,838万1,000円の補正は、水源迫間簡易水道の配水池築造に係ります基礎杭打ち工事の増によるものでございます。

戻っていただきまして85ページ、第2表地方債の補正で、簡易水道事業について限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を1億7,000万円とするものでございます。

以上が、議案第94号でございました。

91ページをお願いします。議案第95号、平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして92ページ、歳入歳出予算の総額に200万円を追加し、総額を6億9,608万9,000円とするものでございます。

96ページをお願いします。歳入でございますが、款5の繰入金、目1一般会計繰入金200万円は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。下段の歳出でございますが、款1総務費、目2維持管理費200万円の補正は、永・住吉、田島地区の農業集落排水処理施設のポンプ等の修繕費でございます。

以上が、議案第95号でございました。

99ページをお願いします。議案第96号、平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)でございます。開けて100ページが歳入歳出予算の総額に58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,263万1,000円とするものでござます。

104ページをお願いしたいと思いますが、歳入につきましては今回の補正財源に充てるものでございます。

下段の歳出でございますが、産休代替職員1名分の賃金でございます。

以上が、議案第96号でございました。

次に、議案第97号の平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第106号、平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定の10議案につきましては、別冊になっております鶯色の表紙の平成18年度歳入歳出決算書となります。この10議案につきましては、地方自治法の第233条の第3項の規定に基づきまして、平成18年度の各会計の歳入歳出決算につきまして認定をお願いするものでございます。

また、議案107号につきましては、議案に戻りまして107ページになりますけれども、平成18年度菊池市水道事業会計決算の認定でございまして、これは地方公営企業法第30条の規定に基づきまして、水道事業会計歳入歳出決算の認定を

お願いするものでございます。これらの各会計の決算の認定にあたりましては、本市監査委員の詳細な審査を受け、審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。なお、資料として別冊で各会計の決算に係る主要施策の成果を添付しておりますのでご参照いただきたいというふうに思います。

最後に、133ページをお願いします。議案第108号、菊池市土地開発公社定款の一部変更する定款について説明申し上げます。今回の変更は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されましたことによりまして、公有地拡大の推進に関する法律が改正されましたために、第25条第2号中「郵便貯金」の文言を削るものでございます。附則で、平成19年10月1日から施行することといたしております。

以上、議案第108号の説明でした。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

次に、代表監査委員から監査の報告の申し出がっておりますので、これを許します。代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

代表監査委員（宮川貞雄君） 平成18年度決算審査の結果についてご報告いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、平成18年度の一般会計ほか決算書が市長より審査に付されましたので、森隆博監査委員とともに各決算書に基づき慎重に審査を行いました。ご提出いただきました書類及び聞き取り調査によりまして、審査を重ねました結果、審査に付されました平成18年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成され、決算係数は各関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも符合し誤りのないものと認めます。なお、各種基金の運用状況を示す書類の係数につきましても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。審査の中では、前年度との比較検討が可能となりましたために、各課、係ごとに個別事項についても成果は評価しつつも、留意点では逐一事務事業の見直しなどで係数を交えて注意しております。詳細な決算審査の結果は別紙に掲載しておりますので、ご熟読、ご確認をお願いし、せっかくですのでここでは審査結果の概要について若干報告させていただきます。

合併2年度となりました、実質はもう3年度になりますが、平成18年度の今回の決算で特筆されますのは、主要事業や継続事業の多くが合併推進協議会の確認事項の規定の路線でありましたものの、一般会計、特別会計ともに実質収支は平成1

7年度よりも減少、または単年度収支では前年度を割り込むことになったというようなことでございます。特に財政構造の面から硬直性、弾力性、健全性を示す指標では、経済収支比率及び公債費比率の上昇傾向に対して危機意識を抱いております。このため今後の財政運営にあたりましては、実質収支の増加、単年度収支の差引額が確実に実現できるように要請いたします。また、新市庁舎建設は凍結となりましたが、新市計画に基づく堅実な本市運営の展開や様々な行政改革の成果の反面、まだ横並び的な補助金、委託事業、随意契約等の継続をはじめ、非効率で改革・改善を必要とする点も多く横たわっております。なお、歳出で予備費の充用が多く見受けられました。予備費の執行については、慎重なる見直し、検討を要望いたします。さらには、実際的な評価が可能となります財務諸表、バランスシート、行政コスト計算書等の提示の取り組みが進められておりますため、早期に具体的な完成を願うものでございます。

さて、総合的な面ではありますが、本市は合併して3年目となり、全国的なレベルでの多面的な地域格差の拡大の中ではありますけれども、青少年人口の減少と高齢者の増加、農林・商工観光面の伸び悩み、進出企業の少なさ等もありますけれども、将来展望を確立していく上で大変現状は厳しい側面があります。合併によりまして新しく本市を創っていくとの使命感と情熱に燃え取り組んだこれまで2年間ではございましたけれども、本当の正念場はこれからであり、旧市町村単位やそれぞれの立場での違いは若干あるかもしれませんが、総合的な本市発展に向けて、より一丸とになっての市政充実への取り組みが今こそ肝要と確信いたします。このため、福村市長を先頭に献身的に取り組まれております三役のリーダーシップは当然ではありますが、実質的な市政の担い手であります部課長各位の皆様方によりまして一層の精力的で最高の取り組みの実現への期待とともに、全職員を挙げてさらなる菊池市発展へ向けた意欲的でスペシャリストとしての手堅い執務を願望するものです。今後におきまして、さらに最小の予算で最良の行政サービスと市民の福祉の向上を享受できる菊池市実現に向かっての取り組みを期待しつつ、本市の財政、組織、事業の全般にわたり、効率的で安定感のある市政運営と執行を一段と求めながら、決算審査の報告に代えさせていただきます。

以上です。

日程第5 陳情

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、陳情第4号が今定例会までに提出されました陳情であります。その内容については、お手元に配布しているとおりであります。

日程第 6 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第 6、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 5 日から 7 日まで及び 10 日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、明日 5 日から 7 日まで及び 10 日は休会とすることに決定しました。

なお、8 日及び 9 日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日 5 日から 10 日まででは休会ですので、会議を来る 11 日午前 10 時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑または一般質問を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、明日 5 日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

なおこの後、全員協議会を大会議室で開きますので、お集まりをお願いします。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午前 11 時 03 分

第 2 号

9 月 1 1 日

平成19年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成19年9月11日(火曜日)午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

出席議員(27名)

- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 東 | 裕人 | 君 |
| 2番 | 泉田 | 栄一朗 | 君 |
| 3番 | 森 | 清孝 | 君 |
| 4番 | 藤野 | 敏昭 | 君 |
| 5番 | 樋口 | 正博 | 君 |
| 6番 | 二ノ文 | 伸元 | 君 |
| 7番 | 中山 | 繁雄 | 君 |
| 8番 | 水上 | 博司 | 君 |
| 9番 | 三池 | 健治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健蓉 | さん |
| 11番 | 坂本 | 昭信 | 君 |
| 12番 | 隈部 | 忠宗 | 君 |
| 13番 | 奈田 | 臣也 | 君 |
| 14番 | 葛原 | 勇次郎 | 君 |
| 15番 | 木下 | 雄二 | 君 |
| 16番 | 坂井 | 正次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆博 | 君 |
| 18番 | 山瀬 | 義也 | 君 |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 19番 | 本 | 田 | 憲 | 一 | 君 |
| 20番 | 枋 | 原 | 茂 | 樹 | 君 |
| 21番 | 松 | 本 | | 登 | 君 |
| 22番 | 工 | 藤 | 恭 | 一 | 君 |
| 23番 | 境 | | 和 | 則 | 君 |
| 24番 | 北 | 田 | | 彰 | 君 |
| 25番 | 外 | 村 | 國 | 敏 | 君 |
| 26番 | 徳 | 永 | 隆 | 義 | 君 |
| 27番 | 横 | 田 | 輝 | 雄 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 福 | 村 | 三 | 男 | 君 | |
| 副 | 市 | 長 | 村 | 上 | 建 | 二 | 君 |
| 収入役職務代理者 | | 川 | 口 | 齋 | 子 | 君 | |
| 総務部長 | | 緒 | 方 | 希 | 八 | 郎 | 君 |
| 企画部長 | | 石 | 原 | 公 | 久 | 君 | |
| 市民部長 | | 村 | 山 | | 隆 | 君 | |
| 経済部長 | | 稲 | 葉 | 公 | 博 | 君 | |
| 建設部長 | | 岡 | 崎 | 俊 | 裕 | 君 | |
| 七城総合支所長 | | 平 | 野 | 國 | 臣 | 君 | |
| 旭志総合支所長 | | 水 | 上 | | 泉 | 君 | |
| 泗水総合支所長 | | 上 | 林 | 正 | 章 | 君 | |
| 市民部総括審議員 | | 大 | 場 | 美 | 範 | 君 | |
| 企画部首席審議員 | | 鳥 | 井 | | 修 | 君 | |
| 財政課長 | | 川 | 上 | 憲 | 誠 | 君 | |
| 教育長 | | 田 | 中 | 忠 | 彦 | 君 | |
| 教育次長 | | 山 | 口 | 正 | 司 | 君 | |
| 総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 | | 中 | 村 | 鉄 | 男 | 君 | |
| 水道局長 | | 後 | 藤 | | 定 | 君 | |
| 農業委員会事務局長 | | 五 | 島 | 千 | 秋 | 君 | |
| 監査委員事務局長 | | 田 | 島 | 伸 | 正 | 君 | |

事務局職員出席者

| | |
|----------|---------|
| 事務局 長 | 樋口 昭彦 君 |
| 議事 課 長 | 永田 哲士 君 |
| 議事 係 長 | 上田 敏雄 君 |
| 議事 係 主 事 | 本田 昇 君 |

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。質疑は一括質疑とし、3回までとなっております。質疑は提出議案に対し疑義を正すものであり、一般質問と違って自己の意見を申し述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 栃原でございます。議長のお許しがございましたので、質疑をいたしたいと思っております。事前に発言通告書を執行部の方にはあげておりますので、それに基づきまして質問をいたします。

まず、平成18年度菊池市一般会計決算書についての質疑でございます。ここでちょっと2番に同じく項目で付属書類としておりますが、すべて一般、18年度の一般会計の決算書ということでございますので、その中で1、2、3ということで質疑をさせていただきます。1つは増えましたけれども、これは議長に発言のお許しをいただいておりますので、早速質疑をいたします。

まず1点目の歳入の決算書で、款12、それから13、14、16、17、18、21の款の合計で、単純に決算書を見ますと約2億7,000万円の私から見れば歳入欠陥を生じているが、これにはどういう理由があっただろうということになっているのか。その、何も理由がなければ歳入欠陥ということで見ているのか、疑義がございますので、これについて1点目はお尋ねいたします。

それから2点目でございますが、これは昨年度も疑義があったからお尋ねしたいと思いましたが、もう昨年は17年度の決算で合併して初めてのいろいろな決算でございましたからそのままにしておりましたけれども、また今年も同じく決算書で歳入歳出についてでもございますが、予算現額と、歳入の方では予算現額と収入済額との比較、これが予算が、収入が多いくとも になっており

ますので、それから歳出についても収入予算現額と支出済額の比較が、不用額があるのに 対比が付いておるといことは、通常我々が判断しますときは非常に紛らわしいので、そのいずれが正しいのか。それを1つ疑義がございますのでお尋ねをいたします。

それから次に、決算書で財産調書の中で付属書類として財産に関する調書がございますが、その中の普通財産のその他の施設の建物で、木造の床面積1,297.73㎡及び非木材の1,572.44㎡については、いずれにある施設か。また、その利用状況についてはどうなっているか。それが全くもう決算については何の説明もございませんので、担当委員会の審査に基づいていろいろ採決に臨まなければならないということがございますので、これはもう質疑以外に道がないということがございますので、ただいま質疑をさせていただいたわけでございます。

あとは、質問席にて再質問はあればさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、栃原議員の質疑に対してお答えいたしたいと思えます。

まず歳入欠陥が生じた理由ということでございますけれども、歳入欠陥につきましては、各款ごとに主なものをお答えしたいと思います。まず、款12分担金及び負担金につきましては、保育料の滞納が増えたことや当初見積もり精算を補正に計上しなかったために予算不足が生じたものでございます。また款13使用料及び手数料につきましては、家庭系一般廃棄物処理手数料におきまして、当初予定されたごみ袋の販売が見込み数に対しまして少なかったものでございます。また、款14国庫支出金につきましては、平成19年度への繰越事業のまちづくり交付金事業の財源であります国庫支出金が8,830万円になりますけれども、これが未納金となり、また年度途中におきまして事業体制が変更となった障害者自立支援法の改正に国からの具体的な要綱が示されませんで、補助金等の受け入れについても年度末に示されたために組み替え等の補正予算計上ができなかったものであります。次に、款16財産収入につきましては、売り払いを予定しておりました物件につきまして公売広告をいたしました。が、入札者の募集がなく応募がございませんでした。しかしその後、購入希望の情報が入りましたために、随意契約にて予定しておりましたが、結果的にはその購入希望者の方からの購入がなかったということで、年度末までに売り払いができなかったことによるものでございます。また款17寄付金につきましては、予算計上の方法として必ずしも予定されていない科目、これは一般寄附等でございますが、それに1,000円を計上していましたが、該当する歳

入がなかったものによるものでございます。また、款18の繰入金につきましては、歳出の確定に伴い財源不足に対する財政調整基金の繰入について必要額のみ繰り入れとしたために歳入欠陥となったものでございます。款21の市債につきましては、款14国庫支出金にて説明いたしましたとおり、繰越事業の財源であります地方債の借入が翌年度になるものでございます。いずれにおきましても、予算に変更が生じた場合補正予算等に計上し、歳入欠陥とならないように対処してまいります。今後も各課において、国・県の動向や歳入根拠的確な把握、内容の精査に努めながら、予算執行の状況を確認しながら、そういうシステムをさらに活用し、職員研修等を行いながら、予算から決算に至るまでの適正な執行を執るよう指導してまいりたいというふうに思います。また比較部分につきましては、表示取り決めはありません。歳出が予算を生に表示しているため、歳入についても生に表示したものでございます。

次に、普通財産その他の施設等の木造で、そのいずれの施設かということでございますが、まず木造の1,297.73㎡の内訳でございますが、これは農業委員会横の北側になりますけれども、道路際にあります元司法書士が3、4軒入っておられました司法書士の事務所跡地を貸し付けていたものでございまして、その面積が53.50㎡、それと事務所兼倉庫として2階建てのプレハブがございまして、これは現在はシルバーセンターはハローワーク跡にっておりますけれども、その以前に水車の横にプレハブが建っております。現在、女性の会等が使っております。そこにつきましては58.75㎡。また、旧七城町の立地企業従業員住宅、これは砂田住宅790.32㎡、林原住宅の395.16、合計の1,185.48㎡でございます。次に、非木造の1,572.44㎡の内訳でございますが、これは旧菊池の音光寺団地、旧浄化槽施設でございまして、現在は使っておりませんが、その103.75㎡、それと旧菊池の人工シメジ茸生産施設1,095.33㎡、それと熱帯魚養殖施設138.06㎡、これも旧菊池市の分でございますが、これにつきましては平成18年度に売却処分をいたしておりますので、抹消が手続上漏れたということで申し訳なく思っております。それと、旭志のあさひが丘住宅のプロパン庫、ポンプ室及び浄化槽施設が普通財産として上がっております、50.06㎡。それと、旧泗水町でございますけれども、富の原の電鉄のバス停にあります駐輪場、こちらから行くと右側にあると思っておりますが、その駐輪場が68㎡、それと高江駐輪場、これが86.40㎡、竹の下駐輪場30.84㎡、これは1億創生のときに造られたと聞いております。なお、合併時に各市町村で取扱いにつきましては普通財産として財産調書に記載されておりましたので、現在もそのような形で普通財産として計上しているものでございますけれども、財産調書を再確認しながら現

地を確認したいというふうに思っておりますし、特に非木造につきましては、普通財産として取り扱うのは不適切なものも今申しましたようにあるわけですので、調査が終了次第、行政財産として必要なものにつきましては所属替えをしていきたいというふうに思います。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 再質問をしようかと思いましたが、大体すべておわかりのようでございますので、一般質問じゃございませんから、あるときは一般質問でさせていただきますので、以上で終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に、坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） おはようございます。質疑をさせていただきます。

ページ数は103ページ、たくさんありますから大きいやつからお尋ねしたいと思います。

款2 総務費の目財産管理費でございますけれども、節で需用額、予算5,352万円となっております。支出済額が4,548万3,691円、不用額が773万6,309円です。それを備考の方を見ますと、工事請負費より予算流用が60万9,000円、役務費への予算流用が4,000円、予備費より予算充用が1,065万8,000円、またその下の役務費を見ますと予算が1,281万5,000円、支出済額が1,276万2,415円、不用額が5万2,585円、需用費よりの予算流用が4千円、委託料への予算流用が6万5,000円、予備費充用は22万9,000円、使用料及び賃借料への予算流用が5,000円、原材料費への予算流用が80万7,000円となっております。このように、あっちの節からこっちの節へ、こっちの節からあっちの節へと、いろいろ流用が行われているわけでございますけれども、その定義、予備費充用と予算流用の定義はどのようになっているか、お尋ねいたします。

あとは、質問席で質疑いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 予算流用と予備費の定義についてということでございますけれども、予算の流用は、地方自治法第220条第2項の但し書きによりまして、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができると規定されております。また予備費

につきましては、これも地方自治法第217条におきまして、予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないとされておりまして、当初予算に計上しなかった新たな経費や予算金額に不足が生じた場合で、通常は補正予算としての措置でありますけれども、軽微な内容のものについては行政執行の効率の観点から予備費充用により行うことができると地方自治法第217条第1項の規定されております。以上が、予備費及び予算流用についての定義でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは、2番目、質疑をさせていただきます。

歳入欠陥が59ページ、節の社会福祉補助金、73ページの、これは73ページの財産収入の方は先ほど栃原議員の方から質疑がございましたので取り除きます。歳出予算の111ページ、補償補てん及び賠償金、113ページの報償費、127ページ補償補てん及び賠償、当初予算では計上されていませんでしたが、その後すべて流用で予算計上されて処理されてはいますが、これはどういうことでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず、59ページの歳入欠陥につきましては、障害者自立支援法の改正に伴うものが主なものでありまして、制度改正後の運用が遅れたために補助金から負担金への予算組み替えができなかったものでございます。

次に、111ページ、247ページの賠償金につきましては、損害賠償等の発生に伴いまして、相手方との示談が成立後に支払うものでございまして、緊急性がありましたために支払時期等にもよりまして、補正予算としての計上はできなかったと考えております。また、113ページの報償費につきましては、国際交流事業として釜山国際観光展出店時におきまして、現地の事業として使用料に一括計上されておりましたけれども、執行時に通訳費部分があることが判明いたしましたので、支出の性質上、報償費としての支出が適当であると判断し、流用し、組み替えたものでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは、3つ目をお尋ねいたします。

各款における予算充当後の不用額についてでございますけれども、節の5で予備

費充用が48件あるわけですね。予備費の予算が2,000万円です。そして予備費充当額が合計の1,988万6,000円です。不用額がですね、その中でも予備費を充当してもその中で不用額が予算の中に出とるわけですが、その予備費を充当した分の不用額が2,993万7,000円あるわけですね。予備費を充当しながら不用額が出ているわけですが、この不用額という、その不用額が少ないものが48件、不用額が少ないものが28件、不用額が流用よりも多いものが20件、特に多いものはですね、103ページでございますけれども、不用額が773万6,309円あるわけですが、工事請負費より予算流用が60万9,000円、役務費で予算流用が4,000円、予備費より予算充用が165万8,000円となっているわけですが、このこしここれだけそれぞれに予算流用されたり、よその節に流用したりして773万6,000円余っているわけで、素人の考えではこの不用額が770万円もあればこの流用する必要はないんじゃないかなと思う気もするんですけども、そういうことはどんなふう処理されていますか。お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 予備費充当後の不用額についてということでございますが、予備費の充当につきましては、緊急を要する施設の修繕や交通事故による賠償金、事故車の修繕または義務的経費で、予算の計上が漏れていたもの等がございます。現予算では対応することができなかったものでございまして、不用額は事業を実施するにあたりまして工事、修繕、備品購入等生じた入札残や協議会運営会等の委員の欠席による費用弁償の残が主なものでございます。例年3月補正で各事業において10万円以上の不用額があるものについては減額を実施しておりますけれども、しかし3月の補正締め切りが1月末に事務処理をいたしますために、2月以降に執行計画されている備品購入等や会議、研修等の費用弁償等が100%執行されず残ったものでございます。いずれにいたしましても予算は年度計画において的確に執行されなければなりませんので、不用額も補正予算額で減額し、予算の適正化に努めてまいりたいというふうに思いますし、それが基本でありますので、今後予算の執行運用につきましては、職員の意識と知識の向上に努めて、今後適正に処理してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） 最後に1つだけ、補正があるとしますならば、やはり議会もあるこ

とですので、考えによっては議会軽視とも執りかねませんのでよろしく申し上げます。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） 以上で質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第88号から議案第108号まで及び陳情第4号の22案件をお手元に配付しております議案・陳情等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました議案を十分審査いただきますようお願い申し上げます。

平成19年 第3回菊池市議会定例会議案・陳情等付託表

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|---------------|---------|---|
| 総務 常任委員会 | 議案第88号 | 政治倫理の確立のための菊池市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第91号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算 |
| | 議案第97号 | 平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第108号 | 菊池市土地開発公社定款の一部変更について |
| 文教厚生 常任委員会 | 議案第91号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算 |
| | 議案第92号 | 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算 |
| | 議案第93号 | 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 |
| | 議案第96号 | 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 |
| | 議案第97号 | 平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第98号 | 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第99号 | 平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第100号 | 平成18年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 経済 常任委員会 | 議案第91号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算 |
| | 議案第97号 | 平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 陳情第4号 | 陳情書 |
| 建設 常任委員会 | 議案第89号 | 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第90号 | 菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第91号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算 |
| | 議案第94号 | 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 |

平成19年 第3回菊池市議会定例会議案・陳情等付託表

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|-------------|---------|---|
| 建設 常任委員会 | 議案第95号 | 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 |
| | 議案第97号 | 平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第101号 | 平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第102号 | 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第103号 | 平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第104号 | 平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第105号 | 平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第107号 | 平成18年度菊池市水道事業会計決算の認定について |

日程第3 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順であります。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） おはようございます。あらかじめ通告をいたしておりましたので、それに沿いまして順次質問を行ってまいります。

まず最初に2008年4月施行の新医療制度についてお伺いをいたします。去る7月の参議院議員の改選は、暮らしや福祉、雇用、平和などを争点に激しく戦われましたが、結果は政権与党の惨敗に終わりました。しかし、大敗の最高責任者である安倍首相は、国民の厳粛な審判に心恥じることなく、早々に続投を決めました。それには誰もが驚き、改めて庶民感覚とのズレを思い知らされたことでした。首相曰く、小泉構造改革を引き継ぎ、その改革を完結させるのが自分の責任だと。しかし今日、日本社会はその小泉構造改革によってもたらされた様々な歪みによって深刻な様相を呈しています。市場原理による競争主義は、勝者敗者の二分化を生み、経済的な強者があらゆる分野を席卷してしまおうというおぞましい傾向を示しています。弱者の切り捨て、地方の切り捨ては、小泉構造改革の負の果実であり、今般の参議院の改選では、まさにその改革の中身が問われたのです。有権者は、一票一票をもって、闇雲な改革に警鐘を鳴らした。しかしこの国の国政は、同じリーダーによって従来の路線を踏襲することになり、8月27日、第2次安倍改造内閣が発表されましたが、組閣早々の辞任劇を見るにつけても、先行きの不安を募らせているのは私だけではありますまい。そのような政治的な状況の中であって、来年4月から市町村には国から新しい医療制度が義務づけられます。特定健康診査、特定保健指導がその1つですが、これは小泉内閣において郵政民営化と同じように政権公約であった医療制度の改革によって導入される新規事業です。小泉内閣は、医療制度改革関連法案を可決させ、その新医療制度ではサラリーマンの医療費負担を2割から3割に上げた。70歳以上の高所得者について、医療費の窓口負担が2割から現役世代と同じ3割へなった。2008年度からは70歳から74歳で今までは1割負担の人も2割負担になった人も出てきたと。医療財政の悪化から、非常に短絡にこのように医療費の自己負担率を上げたわけで、これが改悪と言われる由縁でし

ようが、今期医療制度の改革の柱の1つとして実施されるのがメタボリックシンドロームに着目したところの特定健康診査、特定保健指導という新規事業であるわけです。内臓脂肪は、糖尿病、耐糖能異常、高血圧、高脂血症につながり、放置すると心筋梗塞、脳卒中になりやすいという考えに基づいているわけで、ここへ来てやっと予防医学への転換が政策化されたということでしょうが、予防医学への転換そのものについては、遅きに失した感があるくらいですが、それにしても実施義務者である市町村にとっては余りに急な話で、しかも地域医療の実態及び財政状況と一切お構いなしという、これでは先の障害者自立支援法と同じように、まさに市町村へ丸投げの呈です。義務づけられる特定健康診査、特定保健指導の対象者は40歳以上74歳までの男女すべてが対象とされています。厚生労働省自体がまだ模索の段階で、下ろしてくる通達も流動的で一貫性がないと、全国の自治体は、今、大いに困惑しているというのが実態のようです。とはいえ、法が通ってしまった以上、我々はそれに従うしかなく、本市においても事業の実施まであと半年余り、その体制づくりでさぞ大変なことだろうと思われま。同情を禁じ得ないながら、私がこの件に関してまず最初にお聞きしたいのは、この新規事業は企業に請け負わせる、つまりアウトソーシングを推奨するような国の誘導がありますが、本市においては市が責任を持って行っていくということに間違いはないとして、本市がこれまで積み上げてきた総合健診や人間ドックとの整合をどう図られるのか。そしてその調整をこれまでよりステップアップされる方向で調整されなければ意味はありません。果たしてそれは可能なのか。現状では、甚だ心許無い印象ですが、具体的にはどういう形態になるのでしょうか。

次に、この新規事業は介護保険の導入のときとおなじように、あるいはそれ以上の改変で膨大な事務量を伴っています。そして、この事業は本制度のみならず、後期高齢者医療制度や介護保険や福祉部門が連動しているため、これらの複雑で高度な実務をすべて連携させて同時進行で進めなければなりません。菊陽町では、事業開始に万全を期すとして、後期高齢者医療制度対策室なるものを新設したと聞きます。本市の状況を見ておりますと、窓口事務もひっきりなしにある中で、現体制のままでは、これをよりよい新制度として確立して継続していくことは、とても困難だと思われま。また今以上の労働強化を敷いて見過ごすことは、執行部の責任問題にもなりかねないと私は心配いたします。本市においても地域医療と予防医学の基礎体系構築のために、少なくとも菊陽町のような何らかの対策を早急にお考えいただくべきだ思われますがいかがでしょうか。

まず、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） おはようございます。

まず1点目の本市における特定健診の形態についてですけれども、本市では平成19年度までは老人保健法に基づく40歳以上を対象とする基本健康診査と生活習慣病健診及び結核、各種がん検診を実施してまいりました。平成20年4月からは老人保健法が廃止されまして、高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に特定健康診査を実施することになります。実施につきましては、現在行っております菊池養生園による集団健診と各医療機関を個別に受診する施設健診の2つの健診形態を考えております。個別健診につきましては、現在も実施をしております。人間ドックの健診機関も含めまして、今後地元医師会と協議も必要と考えております。また、特定保健指導につきましては、個人の健康管理に働きかける行為でありまして、保健指導実施者と対象者との十分な信頼関係が必要でございますので、外部委託でなく、市の保健師を中心に実施したいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 後期高齢者医療制度の導入に伴います組織体制についてでございますけれども、議員ご承知のとおり、来年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わるわけでございますので、後期高齢者医療制度の運営につきましては、県内48市町村で構成いたします熊本県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり制度の運用を行います。広域連合及び市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する事務のうち、熊本県後期高齢者医療連合規約第4条に基づく事務を担うものとしております。市町村は、被保険者の加入、脱退の届出や保険証の交付、保険料の徴収、給付に関する申請受付業務を行い、そのほかの業務は広域連合が行うこととされております。このため、今後担当課長がヒアリングを実施する中で、来年4月からの事務に支障がないように協議を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 市民部長のお答えでは、市が責任を持って基本的にやっていくということと、その養生園を中心にしながら各医療機関と信頼ある連携関係をつくっていくということのようでした。そして人間ドックは残すという形で、今まで取

り組んできた、例えば総合健診であるとか、そういったものがもう少し細やかな健診とか、保健指導ができるような形にやっていくということの理解でよろしゅうございますね。事務は今から詰められると思いますので、ぜひその線でお詰めいただきたいと思います。総務部長のご答弁では、明確なその菊陽町のようなという方向は示されませんでしたけれども、今後は担当部署と協議をするということでありますので、その辺に信頼を置きながら、ちょっとより細やかに聞いてまいります。

今おっしゃいましたように、新医療制度では老人保健法が名前も変わりましたね。高齢者医療確保、ちょっと長い名前ですけども、名称が変更され、制度の枠組みも65歳以上、74歳までを対象とするのが前期高齢者医療制度、それから75歳以上を対象とするのが後期高齢者医療制度に分けられるということですね。後者が、今おっしゃいましたように熊本県の全市町村が加盟して構成する広域の団体に運営することになり、これまた私は問題が多いと思うんですけども、地の利や財政力の差が大きい熊本県において、調整は困難を極めてしていると聞いています。保険料や税の負担を伴うことは避けられない状況で、これこそが改革の中身であるということをおっしゃって知るところですが、この新制度は、この他にも医療破壊や医療難民を発生させない要因をはらみながら進んでいくわけで、その中身の1つであるのが特定健康審査・特定健康指導において、そのこの制度においては、医療保険者である市町村は、5年ごとに健診・保健指導の実施計画を策定しなければなりませんね。そして、その都度評価することになっておって、第1期が20年から24年の5年間、この間に糖尿病の該当者と予備軍を10%削減し、将来的には25%削減することが目標に設定されています。これは達成せよという強い目標設定のようですね。健診対象者は被保険者だけで4,700万人、それから被保険者と被扶養者を合わせると5,600万人に上る。対象者すべてに健診を受けてもらった場合、メタボリックシンドロームの該当者と予備軍が2,000万人に上ると予想されています。これは全国の数字ですが、本市は対象者に対してどう周知を図っていくのか。受診者数をどう予測しているのか。受診率をどう上げていくのか。また健診義務者である市は、受診対象者に強制力を有するのか。これらの点をお聞かせ下さい。

また企業の保健組合では、これまで従業員の健診は実施されていましたが、その扶養家族までは手が回っていないというのが実態です。しかし新健診では、夫が加入する健康保健組合などが、その扶養者である専業主婦に対しても健診の義務を負うこととなりますが、企業側がそれを放棄して市町村に依存してくる可能性が考えられます。その場合、受託をどうされるのか、どういう対応で臨まれるのでしょうか。

次に、この新事業に関して、初年度総額どれぐらいの経費がかかるのか。また、

この制度の準備から導入、継続に関わって、通常の事務処理及び専門職がどのくらい必要と見ておられるでしょうか。

以上、2回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず、1点目の新制度周知につきましては、市民の皆様のご理解が重要ですので、従来実施しています広報紙の掲載やパンフレット等による周知の強化を図ってまいります。さらには、市民の健康実態や課題を盛り込んだ内容で、各種団体の会合での説明や各地区の座談会等を実施し、制度の周知と住民の皆様のご健康意識の高揚に努めまして、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。また特定健康診査の実施体制につきましては、生活習慣病健診と各種がん検診を組み合わせました複合健診、特定健診を含む人間ドック事業、早朝健診、休日健診等、市民の皆様が受診しやすい健診体制の検討をしております。今回の特定健診につきましては、個人に対して義務化されているものではありませんけれども、市民の皆様のご健康を確保する面からも受診をしていただき、生涯を通じた健康づくり、あるいは生活習慣病対策に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の社会保険の被扶養者の健診受託が可能かどうかについてのお尋ねですが、ご存じのとおり、特定健診等につきましては各保険者の義務となっておりますけれども、本市におきましても国保加入者だけの健診を行うのではなく、熊本県広域連合が保険者となります75歳以上の後期高齢者医療受給者の特定健診業務、それからお尋ねのありました被用者保険、社会保険等の被扶養者の健診につきましても、委託要望があった場合には対応していかなければならないと考えております。また実施方法につきましては、健康保険組合、政府管掌健康保険組合等と集合契約を締結して、健診の受診券等を使用して対応したいと考えております。なお経費につきましては、各保険者の負担となります。

3点目の初年度経費、それから準備、導入、開始に係る保健師の人数がどの程度必要なのかについてでございますけれども、平成20年度の見込みとしましては、被保険者数に27%の受診率を見込みまして、健診費用、保健指導費用を概算で2,100万円程度と見込んでおります。また、保健師の見込み数でございますけれども、現状の業務を遂行しながら新しい体制の準備を実施しているわけですので、今後においても事務量の増加が想定されまして、また充実した保健指導が求められます。現体制においては非常に厳しい状況でございます。今後5年間で健診業務の成果が大きく求められ目標値に到達できなければ、後期高齢者支援金の拠出金に対するペナルティを受けることとなります。そのためにも、この特定健診について、保

健師、管理栄養士などの専門職が必要となります。ただ人数的には、まだ把握していません。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 周知を図るということについては、広報やパンフや、それから各種団体に説明に行くということでありましたけれども、言葉で言うのは簡単ですが、この事業はとても大変ですよ。それ全部やろうとしたら圧倒的な人がいるし、物流もいりますし、資料もいりますね。それを全部揃えるわけですから、これは大変な作業だと思います。どうぞ心してお取り組みいただきたいと思いますが。

それから、市民ですので企業保険の方もそれは一般市民ですので受けないということはいけませんので、ぜひやっぱりルールをつくってきっちり受けて検診料は取るということを怠りなくやっていただきたいと思います。

それから、概算でまだ事業が固まっていませんのできっちりした予算は出ないというところでもありましょけれども、立ち上がりで2,100万円ということですよ。そして事務的な体制は非常に控え目なご答弁でありましたが、足りない、案に、非常に厳しいということでありました。そうであろうと思います。ですから、私はこのことに、事業に対して大変心配をするものですよ、今日お聞きするわけですが、さらにちょっと中身についてもう少し詳しく聞きたいのですが、この新制度を着実に実施するために、実施させるためにといいたいでしょうか、厚生労働省は誘導策を用意していますね。健診実施率や保健指導実施率などの目標達成度に応じて、支援金の額が増減するというわけですよ。お金でつるといわけですよ。そればかりか、目標を達成できなかった保険者には、ペナルティが課されるといいます。実施率や保健指導率のポイントが稼げなかったら、負担割額に相当額のパーセンテージが掛けられてペナルティが課せられるという大変恐ろしい話ですよ。目標達成のために保健指導は受診者のリスクレベルに応じて3つの段階に分けて行われる。第1段階が健診の受診者全員を対象とする情報提供支援、それから第2段階が生活習慣病のリスクのある人を対象とする動機付け支援、第3段階はリスクが重なって出ている人を対象とする積極的支援、ここに管理栄養士が必要とされていますが、本市にはいませんね。果たしてこの現状において、健診実施率や保健指導のポイントで目標値が達成できるのか。あるいは、ペナルティを背負うことにならないか、とても心配されるところですよ。現在本市には通常の栄養士が、管理栄養士ではなく通常の栄養士が、それも嘱託で1名。それから保健師は地域包括支援センターに2

名、子育て支援課に1名、福祉課に1名、その他が10名ですが、この現状では、例えば子育て支援課に支援に関わる妊産婦の心身のケア及び乳幼児健診等においても体系的な十分なサポートができない実態にあるのは度々指摘してきたとおりです。ところが今時の事業では、それに加えて管理栄養士が必要であることが明らかになりました。これまで本市に管理栄養士がいなかったこと自体恥ずかしい話ですが、この種の事業を効果的な信頼あるものにするには、どうしても人の力に頼らなければなりません。保健指導の担当者は、健診及び指導事業の企画立案や評価を行う役割を担うことから、高度な能力が求められており、厚生労働省も保健師、管理栄養士は、この事業に欠かせないマンパワーとして確保されるべきだと言っています。例えこれに法的な拘束力がないにせよ、合併の理由の1つであったところの合併すれば専門職を確保しやすくなるという説明に照らしても、そしてなによりもこの事業を安定的に効果的に運用するには、この際確保されなければならないと思われませんが、いかがお考えでしょうか。ところで、この事業の財源についてですけれども、これは国・県・市、それぞれ3分の1ずつ拠出ということのようですが、本市はどこにその財源を求められるのか。保険料に上乘せるのか。そうであれば、それは1人当たりどのくらいの負担になるのか。それとも予防医学のベースとして一般財源から繰り上げが可能なのか。いずれにしても、市民に今以上の負担を強いるのは極力避けなければなりません。財源をどこに求められるのかをお伺いいたします。そして、この事業に関わる保健師、管理栄養士等の専門職を雇用すると交付税措置になるという厚生労働省の情報もありましたが、実際はどのようなのでしょうか。もう3番目の質問ですので、関係部長のお答えの後に市長のご見解をお伺いしたいのですが、厚生労働省のホームページやほかの資料を見ても、この事業を含む新医療制度についての国の措置はまだ明確ではないようで、省庁間の調整や地方との駆け引きの余地も残されている印象です。格差の大きい地方を一律に見なし、何もかも地方の裁量でやれというのはあまりにも国は虫のいい話で、本来ならば国のセーフティネットとしての社会保障制度で位置づけられるべき性質のものですから、今後もあらゆる組織、あらゆる手段で国・県の支援を引き出す方向を追及していただくことはもちろんとして、新事業が予防医学の要として市民の信頼を得られるように、また新事業に遅滞やトラブルが生じないように、関係部署と、特に実務担当者との十分な協議の上、必要かつ具体的な人的体制を整えて臨まれるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず1点目の財源についてですけれども、議員おっしゃる

ように補助基本額の3分の1ずつを国・県で負担することに相成ります。残り3分の1と補助基本額を超えた持ち出し分については、保険税が財源となります。1人当たりの健診費用の負担額につきましては、約1,000円程度を見込んでおります。また、2点目の専門職の人員確保に伴う交付税の措置についてですけれども、県に照会した限りではないということでした。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 管理栄養士の配置についてでございますけれども、現在の状況といたしましては、1名の職員が管理栄養士の資格を有していると。養護老人ホームに配属しております、今回の法改正によりまして、高齢者の医療確保に関する法律第18条第1項におきまして、特定保健指導実施者は保育指導に関する専門的知識及び技術を有する者と規定されており、具体的には常勤の医師か保育士、または管理栄養士が必要とされております。そういうことで、今後管理栄養士を含めた実施者の配置につきましては、これも担当者と、担当課と十分協議しながら行う必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ただいま、保育士と言ったそうですが保健師の間違いでございますので訂正いたします。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 健診業務等に関わる人員体制の整備についてでございますけれども、ただいま担当部長の方からご説明の中に申し上げましたけれども、制度が先行しておって、それを後追いせざるを得ない状況下にあります。その中で、人的な面におきましても予測しないような、いわばそういった資格を必要とするというのが現状でありまして、かといって交付税措置は今はされないとい説明を申し上げましたけれども、財政的にも大変厳しい中において制度が先行しているというのが現状であります。後期高齢者の支援金に対する拠出金が目的を達成しなければ、またペナルティという形におきましてこの課せられるというふうに、非常に厳しい選択を受けておるわけであります。しかしながら、今後の新医療制度の高齢者保健との統一、保険統一など、医療費の適正化に向けた施策が打ち出されております。その中でも、特定健診事業等につきましては、年々増加傾向にあります医療費の抑制ということにつきまして、目標数値を設定して具体的な効果を図っていくと、このような目標が掲げられております。住民皆様方の健康維持に努め、財政基盤の安定化をさらにまた図っていかねばなりません、これらの諸施策はその財源を伴

うこともありますけれども、確実に市民の健康・暮らしを守るために遂行していく必要があると。その必要な要件というものを整えていかなければならないと、このように思います。菊陽町の事例を引き合いに出されましたけれども、ぜひ参考にもさせていただきたいと思います。そのような立場におきまして、専門的にひとつのスタッフの配置につきましても、これは庁内におきましてもこの暫定的な期間ではあると言いながらも、目標年度が定められているわけでありますので、これに伴いましてこの人員配置の適正化に努めますとともに、よりよい住民サービスが提供できますように、さらに考えを新たにしながら取り組んでまいりたいと、このように思っております。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 関係部長も、市長も、担当部署と十分な協議をしていくということでありましたので、信頼をして期待をしたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、安定的な公共サービスの保障についてお伺いをいたします。本市の18年度職員の退職者は18人、新規採用は0でした。これは周知の事実ですが、去る7月の全員協議会において、19年度退職予定者は勸奨を含めて20人であり、これに伴う新規採用は今年度もしない旨の見解が述べられました。全協における報告に留められましたので、ここで数点の問題点をお伺いいたします。依然として公務員バッシングは様々な場面で表面化しており、そういった世論に後押しされ、市職員の削減は非常にやりやすい状況下にあると思われませんが、しかし私は公共サービスの創出という特殊な業務内容に照らして、2年連続新規採用0という姿勢には、市民サイドからいくつかの疑問と懸念を抱かざるを得ません。言うまでもなく、職員の削減が市町村合併の大きな狙いであり、本市行政改革の狙いもまた、それを筆頭項目に掲げていることは先刻承知しています。そしてそれに沿う集中改革プランは、特に民生部門でいくつかの問題をはらみながらも、職員削減を進めつつありますが、その行政改革集中改革プランでさえ、目標達成年度を21年度としています。にもかかわらず、それを2年前倒して達成させるということについては、無条件で喜んでいいものなのかどうか疑問を覚えるところです。なぜならば、現場の実態に接する者として、いささか性急にして乱暴な話ではないかと思われるからです。いわゆる2007年現象が始まったわけですが、昨年度の18人と本年度の20人、合計38人の大量退職者、この現象は単なる数の問題ではなくて、行政事務に技能・技術の空白が生じる事態だと見るべきではないでしょうか。一般企業では、団塊世代の退職は経済活動の現場から高い技術・技能が失われる社会問題だと、その対策を

立ててきました。公的機関においてもその認識は必要で、何よりも市役所は公共サービスの担い手であるという業務の性質に照らしたとき、濃い38の技術・技能が抜け落ちたままでサービスの維持が図られるのか。特に福祉部門を見たとき、その危惧は膨らみますが、当局にはその危惧はございませんでしょうか。職員数の適正化計画は、特に合併を期に声高になりました。しかしそれは組織機構の見直し及び事務事業の見直しとセットでなければなりませんし、さらには将来の年齢構成等も考慮に入れておかなければなりません。その点のご配慮はございますでしょうか。私も行政改革を基本的に指示しており、なにもこの時節、何人もの人を採用せよと言っているわけではありません。しかし、行政事務が日々高度化していく中において、現職場状況を中長期的に総合判断するならば、若干の新規精鋭、新しい地方自治などを学んだ人たちを取り込むことは望ましく、むしろ必要なことだと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

また、この地に住む有能な若者たちに就職のチャンスを残し、希望を失わせないためにも、そして地域からの頭脳の流出を防ぐためにも、今少し丁寧な、緩やかな方向をお示しいただく方がより賢明だと思われませんがいかがでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 職員の採用計画につきましては、先ほど議員仰せのとおり、集中改革プラン、また定員適正化計画に基づきまして実施しております。平成17年度から5年間で48名の職員の削減計画を行っておりますし、財政健全化に向け、鋭意努力しているところでございます。この定員適正化計画は、本来雇用促進という観点からも毎年度安定した職員数を雇用する計画であり、適正化計画期間の5年間に安定的な採用を実施することとしていましたが、地方分権や三位一体の改革によりまして、厳しい財政状況を勘案しますと、できる限り早急な職員削減の必要性があることから、昨年度に引き続き平成20年度の新規採用職員につきましても見送ることとなったところでございます。職員数の年齢構成上の問題につきましては、これまでも採用年齢には幅がございまして、2年間不採用でも偏った年齢構成は生じないということを考えております。ただ同期という、採用の同期という部分は薄れてまいりますけれども、年齢の幅がございまして、年齢構成上は2年間では偏った構成には生じないと考えております。また、1名から2名でも採用できなかったかということもございますけれども、あるいは地元の優秀な若者が外に流れていくとのご意見でございますが、先ほど申しましたように20年度の採用見送りに至りました経緯をご理解いただきたいと。また2年間の職員不採用の影響が決して住民サービスの低下につながらないように組織の見直しを図りますとともに

に、職員の職務に対する意識の高揚を併せて図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） これまで聞いてきた説明の域を超えるものではなかったと、それ以上は言えないというところでもありましようけれども、そうであることによつて弊害がやっぱり生じていると。具体的な弊害もあるということ若干申し上げたいと思うのですけれども、年齢構成に支障はないということでありましたが、合併前も旧市町村においては採用を手控えておりましたので、この2年間ではそれは図れないだろうと私は思うわけですね。もう少しやっぱり検証が必要であるかと思えます。でですね、これから具体的なお話いたしますが、国の農政が行き当たりばったりでくるくる変わることを私たちは猫の目農政と呼んできましたよね。ところが今日では、農政のみならず民生部門でもそれが恒常的になっていますね。介護保険がしかり、障害者自立支援法がしかり。先ほど決算報告書でも介護保険支援法のその導入をめぐっては、非常にやっぱり予算ががたがたとしたということが報告されておりますが、そして今回の医療制度改変しかりです。そのたびに市町村は人の物も、金も、大いなる負担を強いられてきましたし、今日もそれらは現在進行形で続いています。指定管理者への移行など、諸事業の見直しについては鋭意努力していただいていることは承知していますが、しかしその見直しを上回る新事業が煩雑で高度な実務を求めながら次々に国から下ろされてきています。部署間には労働密度にばらつきがあるとしても、私が仕事上、縁の深い部門では、どこも市民に対してもっと丁寧に十分な手当をしたいのだけれども時間が取れずにできないと言っています。職員の中には、慢性的にそういう消化不良の心情がある。それが市民の側からすると、市役所は不親切、あるいはいつも通り一遍というような印象になるようです。これはまさしくサービスが低下した具体的な姿ですが、こういう状況をどうお考えでしょうか。また職員の中で、長期休暇の人、メンタルケアで加療中の人がいるやに聞いていますが、これは立ち入ったことはよろしゅうございますが、その予備軍はかなりの数に上ると聞いています。こういう状況をどう把握し、労働衛生の観点からどういう対策をお考えでしょうか。必要な高品質のサービスを維持する、そのための人の確保であることについては、市民の皆さんもわかって下さると思いますが、そうお考えになりませんかでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） お答え申し上げます。

公務員は常に住民サービスに最大の努力をすることが求められておりまして、市は職員に対して住民サービスの機会を増やし、そのための職場環境を整備することが重要だと考えています。現在、職員の職務に対する目的意識の向上と業績を評価するため、人事評価制度の導入を進めてまいっております。この制度につきましては、平成19年3月定例会におきまして、森清孝議員の一般質問に対しましてご答弁申し上げておりますとおり、職員それぞれが毎年業務の達成目標を設定し、その目標に対する達成度を本人と上司が評価しながら効率的に仕事を進めていくものでございます。今後この制度を有効に機能しますと、職員の仕事に対する満足度が向上するだけではなく、併せて業績評価により効率的で的確な仕事の構築により、さらなる住民サービスの向上が図られると考えております。

次に、メンタルヘルスの問題でございますけれども、合併後3年を迎えまして、今では職員間の親睦も進み、職務に沿った人間関係が徐々に構築されているものと理解いたしております。普段から管理職に対しましては課内の職員のメンタル面に注意を払うように指示しておりますし、また職員課といたしましても常に各課の職員の勤務状況に注意を図っており、特に年休の原因がメンタル的なものであると考える職員につきましては、個別に面談を行いながら、積極的にその未然防止に努めているところでございます。

次に、職員採用につきましては、現在、熊本県の市町村会の共同試験に参加をいたしております。募集業種に応じた公正な試験を行っております。採用についてでございますが、質の高い職員を採用されていると確信はいたしておりますので、今後とも適正化計画に沿った職員採用を行うとともに、優秀な受験者の申込者が増加するよう魅力ある菊池市、また市政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） お答えにありましたその人事評価制度そのものが非常にやっぱりプレッシャーになって、評価する者と評価される者の関係ということは、やっぱりメンタルヘルスを必要とするような職員を発生させるということになっているんですね。そういうやっぱりバックグラウンドをきちんと抑えないと、その人事評価制度で解決できるものではないということを私は申し上げたいと思います。その適正に人事を行っていくということでありましたけれども、じゃその人事を行っていく前に、もっとやっぱり現場を検証しなければならない具体的な例がある。そのこ

とについて伺っていきます。私は職員の採用や人事に関して、過去数年の事情を多くの市民やOBの方から聞いて長い間ちょっと調査をしてまいりました。その中で、情実人事が横行した事実を話して下さった方や、また仲良し人事やお友達人事では市は発展しないとお手紙を下された方もいます。それらを全部鵜呑みにしているわけではありませんが、職員の数及び適正配置は、それらの厳正な検証の後に初めて説得力を持つこととなります。まず古くて新しい問題として、残業の問題があります。これについては、市民サイドからも議会サイドからも度々疑念が出されてきました。新事業の説明とか、税の徴収等、通常の勤務時間では不可能な事務においては、それはいわゆる時間外に行わなければなりません、そのような事務についてもフレックスタイム制などを併用して合理的な運用をこれからは検討していくべきでしょう。残業についての聞き取りや調査によれば、ひとつの情報として、残業は人について回るといいます。つまり残業する人はどの課に行っても残業をしているというのです。これは由々しき話です。本来8時間の実務時間があるわけですから、それをこなせないとする、それにはいろいろ理由がありましようが、1つには人が足りないと判断しなければなりません。もちろん大方の人が差し迫った事務のためにまじめな残業をしているということは存じていますが、私がここであえてお尋ねするのは、今後はワークシェアリングも視野に入れていただくこととして、残業の問題については過去に遡った実態検証と、それと同時に管理職の実務能力、管理能力及び管理体制のあり方が問われていると思われるからです。これについてはいかがお考えでしょうか。

次に、現組織機構の非合理制の問題です。現状では、市民は事業ごとに説明を受けるシステムになっています。窓口に来て、福祉課に行って、健康推進課に行って、地域包括支援センターに行ってしまうように事業別の対応であるために、狭い各課の間をカニのように横歩きしながらはしごしなければならない。また、それぞれの担当者もはるか向こうの担当者へつなぎに行かなければならない。これでは、非常に非効率的であり、かつ行き違いを発生させやすいですね。このような事業を中心とした対応ではなく、人を中心とした対応ができるように、つまり相談に来た市民をあっちにやりこっちによりしなくて済むように、関係課をぐっと近場に寄せる関係部署の物理的な連結及び担当者の横断的な人的連結を図ることによって事務能率を上げ、併せて市民の利便度と信頼度を上げるべきだと考えられますが、いかがお考えでしょうか。

それから、部署の配置に関してもう1点。市民からの訴えの中に、市民部を行ったり来たりしているときに、あまりの狭さにむこう脛を何かにぶつけて黒じみになったという話を聞いたことがあります。それで私は各課のスペースを大ざっぱでは

ありますが点検してみました。1階はまさに訴えのとおり狭いですね。しかし2階は比較的ゆったりとしている。支所はがら空きですね。改めて1階と2階と支所の使い方が非常にアンバランスであることがわかりました。この件をもう一度市民の皆さんに投げ返したところ、いわゆる限られた市民が利用される部門については2階のスペースに移すか、あるいは支所を利用する方法を取り、福祉関係の市民が多い1階はもう少しスペースを確保して市民中心の環境を整えるべきではないかというご意見でしたが、いかがお考えになるでしょうか。

もう一つ、職員の質の向上を図る事業として、先ほど総務部長もちょっとお触れになりましたが、これに関連すると思いましたが、市町村アカデミーや自治大学への派遣が行われていますが、これについて同じ人が何度も行くとか、締め切りの後に手を挙げた人が選ばれたなどという話も伝えられています。これは残念ながら、この事業が半ば形骸化していたか、あるいは明確な目標設定の下に公平公正な人選を持って行われてきたかどうかということが問われているということだと想われますが、いかがお考えでしょうか。

これも最後の3番目の質問になりますので、関係部長のお答えの後に、この件でも市長のご所見を承りたいと存じます。要するに私が申し上げたいのは、職員の数と適正配置の問題は、組織機構のあり方及び人事管理のあり方と不可分の問題であるということです。市長や執行部に届いていない点、お気づきでない点、知らされていない点等々、まだまだたくさんあるように思われます。それら現実の問題に向き合っていただきながら、単なる数合わせではなく、科学的な根拠に基づいた定数管理、人事管理及び機構、事業の見直しが行われることこそ肝要だと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 職員の時間外についてでございますが、現状として職務の煩雑化もありますが、特に時期的な問題が大きく関係していると考えられ、4月から6月にかけて集中する傾向にありまして、その時期を乗り越えると平常の業務に移行できているものと理解いたしております。日常の業務と時間外勤務の関係につきましては、住民サービスの低下を招かないことを基本に、真に必要な時間外勤務なのか、職務命令としての時間外勤務なのかを精査する必要があると認識いたしております。管理職においてはかなりの職務内容の把握はもちろんのことでございますが、各職員の職務能力等の把握など、管理監督者としての管理能力の向上と職員の職務能力の高揚に努める必要があると考えております。また、議員ご指摘のフレックスタイム制度の導入につきましては、労働基準法第32条の3に規定されて

いるところでございますが、地方公務員の場合、基本的には労働基準法が適用されますが、地方公務員法第58条第3項におきまして、一部の専門職種を除き一般職は労働基準法第32条の3の適用は適用除外となっておりますので、この制度を導入することはできないものであります。

以上、時間外勤務につきましては、今後勤務時間の有効活用と課内の協力体制は不可欠でございますので、その辺を徹底し、職員の健康管理にも配慮しながら合理的な勤務態勢が図られるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、庁舎関係のスペースの問題でございますけれども、庁舎1階の配置スペースの問題でございますが、1階は総体的に市民の受付、相談窓口と考えておりました、関係する課を配置した関係上、多少窮屈な配置になっております。本庁2階につきましては、1階と比べますと議員仰せのとおり比較的余裕がありますので、今後検討していかなければならないところかなというふうに考えております。今後とも各課の配置につきましては、さらに検討を重ねながら効率的な業務の推進体制を図ってまいりたいというふうに考えます。

次に、アカデミーや自治大の職員研修についてでございますけれども、研修参加者につきましては、まず全職員に対しまして期限を設けて参加募集を行っております。応募した職員のうち、その一番適任と思われる職員を選考する方法を取っております。ただし応募の申し込みがない場合につきましては、研修先が必要とする職員、そういうのも選考して申し込みがなかった場合に限り、そういう選考によってしておりますので、現在のところ何ら不平等な取扱いはやっていないというふうな考えでございます。いずれにいたしましても、今後職員の研修参加については、適時募集をいたしますので、各課で計画的に適任者の選考を行いながら、積極的な参加申し込みを期待するところでございます。また職員の採用と適正配置につきましては、毎年の人事異動前に部課長ヒアリング等によりまして各課の実状を把握しながら人員の配置を行っておりますが、今後ともこの方法で適正配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 職員の採用につきましては、議員の方からおっしゃっていただきましたように集中改革プラン及び定員の適正化計画に基づきまして、採用につきましては計画をしているものであります。しかしながら、現在の厳しい環境はご案内のとおりでありまして、財政状況を、先行きを見た場合に、これはやはりこの前倒し前倒しでできるものについてはやっつけていかなければならないということで、この集

中改革プランの各項目についてもそのような考え方でございまして、職員採用については本年度も引き続き採用見送りとさせていただいたところであります。職員の不採用につきましては、市民サービスの低下が一番心配されるところではございますが、今後も組織の見直しをしながら、人事評価制度の導入等についてご意見もありましたけれども、人事の評価というのは、またこれ側面的には適正に評価をして、そして一歩ずつみんなが上昇していく、能力を上げていくという意味での評価というふうにも一面では捉えなければと思いますが、職場における各職員の業務目標が明確化され、あるいはまた職場環境を改善することによりまして、これまで以上に効率的なひとつの業務の遂行というものがなされますように努めていきたいと、このように思います。非常に抽象的な話でもありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

また、庁舎内の各課の配置につきましては、今ご指摘がございましたように、1階が大変狭隘であるということでございます。現在、行政の業務が以前と比べまして非常にこの複雑化し、また多様化しているということもあります。そういうことに伴って、市民の皆さん方の利便性というものを考えれば、窓口業務的な1階で要件が済まされるものについては1階にということで、1階が非常にこの厳しい状況になっているというのも現実でございます。そのことにつきましては、ただいま総務部長がお答えしましたように、2階の余裕が少しあるということも含めまして検討させていただきたいと思います。市民の方が1つの課で多くの1つの要件というものを用事を済ませることが非常に難しい状況下に今なっております。結果的に1階に行って、2階に行ってといったことであそこに行って下さいという、あるいは別館の方に行って下さいというようなことになって、非常にこのたらい回しという悪いお話にもなりかねないところでありまして、こういったご批判もときより聞かせていただいております。今後人事の管理面におきましては、職員一人一人が申し上げますように意欲、そしてまた仕事についてのやりがいと責任というものを深く受け止めながら取り組めるような、そういう職場環境というものを推進していかなければと思います。また、メンタルヘルスの問題につきましても、非常にこれはいろんな社会的な事象の中でこの行政の職員のみならず、いろんな社会的な中でそういったものが、メンタルヘルス的なものがあるということにつきまして、これは大きな社会問題的に捉えていかなければならないということで、一部そういった取り組みをやっていこうという意思を強くして取り組みをしようという矢先でございます。快適な市役所となるように、今後ともひとつ市民の皆様方に愛される市役所、行きやすい市役所、そういうことを目指して頑張っていきたいと思います。しかしいずれにいたしましても、ご指摘のとおり、猫の目と言われるご指摘のとおり、非

常にめまぐるしく変わっていった、その猫の目が動く方向に向かって私たちは動かざるを得ない国のひとつの政策の変化というものがあります。また時代の変化だからやむを得ないということもあろうかと思えます。それからまたお言葉の中に穏やかな行政改革というお話でございましたが、できるものならそうしていきたいなと思えますものの、やっぱり限られた時間の中で限られた予算をどう効果的に使っていくのかという一面におきましては、一部においては痛みを伴うというのは、これはもう冒頭から申し上げてきたわけでありましたが、市民の皆様方に痛みを理解して、分かち合っていたいただきたい。その痛みがこの少なくとも穏やかに、緩やかに、長期的に痛みが続いてもいいのか。それよりもやっぱり非常に痛みは激しいけれども、短期間の中で手術を終えて快適な市民の暮らしができるようにするのか、この選択があると思えますが、私はやはりなるべく今の体質の中で絶えられない痛みではないと思えます。行政も、市民も一緒になって頑張れば、この痛みが激しいかどうかは、終わってみればやっぱりよかったと思われるような中におきましては、いろいろとご批判もあろうかと思えますけれども、改革はなるべく痛みが少々あっても本当にこの早く進めていって、穏やかな暮らしにしていきたいと、このように思っておりますので、願わくばご理解をお願い申し上げたいと思えます。

議長（北田 彰君） ここで、10分間暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

開議 午前11時29分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本登君。

[登壇]

（松本 登君） 通告をいたしておりました順に従いましてお尋ねをいたします。

まず、公共下水道の改築についてであります。公共下水道は、市街地における生活環境の整備、さらには河川等の水質汚濁防止を目的とする事業であります。その特徴として、初期投資が極めて大きく、長期間にわたり投下資金を回収するという事業であります。旧菊池市でございますが、公共下水道は昭和48年から全体計画の策定に着手され、紆余曲折を経て、昭和53年に全体計画を都市計画決定しております。昭和54年に下水道法、都市計画法による事業認可を得て工事着手となっております。供用開始は昭和58年度であり、今日で24年を経過しておることです。今回の改築事業は、週末処理施設の改築を主体としておりまして、事業区域の拡張、あるいは管渠等の事業は含まれておらないようであります。

ところで、公共下水道の心臓部であります終末処理場の施設のうち、電気、機械の設備については、耐用年数を大幅に超過しており、腐食・摩耗等の劣化が進んでおります。特に水処理に係る機械類は、汚水の中に浸り操作をするという設備であり、耐用の度合いも他の機械等に比べ格段に短いという特長を持っております。恐らく担当職員の皆さんは、手当、修繕の繰り返しでなんとか運転をされているものと推察をいたします。この終末処理場の改築計画については、先の平成17年9月議会での一般質問に対する答弁で、その事業概要が述べられております。答弁によりますと、平成15年度に改築更新計画が策定されておりますが、その後、流入水量の増加もあり、現在の2系列の水処理施設の再検討とともに現施設の老朽化の現状を把握した後に施設の増設を含めた改築、更新計画の見直しが行われております。結果、概算事業費50億円から55億円を要するということであります。なお、事業費は高額となるため、年次計画を策定し、緊急を要するものから順次施工すると改築事業の概要が公表されているところであります。

そこでお尋ねをいたします。

まず第1点、平成19年度予算で公共下水道終末処理場の改築に係る実施設計業務委託料として6,800万円が計上されております。その発注状況について。次に、改修改築事業費とともに、その概要について。さらに、事業費の年次計画もお知らせ下さい。なお事業費の財源内訳についての中で、公営企業債における地方債の充当率、償還における交付税の充当率も合わせてお知らせをいただきたいと思っております。

2番目に、市財政への影響についてであります。平成20年度より地方財政健全化法が施行となります。いわゆる連結決算であります。これまで全く見えなかった数字が表に出てまいります。国の監視が厳しく、強くなるということであります。

この制度は、一般会計、特別会計に加え第3セクター、開発公社等の負債も含めて連結ベースで財政状況が把握されることとなります。特に決算報告のみでありました第3セクターにつきましては、本市には8件あります。そのすべてが市長が社長であります。出資金はすべて51%以上であり、平均では76%になっております。出資額も3億円を超えておるということであります。実質的に市直営に近く、債務超過となれば市財政より損失補償となります。現在の累積欠損の状況では3件であり、合計7,000万円ほどであります。また開発公社も約20億円の負債を抱えており、これらすべてが連結決算の対象となるということであります。従前では、一般会計、特別会計のみの決算により市財政を把握し、状況の判断ができておりましたが、連結決算となることにより、市財政の全容が明らかになるということになります。公共下水道は特別会計であります。改築事業が年次計画に基づいて

進められます。市財政計画への影響も必至であります。従前におきまして、下水道健全化計画に基づき、毎年一般会計より5億円の繰り出しがずっと続いておりました。ただ、平成18年度は3億6,000万円ほどに減少をしております。この繰り出しによりまして、収支が成り立っておったということでもあります。ところで、平成19年度の一般会計からの繰り出しを見ますと、排水関係のみであります。農集が3億3,000万円、特環公共3億円、地域排水1,300万円、公共下水1億3,000万円、合わせまして7億7,000万円ほどとなります。そして、今回の改築であります。これら特別会計の事業は、一般会計からの繰り出しなしでは運営はできません。改築事業費の50億円から55億円の年次計画により、市財政計画への影響を明らかにしていただきたい。併せて、平成20年度決算から施行の連結決算の試算をお願いいたします。

また公共下水道の維持費は、基本的には使用料であります。含めて年次計画、あるいは償還計画についてもお願いいたします。市におかれましては、これまで財政検討の中では合併特例債にも含みを持っておられたようでございますが、今回の改築事業、今回は改築事業でございます。その対象にはならないということでございます。

3番目、一方排水事業という視点から申し上げますと、今回の改築は処理場施設の老朽化に伴う対応であります。市として考えた場合に、全市域を対象に環境施策として排水事業を推進することは、これは義務でありましょう。今回の改築事業と併せて、事業の拡張を検討することは当たり前ではないかと思えます。今回の改築については、現在まで議会へは、所管の委員会は別といたしまして、1回の説明もありません。議論の場もなかったということになります。例えば、処理場、終末処理場周辺の地域にあります、位置しております上下長田区、上下出田区、広瀬区、木柑子区、そして花房台等への事業拡張の余地はないのか。検討の段階となれば、当然都市計画の変更に伴い農振との調整等必要となる場所はわかりますけれども、検討の余地があるということでもあります。ということは、現在稼働中の終末処理場の水処理施設は2系列であります。改築にあたる工法を考えますときに、1系列ごとの改築は物理的にできないということでもあります。これは、汚水の流入水量との関わりがありまして、満杯で流れてきておるということでもあります。2系列同時に施工はできないと。どうしても新しく1系列の増設か仮設の必要があります。逆に申し上げますと、水処理の1系列が増設となれば、汚水受け入れの大幅な増量が可能となります。このことは、区域の拡張を前提として経済比較等を行い、市として、特に技術面、処理区域の問題、計画人口による流入水量等々検討し、大所高所から事業拡張についての判断をするべきではないかなという思いで申し上げ

ているところであります。現在、排水に係る市計画は、未整備地域の合併浄化槽による設置計画は承知をしておりますが、終末処理場、いわゆる名称は浄水センターであります。用地が4haを有しております。現在の施設配置から見て、増設を可能とする余裕があります。処理場を新たに建設する場合に、終末処理場は迷惑施設の代名詞であり、該当地域での反発は必至でありましょう。処理場用地に余裕があるということは、大変な強みではないでしょうか。事業計画の拡張についても、市の考え方をお答えいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お答えを申し上げます。

公共下水道の終末処理場、菊池市浄水センターにつきましては、議員ご指摘のとおり、供用開始以来、既に24年間を経過しております。電気、機械設備などにおきましては、耐用年数が15年から17年となっております。日々の点検、仮応急的な修繕などで施設の延命化に努めておりますが、修繕などの費用はすべて市の単独費用となり、年数が超過するほど下水道事業会計への負担増が懸念されます。1日も早く市の負担軽減を図るためにも、国の補助を受けて早期に浄水センターの改築更新事業に着手する必要があります。事業計画につきましては、前期を平成20年度から5ヵ年、平成24年度まで、国土交通省の承認を本年8月にいただいたところでございます。後期の5ヵ年、平成29年度までにつきましては、再度国土交通省の承認を必要としますが、前期、後期合わせまして10ヵ年の総事業費は約53億円の事業を計画しております。ご質問の本年度予算に計上しております実施設計委託料6,800万円の発注に関する進捗状況につきましては、平成20年度からの前期工事を着手するため、高圧受変電設備、制御電源及び計装用電源、監視制御設備、沈砂池設備、収ポンプ設備などの詳細設計業務委託を10月末までに発注させたいと考えております。また、水処理施設などの詳細設計につきましては、平成21年度に予定しております。後期の事業計画としましては、汚泥処理施設などを主に改築を行う予定であります。

次に、改築更新に係る10ヵ年総事業費約53億円の年次計画とその財源内訳につきましては、平成20年度3億5,000万円、平成21年度3億9,000万円、平成22年度7億3,000万円、平成23年度6億円、平成24年度4億6,000万円、後期の平成25年度から平成29年度までが約27億7,000万円を予定いたしております。またこれらの財源内訳につきましては、総事業費約53億円のうち国庫補助金が約28億7,100万円、地方債が約24億2,800万円、一般財源が約100万円となっております。2分の1強が国庫補助金、残り

がほぼ地方債となり、地方債の充当率は100%でございます。なお、償還における交付税措置は20%となっております。改築更新に係る地方債の償還計画につきましてでございますが、地方債の借入額が元金として約24億2,800万円となり、償還に係る利子を年2.5%としますと、償還総額は約35億8,000万円となります。償還期間は据え置き期間5年を含め約30年でございますので、改築更新期間が10年としますと約40年を掛けて約35億8,000万円を償還していく計画となります。償還金の財源につきましては、使用料で賄うことは困難であります。この約35億8,000万円を一般会計からの繰り入れをもって賄わなければならないこととなります。なお、改築更新に係る償還のピークは、毎年度一般会計繰入金で環境整備の償還分に約1億3,100万円プラスして10ヵ年間繰り入れしなければならない見込みでございます。

次に、事業計画の拡張につきましてのご質問でございますけれども、当初全体の処理施設を4系列で計画しておりましたけれども、平成12年度に熊本県の上位計画であります菊池川有明海流域別下水道整備計画に基づき、将来の人口の減少想定も考慮し、3系列に縮小の見直しをしております。議員ご指摘のとおり、現有施設の2系列を運転しながらの更新工事は困難であり、仮設、増設の種々検討を行った結果、現在の2系列が処理能力の限界に近づいていること、また将来の人口の減少を想定しても現有施設の2系列では処理能力を超過いたします。よって、1系列の増設を行い、施設の改築を行う計画であります。周辺地域の一部区域拡張につきましては、効率性、経済性の問題から対応できないものと考えております。以上のことから、事業計画外の区域につきましては、既に浄化槽市町村整備推進事業で取り組んでおりますので、この事業を推進したいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 公共下水道の改築に伴う市財政の影響についてでございますけれども、ただいま建設部長が答弁しましたように、改修費に係ります財源は国庫補助金及び地方債により措置されることとなりますので、改修時における一般会計からの繰り出しは、繰出基準に基づく金額のみと考えられます。しかし地方債の借入による元金の償還が5年後より発生し、その償還財源として使用料にて賄うことは困難であるため、平成26年度より公債費充当のための繰り出しが必要となります。償還の一部につきましては交付税措置等にてカバーされますが、その他につきましては一般財源での補填となり、一般会計における合併特例事業債の償還と重なりますので、公債費に充当する一般財源が多大な必要となることや、普通交付

税が合併の特例による合併算定替から一本算定へと段階的に減額されることを考慮しますならば、今まで以上の行政改革による経費等の削減を含めまして、その他の事業の延期や見直し等が必要になる可能性があると考えます。また、平成19年6月15日に成立いたしました地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、財政の健全化判断比率としての4指標の公表が義務づけられ、新たに連結実質赤字比率、将来負担比率の対象となるものです。現在、国において4指標の健全化判断比率の設定を地方公共団体との意見の交換や実務研修会により検討がなされており、詳細につきましてはこの秋に示されることになっておりますので、現時点での試算はできない状態であります。いずれにしても、住民生活に不可欠な老朽化した施設の改修は避けて通れず、修繕による延命ではなく補助金や地方債による改修が財政への負担も軽減され则认为しております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

（松本 登君） 2回目の質問ですが、事業の拡張につきましては、拡張ではなく現行計画、浄化槽市町村整備推進事業を既に取り組んでおり、この事業をさらに推進したい、推進をすると、推進させるということでありました。私は、先ほども纒々申し上げましたが、処理場改築をチャンスと捉え、是非とも区域の拡張すべきとの思いが強くありましたが、執行部におかれましては答弁がございましたが、効率性、効率面、あるいは経済面から比較検討された結果、拡張をしないという結論であったというふうに受け止めたところであります。実施計画の発注につきましては、平成20年度着工を前提として、何か10月、10月というのは来月ですね、を目途に発注したいということをございました。そして改築の事業費につきましては10ヵ年計画で53億円という数字が明確に示されたところであります。この53億円という数字が示されたことによりまして、これが市財政にどのように影響があるのかということにつきましては、これもただいま答弁があったわけでございますが、事業の財源につきましては、これはもう申し上げるまでもなく補助金、地方債、そして一般会計からの繰出金ということにつきるわけですが、償還が始まるのは5年後ということであります。そのときわざわざ公営企業債、あるいは償還のいわゆる交付金による充当率をお尋ねしたところでございますが、詳細については対象100%ということでありました。交付税による充当率につきましては、20%ということでございます。通常よりも随分と低いなという思いがあったわけですが、これは恐らく改築ということでの対応ではないかなという思いであります。これに、この今申し上げました国からの支出プラス下水道使用料で賄うという

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えをいたします。

この事業実施につきましては、直営、もしくは委託での実施となります。今回市直営での発注等につきましても検討をいたしました。処理場の施設、機械類等を運転しながらの改築更新事業であり、危険も伴いますので、対応には高度な知識、経験が求められます。また、専門技術者の急な増員につきましても非常に厳しいと思われることから委託を考えました。なお、合併前の旧泗水町におきましては、平成16年度に泗水浄化センターの建設工事を日本下水道事業団に委託し、平成17年度に完成をいたしております。建設費用につきましても、豊富な経験、専門的な技術力の下で経費の軽減の実績を残していることや県内の自治体でも多くの実績を持っていることから、委託先につきましては国と地方公共団体の共同で出資され設立されました日本下水道事業団への委託を前提として事務を進めたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

（松本 登君） 3回目でございますが、ただいま答弁をお聞きいたしました。終末処理場の改築業務全般にわたり、下水道事業団に委託する方向と伺いました。現在の組織体制の下では、当然のことです。さらに、20年度より事業着工が予定をされております。委託先の事業団は指導的立場ということでございまして、ソフトの業務であり、実務は当然職員であります。そこで、職員組織につきましては、新たに経験者を配置し、万全の体制で臨んでいただきたいと思います。今回の改築に係る事業費の市財政への影響につきましては、将来に悔いを残さないことを念頭に置き、市挙げて総合的に判断し結論を出すことが肝要であります。市財政から見ましても、改築事業費は53億円という市政を揺るがす大事業であります。市民に対しても事業の必要性、そして財政的検討の結果を公開し、理解の上に立ち事業を進めていただきたい。また、議会に対しましても、意見聴取を含め説明をお願いいたします。

以上で、公共下水道の改築についての質問を終わります。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

休憩 午後零時02分

開議 午後零時59分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本登君。

[登壇]

（松本 登君） それでは、地方分権改革における行政権限の委譲の実体ということについてお伺いをいたします。地方分権改革の柱として、三位一体の改革、これは国と地方の税財政改革であります。これは国からのひも付き補助金の削減とともに、市町村に行政権限を委譲しつつ、その財源を国から地方に振り替えることを目指しております。ただ税源委譲は地域の人口が基本となっており、本市のような小規模自治体では補助金削減額に比べ財源の委譲額は収入減少額が上回り、さらに財政状況が悪化する状況となっております。今現在におきましても、全国規模で分権論議がかまべすしところではありますが、具体的には国からの行政権限と税財源の委譲の実体は市政、関係者以外にはほとんどわかりません。鳴り物入りの分権改革であります。市政にどのような影響を与えているのか、その実体を市民に知らせることは義務ではないのか。知らせることで分権改革の内容が理解できるし、市政に与えている厳しさも理解していただけるものではないかと、そういう思いであります。

例を挙げながらお尋ねをいたします。

1つ、法定外公共物譲与手続事業というのがございます。一般的には法定外公共物と言われておりますが、これは里道、水路、ため池等に関するものでありまして、従前では国の権限下にありました。物件の払い下げ、付け替え等、すべて国への申請でありました。これが今回の改革によりまして、平成17年度に権限が委譲をされております。そこで、その内容についてお知らせをいただきたいと思っております。業務の内容、業務の実績、経費、財源として国がどれだけ支出金があるのか。市費はどれだけか。担当職員は何名ぐらいで対応されているのか。そしてまた、払い下げに伴う費用の受入先はどこか。これらについて、これはすべて年単位でよろしゅうございますのでお知らせをいただきたいと思っております。

2つ目が、国・県からの権限委譲の実体は、現在までの件数、名称等、これも先ほどと同様に経費等々でございまして。財政上の数字も合わせてお願いをいたします。

3番目が、今後予想される案件、どのような権限が委譲されるのか。国が持っている権限は、これは私が聞き及んでおります数字は3千件以上と聞いておりますが、これらの委譲の場合、国・県からの市に対して説明と申しますか、話し合いというのがあるかどうか。その場合、市の事情でこの件は受け入れられないというようなことができるのかどうか、例があればお示しいただきたいと思っております。

次に、税財源の委譲額の報道は常に全国ベースでありまして、全くわからないと

というのが現実であります。市受入額の算定基準はどうなっているのか。国支出金の減少額と、あるいは市予算、従前との比較という意味でございますが、3年間ぐらい遡ってお知らせをいただきたいと思います。そしてまた、この今後の見通しについても合わせてお願いをいたします。

次に5番目ですが、改革によりまして市政運営への影響についてであります。市行政改革は現在実施計画に沿って進められております。目指すは市政の安定であり、財政の健全化であります。ただ、市として改革を進めるにあたりましては、分権改革、これは国の動向ということもございしますが、このことを把握しながら進めなければなりません。改革は大きな痛みを伴います。市民へも直接的に影響を与えることとなります。例えば、公共料金がアップする、各種サービスが低下する、事業も計画どおりに進まない等々あると思いますが、改革の手をゆるめるわけにはまいりません。そこで改革の状況につきましては、市民の皆さんにも克明に知らせ、共通理解とともに市政の現実を知ってもらうことは、市政運営上重要なことではないかと思っております。そこで、市民に対しての周知徹底をやられるのか、あるいはどういう方法でやられるのか、答弁をいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体の自主性、自立性を高め、住民に身近な行政をできる限り身近な行政主体において処理し、地域住民のニーズを迅速かつ的確に反映させる観点から、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に積極的に委譲するよう35の法律について改正が行われています。議員ご指摘の法定外公共物につきましても、国有財産特別措置法の一部改正によりまして、国から市へ譲与がなされています。具体的な内容について申し上げますと、平成13年度から3年間の準備期間を経て平成16年度までに九州財務局に対しての譲与手続きを完了し、平成17年4月から市有財産としての管理を行っています。譲与を受けた里道水路は約4万本を数えます。この間、平成15年には法定外公共物の管理条例を制定、これは旧菊池市でございますが、合併によりましてこれを市全域に適用しております。譲与後の担当部署は建設部維持課で、業務内容は境界立ち会い、占用申請の受付とその許可、用途廃止、払い下げ及び登記事務を2名の職員で担当いたしております。事務に係る経費面では、平成17年までは国から県を通じて交付金という形で約270万円が交付されておりました。が、18年度からはこの交付金も削減されています。これに代わり用途廃止に伴う払い下げ収入が17年度で14件488万1,200円、18年度では15件691万7,000円が市の収入になっており、払い下げに関する事務、普

通財産売り払いになりますので、総務部財政課で対応いたしております。一方、国及び県からの権限委譲につきましては、平成17年6月策定されました熊本県事務権限委譲推進指針に基づき、824項目をこれから委譲されますので、今回の5年計画ではサービスの個別単位で58、委譲対象で84の事務内容が示され、18年4月から各市町村への委譲が行われています。本市においては、平成18年度から市町村区域内の町、字界の変更の届出の受理及び告示に関する事務、そのほか5事務、平成19年度からは農地の権利移動の許可等に関する事務ほかで3事務、2年間で8事務の委譲を受けております。これらの権限委譲に係る事務の経費、財源の委譲につきましては、権限委譲市町村等交付金として算定されており、当該年の実績に基づき翌年度の交付がなされております。平成18年から委譲を受けた市町村区域内、町、字界の変更届出の受理及び告示に関する事務については2件の実績がありますので、1件当たり2,462円の2件ということで4,924円が19年度に交付される予定でございます。本年からの委譲事務で例を挙げますと、農地の権利移動の許可等に関する事務については、1件当たり5,271円が交付されます。現在までに月1回程度の申請があっておりますので、年間、6万3,000円程度の次年度交付が予想されます。今後予想される案件といたしましては、先に申し上げました84の委譲対象事務の残りの事務について協議を進めることとなります。現在協議中の案件は、簡易占用水道の指導監督等に関する事務、浄化槽の設置等に関する事務、ほか2件で、事務についての概要、住民の利便性、メリット、財政支援等について詳細な協議を行い、長が決定いたします。平成20年度には被災市街地復興推進地区内における建築等の許可に関する事務について、県の都市計画課と協議した上で委譲を受ける方向でございます。お尋ねのように、市の事情で委譲を希望しないケースが多くあります。具体的には、昨年から引き続き協議中の浄化槽の設置等に関する事務を受けた場合、市の区域の中で申請届出先が都市計画区域内は県、その他の区域は市に分かれ煩雑となるケースや問題未解決の案件まで含めて委譲を受け、抱え込んでしまうケースなどがあり、条件が整うまでは受け入れられないものもございますので、委譲を断ることも可能でございます。また、事務によっては法令要件により国家資格や資格検定を有する職員も必要とされます。職員の育成と将来に向けた体制、組織整備も考慮していく必要があります。

以上が現状と課題でございます。なお、18年度から受けた権限委譲8事務について新たに委譲を受ける事務を含めて、今後市民の皆様へ周知を図るよう努めてまいります。

次に、三位一体改革によります税源委譲は全国ベースで税源委譲された額3兆円、国庫補助負担金改革で廃止、縮減された額3兆1,000億円、地方交付税改革で

縮減された額5兆1,000億円となっております。本市の平成18年度までの税源委譲の状況は、所得譲与税として約5億3,000万円が交付され、これに伴いまして国庫補助負担金の廃止、縮減された額は6億5,500万円となっております。平成19年度では税源委譲が市民税の税率改正に移行され、市民税が約3億4,000万円の増となりますが、所得譲与税が廃止され、国庫補助金負担金の同額程度が減額となっております。交付税は税源委譲分を交付税算定上、基準財政収入額に100%を参入することになりましたので、税源委譲された分、交付税は減少することになります。市の普通交付税は平成17年度、69億6,900万円、平成18年度、67億8,700万円、平成19年度、67億1,000万円となっております。また交付税からの振り替えである臨時財政対策債を含めた一般財源等の総額は、平成17年度、184億9,000万円、平成18年度、171億5,700万円、平成19年度161億2,300万円となっております。このように、三位一体改革による税源委譲は国庫補助負担金改革、交付税改革と相殺された形となっており、税収が少なく財政力が弱い自治体ほど税源委譲に伴う税収増が国庫補助金、国庫補助負担金の減少額を下回る傾向となり、また交付税の減少により一般財源が大きく減少いたしております。国においては引き続き基本方針2006によりまして歳出歳入一体改革を確実に実行するため最大限の削減を行うことが示されており、少子高齢化が進展する中、中小自治体では一般財源確保が年々厳しくなることを想定しております。また、地方財政健全化法により連結決算等財政指標の公表が義務付けられますので、なお一層の事務の選択と創意工夫を行い、財政健全化への取り組みを強化していかなければなりません。このことを踏まえ、14市共同で地方交付税の総額確保及び財源調整、財源保証の両機能を堅持するよう国に強く要望している状況でございます。行政改革につきましては、菊池市行政改革大綱実施計画に基づきまして進行管理を行い推進しているところでございますが、今後分権改革のあり方如何によっては改革項目の追加や変更も十分に予想されます。その都度確実な情報の把握に努め、十分な検討を進めることはもちろんのこと、市民の皆様に対しても迅速、正確な情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

（松本 登君） 2回目でございますが、ただいま答弁によりますと、今後の行政権限の委譲の予定は824項目に及ぶとありました。今後5年間で84項目の内容が示され、順次委譲されるということのようでございます。その中で、説明があった場合、市の事情でどうしてもこれは受けられないというような場合も恐らくあると

思います。いろいろな事情です。そのような場合も、今の答弁では数多くそういうことがあるようにございますが、条件次第ということではございますけれども、市としてですね、断るということも、もうこれは仕方がないということじゃなくて、これは市民のためでもありますので、断固として交渉に交渉をしていただきたいのであります。とういうことはですね、やはり1つの例として申し上げました法定外公共物でございますけれども、平成17年度で交付金が270万円、18年度で0と、段々減ってくるわけですね。伸展開化が進めばどんどん数も増えるわけでありまして、多くなるわけでありまして、そういうことになりましたと、ソフト、ハードいろいろございますけれども、業務量は増大し、交付金は当初はある程度あっても、先ではどんどん減っていくということになりましたと、市負担は増えるというような理屈になろうと思います。厳しい現実でございますが、厳しい現実が横たわっているということでございます。これは税財源の委譲についても同様な考え方でございます。今の説明をお聞きしますと、やっぱり三位一体の改革により交付税をはじめ補助金等々減少の一途をたどっておるということをお示しをいただいたところでございます。しかし、これは時代の趨勢でございます、逆らうことはできないのではないかなという思いがございます。そういうことで、本日お尋ねしたのは、いわゆる委譲の実体を明らかにしていただくということと、併せてですね、これは私は今回第一に思っておりますのは、このことをですね、やっぱり市民の皆さんに克明にお知らせをするということで、理解していただくと、分権改革とはこういうものですよということで理解をしていただくということでございます。今の答弁によりまして、公開を、お知らせをするというような答弁でありました。よろしく願いを申し上げまして、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） こんにちは。眠い時間帯でございますけれども、一般質問をしたいと思っております。

私は、連続で企業誘致について質問をしてみました。企業誘致、そしてなにより農業、商業、観光、工業等が活性化して、菊池市の経済力アップが税収にもつながりますし、一番大事であると思っているからでございます。市としまして、市長におかれましてはトップセールスマンとして企業誘致推進に全力に傾注していただきたいと思っております。しかしながら、今回はいろんな身近な意見、声等を中心に質問させていただきます。

1番目に、公共施設使用料について。平成19年第1回定例会で上程されました議案第17号から議案第31号の公民館及び各社会体育施設の使用料の料金の統一

を図るための条例の一部を改正するための議案でありました。第1回定例会の文教厚生委員会でも、大変もめまして、継続審議となり、第2回の6回の定例会、6月の定例会で採決の結果、僅差で可決された次第でございます。なお、来年の3月までは保留とし、来年4月から新料金をすべての利用者から、ましてお年寄りからも徴収するという修正案で可決したわけでございます。そこで質問ですけれども、この条例改正の目的、そしてまた改正後どれだけの使用料増が見込めるのか。また、お年寄りのグラウンド有料化で徴収増はどれぐらいなのか、わかる範囲で結構でございます。わからないときはわからないで結構でございます。反面、老後をグラウンドでプレーすることにより、心身共に健康を保っておられるが、使用料有料化により、お年寄りの心の痛み、また家にこもりがちになり、身体共弱り、不健康になったりすることにより、医療費、介護費用増による市の負担増をどれだけ見ておられるのか。また、このことは考えておられなかったのか、わかるだけで結構でございますので返答をお願いします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 使用料についてお答えいたします。

合併いたしまして3年目に入りましたけれども、社会体育施設の使用料につきましては、ご存じのとおり、これまで旧市町村の使用料で徴収してまいりました。お尋ねの改正の目的ですけれども、新菊池市として受益者負担の原則の観点から統一料金設定いたしまして、使用料格差の平準化を図る目的としております。そこでご説明にありましたとおり、社会体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例を平成19年3月の定例議会に上程いたしまして、十分な審議をしていただき、6月の定例議会で議決をしていただいたところです。なお、使用料増というものを見込めるかというお尋ねですけれども、今のところわかっておりませんけれども、逆に減るんじゃないかなという観念を持っております。また健康関係の負担については想定はしておりませんでしたのでお答えできませんが、お許し下さい。

以上です。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） この使用料は、私たちのようなバリバリの社会人の使用料は安くなり、旭志、七城、泗水などのお年寄りの方の楽しみなゲートボール、グラウンドゴルフの使用料が無料だった分が有料になるわけでございます。多くのお年寄り、ゲートボール愛好者から怒りの声が聞こえてきました。何で合併して、今ごろになって年寄りばいじむっとか。今まで一生懸命生きてきて、地域のため、菊池のために

も頑張ってきたばってん、一番楽しみなゲートボール、グラウンドゴルフばかり上ぐつとかと。市はお年寄りを大事にしてくれんとかと。といったような悲痛な声もたくさん耳にいたしました。料金徴収額からいっても、私なりの試算でゲートボール使用料、グラウンドゴルフの使用料、なかなか安い料金でございます。旭志、泗水、七城、菊池、ゲートボール使用料、グラウンドゴルフ使用料に、その1市2町1村計8コートありますが、それに雨の日もありますので300日を使用したところで掛けてみますと、私が計算したところでは30万円ぐらいではないかと思っております。財政的にもそんなに影響はないと思います。私は、今まで一生懸命、家のため、地域のため、菊池のために頑張ってきたお年寄りを市としても最大限大切に、大事にしなければならぬと思います。福村市長も10年ぐらいしたら老人会に入られますし、私も15年ぐらいすれば、多分グラウンドでゲートボール、グラウンドゴルフを健康で楽しく多分していると思います。どうか菊池市のお年寄りのためにお年寄りの使用料をどういった方法でもいいですので無料化していただく考えはございませんか。

また、条例の中での、内規でもよろしゅうございます。お年寄りの使用料を毎日のグラウンド整備と掃除と引き替えに無料というような特例といいますか、優遇措置はできないものか、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） グラウンド使用料の件でございますけれども、特に高齢者が利用されておりますグラウンドゴルフにつきましては、1コース1団体につき1時間100円、またゲートボールにつきましても1面1団体につき1時間50円としております。これは、近隣自治体に比べましてかなり低額に料金を設定しているところです。また個人で行う競技につきましては70歳以上の方は無料としております。ご質問の無料にすべきとのことでございますけれども、お年寄りを大切にする思いというのは議員と私も同じです。高齢者の団体の中で除草と維持管理に積極的に関わられている団体もあります。そういうことを勘案して、今後教育委員会で十分協議してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 料金も控え目にしてあることもわかります。しかし、やはり今まで無料で長い間やってこられたわけでございますから、その方々の心もお酌み取りになって、私はお年寄りを大切にするということで今後前向きにご検討をよろしくお

願いたいと思います。

2番になりますけれども、交通事故防止について質問をいたします。ちょうど去年の4月ごろだったでしょうか、市会議員の選挙があっておりまして、私の選挙事務所は七城西廻り道路と橋田芦原線交差点から150mの路線沿いにありました。朝7時だったと思いますけれども、どかんという音がしまして、関係者びっくりして行ってみましたら、車と単車の衝突事故でありました。単車の若者は20歳前後の学生さんで、前途洋々な若者でした。救急車で運ばれていきましたが、事故後3日経って亡くなったと知らされました。選挙事務所を置いていた1ヵ月間で幾度となくどかんという事故の音、慌ただしいレスキュー隊の救急車の、パトカーのサイレンの音、事務所にいた方々、1ヵ月間に幾度となく事故があったわけです。その回数を記録するような余裕もありませんでしたが、5回ないし6回ぐらいはあったと思います。ここで質問ですけれども、この交差点で1ヵ月に、また1年間にこの交差点でどれぐらいの事故が遭っているのかご存じか、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 件数につきまして菊池警察署の方にお尋ね申し上げたんですが、地区別の分類があっておりません。管内全事故の一括して処理してあります関係で、それを拾い上げるのは非常に難しいということでございまして、その確認はいたしました。数的なものには把握できませんでした。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 情けない話でございますけれども、私は警察署に行って交通係長からはっきりとした件数を聞いてまいりました。そんな危険箇所でありますので、地域の区民の方々が各区長さんが連名で要望書を提出されておられます。市としてそれなりに対応されていますし、警察もご存じでした。しかし、警察では信号は順番待ちであるし、県道でもないの信号はどうですかすねというような答えでした。このままではなかなか進展いたしません。現在その交差点の近くの農地を持つ農家の方々は、いつ車がぶつかって飛んでくるのかわからないので農作業をするのも怖いといってそばで農作業はできないとのこと。私も地区の住民として年に幾度となく救急車、レスキュー隊、パトカーの音がするたびに、またやったのか、またやったのかと日常茶飯事になりつつある追突事故に頭を痛めているところであります。菊池警察署に行って交通係長さんに調べていただきました。結果は、部長が言われたとおりと書いていますけれども、部長はわからなかったようでございますけれど

も、私が想像している回数をも上回る事故に唖然といたしました。今年に入ってから1月から8月までに人身事故が8ヵ月で12件、物損事故32件、合計44件の事故、一月に約6件の事故が起きているわけであります。真っ直ぐな直線道路の交差点でありますので、車もスピードを出しての追突事故がほとんどであります。接触事故ではありません。ぶつかって車自体が吹っ飛ぶ事故がほとんどであります。これは警察に聞いても、消防署で聞いてもわかります。しょっちゅう来られているわけですから、この交差点の事故はしっかり覚えられております。こういう状態ですから、いつ死亡事故が起きても不思議ではない。しかも今後何回やっても不思議ではない。尊い人命を守るという観点からも、この交差点に早急なる信号機の設置を強く望みますが、市としての対応について質問をいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 信号機、横断歩道機の設置や交通規制関係につきまして、国道、県道、市道にかかわらず、すべて熊本県公安委員会の意思決定により施行されます。お尋ねの市道橋田大尺線の当該箇所につきましては、先般関係区長6名と交通安全協会支所長、支部長の連名によりまして要望が9月3日付けで市に提出されました。そのことを受けて、翌々日の9月5日には菊池警察署の方へ進達した次第でございます。その後、熊本県公安委員会に上申されることとなります。熊本県公安委員会では、交通事故発生状況や交通量、道路の条件など現地調査を行い、内容を検討し、設置の可否が決定されます。したがって、市で施設の設置や設置の可否を判断することができない事実がございます。ので、信号機は今仰せのように非常に事故が多い箇所ということでございますので、引き続き要望してまいりたいというふうに思いますが、事故防止につながる他の方策等があれば対応していきたいと考えております。県内全体でも仰せのとおり各警察署管内で1ヵ所程度しか設置ができない状況であると聞いておりますし、また菊池警察署管内では昨年植木インター菊池線と当該路線の交差点に設置されまして、今年度は辛川鹿本線と当該箇所の交差点に設置の予定でございます。当該箇所は通行量が多く危険な状況ではありますが、早期に信号機の設置は現時点では大変厳しいということも推測されます。運転者の安全確認の徹底とマナーの向上のため、交通安全指導の強化等も警察当局へお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 部長の言われることは重々わかりますけれども、市としてもそうい

った状況であるということをご認識され、ご尽力よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、老人福祉について質問いたします。市として一人きりのお年寄り、また体が不自由なお年寄りに安心して食の部分での支援ということで、老人への食の自立支援事業を展開中であります。福村市長、本当に素晴らしい支援事業をされているわけでございますけれども、食の自立支援事業の現況をお聞きしたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 食の自立支援事業につきましては、食事をつくるのが困難と思われますところの一人暮らしの高齢者等に昼食の配食サービスを行うことによりまして、食生活の改善を促す、同時に弁当を手渡すことによりまして、利用者の安否確認を行うことを目的に実施をしております。現在、配食サービスを利用されている高齢者等が114名で、1ヵ月に1,236食の配食を実施しております。なお、旧市町村ごとの利用者の内訳につきましては、菊池市が86名、七城町が9名、旭志村が0、泗水町は19名となっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 合併して市民皆平等ということで改正がなされているわけでございますけれども、福祉関係の方に聞いてみますと、何と弁当の配達回数が週に旧菊池市が5回、泗水町が5回、七城町が1回、旭志は0回というふうなことを聞いております。1回の弁当の200円が自腹でございます、500円が市の助成とのごとでございます。年間1万7,000食、約850万程度の市の助成があつていふようなことを聞きましたけれども、今までの流れでこのような差になっていると思ひますけれども、七城の方も、旭志の方もしかりだと思ひますけれども、旧菊池市、泗水並みの食の支援を望んでおられます。どうか合併した今日、菊池市のお年寄りは皆平等に食の支援を受けられるように願うわけでございますけれども、市の考えをお伺ひいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 市としましては、食の自立支援事業による配食サービスにつきましては、介護予防の観点からも重要な福祉施策の1つと考えまして、未実施の地域や1週間における配食の限度数の相違など、サービス料に対する地域格差をなくすことがこれからの課題と考えております。今後受託事業所であります社会福祉協議会と受託限度数の増加についての協議を重ねるとともに、新たな受託業者等

を採すなどして食の自立支援事業における地域の不均衡是正に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） これは本当、素晴らしい事業だと私は思っております。ぜひ七城の方にも、旭志の方にも目を向けられて、ご尽力よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、各種団体組織への補助金の一律カットについて質問いたします。市政の発展、産業振興上の施策、その他公益上必要があると認められる事業等の補助金の交付の適正化を図ることを目的とすると、菊池市補助金等交付規則が平成19年4月より施行されました。現在、補助金等の交付状況はどうなっていますか。また、市長、今の補助金交付規則で満足されておられますか、質問をいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 各種補助金につきましては、行政改革の一環といたしまして、平成18年度に市単独補助金を対象に見直しを図りました。補助金等の交付の適正化を図るため、仰せのとおり19年、本年4月に補助金等交付規則を改正しました。改正後の交付基準でございますが、交付の適否をまず1つに交付が客観的に見て公益上必要であること。2点目が、交付に対して費用対効果が認められること。また3つ目に補助対象事業の目的、内容等が社会経済情勢に合致していること。4つ目に、行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業、または活動であることとしております。また、補助対象は団体の存立及び経営を定めた規約等を定められ、役員構成が明らかであること。また、予算、決算、管理、事業計画及び事業報告が適正に行われること。また会費を徴収するなど、自主的な財源を確保していること等が上げられます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 確かに今部長がおっしゃいましたとおりでございますけれども、目的に市政の発展、産業振興上、特に必要な事業とあります。現在、経済部への予算もですけれども、補助金は一律カットされ、特に基幹産業であります農業への予算補助は減少の一途であります。特に経済振興上、農業振興上、経済部の予算補助は減額してはならないと思います。先日、8月31日ですが、菊池市認定農業者連絡協議会総会に招かれまして、副市長と行ってまいりました。認定農業者605人、

まさしく菊池農業の中心的リーダーであり、本市農業を背負っている農家の組織であります。国または県からの補助金融資等も認定農業者でなければ受けられないという農業にとって重要不可欠な組織なのでもあります。その認定農業者協議会に対して、市からの補助金が135万円から43万円に大幅減額されていきました。会員の方々から、大変な不満の声、お叱りの声を聞いたわけでございます。私も今後菊池の農業を担っていく組織でありますので、目的にもありますように、将来の菊池の振興、発展につながる事業、また組織に関しては一律減額ではなく、特例を設ける等の措置が必要だと思えます。これは重要だと、より重要だという組織、団体には、多少の優遇措置があってもいいのではないかと思いますがいかがお考えですか、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ただいま質問されました認定農業者協議会に対する補助でございますが、それにつきましては補助金交付規則の中で補助対象経費と経費外という形で判断いたしております。補助対象外経費として交際費、慶弔費、食料費、これは飲食費及び懇談会費、2つに慰労的な研修経費、また3つ目に事業規模に対して社会通念上過大な商品代など、また他団体への迂回助成などになっている経費となって、そういうものにつきましては対象外経費、特に飲食代というのはこの補助対象経費から外しております。そのようなことで、今回の認定農業者の協議会につきましては、そういう補助対象経費外が非常に多かったということで、その分の減額になったということでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 規則は規則でございます。しかしながら、認定農業者の役員さんの方々は日当はタダでございますし、交通費もタダでございますし、いろんな会議、会合、自腹で1年間やられるわけでございます。区長さんたちは年に1回の宴会といたしますが、2,000円出しであとは市が出すというようなこともあると聞いておりますけれども、そういうことも多少配慮しながらですね、一律ではなく、やはりこれは重要というような組織には、それなりの対応が必要ではないかと思えます。今日は答えが出ないと思えますので、今後はそういうこともお考えいただきたいと思えます。

最後になりましたけれども、市有林の管理について質問をいたします。市有林、なんと1,300haあるそうでございますけれども、管理費の予算額ですね、そ

れからまた国や県からの間伐補助金等の補助があるそうでございます。金額にしていくらか、お聞きしたいと思います。そしてまた、現在の市有林の管理状況についてお伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 現在の市有林の管理状況でございますが、所有林が1,076ha、うち県、学校、各行政区等への貸付林が84ha、国等からの借受林が264haでございますので、直接市で管理しております市有林の面積は1,256haとなります。ちなみに平成18年度の管理状況でございますが、下刈り事業として85.75ha、除間伐事業として44.43ha、植付造林事業5.5ha、簡易作業道開設事業850m、防火線、作業道下刈事業3万2,165m、その他各市有林の境界下刈等を実施しました。この事業の財源内訳でございますが、台風被害木伐倒整理事業補助金が131万8,000円、水源の森づくり補助金が88万9,000円、造林事業補助金1,039万1,000円を活用しまして、約4,200万円の事業を実施してまいりました。平成19年度も同規模の事業を計画いたしております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 現在、木材の価格は上がっております。それは、いろんな要因がありますけれども、地球温暖化防止のため、CO₂を吸収してくれる山林が大事になっているために、今までのように森林の伐採ができにくくなっている、これは世界的にですね。また中国でオリンピック、万国博覧会等があるため、近年中国のビル、住宅の建設ラッシュで、大変景気がいい。おかげで地金や鉄が大変高騰しております。同時に、木材も値上がりしているわけでございます。また最近では石油事情の悪化から木材のバイオエネルギーとしても大変注目を集めている状況でございます。国内では特に森林保護が叫ばれております。企業が必要とする良質地下水の保全、また環境保全等のための森林保護などであります。そのような中であって、貴重な市有林なのであります。例えば、市有林を大切に育てていけば、私、山関係の方にこれ聞いたわけでございますけれども、50年木の杉を売ることになれば、一反10aで80万円ぐらいすると聞いております。単純に計算すれば、市有林、これは単純にですよ、市有林、これはいろいろあったですね、国とかいろいろありましたが、単純に1,300haでありますから、これを反の80万円で掛けますとなんと104億円であります。これは笑い事ではないです。菊池市の基金より

も、基金総額よりもはるかに多い金額であります。平野部の市町村にはない、この菊池だからこそ1,300町の市有林があるわけでございます。このような中で、議員全員で市有林を見て回りました。私は、市有林の広さに驚き、また間伐ができていない山林を見て、貴重な市有林、極端に言えば基金残高よりも超えるかもしれない、菊池市の財産であります市有林がこれでいいのか。もっと見直しが必要ではないのかと、思っているところであります。そういう観点からいたしましても、また将来のために市も間伐、植林等、市有林管理にもっと、先ほど部長がおっしゃいました4,200万円組んであります。しかし1,200万円は補助で一般会計に入るわけですから、聞きますと3,000万円ですね、実質は、出しているのはですね。そういう観点からいたしましても、もっと予算額を増やしても市有林の徹底管理が必要ではないかと思っておりますけれども、市の考えをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 市有林の中でも間伐等、まだまだ手入れが行き届かない状況でございますが、今後も造林事業に係る補助金事業の活用はもちろんでございますけれども、新しい補助事業の情報収集に努めまして、森林施業計画に基づき、より一層の保育事業に今後も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 市有林は市の宝でもあります。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長（北田 彰君） ここで、10分間暫時休憩します。

休憩 午後2時51分

開議 午後3時02分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 葛原でございます。私事で大変申し訳ございませんけれども、昨年は病院の方からこの会議に出席しておりまして、そのときは大変お世話になりましたが、少し首は曲がっておりますけれども、根性の方は曲がっておりませんので、その旨よろしくお願ひを申し上げたいと思っております。私の経済部の所管でありますの

で、その旨委員長のお許しを受けておりますことをまず報告申し上げ、質問をいたしたいと思います。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

質問事項といたしましては、龍門ふるさと振興会運営の龍龍館についてとしておりますとおり、今、休館になっております。私思いますに、残存の旧龍門村のごとでございますが、活性化のために山村振興事業というものでつくられておると聞いておりますが、当初建設時の施設の目的と概要等々をお尋ねいたしますのが1点でございます。

2点目、運営について。年1回総会には市から出席されているようでありますが、アドバイスの指導をされていたのかということを知りたいと思います。

1回目の質問をいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 葛原議員さんの質問にお答えいたします。

龍龍館、正式には菊池市交流促進センターでございますが、山村振興地域、旧龍門村でございますけれども、の振興を図るために、地域に開かれたダム、竜門ダムの周辺整備の拠点としまして、地元の創意工夫と経営感覚を發揮することができる施設としての位置づけを行い、山村と都市の交流により、住民の就業機会の確保並びに龍門地域の振興と活性化を目的として、平成8年度の山村振興等農林漁業特別対策事業により、国・県の補助を受け事業費1億6,000万円で整備されております。第3セクターと違いまして、これまで龍門地域で組織する龍門ふるさと振興会との委託契約により管理運営を行ってまいりましたが、指定管理者制度の導入により、平成18年9月から同会を指定管理者として管理運営が行われております。龍門ふるさと振興会の総会時には、担当課であります農林振興課が出席をいたしております。あくまでも民間組織の団体であり、自主運営組織であるために、これまでは会そのものの経営内容につきましては、ご相談があったものにつきましては相談、助言等を行ってまいりました。現在、営業再開のための経営の立て直しを図る目的での一時休館をされておりますけれども、組織の立て直し、あるいは運営等についての相談につきましては指導助言等を行ってまいりますけれども、あくまでも建設当初から地元の自主運営組織でありますので、その自主性を尊重しながら、健全な経営運営ができますよう役員の方々とも十分連携をして、今後も必要に応じた助言協力を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

(葛原勇次郎君) 山村と都市の交流により龍門地域の振興と活性化を目的としてつくられているようであります。また、竜門ダム一体を観光拠点としても大事な役割であり、ダム湖においてはボート競技場として日本一の条件の良い場所であるとも聞いております。大会時には選手だけでなく応援者と観光も来るであろうし、来年は国体の会場でもあることだし、市の顔としては1日も早く開館できるよう手助けするのが当然だと思います。また、事業費においても国が50%と今言われました1億6,000万円ですが、事業費においては国が50%、県が9%、市が41%、少し県が少ないようでございますが、国に対して申し訳ありませんで済まされる問題ではないと思います。山村、山間地域の活性化の場としても重要な問題であり、あるのとないのとは本当に地域が変わると思います。何としてでも開館できるようにお願いするし、振興会の出資者からも負担して努力しているのにもかかわらず、税金と浄化槽の分が滞る、ここが問題であります。市の指導力だろうと思います。今後の指導をどのようにされていくかをお尋ねしたいと思います。

議長(北田 彰君) 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長(稲葉公博君) お答えいたします。

現在、龍門ふるさと振興会に対しましては、指定管理料といたしまして60万円、これは年間の浄化槽の維持管理費用の2分の1相当額で、指定管理協定を結んでおります。ダムにつきましては、市の観光施設の目玉の1つとして十分認識いたしておるところでありまして、本施設の所期の目的が果たされますよう今後も指定管理者との連携を密にしながら、健全経営が早期に再開できますように必要に応じ助言等も行っていくところでございます。また、指定管理委託料につきましても、施設の所有者として市の負担が必要なものを精査しながら、額の見直しも併せて進めて考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長(北田 彰君) 葛原勇次郎君。

[登壇]

(葛原勇次郎君) 額の見直しをするということで、大変ありがたく思っているところでございます。私は思いますに、日本の伝統文化の中に神社仏閣があります。神社は日本の神々を祀ってあるところでございますが、テレビ番組で細木さんという人が先祖を大事にし、神を信じなさい。きっといいことがありますよというようなテレビで人気であります。私も神社は大事にしてよいと思っております。ダムのできる前からダム直下、ご存じだと思いますけれども、雄龍、雌龍といって2つの滝があります。今は45年ほど前に下流に砂防ダムができていて関係で少し浅くなっており

ますが、2つの滝底に行ける人は地元でも数少なく、深い滝であります。また、その場所には区で龍神さんというお奉りをしております。龍神さんのお札が龍龍館の手助けをしていることも事実であります。また、聞くところによりますと大干ばつ
のとき、ぜひでございます、1町7村、元菊池市のときであると思いますが、地域
を上げてこの地で雨乞いとなされたとも聞いております。お祀りすることも大変大
事なことであろうと思ひますし、一番私が心配いたしますのは、不幸な事件等々が
起きないこともあると思ひますし、このことが地元におきましては非常に心配され
ておりますし、いろんなことで名所にならないようにしっかりとお祀りすることも
大事であろうかということ、これは通告をしておりませんでしたので一応要望と
検討課題として提案をしておきますが、これは総務部の管轄になるかと思ひます
ので、総務部長、よく検討していただきたいと思ひます。本当に地元としてはです
ね、名所にならないように心配されておりますことを申し添えておきたいと思ひま
す。意味はわかりましたでしょうか。

次に、名水百選としておりますが、昨年だったと思ひますが、湧水、名水と名の
つく場所は菊池市で何ヶ所あるかという質問をいたしました。7ヶ所と答えていた
だきました。また、整備されているところ、また整備されていないところは菊池市の
掲げます水と緑、光ふあれる田園文化のまちづくりの水を大切に、順次整備して
ほしいと要望をしておりました。その中で、雪野清水水源の整備からお願いをして
おきましたが、その後どのように進んでいるかを質問いたします。また、全体的な
整備計画があればお聞かせ下さい。

以上です。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 今年の3月の定例会で熊本名水百選の1つであります清水
川の整備につきまして、葛原議員さんからのご要望がございました。地元雪野地区
は以前から地域づくりに熱心に取り組まれておまして、地元育成組合による農産
物の育成、またその調査研究や秋の収穫祭など、活発な活動を展開されておまし
て、平成9年度には美しい村づくりの表彰も受賞されたところでございます。本年
7月に地元雪野地区から清水川の駐車場等の整備についてのご相談がございまし
て、現地調査と雪野地区の関係者との打ち合わせを行ったところでございます。現
在、雪野地区におきましても地元の推進体制づくりに努められております。今後は
清水川を含めた地域の活性化プランを作成していただき、市も節目節目で参画いた
しまして、助言やアドバイザーの派遣をするとともに、市の地域づくり推進補助金
などの支援制度についても情報提供をして整備に向けての支援をしていきたいとい

うふうに考えております。市の公園ではございませんので、地元の創意工夫によって整備されることが必要でございますし、それに向けて支援できる体制で補助金等を支援しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 努力されているようでありますので、くどくどは申し上げませんが、大切な大切な財産の水でありますから、おろそかにはしてはいけないと思えますし、やはり順次整備計画を立てて実行してほしいと強く要望しておきます。今はですね、この水というものは非常に大事でございますし、ガソリンよりも高うございますので、本当に大事な大事な水でございます。また、考え方次第ではですね、村おこしの一環ともなるべきことだろうと思えますし、今も部長言われましたように、美しい国づくりで提案されている方はちょっとがたがたされておるようでございますけれども、菊池市には瑞々しい菊池市をつくってほしいと思えますので、強く要望をしておきたいと思えます。

それから、もう最後になりまして、道路のことでございますが、これも昨年私が質問いたしまして、西迫間寺小野線の基盤整備事業の拡張の部分の整備のことありますが、実状は昨年詳しく説明し、本当に梅雨時には誰も通れないような道水の増水状態が10年以上も続いていることを訴えました。そのとき答弁いただいた、今お答えいただいた石原部長だったと思えますけれども、有り難いお言葉をいただいております。それは、実状はよくわかった。前向きに検討することを、ということに、その言葉を信じ待ちきれず今日の通告には完成はいつごろかと質問しておりますので、明確にご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

ご質問の場所は、平成4年、5年度で農用地有効利用モデル集落整備事業の実施の中で延長が329mの区間において道路用地を確保し、盛り土施工して拡幅を行っていますが、未だ未整備のままであり、拡幅箇所の通行ができないというような状況であります。今年度事業におきまして、測量設計業務委託を予定しており、現在業務委託設計書を作成中であります。成果品に基づきまして総事業費を算出しまして、平成20年度から工事着手し、平成21年度を目途に完成させたいと計画をいたしております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。もう何もございません。終わります。

議長（北田 彰君） 次に、樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

今回は、旧市町村開催イベント行事についてお伺いをいたします。

1点目、合併後におけるイベント統一計画の内容と現状についてですが、合併後の合理化により、また合併協議の事項としてイベントの統廃合が行われたところであり、私たち議会も承認をしまいった事項でもありますが、平成18年、平成19年と2年間が経過をする中で、どのような効果と成果が見られたかをお聞かせ下さい。

2点目、泗水ふるさと祭りについてですが、行政としてはイベント統合により主催、共催から退き、開催が中止されるものかと予想されたところではありますが、現在も商工会を中心として継続がなされております。行政の補助もなく、民間中心であれだけの祭りを開催されることは大変であろうと考えられますが、その泗水ふるさと祭りの歴史と今後行政として対応をどう考えておられるかをお聞かせ下さい。

3点目、各イベントの全体見直しをどう考えるかにつきましては、先に述べました合併前の各地域におけるイベントについては、それぞれ歴史や思いが込められていると考えられますが、今後全体的に見直しをする考えがあるかどうかをお答え下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 樋口議員さんの質問にお答えいたします。

合併協定事項のイベントについては、新市において調整することになっていましたので、各総合支所を交えて検討を重ねてまいりました。合併直後の商工観光課所管のイベントは年間13ほどあり、開催時期が重なる祭りも多く、整理可能なものは整理することとし、旧市町村で特長があり、しかも地域に根付き培われてきた祭りに重きを置く中で、2週間にうちに菊池、七城、泗水で開催されていた夏祭りを一本化することといたしました。また、菊池春のイベントまつりについては、規模も小さく費用対効果も薄いということで廃止とし、菊池秋の観光と物産展は19年間開催し、目的である地元産品を活かした郷土料理や土産品の開発について一応の達成を見ることができ、第3セクターの各物産館においても物産フェアが開催さ

れている状況であるために廃止といたしました。調整の結果、ほたるフェスタ七城、旭志、菊池夏まつり、泗水秋まつり、七城ふるさとコスモスまつり、菊人形菊まつり、泗水春まつり、菊池秋まつりの8つの祭りを実施しております。泗水ふるさと祭りは、帰省客と地域の方の交流、地域振興を目的に開催されたもので26年間継続され、平成17年度の補助金として239万円が支払われております。合併を機にイベントまつりを調整する中で、新市の一体感を醸成するために、菊池市夏まつりとして一本化いたしました。これにつきましては、平成18年3月議会で予算を承認いただいたの祭り、イベントの実施でありましたので、なにとぞご理解をいただきたいと思っております。また、各イベントの全体見直しにつきましては、今残っているイベントも含めまして、費用対効果を基に、さらに再考して調整を図ってまいりたいと考えております。また実行委員会の再編等を図りながら、地域住民自らが主役となり、自分たちで創り上げるイベントとして独り立ちできるような方向への誘導と、もう一方では知名度があり広く観光客を誘致できる祭りの開催が必要であると考えます。そのためには、商工会等の役割も大変重要であり、今、協議されている商工会合併を機に新たに菊池市全体を見渡せる大きな視野に立った祭り等の実施に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ありがとうございます。1点目の合併後におけるイベント統一計画の内容と現状についてということにつきましては、様々な理由で13のイベントを8つに統合されたということであります。基本的には開催時期が重なる祭りが多く、特長があり地域に根付き培われてきた祭りに重きを置く中で整理をされてきたと理解をいたします。合併による行政予算の効率化を求められる中、大変苦渋の決断であったと思われれます。また、長年のイベント開催によるマンネリ化を一層するためにも、この2年間はある意味では有意義であったのではないかと考えます。しかし一方で、やはりそれぞれの地域での思いを再考し再検討を行うことも重要ではないかと考えますが、その点についていかが考えでしょうか。また、泗水のふるさと祭りについてですが、私自身、久しぶりにですね、子どもを連れて祭りを見学に行きました。合併後2年間、行政予算もない中で開催をされるそのイベントへの思いを再確認するためでもありましたが、正直私自身の泗水ふるさと祭りの開催の意義、重要性を再認識させられる、再考慮をさせられるものでありました。約1万人を越えると思われる人々がところ狭しと孔子公園の中はもちろん、その周りに集まり、黒山のごとくメイン会場の公園内は身動きもできないほどでありました。人の多さ

に圧倒される中、特に目を引いたのはイベント開催を盛り上げるために一生懸命に額どころか、全身に汗を流しながらブースへや案内を行う商工会青年部を中心とする若者の姿でした。その顔は笑顔の中にも使命感を持ち、まさに地域の一翼を担う力強い存在として頼もしささえ感じさせるものでした。その姿にイベントを通じて得るものは、観光客を通しての経済活性化のみならず、地域の人材育成の場として大きな役割を果たしていることを改めて実感させられたところであります。そうであれば、行政としてもこの実践の場にやはり予算、人材共に参画し、民間主導の中にも若手人材育成に積極的役割を果たすべきと考えますがいかがでしょうか。補助なしでの2年間の開催はかなりの体力消耗を伴い、今後若干の不安を抱いておりますが、執行部の考えをお聞かせ下さい。

3点目も各イベントの全体見直しの部分ですが、以上のことから考えるときに、なくなってからこそわかる様々なイベントの必要性や重要性が見えることもあると思います。確かにすべてのイベントを復活させることは不可能であり、またある意味不必要であるとも思います。しかしながら、効率化の中にも人材育成、地域間の連携等の意義を今一度見直すことは必要であり、不可欠であることは間違いないことではないでしょうか。その観点に立ち、各イベントの全体見直しについてのお考えをお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 再質問にお答えいたします。

泗水の夏まつりにつきましては、他のイベント同様、地域振興の役割、あるいは祭りの意義など、大変大きいものがあると思いますけれども、3つの夏まつりが同時期にあったことと、繰り返しになりますけれども、一方では市民の交流や一体感の醸成、また観光客誘致のための観光イベントとしても、夏まつりの一本化や充実化する必要がございました。祭り、イベント等それぞれ開催する中で、実施後いろんな方々よりご意見・要望があるのも事実でございますし、議員ご意見の若手人材育成、あるいは地域間連携等の必要性についても十分認識しているところでございます。合併後丸2年を経て、それぞれの事業を今一度検証するのも1つのあり方ではあると思いますし、調整してきた事項も踏まえながら総合的に取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） それでは、再々質問をさせていただきます。最後の質問になります

が、市長に対して全体的な総括として質問をさせていただきます。確かにイベントの統廃合は必要であると考えます。しかし、その道筋は安易に行うべきではないとも考えられます。前提としては、合併協定事項の存在があり、執行部としてはそのことは現実問題として大きく立ちはだかっていることも承知をいたしております。特に泗水ふるさと祭りには、各言う私自身も議会に身を置く者として、平成18年の6月議会における泗水孔子公園夏なつりの開催並びに予算に関する要望書につきまして不採択となったことも認識をしておりますが、しかし、その要望書の中に記された県内数カ所しか上がらない花火の尺玉、1.5尺玉の打ち上げによる観光客集客としてのイベントの必要性という部分ではなくて、やはり違う観点から必要性を今回強く感じました。その内容は2点ありまして、1つは先ほど述べた若者の地域再興における人材育成という点であります。そして、2点目はふるさとへの思いというところです。今回私自身改めて祭りを見たとき、他の地域に見られない1つの事実、思いを感じておりました。そのことは主催者側ではなくて、参加をされる人々の口々から共通の言葉としてキーワード、合い言葉のごとくに発せられた言葉であります。それは、20代、30代、40代、50代に至るまで、また男女を問わず発せられていました。それは、行き交う人それぞれにお久しぶり、元気だったかという言葉です。それぞれに行き交う人々に互いに思いを込めて口々にお久しぶりと大きな声を掛け合う、確かに様々なイベントが行われる中、他のイベントでもその言葉は少なからず掛け合われることはよく耳にします。しかし、泗水の祭りでは参加するほとんどの人が、あたかも泗水町の大同窓会に出席するがごとく一体感に包まれていました。これほど本当に地域の一体感が見れるという場も少ないのではないかなというふうに感じました。毎年参加をされる方、また10年ぶりに帰郷し参加する人、そこには分け隔てなく、いつ帰ってもふるさとが温かく人々を迎えてくれる土壌がありました。まさに、先ほど述べられた約27年間にわたる開催の意味と意義を感じ取れる時間を過ごさせていただきました。確かに4市町村による合併に伴い、無理、無駄を省きながら行政の合理化を国は求めております。しかし合併の大前提である各地域の文化、伝統、歴史を継承する意味においては、単に行政システムの効率を求めるのみならず、そこには市民の思い、心を感じながら政策の実現を行うべきと考えます。合併の前提である協議事項を重視されるのは当然のことであると思いますが、合併後におけるそれぞれの地域の認識の違いは、市民の声に素直に耳を傾けながら再度微調整を続けることにより市民全体の心の融和を図ることで、初めて真の一体感が構築されるのではないかと考えます。私自身も今回の件で、改めて思いを新たにそれぞれの地域の歴史を再認識しなければならないことを実感いたしました。個人的な見解ではありますが、再度要望書が上程され

ば、私は個人的に採択の意を決す思いもあります。また、泗水のみならず旭志の鞍岳登山マラソン大会に関しても、本年度が最後の開催と聞いておりますが、こちらでも約30年の歴史を刻んだ大会であります。30年の継続に至った歴史の検証を行うべきではないかと考えております。ふるさとの思いを、気持ちを育てることは、すなわち今話題のふるさと納税をはじめとして企業誘致に関しても関東、関西の同郷会に情報を求める中、菊池にいながらに関東、関西の同郷人の育成を兼ねることも可能ではないかと感じます。泗水ふるさと祭りが約239万円、鞍岳登山マラソンが66万円、確かに予算には限りがあります。しかし、一般会計約全体220億円の予算の範囲で全額とはいいませんが、平成20年度予算に反映することはできないでしょうか。市長、この事項を今ここでですね、泗水出身でもなく旭志出身でもない私にやる、やらないの結論を出してくれとは言いません。また、私自身、それを聞くべきでもないとは思っております。しかし再考慮を願いたいと考えております。平成20年度予算も目の前に迫っております。その中で、多分12月議会には泗水、旭志より代表の議員さんがこの質問席に立ち、同様の質問をされることと思えます。またそのことを望みますが、現時点において前向きに考えていただけるかどうかをお聞かせ下さい。合併後の初代首長として大変難しい舵取りの最中とは思いますが、ぜひとも市民の声に12月議会における英断を重ねてお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） お答えをいたします。

何か、もう答えは見えてきたようなご質問でございました。泗水のふるさと祭りのみならず、合併に伴いますそれぞれの旧市町村が持っておった祭りにつきましては見直しということで、ただいままでそれぞれの部長の方からご報告を申し上げました。平成18年から泗水のこのまちづくり対策委員会というのができまして、この主体的になって自分たちのまちの祭りを自分たちでやっていこうと、いわゆる行政ができなかった部分が民が代わってやっていただけるといふ、そういう本当にただいま縷々述べられましたけれども、若い方々を中心として、商工会の皆さん方、一生懸命になってこの無くなるうとして祭りをそのまま残そうという強い意気込みがあったかなと思います。ご参加されて、大変盛会であったと言われたように、盛会のうちに執り行われたということでございます。このように、ひとつのこの祭りというものについては、あるいは地域イベントというものは、行政主導型では長くは続かないと思います。中に、やはりこの精神的文化といいますが、そういったものがあるからこそ、地域に根ざした地域のイベントというのが続けられてきている

と思います。地域が主体的となって、この泗水ふるさと祭りが盛り上がりを見せたものだと思います。市の主催する祭り、イベントについては、申し上げますように見直しをしてかけてまいりましたけれども、いろいろとこの合併後2年を経て3年目を迎えております。その中で、地域の様々な意見というのがある、この祭りについては残すべきだと、あるいはこういったイベントについてはどうだという、それぞれの4市町村の持っておった古来の1つの歴史・文化・伝統、そういったものをやっぱりこの続けていくべきだという声があるところでお聞きすることがございます。そういった意味で、この残すべきものを残してきたはずではありますけれども、今、やはりおっしゃっていますように、このイベントというものと祭りというものを区分けして私は考えるべきだと常々思っております。そのイベントというものは、あくまでもこのその直々におきまして人為的につくっていかうと思えば何でもできるということですが、祭りというのはやっぱりこの心が伴っていないとダメです。その心の問題が、今まさにこの花火大会を中心にはしているけれども、この泗水のふるさと祭りというものは、今ふるさとへの熱い思いをもって、この日帰ればたくさんの竹馬の友と会える、あるいはご親戚の方々と会える、そういうお墓参りも含めて、心のよりどころとしてふるさとの祭りというものを受け止めておられるということを樋口議員が感じられて、感銘を受けられたものだと思います。これは、やはりこのイベントというものが長い時間と時を経て、まさしくこの祭りになってきていると、こういうふうにも実感いたしました。また、そのことが若い方々が参画意欲を持って若者のお互いの交流、そしてまた切磋琢磨する若者の人材育成、そういうものにもつながっているというご紹介ございましたけれども、大変素晴らしいことだと思います。私は8月、先月末に石原部長共々に有限会社有崩の里泗水の取締役会の一行といたしまして中国山東省泗水県を訪問いたしましたけれども、ご案内のとおり、泗水の地の由来の泗水であるということでもありまして、初めて新しく就任をされました県長さんとお会いをすることができましたが、やはりこの会社の取締役さんとしてこの泗水公園にあります資料館等について、もうこの10有余年経っていると。その資料をやっぱり新しいものに入れ替えながら、皆さん方がこの孔子公園を訪ねていただけるようなものを進めていくためには、泗水県と連携をしながら、この資料というものをやっぱり取り寄せる、あるいは貸付をいただく、そういうことをやっていくべきではないかということでご意見がございました。そのことは、この表敬訪問の折りに県長にそのような趣旨をつないでおきまして、この会社としてこの何年間かかかってでもお互い会社の中で蓄積をしながら、そしてその費用を出してやったらどうかというような貴重なご意見もあっておりまして、こういったことも進めながらこの祭り、イベントというものを盛り

上げていければいいのではないかなと思っております、この鞍岳登山につきましても同様でございますけれども、第3セクターであります株式会社四季の里とが今本当に大変厳しい経営環境であります、頑張っております。その中で、やはりこの鞍岳登山は旭志村民の皆様方の体力と健康と、そして親睦交流というもので長年やってきたと、これを無くしてほしくないという声もでございます。いろんな地域にそういったものがございます。これについても、この第3セクターの方で取り組んでいくことが営業のひとつの大きな展開につながってくる。また展開につなげていこうという新しい視野に立った会社側としてのこの鞍岳登山マラソンというものを引き継いでいこうというようなことを社内においては、役員会の方では話をしていくところでございます。地域の思い、そういうものがひしひしと感じてまいりまして、再度市開催の祭り、あるいはまたイベント等について、これは1つだけということではなくて、全体的な意味での検証を改めてやるということだけはお答えいたしたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） ここで、10分間暫時休憩します。

休憩 午後2時50分

開議 午後3時02分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 今日は、朝最初に登壇させていただきまして、また今日は最後であると1時間ということがございますので、もうしばらくの辛抱をお願いいたしたいと思っております。

それでは、早速でございますが、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第1番目に、日露戦争戦役記念碑及び短歌の碑の移転についてでございますが、この件につきましては大変市長には申し訳ございませんけれども、実際市長がおられたとき市長がされた事業ではなくて、旧市町村のときの事業で非常にこの碑がへんぴなところに場所がなくなってしまったというような現在の状況でございますので、まず1点として七城町温泉ドームの敷地内に3基の記念碑が建立されておりますが、現在の場所は先ほど申し上げましたとおり非常に不適地であります。目的に沿った場所に移転すべきと考えるが、市長の考えをご答弁願います。

あとは質問席でさせていただきます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ご指摘の記念碑についてでございますが、昭和56年七城町短歌会建立の歌碑、また明治39年清泉村の軍人遺族救護会建立の日露戦役記念碑、大正13年清泉村清泉産業組合建立の中島常次郎君之碑ということで、この3基が現在温泉ドームの東側の方に立っております。ご指摘のとおり道路が拡幅されたということもございまして、非常に現状といたしましては狭隘のところ立っているかと思いますが、その当時においてはそこが一番いいと思ってそちらに設置されたのではないかなと思っております。今年の7月のほたる祭りがありましたときに、現地に赴いたときに、その住民の方からこの碑のことについて疎かにしているというようなお叱りを受けまして、その日のうちに雨が降ってございましたけれども見にまいりまして、そしてこの温泉ドームの役員会の方にお諮りをいたしまして、この移設ということについては行政に委ねるんじゃなくて、会社の方でやっていいのではないかと、そういったことにお諮りを申し上げまして、今月にこれは移設をするということで決定をいたしております、間もなく着手して月内には終わってしまうということでございます。大変ご心配をかけてまいりましたけれども、またその折りについては関係者の皆様方にもその移設ということにつきましてご報告申し上げ、その地にお招きをするなりして、また慰霊の日でありますので、それなりの手続きを取っていきたく、このように思っております。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 今の件については、移転をされるということでございますので、2番目の財産運用管理について質問をさせていただきます。この件につきましては、先ほど葛原議員の方から通称龍龍館のことでございますが、1、2、3、4という項目で質問をするようにいたしておりましたが、すべてある程度葛原議員の説明で理解ができましたので、再質問をしたいと思った件について、それを繰り上げてここに1、2ということで質問をさせていただきますので、さようご承知いただきたいと思っております。

龍龍館につきましては、第1番目に1月31日に一時休館されているわけですが、これは議会に陳情も上がっておりますし、一時休館は何が最大の原因でこういう休館になったかというようなことは調査をされているか。先ほどの葛原議員に対する答弁では、相手から相談があったときは相談に乗っておりますというようなことでしたが、ここに管理協定書を条例に基づいて昨年の9月1日、協定を結んでおられますが、この中で業務状況指導の整備ということで、第1条、

乙は次に掲げる事項について資料整備をするものとする。(1) 月間利用状況、(2) 月間利用料金収入状況、(3) 利用者からの苦情とその対応状況、(4) 実施した事業の内容及び実績。2項に、甲は、これは市ですね、市は管理業務の適性を記するため、乙に対し全項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、また必要な指示をすることができる。相談を受けたときだけは相談に乗っているということだけでなく、管理協定にちゃんと定まっておりますので、そういう指導をしていかないと、やっぱり商売というのはいつ何時不況になって協定どおりいかない、そういうこともあり得るわけです。後で申し述べますが、それでこの件について、まず最大の原因は何か、調査をされているか。その結果があれば、ご答弁願いたいと思います。

次に、この菊池交流促進センターの管理運営に関する協定書では、平成18年度から平成27年度まで10年間の指定期間がなされております。そして、指定管理料1年間60万円、ただし平成18年度は浄化槽維持管理負担金として支払うこととなっております。大体先ほど葛原議員に説明があったときは、120万円要っているからその半分をとというようなことでしたが、四季の里の場合は、これは第3セクターとは違うということもおっしゃいましたのでおのずと違うことは知っております。四季の里の場合は、この浄化槽の管理云々で590万円、全額ですね、ちゃんと管理料として算定されて支払がなされております。しかしここは第3セクターじゃないけれども、行政財産を貸し付けているのに対しては全く四季の里とここも変わらないわけです。同じ農政部の中であって、管理料算定でなぜこういう違いがなされたか。昨年の9月1日ですから、そのことについて理由があればお答えを願いたいと思います。協定書でいろんなことが結んでありますのでくどくは申しませんが、まずこの2点について。

それから、3番目の七城メロンドームの、これは農業改善事業の一環としてグリーンツーリズム事業によるところの目的で建設されました管理棟がございます。これは七城、旧時代に私もこの財産管理については行政財産ですから、やっぱり市がピシャッと管理をしていかないといけないということはちゃんと条例規則等で決まっておりますから、この状況について、物置ようになっておりましたから、現在はどのような利用状態になっているか。

それから4番目、これは先ほど怒留湯議員もちょっと本庁舎のことでも触れられましたが、私が見たところでは七城の支所の庁舎でございますが、合併によりまして人間が半分以下に減っておりますが、全部が下の階に降りておりますが、非常に広いところに、広いに超したことはないと思いますけれども、やっぱり無駄な電気もあるなというような感じがいたします。それで、経費の節減等もこの財政不況の中

でございますから、そういうことを考えて経費の節減のための何か少しは狭くするとか、残りは会議室にとか、そういう考えがあるかないか。この点について、財産運用管理については第1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 栃原議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど葛原議員さんの中でも述べてまいりましたが、これまで経営悪化による菊池市交流促進センター龍龍館の今後のことについてということで、代表者の方より本年の5月1日と7日に相談がございました。その際には、平成18年度決算が赤字見込みであること、今後累積赤字の増が予想されること等により、定期総会後、会員アンケートを実施した。その後、6月に臨時総会を開き、閉店についての協議を行った上で、6月中の閉店を考えているということ等の相談がありました。その後6月26日に改めて指定管理者である龍門ふるさと振興会会長並びに副会長から赤字精算のためには会員よりの負担金徴収により精算を行う考えであること。また会員アンケートの結果では、休館が約58%、継続が28%であったこと。また6月30日の臨時総会で今後の方針を決定したいこと。0精算をし再出発するため、一時休館の可能性もあることなどの相談がございました。これらの結果、7月7日付けで龍門ふるさと振興会会長さんより文書において臨時総会の結果、リニューアルオープンに備え7月31日をもって一時休館すること、ただし休館中も指定管理者として施設の維持管理は適切に行う旨の通知がなされました。市といたしましても、建設当初から地元の自主運営組織である。

[登壇]

（栃原茂樹君） 議長、質問の内容と全然違いますから、時間が過ぎていきますから、最大の原因は何かを調査したかを聞いているんですから、先ほどそれは答弁されたからわかっています。していないなら、もういい。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） はい、決算の内容を見てもと人件費がほとんどということでした。収入に対して支出の方が倍ぐらいに実際なっておりますというふうなことで、今、その負債について各出資者の方々が追加出資を募り、今清算中でございます。

それから、七城町の特産品センターの管理棟につきましては、平成6年の農業構造改善事業により体験農園の管理として施設整備されたものでございますけれども、現在体験農園は行ってございませんので、管理棟についてはセンター内のテナント従業員の休憩所として利用されております。今後の活用方法等については、指

定管理者である有限会社七城町特産品センターとよりよい活用方法等を協議していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 合併後の各総合支所の執務室の使用料状況でございますが、職員数が3分の1に減少した関係で、2階、3階部分での執務を取り止めまして、すべて1階部分の執務室に所要の課を配置したところでございます。現在、各総合支所では、照明、冷房機等の効率的な運営を図り、節電に努めております。また七城、旭志の総合支所を現地確認し、総合支所長さんと協議しましたが、これ以上執務室をコンパクトにすると事務に支障をきたす部分も出てきますし、コンパクトにしても一列ぐらいの蛍光灯の節電にはつながるだろうということですが、その代わり配置を換えたために電算関係の廃線等の経費が新たに必要になるということで、現状のままでさらなる経費節減に工夫したいということで考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） これは、質問しているのを2番目はお答えになっていませんから、2回目に数えないで下さい。お答え願います。おわかりですか。言いましょうか。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 大変申し訳ありませんでした。四季の里と龍龍館の使用料等の違いでございますけれども、第3セクター等については行政財産の使用料という形で市の方に使用料、年間の使用料をいただいておりますが、龍龍館等については使用料等は当初の契約関係で取らないということになっておりますので、そのところが第3セクターと龍龍館との違いでございます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） いろいろ今、説明を、答弁を受けましたが、メロンドームですね、七城の、これについては従業員の休憩所ということですが、あそこは狭い場所ですから従業員は何人もおるのにですね、ああいうところで休憩所を必要とするならば、もう少し本当の休憩所をつくるべきであり、また元その休憩所あたりはつくってあったはずと思います。ただ、だからあのままよりもあれを公有財産で、行政財産ですから、あの中におる方であそこを利用したい、金を払ってでも利用したいという

方もおられるわけですね。部外者なら別として、あそこのメロンドームの中に、売店の中に営業されている方が必要と、必要であるのでたまたま空いていたのであそこにいろいろしていたということも聞いております。それで、そういうふうには行政財産を無駄に使うより、何百万円とかかったんですから、大体そのことを言いたいんですから。やっぱりそういうのをやっぱり管理する行政の方がですね、何らかの金を取れるならそういうふうにして、ただうちなぐって何百万円もしたのを、また龍龍館にしても同じです。1億6,000万円かかったんですから。まだ条例で目的もさっき聞かせていただきました。なかなか目的どおりにいかないのが現実です。長くなっていくと。そういうことですから、メロンドームの管理棟については、そういうことの実態を調べて、そういう方向でですね、管理をしていただくなら考えはないかということをお尋ねしたかったわけです。

それと、七城支所については、皆さんが働きになって勤務されているから、その人たちの利用されている方が一番必要ということであれば、それでよろしいです。考え方の違いがございますから。

それで、龍龍館についてでございますが、これはやっぱり設立当時、竜門ダムができた当時についてはですね、非常に珍しいということで観光のためにあそこに来た多数の観客もおたただろうと思いますし、いろいろそのできたときは非常に賑わうことがございます。やっぱり十数年経っておりますと、だんだんとやっぱり経営はどこでも苦しくなっていくところも記憶しております。私も知っております。もう場所は申し上げませんが、そういうことで、ただ実際あそこの固定費をですね、固定費をちょっと聞いてはじいてみますと、浄化槽が年間120万円かかるそうでございます。約でございますが。それから電気代が約130万円、それから現在までの人件費ですね、それで拾ったのが年間4名で420万円。そうしますと、固定の年間費用で670万円はかかるわけですね。そして60万円は市から委託料としてやっておられるから、それとあそこの使用料の収益があった場合とありますが、今までの貸し方では、自分たちが借りて、だから自分は払う必要はなかわけですね、受益は自分でもらっていいということですが、誰からももらえんから、これは引かれんわけですね。それで、610万円は固定経費がいるんだということですね。そうしますと、1割の益がある売上をやったとするならば、益があったなら、売り上げというのは6,100万円年間売り上げとその固定費用には合わないわけですね。2割のときが3,050万円売り上げなければならない。3割の時は2,033万3,000円と続きますけれども。そういうふうにして、これは365日経営じゃなくて大体300日ぐらいだろうということで試算をしてみました。だから1日1割の儲けの品物しか売っていないなら20万3,000円がと売り上

げにやこの固定に合わないわけですね。だから配当は一銭も今まで1番からもらっていませんということでした。メロンドームあたりは、第3セクター、うちでは当初は配当があっておりました。現在はちょっと聞いておりませんが。だから、出資した方はやっぱりどんどん減って、もう今度はかたらないというような実態もあるそうでございますね、やっぱり誰でん損して出資するわけにはいかん、負担金払うわけにやいかん、それが生活の糧としてやっておられる人たちばかりじゃないわけですね、やっぱり。やっぱり地域の振興を図ろうという、この主の目的に沿って私たちもやりましょうということでやっておられるわけですから。だから、商売というものは、私は商売人ではございませんけれども、やっぱりいろいろなこういう精密な計算をして、そういう指導もしなければ、商売の方もおられるかもしれませんし、第3セクターならば、やっぱりそういうたけた人がいるということもあります。やっぱり行政財産を貸し付けているということは、そういうことまでですね、やっぱり監視をしていかないと、いつの間にか赤字になってしまったと。現在は出資金と3,万5,000円からの負担金で穴埋めをしなければいけないから、全体で何人今度の再館に向けて参加されるだろうかという心配もあるようでございました。だから、また再館をやったとしても、27年までですか、契約が、なされております。よほどしっかりやらないと、途中でまたこういうことが起こると。だからその点をですね、行政財産1億6,000万円の金を使ったんですから、やっぱり当初の目的を全うするためにはいろいろ厳しいこともあるだろうと思います。それは商売やっていかなければならないわけですから。それと、条例の中では管理料として料理するとか厨房あたりの年間の費用で決めてあります。私は、これは年間誰が借りるとだろうかと思ったら、ここがお借りになるから年間ということに条例でなっているだろうと思いますけれども、こういうのもですね、やっぱり合うような条例をつくっていかないと、こういうことだから管理をしているんだらうかという疑問が私にはわくわけでございます。やっぱりこういうことは真剣に、すべてが合うようなふうには今後はやってってもらいたいということを節に要望しておきます。相手もあることですから。1億6,000万円の費用が係っておるということをいつも頭に置いて、自分の金だったらやたらにそう粗末にはしないわけですよ。そういうことを考えて今後は指導をしていただきたいとお願いを申し上げます。

次に、あと36分でございますから、3番の入札制度についてでございますが、3点について質問をいたしておりますので、第1点目、熊本県内で1業者1業種で指名されている市町村は何カ市町村あるか。

2番目、規制緩和の時代に行政が1業者1業種で指定し、建設工事入札参加資格申請書を提出させることは時代錯誤と考えるが、市長の考えはどうか。

3番目、会社が選定した業種と違った技術職を持って勤務していた技術職の従業員は、退職すれば生活ができないというようなことで、恨み悩んでおられます。これは合併したから七城と泗水はそうなったということです。市の職員におきましてもこういうことについてはもう絶対人件費の削減ということで、後では減らしますということで保障されて誰も首にはならない、首ということはちょっと発言が悪うございますので取り消しますが、辞めなければならないということはございませんが、こういうやっぱり個人的な会社等あたりは、やっぱり自分での経営ができないから、やっぱり辞めさせなければ仕方ないと、退職してもらわなければならないというようなことで、こういう特殊技術を持った職員の方、非常に悩んでおられます。また、退職された従業員もおられるとお聞きするわけでございますが、このような実態を市長はご承知か、お尋ねをいたします。

まず、以上の3点についてお答えをお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず1点目の県内1業者1業種で指名されている市町村数はということで、県の担当課も県内市町村の状況について把握していなかったために、合併後に14市の状況について調査したことはございます。その後、状況の変化が見られますために、今回の質問を機に新たに再度調査を行いました。県内の14市について電話で照会いたしたところ、また14市については電話で照会、また他町村につきましては電話またはファックスにて照会いたしましたが、結果は次のような状況でございました。まず14市のうち玉名市のみが経営事項審査を受けていれば制限せずに現実にも県のAランクの土木建築の重複業者が複数あるとのことでございました。次に、菊池市と同様に1者1業種もしくはそれに類する運用方針を採用しているのは山鹿市と八代市、菊池市を入れて3市でございます。また熊本市は1者1業種ではございませんが、2業種以上の指名については制約を設けて運用しているとのことでございます。次に合志市でございますけれども、経営事項審査を受けていれば制限はしないが、土木と建築の資格を有する業者がありますものの、いずれも土木主体の業者でありまして、実際は建築で参入できる案件はほとんどないとのことでございました。他の8市でございますが、経営事項審査を受けていれば制限はしないけれども、実際は1業者当たり2から3業種とする運用方針としておりましたが、ほとんどの市が、例えば土木と建築の両方の資格を有する業者であっても、いずれか一方の年間完成高が0あるいは極端に低い場合は、その業種は指名しないとのことでございました。県内の他の34市町村につきましては、下益城郡の美里町と菊池郡菊陽町の2町が1者1業種に類する運用方針を採用して

おりました。なお、合併前に4市町村では、先ほど議員仰せのとおり、旧菊池市と旧旭志は1者1業種、旧七城町と旧泗水町が複数業種可とする制度となっております。また1者1業種の制度がいつごろからということは、今のところ確認はできておりません。

次に、2点目の規制緩和の行政が1者1業種で規制し指名することはということとで時代錯誤ではないかということですが、本市におきましては指名願ひ申請時に土木一式工事、建築一式工事、電気工事、造園、管工事につきましては1業種のみ申請できるものとしております。他の28のうちの23業種につきましては、複数申請が可能であります。前期の業種と複数、重複申請についても、何ら今のところ制限は設けておりません。一般的に大手の総合建設業は多岐に渡る業種の資格を有しておりますので、仮に複数申請が可能となった場合は、専門業者、中小業者の受注機会が減少し廃業となる事態も考えられます。また、専門でない業者が落札し丸投げ等の発生も懸念されます。このようなことから、各業種の専門業者、中小業者の保護育成と全業者への公平な受注機会均等を図るため、1者1業種を基本とする方針といたしております。なお申し上げることもございませんけれども、1者1業種はあくまで菊池市が発注する工事の入札についての運用方針でありますので、民間工事等の受注までも制限するものはございません。

次に、3点目でございますが、景気回復の兆しが見える中で建設業を取り巻く環境が依然として厳しいことは十分認識いたしております。平成18年9月までは、旧市町村ごとに従前の方針で指名を行っておりましたが、それまでは土木一式工事と建築一式工事の両方で指名を受けておられた業者が9者あります。それらの中には、土木、建築いずれにも秀でた実績を示すのではなく、土木、建築とも同程度の売り上げを示す業者もございまして、新しい方針、1者1業種となったことによりまして、その影響を受けているものがあることは十分理解しております。この制度の実施に際しましては、当初18年4月からの予定でありましたけれども、4月からは対応するのに時間がちょっと短すぎるというようなことの判断で、半年間延期し、18年の10月から実施した経緯がございます。現在の指名願ひの有効期限は平成21年の3月末までとなっており、ただちにこの制度を変更することは現在のところ困難でございますが、次回の指名願ひからは県への一斉受付となると思われまますので、これと併せて調査研究を続けてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 非常に1番目の、1点目ですね、県内で1業者1業種で指名されて

いる市町村は何ヵ市町村かとお尋ねしたわけです。いろいろどこどこ都市はどうこうだと言われておりますと、何がなんか全くわかりませんね。熊本県は48だったら、そのうちに10市町村が1業者1業種でされておりますと答弁をいただくとはっきり私はわかるわけです。今の答弁では、何回でもずっと言われたから何が何かわからんごつなりました。だから、明確に聞いていることを聞いた者がわかるようにですね、今後は、そういうことで答弁をお願いしておきます。

それではですね、今いろいろ2番目の時代錯誤云々についてもこうこうだ、なるほど理由はいろいろ付けてあるからされたんだろうということはわかっております。ただ私は私なりにですね、これは再質問でございますけれども、1点目、再質問の1点目です。まず1業者1業種に規制することによるメリットとデメリットですね、これをちょっと考えてみました。これは私が考えたんですから、専門家が考えたんじゃないですからそのあたりは誤解のないように。メリットは、先ほど言われたとおり、いつも言われるように、1業種の業者育成にはなっているということは事実でございます、これは。もう全くそうでございますから。それと、今度はデメリットを申し上げます。これは資本主義社会の自由競争の原則に反していることが言えるんじゃないかと。それと、2、1業種以上の資格を持った業者の育成にはなっていない。3、泗水町、七城町に、旧と言わんでも今も七城町、泗水町といいますが、において、1業種以上の会社に勤務していた、先ほど申し上げたのと重複しますが、従業員の失業が発生する恐れがあるわけですね。それから、4番目に1業種以上の企業努力をする者が道が閉ざされる。それから、5、法制度上、行政が1業種に規制することは法的に疑問があるのではないかというような、様々な、私はこれは考えたことですから、そういうふうと比較検討をしてみますと、以上のようなことからして、私はすべての業者育成につながるようなことを行政等はすべきではないか。すべての業者に育成をすることが行政の育成ではないか。片一方はちょっと不利になる、片一方は有利になる、そういうことでなくて、すべてがなるように。例えば、我田引水でございますけれども、菊池市の工事については菊池市内の、資格がなければだめですけれども、なるだけそういうふうにして指名をすとか。それと、これはもう行政ではできませんが、ある中でも質問等があったおりましたが、やっぱり丸投げの場合もあるし、それからよく管内で受けられた業者さんでも熊本市とかいろいろほかのところの下請け出したりとか、そういうこともあるということですから、これは行政で受けられた本人にここにせいということはもう違法ですからできないということはわかっておりますが、そういうようなこともいろいろ話の中でですね、それから品物を買うにもやっぱり菊池市の商店街からあるものについては、もう高ければこれは仕方ないと思いますけれども、そういうような考え方ですね、

そういうような指導もひとつは必要じゃないか。暗黙の中でですね。もうそういうこともできますし、そういうことでございますので、本来の業務育成を考えるとデメリットの方が大きいと考えるが、市長はどのように考えられるか。これだけ申し上げましたから。

2点目、国においても財政難で公共事業の抑制が図られ、また地方においても同じでございます。今後は建設業界もさらに厳しさを増すであろうことは考えられるわけでございます。もし業者から建設工事入札参加資格申請書が1業種以上の申請がなされた場合、それを受理しなかった場合ですね、これは法的に問題はないのか。現在は2業種持っとっても1業種こちら、どっちか自分で選定した方を申請してくれというようなことで申請が取られておるようでございますので、今の業者さんは何とも言えないわけですよ。それで納得して申請されとるわけですから。ただし私が言うのは、先ほど従業員の方ですね、そういう方はそれと全く違ってやっぱり苦しい思いをされておるというようなことでございますので、1点と2点について再質問をいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 先ほど1回目の質問の中でいろんな長たらしい説明をしましたが、運用という部分があるという非常に微妙なところがあって、すべて割り切って答弁ができないという部分でそういう形で説明をしましたのでご理解をいただきたいと思います。1者1業種と制限をしないということでは、やはり相反するやっぱり状況が出てくるということの部分がかかり出てくると思います。例えば制限をしなかった場合におきましては、中小企業あたりには受注機会が非常に少なくなってくるということも片方では出てくるということで、やはり受注機会が偏ってくると、業者に偏ってくるというふうな部分も出てまいります。そういうところを総合的に判断しまして、1者1業種ということ为本市としては採用したところでございますし、指名することは市内の業者を指名するということを第一にしてやっぱり考えておりますので、市内の業者の受注機会を均等に受注機会を与えるということを念頭においてしたところでございます。

また、2点目の受理しないということになると、これは法的な問題が出てくると思いますが、やはりどちらを優先するかということで申請の中には上げていただいておりますので、その辺の今回の本市の方針である1者1業種に見合う業者の意向というのを調査した上で、そのような指名をしているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） ただいまの答弁で大体同じような答弁だと思います、これは。ただ、受理しなかった場合は、やっぱり違法になるだろうと。そういうことであるから、私はやっぱり1業者1業種というのはですね、たまたま業者さんがそれで納得して片方だけ建築なり土木なりですね、されたからいいものの、厳しい時代を迎えてくると、やっぱり誰でも経営が苦しくなれば両方したいと。それと、県の場合、国を受ける場合、国・県、他市町村ですね、これに対しては両方持っておられるから出して受付のところはされておるとは思いますが、そのランクが下がってくるわけですね。菊池市で受けられない分だけは、1年に2回か3回ぐらいは事業実績として入札が取れなかった場合は別ですけど、いずれかが。そうすれば、ランク付けもやっぱり県のランク付けというのは下がるという、こういうデメリットもあるわけです。非常にこれは複雑な、7つか6つぐらいの経営審査には、昔が経営審査と言っておりますかね、そういう言葉を覚えておりますので。7つか6つぐらいのランク付けをAランク、Bランクとするのにはずっと税金を払ったかとか、そうすると売り上げはどれだけかと、そういうのをずっとはじいて、この会社はAランクだ、Bランクだというふうに管理課は設定していたわけですよ。売り上げが少なかと実績がないということですからランクは下がりますよ。そういう実態も招くという非常にマイナスな面がですね、菊池市大きく育って、よその市町村のやつもやってどんどん所得を上げて、そして税金も払ってもらう。これは国の補助、公共事業の始まりですから、景気浮揚にも国はやりましたけれども、現在は失敗しておりますので抑制しておりますが。やっぱり最終的にはいろいろ仕事をやってもらって税収は上がるよというような業者指導もしなければならぬと。そういう観点から言ってもですね、やっぱり何らかこれはおかしいなという疑問がわきましたから今回この件については質問をさせていただいたわけです。

そういうことでございますので、次は時間があと17分ですから、たくさんしておりますと飛ばしていきますね。次は、それでは4番目に移りたいと思います。これは今年の3月に中心市街地活性化計画については一般質問をさせていただいております。そのときに、昨年、もうやがて計画書の策定にいろいろ取り組まれて1年ぐらい経ったかと思いますが、その後の状況等もひとつも聞いておりませんし、どのような菊池市のまちづくり、コンパクトなまちづくり計画が骨子的にはできたんだろうか。一応コンサルには今委託をしとるということですが、その委託はしとるけれどもなんもかんもまかせて委託しとるのか。そうじゃなくて、やっぱり市は市独自の絵があるでしょうから、そういうことを概略をですね、どういうことで

内容をもってコンサルに委託しておられるのか、その件についてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 計画書の策定について、現在どのようになっているかということでお答えを申し上げたいと思います。本市におきましては、昨年庁内に基本計画策定委員会及び作業部会を設置しまして、現行基本計画で位置づけた施策事業の推進、進捗状況、事業効果の検証、中心市街地の区域及び将来像の検討、基本計画に盛り込むべき事業の検討、総合計画・都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性の検証などの作業を進めてまいりました。具体的な進捗状況といたしましては、認定の必須要件となっております基本計画に盛り込むべき5つの事業についての検討結果を申し上げます。1つ目が、市街地整備改善事業については、都市計画道路隈府中央線の整備、商店街を中心とした回遊道路のグレードアップ、足湯を施したポケットマークの整備、市民広場整備などの事業。2番目に、街なか居住事業については、街なか居住推進ガイドラインの策定、民間による優良住宅整備の推進、助成制度の創設、街区公園整備事業。3番目に、都市福利施設整備事業については、ふれあいプラザ整備（老人福祉センター建設）、子育て支援センター整備事業。4番目に、公共交通機関の利便向上事業については、既存の便利カー、あいのりタクシーの運行見直し等による利便性向上。5番目に商業活性化事業については、空き店舗等を活用した不足業種、新規業態の誘致による魅力ある商業地の形成、商業拠点施設の整備、泊食分離による菊池温泉の宿泊客及び日帰り客を商店街に回遊させるための郷土料理店設置などの事業となっております。こうした事業につきましましては、概ね5年間という取り組む期間が定められており、事業主体の特定及び実施スケジュールの明確化が認定基準となっていることから、菊池市商工会で設立予定の中心市街地活性化協議会等との協議も重ねながら事業の内容等の精査を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、現在の状況についてご説明申し上げます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 計画が大体もうコンサルにも委託がなされておることですのでございます。いろいろ計画をやりましても、なかなかいつまでもできないということもございます。中央線も入っとうございまして、45年、半世紀かかって現在行われているから、なるだけ時代に沿ったことがやっていかないと、今ごろ何ばしよっとだろうかというようなことになりますから、大変まちづくりについては難し

い問題があることはご承知しております。今、商店街のシャッター通りも増えておりますし、疲弊して、どこの町村でもそういうところもございますが、非常にテレビなんかで見えますときれいなまちづくりがなされておるところもございますので、やっぱりそういうところを視察などしてですね、菊池市にも全体的にはお金がかかりますからできませんから、温泉街とか、そういうところを部分的に重点にですね、ひとつはモデルのような、そういうことも必要じゃないかと思います。ただいまおっしゃった計画の中は、総合計画の中で今まであるやつをある程度引っ張ってこうされておるようでございますから、そういう特殊な、目玉的なやつもですね、この中心市街地活性化法の計画に基づいて、1つぐらいは市の職員の方で考えた非常にいいアイデア、創意工夫を凝らしたやつをやってもらえないでしょうか。そういうことをお願い申し上げまして、あと11分ありますが私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時52分

第 3 号

9 月 1 2 日

平成19年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成19年9月12日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

| | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 東 | 裕人 | 君 |
| 2番 | 泉田 | 栄一朗 | 君 |
| 3番 | 森 | 清孝 | 君 |
| 4番 | 藤野 | 敏昭 | 君 |
| 5番 | 樋口 | 正博 | 君 |
| 6番 | 二ノ文 | 伸元 | 君 |
| 7番 | 中山 | 繁雄 | 君 |
| 8番 | 水上 | 博司 | 君 |
| 9番 | 三池 | 健治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健蓉 | さん |
| 11番 | 坂本 | 昭信 | 君 |
| 12番 | 隈部 | 忠宗 | 君 |
| 13番 | 奈田 | 臣也 | 君 |
| 14番 | 葛原 | 勇次郎 | 君 |
| 15番 | 木下 | 雄二 | 君 |
| 16番 | 坂井 | 正次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆博 | 君 |
| 18番 | 山瀬 | 義也 | 君 |
| 19番 | 本田 | 憲一 | 君 |
| 20番 | 栃原 | 茂樹 | 君 |
| 21番 | 松本 | 登 | 君 |
| 22番 | 工藤 | 恭一 | 君 |

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 23番 | 境 | 和 | 則 | 君 |
| 24番 | 北 | 田 | 彰 | 君 |
| 25番 | 外 | 村 | 國 | 敏 |
| 26番 | 徳 | 永 | 隆 | 義 |
| 27番 | 横 | 田 | 輝 | 雄 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 福 | 村 | 三 | 男 | 君 |
| 副 | 市 | 村 | 上 | 建 | 二 | 君 |
| 収入 | 役 | 川 | 口 | 齋 | 子 | 君 |
| 総 | 務 | 緒 | 方 | 希 | 八 | 郎 |
| 企 | 画 | 石 | 原 | 公 | 久 | 君 |
| 市 | 民 | 村 | 山 | 隆 | 君 | |
| 経 | 済 | 稲 | 葉 | 公 | 博 | 君 |
| 建 | 設 | 岡 | 崎 | 俊 | 裕 | 君 |
| 七 | 城 | 平 | 野 | 國 | 臣 | 君 |
| 旭 | 志 | 水 | 上 | 泉 | 君 | |
| 泗 | 水 | 上 | 林 | 正 | 章 | 君 |
| 市 | 民 | 大 | 場 | 美 | 範 | 君 |
| 企 | 画 | 鳥 | 井 | 修 | 君 | |
| 財 | 政 | 川 | 上 | 憲 | 誠 | 君 |
| 教 | 育 | 田 | 中 | 忠 | 彦 | 君 |
| 教 | 育 | 山 | 口 | 正 | 司 | 君 |
| 総 | 務 | 中 | 村 | 鉄 | 男 | 君 |
| 管 | 理 | 中 | 野 | 數 | 馬 | 君 |
| 水 | 道 | 後 | 藤 | 定 | 君 | |
| 農 | 業 | 五 | 島 | 千 | 秋 | 君 |
| 監 | 査 | 田 | 島 | 伸 | 正 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 樋 | 口 | 昭 | 彦 | 君 |
| 議 | 事 | 課 | 長 | 永 | 田 | 哲 | 士 | 君 |

議 事 係 長
議 事 係 主 事

上 田 敏 雄 君
本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） おはようございます。先日の日曜の夜、特番で黒沢彰の生きるという番組がありました。この主人公は、市役所の職員で30年間無欠勤でまじめな人でした。ある日、自分ががんだとわかり、これまでの無意味な人生を振り返り、ことなかれ主義から市民のために頑張る姿のドラマでありました。昨日、怒留湯議員が言われました。たらい回しの場面もありました。市民の方も見られたと思います。我が菊池市の職員の皆様はドラマとは違うところを見せて下さい。余談ですが、全員の方々がテレビの主人公になってしまえば大変なことになります。まずは、テレビを見られた方からでもいいですから、菊池市民のために頑張っていただきたいと思います。

では、1問目の質問に入ります。有害鳥獣被害について質問いたします。旭志地域の山間地においては、ここ3年、有害鳥獣の駆除相談が相次いであり、私も関係機関に相談し、現状を県に相談を行いました。補助を受ける場合はヒアリング等の手続きをし、補助事業の申請を行うところですが、県全体の予算が150万円であることや既に他市町村で交付決定がされており、県補助の年度内獲得を断念しました。しかしながら、地域においては農作物の被害が深刻な状況であり、早期の駆除が必要です。しかしながら、私も調査してわかったことは、周辺地域の対象となる住民全体の駆除に対する正しい認識と継続的な取り組みが必要であることや、ボランティア性が高い猟友会の皆さんとの協力体制の連携強化も併せて必要であり、単に駆除の単年度補助で済むような簡単な問題ではないことが判明しました。有害鳥獣の被害状況は深刻化しており、早急な具体対策が必要です。まず、対象地域全体を対象に研修会や勉強会を専門家や県を呼んで市行政で早急に実施していただき

い。それと並行して、市単体で有害鳥獣駆除対策の専門スタッフを結成し、長期的に取り組んでほしいと考えます。この過程において、必要となれば市単体でも電柵の補助事業を設定、実施していただきたいと思います。深刻な状況です。いち早い取り組みをお願いいたします。駆除の第一線で活躍されている猟友会の方々も年々減少していて、費用や労力的に一部の方々に非常に負担をかけているのも現状です。猟友会の中には、ボランティア年50回、玉もガソリンも自分持ち、年間2万5,000円ぐらいでやっておられます。何らかの改善を行わないと、駆除を行う人手不足になります。問題点が多い内容ですが、地域環境を守り、農林業で汗を流している地域住民の生活を十分考えていただいて、1日も早い対策を行ってほしいと願います。私も県の農政部へ行き電柵をすることで簡単に問題が解決すると思っていました。本当に勉強不足でありました。電柵も被害に遭わないためには必要です。しかし、電柵をしても、そのイノシシが他の場所に移るだけで絶対数を減らさなければなりません。猟友会の皆さんと連携を取って、合併前にあったイノシシ1匹いくらかとか、何らかの対策をお願いいたします。また子どもの通学路において野犬に威嚇されたようなことも聞いております。事故が遭ってからでは遅いので、早急に対応ができないか質問します。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） おはようございます。中山議員さんの質問にお答えいたします。

イノシシ、カラス等による農作物被害につきましては、近年被害報告が多数寄せられておりまして、増加傾向にあると思われまます。農作物の被害防止対策としましては、例えばイノシシ等の侵入防止を図ることは中山間地の営農を推進する上でも電柵設置等、非常に効果的な方策であると考えております。生産者の電柵設置の負担軽減や、あるいは県の各種補助事業、また市の単独補助等を含めまして、近隣の市町村の取り組み状況等の十分な調査をしながら早急な対策を講じてまいりたいと思っておりますけれども、また被害地区への指導等につきましては、農作物の被害防止対策として電柵の設置など、自衛手段を講じることが第一に重要と考えておりますけれども、例えばイノシシ被害の場合は、現在農家等から被害の通報を受け次第現地調査を実施し、被害農地周辺の荒廃地、荒れ地の状況調査や電柵等の設置の指導など、被害防止対策の指導に努めておるところでございます。また、カラスや野犬による家畜への被害等につきましても、家畜のエサ並びに堆肥の適正な管理がなされているか、また有害鳥獣を畜舎内へ寄せ付けない被害防止対策ということで指導を行っておりますが、今後も引き続き捕獲協議会、いわゆる猟友会等や関係機

関と連絡調整しながら、有害鳥獣の捕獲対策に努めてまいりたいと考えております。また本市の鳥獣被害防止対策につきましては、菊池市有害鳥獣捕獲協議会に捕獲業務を委託し、鳥獣被害による生活環境の保全、農林業に係る被害の軽減防止等を行っているところでございます。菊池市有害鳥獣捕獲協議会、いわゆる猟友会でございますが、旧市町村前に組織されていた有害鳥獣捕獲隊を一本化し、平成17年8月に設立され、平成19年度現在菊池班が6班、七城、旭志、泗水班の合計9班体制の76名で構成されており、被害の恐れのある地域から本市への連絡を通じ、また生産者から直接被害の報告を受け、地域方面の枠を越え、広域的な対応をされております。しかしながら、先ほど議員さんからありましたように、捕獲従事者につきましては高齢化及び後任者の不足による後継者不足による人員の確保が年々難しい状況でございます。このようなことから、本市としましては有害鳥獣捕獲に関わっていただいている捕獲従事者の作業の均一化を図り、負担の軽減や支援を充実していかなければならないと考えております。また恒常的な被害防止対策となる電柵設置する生産者に対する負担軽減措置の検討、並びに生産者への鳥獣被害防止のための情報提供など、被害防止に向けた対策を取り組み、農産物の安定生産、農業所得の確保に努めていかなければならないと考えているところでございます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

〔登壇〕

（中山繁雄君） 先ほどから言いましたように、数を減らすことが第一、先決な問題でございます。猟友会の方々も旭志に20名ほどおられまして、その中で駆除に携わる人が10名、その中でも特に出ておられる人が5名と、なかなか猟友会の方々も苦労しておられますので、生産者と猟友会、市が連携してこの対策をしていただくことを望みまして、1問目の質問を終わります。

次の2問目の質問をいたします。保育料の値下げについて質問いたします。合併協議会で決定した幼稚園の保育料の値下げの件ですが、私は行政サービスに対する地域住民の相当分の負担は必要と考えます。合併で値下げについては必要以上ではなかったかと感じます。設立施行や性格が違いますが、保育園保育料も見直すのであれば理解をいたしますが、財政が厳しいので一部の行政サービスだけが意味のない値下げをされているのに納得がいきません。幼稚園と保育園とは管轄が違っているのはわかっています。しかし、一般の住民の見方では違います。考えて見て下さい。若い夫婦が保育園に子どもを預け、一生懸命2人で働いているのに、幼稚園というのは生活に余裕があり、時間のある人が通園させていると一般の方は思われています。旭志の6,500円を3,500円の泗水に合わせたわけですが、1ヵ月3,500円、この意味が私には理解できません。少子化の今、保育園の保育料の大幅

な見直しの考えはないか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） おはようございます。

保育料につきましては、合併に伴いまして負担増とならないようにと4市町村で調整を行いまして、4市町村間で一番安かった旧菊池市の保育料を基本に設定をされたところでございます。また本市としましては、保護者の負担軽減を図るために国の保育料徴収基準額を大きく下回る本市独自の保育料徴収基準額を設定しています。さらには第3子以降の3歳未満の子どもさんが入園される場合にも保育料を無料にするなど、子育て支援の充実に努めているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 続きまして、教育委員会所管の幼稚園についてお答えいたします。ご存じのように、現在市内には公立幼稚園として旭志幼稚園と泗水幼稚園の2園がございます。合併前のそれぞれ保育料は旭志幼稚園が6,500円、入園金が6,000円、泗水幼稚園が保育料月額3,500円、入園金3,000円となっております。合併協議会でご説明のとおり、協議事項の調整結果、公立幼稚園については現行のまま新市に引き継ぎ、新市全域を通園区域とする、保育料等は泗水町の例により新市に引き継ぎ新市において見直しを行うと決定されまして、それにより現行の保育料月額3,500円、入園金3,000円となっております。見直しについての今後の考えということですが、行革の中で現在民営化についても検討中でございますけれども、その中で見直しも考えていかなければいけないことだろうと考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 私も調査不足で、合併前の保育園の保育料が値下げになっていないと聞き質問いたしました。調査しましたら、所得税の区分の関係で変わったところがありましてそういう捉え方がされたんだと思っております。菊池郡で比べてみますと、ほとんど料金は変わりませんでした。しかし、これからの少子化の歯止めをするためにも菊池市が先頭になって大幅な保育料の値下げを希望して、質問を終わります。

3問目の質問を行います。これからの市の活性化について質問いたします。昨年

より畜産の堆肥利用で県外に販路を苦勞して開拓し、今後の事業活性化に大いに期待をしていましたが、本年は中止ということに非常に落胆しております。また、大分熊本間高規格道路の推進においても、最近聞いたところによると進展がないような状況であります。菊池市にも計画では川辺地区にインターチェンジができると聞いておりました。そのことが具体化することにより、産業の振興や地域の活性化に大いに期待するものがあつたと私は確信しておりました。どうも市行政の推進に将来を見据えた行動が不足しているように見受けられます。国と県との継続的協議が必要と考えます。市の考えをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 中山議員さんの質問にお答えいたします。

議員ご指摘の事業名は、畜産環境特別対策事業（資源循環型畜産モデル等確立対策事業）で、JA菊池が財団法人畜産環境整備機構から2分の1の補助を受け、平成17年度から18年度までの2カ年の継続事業として取り組まれた事業でございます。事業の目的は、管内で生産された堆肥の利活用を推進するために、管内及び管外で施設の建設や散布機械等の整備を行い、堆肥流通の地域的な広がりを持ったモデル事業を実施することです。事業の内容は、ストックヤードの建設や堆肥運搬機、散布機械、マニアスプレッター、ショベルローダー等の導入で、事業費としましては総額約3億6,000万円の事業です。この事業は当初より17年度から18年度の2カ年の継続事業として取り組まれたものでございますが、本年は事業ございませんけれども、今後この事業の意義、成果を通して菊池の豊富な堆肥が広域的に流通し広がることを願って、さらに支援していかねばならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お答えを申し上げます。

地域高規格道路「中九州横断道路」は、大分市から熊本市に至る延長約120kmの路線でありまして、九州縦貫自動車道、東九州自動車道及び九州横断自動車道、長崎大分線と併せて広域高速ネットワークの形成を図ることにより、熊本都市圏と九州各県主要都市を150分で結ぶ150分構想を実現することを目的として計画をされた道路でございます。平成6年12月に路線指定を受け、大分県側から事業に着手し、平成18年度に犬飼千歳間の供用を開始、平成19年度には千歳大野間が供用開始の予定となっております。しかしながら、熊本県側は阿蘇大津間の5km

が整備区間に指定されておりますが、熊本大津間の21kmは調査区間の指定のみとなっております。このような熊本県側の状況を受け、昨年12月、菊池郡市の200社を越える企業から早期着工の要望が出され、関係市、町により県知事及び国土交通省に要望を行ってきたところでございます。また今年6月1日には、中九州横断道路（熊本大津間）早期整備区間格上げ緊急アピール集会を合志市で開催し、約800名の参加をいただきました。そのときに、国・県及び県選出の国会議員の方々に早期実現を訴えてきたところでございます。併せまして、8月には菊池郡市の市、町による中九州横断道路（熊本大津間）早期整備区間への格上げについて国土交通大臣に要望にまいっております。昨年11月に閣議決定されました道路特定財源の見直しに関する具体策では、現行の仕組みを平成20年度に見直し、道路整備を上回る税収分を一般財源化する方針が明記されました。しかしながら、真に必要な道路は計画的に進めることで、平成19年度中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的計画が作成されることとなっております。中九州横断道路（熊本大津間）は、菊池市にとっても企業誘致をはじめ経済や観光振興に大きく寄与する道路と位置づけております。今後さらに関係市・町と連携を密にし、引き続き国・県及び県選出の国会議員の皆様にも強力に要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。ただいま2つの案件につきまして、それぞれの部長が経過を説明申し上げましたが、市の事務・役割につきましては、地域住民の福祉の増進を図ることが基本でございます。地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っており、市の関係組織一丸となって取り組んでいるところでございます。今後とも本市産業、地域発展のため、市内部及び地域との連携を深め、国・県また関係市町村と連携を強化し取り組んでまいります。議員各位におかれましても、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 合志市、大津町、菊陽町でよいところ、あるもの、ないもの、市町の垣根を取り払い企業誘致や観光を含め、菊池の発展、いや熊本県の発展の核になるような気持ちで頑張ってもらいたいと思います。昨日議員の方々から言われました。これは1つの例ではありますが、私もお茶をつくっておりますが、旭志茶組合で県の防霜対策の補助が2ヵ年続けて補助を受けることができました。旭志の組合では、計画し市の職員との連携で県にできてもできなくても申請した結果であります。農

家と市の職員とのチームプレーであると思います。これでもわかるとおり、市民、市職員、県・国との連携が必要です。また、今朝の熊日に企業立地法の記事が載っておりました。企業誘致に向けて税制優遇措置が受けられるなどの地域指定の記事が載っていましたが、菊池市もこれに参加しているかも含め、これらの市について市長に尋ねします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 企業立地法が本年の6月に施行されまして、2012年までということで5年間のひとつの時限立法として成立をいたしております。ただいまお尋ねは、このひとつの企業立地法に伴いますところの県の動きといたしまして協議会の設立が行われるということでございます。それに参加しているのかどうかということでございますが、これにつきましては実は今日設立総会の開催のご案内をいただいております、ちょうどこの議会開催中のために担当課長が出席をするということで、今日の11時から県庁地下大会議室に行きまして熊本県地域産業活性化協議会、この仮称でございますけれども、ひとつの設立総会が行われるということでございます、参加をしたいという思いでこの参加をいたしております。また、このことにつきまして、この部会がございまして、この部会の中でもIT関連の産業部会、また輸送用機械の部会などがございまして、この両2つの部会の方に参加の意を持って参加をさせていただいております。このことに参加することによりまして、これを受けて今度は7月に全国で10県から12地域が指定を受けるということございまして、私たちの熊本県もこれを38の市町村が大体今希望されているようにございますので、この設立総会で設立ができれば、年内に政府に対して地域指定に向けてこの申請をするということになるかと思います。このことは、大きく今、中山議員がおっしゃってありましたように、この工業立地法に基づきまして特別交付税、あるいは人材の育成の補助金だとか、あるいはいろんな意味での財政の支援などが受けられるということで、柔軟に対応することができるということございまして、今非常にそういったチャンスが菊池には来ております。そのことをまたさらに加速的に取り組むことができるものだと思って参加するということで望んでおります。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 菊池の発展のために一生懸命頑張ってもらうことを希望し、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

(泉田栄一朗君) おはようございます。

菊池市が合併して2年半が経ちました。合併直後は旧市町村として地元意識が強く、お互い壁があるような部分もありましたが、ここで心を1つにして新菊池市のイメージアップをするために考えるときが来ていると痛切に感じています。私は、先月葬式に参列したのですが、亡くなった方は独居老人で、亡くなってから1ヵ月間、誰にも発見されなかったそうです。そのことを聞き、大変心が痛みました。家族や親戚はいなかったんだろうか、友人や近隣の交流はなかったんだろうかと思うと、この方は生前もきっと大変孤独だったんだと想像が付きます。また、不登校の児童生徒の心の叫びや非行や罪を犯してしまう人がそこに行き着くまでの経緯、また自殺を考えてしまう心の葛藤など等、どうにかして食い止めることができなかつたんだろうかと考えます。これらは何れも話す人がいない、相談する人がいない、わかってくれる人がいない、心を開く人がいないことがそれらに結びついているのだと思います。このことから、私が考えた言葉は、菊池市と話を聴くのを掛けて、話を聴くち市です。聞くは耳への聴くで、心の声を聴くという意味があります。悩みを聴くち市、子どもの心の叫びを聴くち市、お父さん、お母さんの話を聴くち市、おじいちゃん、おばあちゃんの話をお聴きするち市、市民の声を聴くち市、何でも聴くち市、ように、市民がお互いに話しやすい、気軽に聴いてくれるという雰囲気や一人一人の意識改革が必要だと思えます。江戸時代中期、財政難に陥った米沢藩を再建した上杉鷹山は、改革にあたり武士の意識改革に力を注ぎました。財政改革のために武士にも木を植えさせ、その家族にも機織りや生糸などのものづくりを促しました。武士のやることではないとの批判も受けました。しかし前例に拘る心を変えました。私は、イメージアップをできれば自然と市のアピールができ、そのことから人が集まり観光の呼び込みや団塊の世代の受け入れ等、すべてに通じると確信します。まずは市の職員と我々議員が市民に対する対応の仕方など見直していただき、率先して市民の声を聞くようにしていただきたいと思えますが、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) 市民の話を聴くまちということですが、職員としまして市民の話をよく聞くということは大変大切であると認識いたしております。職員の窓口での対応をはじめ、職務上市民の方々のお話を聞くことに関しては、合併後接遇研修等でも指導しているところでございます。接遇研修とは、市役所においてになったお客様に対する窓口対応、または電話の対応、対応について学ぶことを言

いますけれども、その研修の中で議員提案のような話を聞くことを傾聴といいますけれども、接遇研修では最も重要なことと位置づけて研修を行っているところでございます。相手の話をよく聞かずに一方的に事務的な話をするのは相手に不快感を与えることであり、研修ではまず目を合わせて微笑みかけ挨拶し、お客様のお話をよく聞いてお話をすると、基本的なこととございますけれども、そういうことを繰り返し研修の中でしておりますし、非常に大切なことと認識いたしております。傾聴活動につきましては、全国的にも傾聴ボランティアとして活動されている方が数多く存在し、施設や在宅介護を受けられているお年寄りや長期病床に着かれている方々に対し、出向き、ほほえみかけて話を積極的に聞くことによって心のケアをするというカウンセリング的な市民活動が行われており、今も注目をされておるところでございます。そのような市民活動につながるような意識改革につきましては、まず市民より先に職員が意識を変えることが大切ではないかと思っております。職員が各地域のリーダーとして市民の模範となるような行動を示すことによって、菊池市全体の意識を変えることができるのではないかというふうに思っているところであります。そのことが、しいては傾聴ボランティアや声掛け運動といった市民運動につながっていくものと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

（泉田栄一朗君） これは要望でございますが、企画の方をお願いしたいと思います。市の活性化のためにもいろいろな市の行事の開催の際に、人の話、悩みを聴く菊池市を使っていたいただければと思います。よろしく申し上げます。

次に、2つ目の質問に入ります。文厚委員長の了解をいただいております。富の原簡易水道高架槽についてでございます。菊池市泗水町の富の原は、戦争中の花房台飛行場跡地です。そこに戦時中からそびえ立って、今年の4月まで実際に使われていた水道高架槽を保存できないかという質問です。昭和20年8月、終戦の翌年、旧陸軍菊池飛行場跡地に食糧増産の夢と希望を求め50戸が入植したとき、現実に見た者は荒廃しきった悲惨な情景で啞然と立ちすくんだと言います。電線はずたずたに切断され、揚水ポンプも使えず、非常用の井戸水を釣瓶で汲み上げて使ったり、カンテラ生活を余儀なくされたと聞いております。電線が復旧し、ポンプが稼働、水槽タンクに注がれる水の音を聞いたときの感激は言葉にならない感動だったと当時の方は述懐されておられます。生きていくためになくてはならない水道施設が激しい空爆を受けながらも倒壊せず揚水できたことは、本当に幸이었다と思っておりますが、今もそのまま本体にある傷跡は空爆がいかに鮮烈であったかを物語っています。

この水槽タンクは、今年4月まで74年の間、水質、水量共に抜群の施設でありましたが、昔は貧しくて貧の原と言われていたのが、現在のように発展し、名実共に富の原となしえた原点ともいえるべきものであります。しかし時代の変遷とともに地域の住環境整備で上水道施設の充実に伴い、老衰化した従来の施設はやむなく廃棄することになりました。戦時中、命をかけて戦った少年飛行兵、戦後入植した開拓者、あるいは地区内の居住者にとって代え難い貴重な財産であり、平和のシンボルでもあります。地域住民の生命を守って、その使命を全うしたタンクを末永く守っていききたいという強い要望があります。既に富の原地域住民から市長に要望書が出されていますが、どのようにお考えが質問します。よろしくお願いします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 富の原地区の花房飛行場跡に残っております高架水槽は、昭和15年に福岡の太刀洗飛行場の中継基地として造られたときに使用した給水塔であります。またその後終戦を迎え、飛行場跡地に開拓団として入植された方々にとっては、この給水塔は命の水を与えてくれた施設であり、現在の繁栄につながる大きな要因になっているかと思えます。したがって、地域の皆様方にとっては戦後の生活を支えた思い出深いものであろうと思っております。この給水塔は、今説明がございましたように、本年4月ごろまで現役としての機能を果たしていましたが、上水道の完備により、その役目を終了したものでございます。先般この富の原簡易水道高架水槽管理組合から文化財指定についての要望書が出されましたので、所有者の方々と協議をいたしたところであります。協議の中で、心情的には戦後にご苦労なされた方々の高架水槽に対する思いは十二分に理解したところでございます。そのようなことを踏まえ、高架水槽の構造上の安全性を確認するため、現在その調査費用がどのくらいかかるのか、また保存・修理を実施した場合どのくらいの費用が必要なのかを依頼しているところでございます。その結果を待って、所有者へ連絡することとしております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） 既に調査が進んでいるようですが、この高架槽を残す意味として、それは日本の平和のみならず世界平和を願い、戦争の悲惨さ、むなしさ、愚かさを学び知る上で歴史的価値が非常に高いものと思われ、後世の人たちにも必要であると思えます。全国の陸軍給水塔で今も現存して使われているのが茨城県が2カ所、愛媛県が1カ所あります。また、文化財として残されているのが東京の深野製造所

の給水塔と鹿児島県の知覧飛行場の給水塔の2カ所です。富の原の給水塔は現形を留めながら、つい最近まで使われていたということで、非常に珍しく貴重なものです。もはや長い年月を経て弾痕の傷も破損が拡大しつつあります。ぜひとも市の指定文化財として、地域の財産として、大切に残していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 文化財の指定の手順についてご報告申し上げます。説明申し上げます。文化財の指定につきましては、菊池市文化財保護条例の規定により指定を行うものとなっております。文化財には有形文化財と無形文化財とがあります。有形文化財の中は、建造物、史跡、天然記念物のなどの種別に分かれております。この高架水槽につきましては、有形文化財の建造物となります。次に、指定を行う場合は指定をしようとする物件の所有者の同意が必要になります。また、指定については文化財保護委員会の意見を聞くことになっていきますので、その意見を受け、教育委員会で協議を行い決定することとなります。指定となった文化財については、国・県の指定も同じですが、日常の維持管理につきましてはそれぞれ条例や規則に基づき原則として所有者が管理することになります。さらに文化財の現状を変更する場合や修理をする場合なども、教育委員会への届出や許可を受けなければ実施できないこととなっております。なお、指定文化財が高架水槽のような有形文化財である場合は、文化財保護整備費補助金交付規則により、修理や整備に係る費用の2分の1以内を補助することができます。ただし、上限が200万円となっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） 失礼しました。ありがとうございました。よくわかりました。ぜひですね、この文化財の方に持っていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

3つ目の質問に入らせていただきます。9月1日から10日まで、屋外広告美化旬間でした。県内で歩行者の通行の障害となったり、景観を阻害している違反広告物の取り締まりを一齐に行っています。最初に菊池市における違反広告物撤去状況とどのような基準で違反広告物となり得るかのお尋ねをします。さらに、過日行われました参議院選挙のときですが、候補者のポスターが電柱、街路樹、ガードレールに堂々と張られ、目に余るものが多数ありました。このことについては、多くの

方からおかしいのではないかと声をたくさん聞きました。選挙管理委員会にもこのような声が多数上がっていると思います。私も選挙管理委員会に申しあげましたが、結局最終日まで撤去されることなく選挙は終わってしまいました。このような違反箇所に貼ってあるポスターの指導及び撤去はどこに責任の所在があるのか、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

身の回りの生活環境の中で、通行の障害となり、または著しく景観を阻害している違反広告物、特に道路を不法占用物件につきましては、取り締まりを6月の熊本県環境月間と9月の屋外広告美化旬間に併せて、県内一斉に国道・県道・市町村道を対象に実施をされております。この中で、県内市町村は協力機関になっており、路上放置看板等の是正指導などはできませんが、張り紙、貼り札など、また広告旗、立て看板などの除去及び是正指導は、県及び熊本市を除く市町村では権限がございません。したがって、市道敷きの違反広告物につきましては、年2回の県内一斉の取り締まり以外にも随時実施をいたしております道路現況パトロールで調査し、撤去等が伴う物件は菊池振興局に報告し、対応しているところでございます。ただいま申し上げましたところで、路上放置看板等の是正指導はできませんと言いましたが、できますがでございますので、訂正させていただきます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 選挙管理委員長、中野數馬君。

[登壇]

選挙管理委員長（中野數馬君） おはようございます。選挙管理委員会委員長の中野でございます。選挙管理委員会の所管事項についてのお尋ねでございますので、私の方からお答えいたします。選挙運動用のポスターについては、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員または県知事の選挙にあつては、公職選挙法第144条の2第1項の規定により、設置される公営ポスター・掲示場以外には掲示することができません。また、公職選挙法第144条の2第8項により、県の条例で定めてポスター掲示場が設置される県議会議員選挙、市の条例で定めてポスター掲示場を設置している市議会議員及び市長の選挙にあつては、当該公営ポスター掲示場以外には選挙運動用ポスターを掲示することができません。その他の選挙については、候補者1人につき一定の枚数の掲示が許されますが、公職選挙法第145条では、国もしくは地方公共団体等が所有し、もしくは管理するものには選挙運動用ポスターを掲示することができない旨規定がございます。本年7月29日に執行され

ました参議院議員通常選挙及び衆議院熊本県第3区選出議員補欠選挙におきましても、道路の植え込み、ガードレール、街路樹等への掲示が散見されたところがございます。このような違法の選挙運動用ポスターは公職選挙法第147条の規定により、県または市の選挙管理委員会は撤去させることができとなっております。菊池市選挙管理委員会としましても、警察署からの連絡や市民の方からの通報に対しまして、文書による撤去命令または電話による撤去の指導を行ってまいったところでございます。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） ちょっと先ほどのお答え中で、菊池市における違反公告物の状況、他市との状況も知らせて下さいということではございましたけれども、まだ言われてなかったと思います。それが1つと、撤去の違反ポスターの指導でございますが、どこに責任の所在を持っていくかということと、文書を渡した場合にどれぐらいの期間でそれがスムーズにいくかということもお答えしてもらいたいと思います。

さらに、今の説明によりますと違反箇所にポスターがあった場合、撤去は簡単ではなく、最後まで貼られているというような感じがします。そうであるならば、貼った者勝ちということになるのは非常におかしいと思います。今後違反ポスターがあった場合、速やかに撤去する方法を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、全国的に違反公告物を撤去する市民ボランティアが活動して成果を上げているところもあります。これは1グループ2、3人で市の報酬を受け認定するというものです。このような取り組みを菊池市でもできないものか、質問いたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

市民ボランティアによります違反公告物の撤去につきましては、現在菊池溪谷を美しくする保護管理協議会の会員5名が県知事から委嘱を受けて違反公告物除去サポーターとして登録をされており、菊池市溪谷及びその周辺の公告物除去作業に携わっております。先ほども申し上げましたとおり、市道等に関しましても違反公告物を撤去する権限は県菊池振興局及び熊本市にしかございません。したがって、市民ボランティアによる違反公告物の除去は県に違反公告物除去サポーターとして申請し、委嘱を受けることによって、県に代わりまして市民ボランティアでも可能であります。本市の景観と環境を守る取り組みからも、今後さらに多くの市民の

皆さん方がサポーターとして登録していただければとご期待を申し上げているところでございます。

菊池市の場合の除去につきましては、市の除去ができませんので、そのパトロールで随時調査をして、除去等がある場合については菊池振興局に報告をしている状況でございます。数については、ちょっと調査をしておりませんので、後ほどご報告申し上げたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 選挙管理委員長、中野數馬君。

[登壇]

選挙管理委員長（中野數馬君） 再質問にお答えいたします。

撤去を命ずる場合、公職選挙法第147条の規定により、あらかじめその旨を当該警察署長に通報するものとされており、また運用面でその際は文書によることが望ましいこととされております。そのため、文書による撤去命令が時間を要し、短い選挙期間中に処理できないと判断される場合など、選挙事務所等に対します撤去の指導を電話で行っているのが現状でございます。それでも該当するポスターの撤去等に時間を要し、結果的に通報いただいたことに対応できなかったという事例があることも事実でございます。今後はいかなる選挙においても違法なポスター等が出ないよう警察署や県選挙管理委員会等とより連携し、公平公正な選挙の執行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご理解とご協力を節にお願いいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） 少しちょっと腑に落ちませんが、貼った者勝ちのような気もしますが、最後に要望ですが、今後は選挙が始まる前の指導として、違反があればその候補者及び政党のモラルを問われるということを徹底して指導していただき、市民もそれを許さないという態度でいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

開議 午前11時02分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森清孝君。

[登壇]

(森 清孝君) 皆さん、こんにちは。通告に従って質問を始めます。

自治体の会計の仕組みは、現金の流れを中心とした予算・決算という数字の積算で、ストックとしての資産負債の総体はなかなかわからないというふうに言われております。そんな状況の中で、平成18年、19年度版の今年の仕事資料編というところで、17年度末の菊池市の借金総額411億円という円グラフが出てありました。ほかの資料では、自分で足し算、引き算をしながら、でないとなかなか出ない数字ですし、その中で特に下水道事業会計で125億円という公債残高の大きさが目に付きました。そこで、先日の松本議員と重複を避けながら下水道事業についてお尋ねをいたします。

まず、事業の説明の中で何度も出てきますけれども、整備率、普及率、水洗化率ということの説明と、4つに分かれています特別会計ごとの事業の云われと何か違いがありますればお尋ねをいたします。

また、この8月末で下水道の恩恵を受けている市民の数について如何ほどかお尋ねをして、最初の質問といたします。よろしくお願いします。

議長(北田 彰君) 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長(岡崎俊裕君) お答えを申し上げます。

事業内容につきましては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、共に国土交通省の所管になります。この事業の採択基準としましては、公共下水道事業は都市計画の要件を満たし区域が設定されていること、特定環境保全公共下水道事業につきましては、概ね計画人口が1,000人以上1万人以下の地域になります。

次に、農業集落排水事業は農林水産省の所管で、採択要件としましては受益戸数は概ね20戸以上、人口規模は1,000人以下を対象として実施されますが、人口1,000人以上の場合は国土交通省との協議が必要となります。

最後に、浄化槽市町村整備推進事業は環境省の所管で、下水道などの集合処理が適切でない地域において市町村が設置主体となって合併浄化槽を設置する事業です。事業の目的は、すべて住民の生活環境を改善し、公衆衛生の向上に寄与し、併せて河川、用水路などの公共水域の水質汚濁防止を図る目的の事業でございます。

ご質問の整備率、普及率につきましては、認可区域の中で水洗化可能な区域の割合を言います。普及率、普及率につきましては、市全体人口に対して水洗化可能な人口の割合です。水洗化率、水洗化可能人口に対して水洗化済みの人口の割合を言います。それぞれでございます。平成18年度末現在で、菊池処理区、七城処理区、泗水処理区の公共下水道事業におきましては、整備率82.2%、普及率が40.

8%、水洗化率が84.5%となっております。農業集落排水事業につきましては、七城町で2地区、泗水町で4地区終了し、供用開始しております。その他に泗水の三万田地区を実施中で、平成18年度末の整備率は事業費ベースで65%完成いたしました。農業集落排水事業全体の普及率は、現在のところ20%、水洗化率は82%でございます。浄化槽市町村整備推進事業につきましては、平成15年度から旧菊池市が実施しておりますが、合併後は平成19年度より区域拡大し、集合処理以外の市全域を対象といたしました。その実績につきましては、平成18年度末現在で233基の合併処理浄化槽を設置しております。

次に、下水道利用のご質問ですが、平成19年3月末でお答えを申し上げますと、水洗化済み人口は3万3,391人で、市全体人口の約63%の市民の方々がご利用をされております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 続けて、お尋ねをいたします。

下水道事業の普及推進を促進する観点から、建設部同一所管の公営住宅についてお尋ねをします。お話によりますと、今30団地、1,200戸ほどの公営住宅があるそうですけれども、それぞれ水洗化されている数はどうなっていますか、お尋ねをします。また、住宅の状況等によって改善等も苦労があるようでございますが、改善前と改修後の家賃等はいかがですか、お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えをします。

まず、市営住宅の管理戸数でございますけれども、平成19年8月末現在で、旧菊池市が10団地711戸、七城町が7団地123戸、旭志村が8団地128戸、泗水町が6団地239戸、合計で31団地の1,201戸となっております。この内で未水洗化団地につきましては、旧菊池市が北宮、北園、葉山平屋団地3団地205戸、七城町が砂田の1団地8戸、旭志村が伊坂、高柳、大迫、大迫改良、三の西沖の5団地38戸、泗水が朝日東、永南団地の2団地63戸、合計10団地314戸で、水洗化率74%となっております。未水洗化団地の整備計画につきましては、下水道処理区と合併浄化槽処理区がありますので、その処理計画に併せ入居者の意向等を踏まえながら年次計画で実施しているところでございます。平成19年度は、葉山団地8戸、砂田団地8戸、永南団地8戸の3団地を整備いたします。来年度以降につきましても、年次計画に基づきながら継続して市営住宅の水洗化を促

進し、下水道普及に努めて居住環境の改善を図ってまいりたいと思います。

家賃については、ちょっと私の方にも確認しておりませんので、後ほどお答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 下水道は、市民にとっては大切なものでございますが、自治体にとってはいかに計画的に取り組んできたかの行政の水準を示す1つの物差しでもあらうと思います。そこで、下水道事業の今後の取り組みや考え方についてお尋ねをいたします。

まず、残高125億円の公債や各年おおよそ9億円から10億円ほどの繰出金がございますが、この数字は決して少ない数字とは思いませんが、このことをどう考えておられるか、お尋ねをします。

また、同事業を他の自治体との事業比較ということにおいて検討がなされているかもお尋ねをいたします。

なお、それぞれの特別会計で利用料金の未収もありますが、回収の手立てはいかがでございますか。

また、今後市民が望むとすれば、概ね100%の水洗化ができるのはいつごろになるか、お尋ねをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

下水道特別会計の市債の状況につきましては、平成18年度末におきまして未償還元金は公共下水道が約42億5,300万円、特定環境保全公共下水道が約39億6,700万円、地域生活排水が約2億3,300万円、農業集落排水が約39億1,700万円、合計で123億7,000万円となっております。これらは、下水道事業の特長であります初期投資が非常に大きく、将来にわたってこの整備費用を回収していくこと、回収していく事業であるということです。今後の推移でございますけれども、公共下水道におきましては、浄水センターの改築更新が予定されておりますので、未償還元金は現在の42億5,300万円から平成30年度48億4,700万円まで増加いたしますが、その後は減少してきます。特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水におきましては、それぞれいずれの未償還元金のピークは、特定環境保全公共下水道につきましては平成16年度に40億6,200万円農業集落につきましては平成14年度に42億8,400万円の未償還元金のピ

ークを迎えておりまして、以降残高は減少してきております。地域生活排水につきましては、浄化槽市町村整備事業が平成15年度からのスタートと新しい事業でございますが、浄化槽設置とともに未償還元金は増加してきております。平成27年度まで現状の120基設置した場合、未償還元金のピークは同年度8億1,200万円となります。

以上が市債の状況でございますが、償還金の財源につきましては、使用料及び一般会計繰入金でございます。使用料だけで償還金を賄うことは金額的に困難でございますので、一般会計繰入金を充てることとなりますが、平成18年度は下水道事業に対する一般会計からの繰入金は約9億700万円でありまして、平成19年度は予算で約7億8,100万円となっております。下水道事業に対する一般会計からの繰入金の今後の推移につきましては、元利償還金の増加などにより平成20年度、21年度に約11億円まで増加しますが、それ以降は年々減少していき、約7億円程度にはなってくるものと思われまます。下水道事業4会計につきましては、このような市債の償還も一般会計繰入金を含めまして、長期計画として平成27年度までの公営企業健全化計画、中期計画として中期経営計画を策定しており、また行政改革、実施計画、個別計画書を策定し、行政改革に取り組んでいるところでございます。これら計画の中で課題となっておりますが、経営の健全化でございます経営健全化の基本方針としましては、まず歳入面におきまして使用料などの財源の確保でございます。歳出面におきましては建設費の抑制、維持管理費の削減などを上げております。その具体策としましては、水洗化促進によります使用料の増収、滞納者対策、料金の適正化検討などがございます。水洗化につきましては、毎年度個別訪問等を実施し、その促進に努めております。料金の適正化につきましては、現在の状況として公共下水道は過去4回の改定により県下でも高い水準でございますので、平成10年度を最後に改定を見送っております。特定環境保全公共下水道及び農業集落排水等におきましては、現在も合併前の当初設定した使用料体系を継続しております。したがって、料金の適正化につきましては、独立採算を目指したところでの設定も重要ですが、公共料金であるということや下水道に係る経費がどれだけ料金で回収できるかという回収率などを考慮して、経営状況を分析しながら料金の適正化を進めてまいりたいと思っております。このほか財源確保といたしまして、初期投資が大きい下水道整備事業の世代間の公平負担の観点から、導入が認められた資本費平準化債拡大分の公共下水道以外の各下水道会計の導入など、財政担当当局と調整を図りながら進めてまいります。なお、現在下水道事業は特別会計で処理しておりますが、経営状況がわかりやすい公営企業会計への意向も検討していくことといたしております。市債や一般会計繰入金の他自治体との比較でご

ざいますが、自治体により行政人口、処理人口、事業規模などが異なり単純な比較はできないため、決算統計等の資料を基に比較・分析していく必要がありますので、今後取り組んでいきたいと思いますが、市債残高につきましては平成18年度末で本市が123億7,000万円に対し山鹿市は152億5,000万円となっております。なお、処理人口1人当たりの起債の元利償還金、いわゆる資本費につきましては、平成17年度は公共下水道事業が類似団体が3万7,481円であるのに対し、本市は3万3,958円、特定環境保全公共下水道が類似団体が3万7,581円であるのに対し3万763円、農業集落排水が類似団体が3万1,847円であるのに対して2万5,772円などといった数値で、類似団体と比較して高い数値ではなく、効率的な整備ができています。

使用料の未収納分につきましては、平成18年度決算で公共下水道が約3,171万円、特定環境保全公共下水道が217万円、農業集落排水が822万円、地域生活排水が22万円となっております。公共下水道が高くなってはいますが、その3分の2は1事業所でございます。なお、これらの未収金につきましては、7月現在で公共下水道26.2%、特定環境保全公共下水道59.9%、農業集落排水28.7%、地域生活排水42.2%が収納済みとなっております。滞納対策につきましては、水道局と連携、戸別訪問等を行っておりますが、さらに特定環境保全公共下水道や農業集落排水等における水道料金との収納の一本化などにより対応してまいりたいと考えております。

最後に、事業完成の目標年度ですが、菊池処理区公共下水道事業につきましては、平成27年度を予定しております。泗水地区特定環境保全公共下水道につきましては、平成23年度を予定しております。農業集落排水事業につきましては、泗水三万田地区が平成20年度の完成、供用開始を予定しております。浄化槽市町村整備推進事業は平成37年度までの計画で、計画どおりに整備が進みますと平成37年度には菊池市の全域の下水道事業が完了することになります。

以上、お答えを申し上げます。

先ほど住宅使用料の件で水洗化率が使用料に換価されるかというものでございましたけれども、住宅においては汲み取り料は自己負担となっております。このようなことで水洗化になれば汲み取り料がなくなりますので、水洗化のための住宅使用料の増、さらには合併処理浄化槽の場合は公益費、下水道の場合はその料金が加算されることとなります。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

(森 清孝君) 2番目に、教育についてお尋ねをいたします。

まず、子どもたちに身近な学校給食について伺います。保護者は食材費分を負担していると思いますけれども、給食費の状況とその持ち寄せられたお金の流れ、それからその公表はどんなふうになされているか。お尋ねをいたします。

また、運営費と言われます人件費あるいは光熱費等を一食あたりに換算しますと、いかほどになりますか。センター方式、自校式についてお尋ねします。

なお、民間委託の試算についても行われているかどうか、お尋ねをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長(田中忠彦君) 給食費の状況についてお答えいたします。本年度の市内の14小学校の平均で申しますと月額およそ3,700円、年額でおおよそ4万600円です。中学校5校の平均で、月額およそ4,400円、年額でおおよそ4万7,330円となっております。この給食費は、学校給食法第6条第2項の規定しておりますように、学校給食に係るいわゆる食材料費分でございます。各家庭から徴収しました給食費を各学校が食材納入業者に支払いをされております。

それから、これらの給食費の公表につきましては、自校式給食を行っている学校では各給食委員会やPTAの総会等で、また給食センターで給食を行っている学校におきましては、給食センター運営協議会や各学校の給食委員会を通じて保護者の方々に会計報告がなされているところであります。なお、1食あたりの食材費は小学校でおおよそ220円、中学校で250円となっております。

次に、給食センターと自校式での1食あたりの運営費単価についてでございますが、自校式で給食を行っている13の小中学校での1食あたりの運営費が平均でおおよそ370円、センター方式で給食を行っております6校での運営費が平均でおおよそ255円程度となっております。

最後に、学校給食を民間委託した場合の試算を行っているかのご質問でございますが、これにつきましては現在行政改革の中で検討中であり、現在その資料収集や調査を行っている段階であります。

以上、お答えいたします。

議長(北田 彰君) 森清孝君。

[登壇]

(森 清孝君) 給食費につきましては、自治体負担分の運営費、保護者の材料費あわせていくらというようなことも含めて、公表の方を徹底していただくことをお願いして、次の問題に入ります。

今はきらり水源村となっていますけれども、元の菊池東中学校のグラウンドに平成12年3月に建てられました閉校記念碑がございます。時の校長による碑文の一説に、校区民の断腸の思いの中での決断は、校区生徒の夢多き未来に期待するがゆえであり、一層の活躍を願うというふうに書いてございました。何とも言いようのない感動、寂しさ、厳しさを感じました。このことを基に学校規模の適正化ということについてお尋ねをいたします。学級規模で12から18学級が適正というふうに言われております中で、本市の状況はいかがですか、お尋ねをいたします。また、小規模校のメリット、デメリットについてはいろいろ言われてございますけれども、本市におけるそのことについて、あるいは今後の取り組み付いてはいかがであるか、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 学校規模適正化についてでございますが、国が定める適正な学校規模の基準は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及びその施行令で次のように言っております。学級数が概ね12学級から18学級まで、通学距離が小学校にあつては概ね4km以内、中学校にあつては概ね6km以内であること。ただし、教育効果、交通の便、その他の事情を考慮して、文部科学大臣が適当と認めるときは条件に適合するものとみなすとなっております。ご質問にありました本市の学校の状況ですが、本年5月現在において、小学校で17学級が2校、12学級が2校、11学級が1校、9学級が1校、6学級が5校、5学級が2校、4学級が1校となっております。また中学校は14学級が2校、9学級が1校、6学級が2校という状況です。いずれもこれは普通学級で申し上げました。

次に、小規模校のメリットですが、一般的なことで申し上げますと、児童生徒にとっては先生との関わりが密接になり、児童生徒一人一人に目の届いた十分な指導ができます。また、他の学年との交流が増え、学校行事等の中で児童生徒の活躍する場が多くなることなど考えられます。一方デメリットとしましては、子どもたちの自主性やお互いに刺激し合って向上する心が育ちにくいこと、また集団の中で各自の役割が固定化しがちで、集団としての活力の低下を招きやすいことや大勢の前では萎縮して自分の意見や思いをうまく表現できなかつたりすることが考えられます。また、クラブ活動、部活動では少人数のため活動が制限され、希望するものがないことが考えられます。

次に、学校規模適正化の今後の取り組みですが、学校規模及び通学区域について調査審議する菊池市学校規模適正化審議会が設置しておりますので、審議会への諮問に向け、現在県内2カ所の先進地を研修し、資料収集や実態把握を行っている

ころです。今後教育効果を中心に、できるだけ早いうちに審議会に諮問し、その答申を受け基本方針を決定して教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） いずれも児童生徒の減少に因するものであらうと思っておりますけれども、続きまして、今盛んに行われております県立高校の再編から論を發しまして、公立と私立ということでお尋ねをいたします。公立と私立それぞれ教育委員会の範疇には幼稚園もあるわけでございますけれども、保育料等の関係はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。また、国や県からの公立、私立に対します補助金はどうなっているか、併せて尋ねます。行政改革のプランでは、公立幼稚園の民営化についても検討されているようでございますけれども、どのようになっていますか、そのお考えをお尋ねをいたします。併せまして、菊池市にはただ1つの私立高校がございます。私学振興、地域振興という観点から私も興味を持って見ているところでございますけれども、教育長としましてはエリア外ではありますけれども、どのようなスタンスでお考えでおられるか、併せてお尋ねをします。よろしく願います。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） まず、公立と私立幼稚園での保育料の件でございますが、市内2つの公立幼稚園の保育料は月額3,500円、私立幼稚園は市内に3園ございますが、月額1万5,000円から1万8,000円となっております。

次に、補助金についてでございますが、公立幼稚園には国・県からの補助金はありませんが、私立幼稚園に対しましては園児数、クラス数、教諭数等を基礎としてのその経常的経費を補助する私立学校経常費補助金が平均して1園当たり1,500万円程度交付されていると聞いております。また市としまして安心して子どもを預けられる環境整備を目的として、私立幼稚園に対しまして園児1人当たり3,000円の私学振興補助金を交付しております。なお、保護者に対しましては公立、私立共に同一の基準で就園奨励補助金を支給しておるところでございます。

次に、民営化についてでございますが、現在この問題、少子化問題というのが大きな社会問題でありますけれども、このことは公立、私立を問わず保育園、幼稚園などにも大きな影響を与えております。教育委員会としましては、市としての行政改革の推進と民間としての経営努力をされている私立幼稚園の経営を圧迫しないようにとの考えから、公の受け皿としての公立幼稚園のあり方を考えていかなければ

ならないと思っているところでございます。

最後に、私立高校であります菊池女子高等学校に対する考えとのご質問ですが、教育委員会としましては直接的に指導、監督する立場ではございませんけれども、文教菊池にある後期中等教育機関としてのこの菊池女子高等学校のいわゆる私学振興の立場からも大きな関心を持って、その振興を見守っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 3番目の項になりますけれども、市役所で発行されております、市で発行されております印刷物について最後にお尋ねをいたします。印刷物の中には、法で定められたものからPR用まで多種多様の印刷物があると思いますけれども、下水道や教育の質問の下調べに使用しました市勢要覧、暮らしのガイドブック、そしてことしの仕事という3冊のことについてお尋ねをいたします。ガイドブックには、発行部署がはっきり書いてございませんでしたけれども、発行するとき、いろいろ取り決めがあるのか、ないのか。あるとするならば、どういうものかということが1つと、また3つそれぞれの発行の狙いというのがあると思いますけれども、それについてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） これまで菊池市では新市誕生以来、市の区域が拡大し行政組織が変更する中で、市の状況や取り組みを市民に十分理解していただき、また市政運営に市民の皆様が積極的に参加していただけるようわかりやすく正確な情報を伝えることを基本といたしまして、市勢要覧、暮らしのガイドブック、ことしの仕事など、冊子を発行してまいりました。この取り決めは何か規定があるかということでございますが、そういった法的な取り決め等はございません。あらかじめ申し上げておきます。それぞれの目的でございますが、市勢要覧は市の人口及び産業、財政、施設などの総合的な状態を見やすくまとめたものでございます。一般的には、市政の概要を市内外に広くアピールし、総合的な市政の開設と統計資料の提供を行うことを目的とした冊子でございます。今回の発刊にあたりましては、市の概要等を照会した本編、人口動態や産業構造などのデータを照会した資料編、組織機構、議会構成を照会した機構図編の3編構成とし、状況の変化による改変を経費を抑えるように工夫して発行いたしております。本編につきましては、合併4市町村の特色ある景観や農作物を掲載するとともに、菊池市に暮らす明るい市民の顔を取り上

げながら、市民から見ても楽しめる内容となっております。暮らしのガイドブックは、合併に伴う変更、多様複雑化した市政を市民にわかりやすく紹介するために、昨年の3月に作成したものでございます。これは、市内全世帯に配布するとともに、転入者へ本庁及び各総合支所の窓口で配布をいたしております。困っているときにどこに相談すればどのような支援が得られるか、またどのような手続きが必要なのかなど、コンパクトにまとめておきまして、市民の利便性に役立ててもらっているところでございます。ことしの仕事は、市民の皆様への情報提供を積極的に行う開かれた行財政運営に努める中で、広報での予算説明程度では理解しにくいので、市民に向けた予算書を作成できないだろうかとの要望もございまして、平成18年度から作成いたしております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

〔登壇〕

（森 清孝君） 3つそれぞれ意味のある統計なり情報ということがよくわかります。ガイドブックを見てみますと、学校や図書館の所在地、電話番号等が載っております。加えまして、しかしもっと言うならば児童数や生徒数、職員数なんかも載っておりますと非常にこう情報として膨らむんではないかなというふうな思いがございましたし、図書館があってもどのぐらいの蔵書があるのかなというような情報はなかなか読み取れません。一方、要覧の方には生徒、さっきおっしゃいましたように、児童生徒の総数が載っております。そういう経験、経験といいますか、見方と、先ほどご質問しました下水道事業のときの打ち合わせの段階で、一番事業の概略が理解できたのは1枚の計画の地図でございました。事業計画図というのでございます。そういうのが最初からありますと非常にこう理解が早まるのになというふうに思ったわけであります。昨日、坂井議員の交通事故の質問を聞いたときにも、その地図のことを思い浮かべました。どこで事故が多発するかわからないで交通安全と言いましても、なかなか身のある行政といいますか、仕事はできないんではなかろうかなというふうに思います。県道・市道の状況、市有地、公有地、公共の施設等、合併直後でどこにあるかわからないというような議員さんもおられますし、もちろん私もそうでございます。できますならば早急に地図の情報を基にそのようなことを市民に公開するべきであるというふうに思います。そういうことがはっきりわかりませんと、なかなか会議に出ましても自信のある発言はできないんではなかろうかなというふうに思います。何か1冊あれば、職員の会議や各種審議会、あるいは議会の会議において、常に討議のための基礎資料として使えるというようなものの印刷物の必要性を痛感しますけれども、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 1つにまとまった地図にまとまった資料等があれば使いやすいということですが、なるだけ、できるならばそのようにしたいところでございますけれども、なにせ私どもの区域が276.66km²ですか、今までの泗水町から比べると相当広うございます。私も質問を受けまして地図を広げてみました。ところが、それを1つのこれぐらいのコンパクトな図面にした場合に、とても落とせるような区域ではないということをもまず思いました。今後十分議員おっしゃるように研究はしていかなければならないというふうに思います。いくつかの資料を探さないとわからないということですが、私ども菊池市総合計画を樹立いたしております。これには3つのまちづくりの目標や9つの施策の体系、27の主要施策、71の施策の内容を記載いたしております。それぞれに基づきまして、これを最上位計画と位置づけまして、それぞれの事業に伴いましてそれぞれの下位計画としての計画がございます。下水道整備計画、それから都市計画の計画書、福祉計画、それぞれの下位計画がございます。それらには詳しく、よりきめ細かな計画がなされておりますので、それらを十分に活用してまいりたいと思います。議員ご指摘のように、1つのデータにまとめることは非常にわかりやすいことだと思いますので、ご意見を十分拝聴しながら、今後の資料の発刊におきましてはできるだけ、できる範囲の中で努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） この先は通告しておりませんでしたので、よろしく石原部長にはお願いしたいと思いますけれども、思ったことを述べさせていただきます、お尋ねをしたいと思います。今日の質問で、中山議員が生きるということをお出しになって、公務員の姿勢というものについて触れられました。職員の方々は、元々国の省庁縦割りという仕組みがございますし、それらと関係のない市民生活の現場の間で非常に揉まれ、悩まれておられる方も多かろうというふうに思います。しかしながら方向としましては、一発目に松本議員がおっしゃいましたように、分権化ということは避けられない状況であろうというふうに思います。まさしく公務員として皆さん方が力を発揮されるべき時代がすぐそこまで来るというふうに思います。県の言うまま、国の言うままにやってきたということから、1つの地方政府として頑張っていかにやらんというような時代がすぐそこまで来ると思います。そういう意味で、私が申し上げましたその地図情報といいますか、菊池市の基礎データと

というのは、寄せ集めじゃなくて、何と申しますか、例えば学校と申しますと先ほど言いましたように、菊池市の管轄ではございませんけれども菊池高校も菊池農業高校も女子校もございませぬ。そこには生きた生徒がおるわけございませぬ、先生方もおります。何人ぐらいの生徒がおるのかなというふうに考えます。ついでに、何人ぐらいの先生方がおられるのかなと、同じ菊池のあるわけございませぬので、できるならばそういうことが、わかればいろんなそのことに使えると申しますか、討議の材料になる、政策展開の材料になるというふうに思うわけでありませぬ。教育関係にとりませぬもそうございませぬし、あと道路、下水道、上水道等につきませぬも、本当に市民の目から見た場合にどうであるかというような視点に立ったデータというのを集められませぬして、私どもにも公開していただきながらいろいろな政策の展開に活用していただきなればと思ふわけでありませぬ。早い話が、公有地がどこにあるかわからんというような人たちが集まって土地利用計画あたりはできないというふうには思ひませぬ。昨日山の問題が出ましたけれども、市有林、どこにあるかわからなくて予算を組むということができませぬわけはございませぬ。そういうのを努力されてませぬ、1枚の地図に全部収めるとそういうことではございませぬので、要領を得た地図等をつくられて、問題を職員全部で共有されてやっていただきたいというふうには思ふわけでありませぬ。各部、各課で非常に豊富な資料を持っておられますけれども、隣の課に行けばそれが全く生きないと、こういう状況にあると思ひませぬ。残念なことだと思ひませぬので、その辺のところを職員の方々によくお願いを申し上げ、企画部長の決意を最後に聞きたいというふうには思ひませぬ。よろしくどうぞ。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 先ほど申しました菊池市総合計画というものを樹立いたしております。それぞれの3つの命題、それから9つの柱、27の主要施策から71の施策までございませぬ。それらを具体的により確かなものに展開していくためには、まず基礎的なデータが必要でございませぬ。職員はまずそれを自ら把握しなければ事業の展開はできませぬ。それらの公有地がどこにあるのか、この公有地は活かされているのか、活かされていないのか、そこらあたりも地図上に落としながら、今後の施策の展開をそれぞれの事業においてすることは大切なことだと思ひませぬ。今後各課におきませぬして、基礎データとなるものをきちんと網羅できるように、行政内部の中で部課長会なり各課長会の中で検討していきませぬして、できるだけ把握の実態に努めたいというふうには思ひませぬ。

以上でございませぬ。

[登壇]

(森 清孝君) ありがとうございます。

議長(北田 彰君) ここで、昼食等のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時49分

開議 午後 零時58分

議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで建設部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長(岡崎俊裕君) 議長のお許しをいただきましたので、1件だけ、先ほどの泉田議員のご質問に対しまして違反公告物の一斉撤去につきまして、市内の件数ということでご答弁できませんでしたので、今お手元の方にご資料を差し上げております。調査機関が9月1日から9月10日まででございます、屋外広告物の美化旬間に併せて調査を行っております。菊池市につきましては、上段が菊池管内で64件、菊池市につきましては15件という件数が出ておりますので、ご資料をご案内いただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

議長(北田 彰君) 次に、本田憲一君。

[登壇]

(本田憲一君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市長は、いつも本市の基幹産業は農業と言われるとおり、県下の農業生産額の中でも菊池地域の生産額は504億7,000万円、県下でもトップであります。また、2位の玉名地域の生産額は369億4,000万円でありまして、その開きがなんと135億円も開いております。いかに菊池の農業が地域に貢献しているかが伺えます。しかし、昨今の農業の担い手や後継者不足が心配されているのもご承知のとおりでございます。

そこで質問いたします。

まず、担い手、後継者対策、どのように講じられているか。いろいろな対策を講じられて後継者等にも助成がなされておりますが、合併前に私たちの七城のときから比べますと、補助自体も少なくなっているように見られます。

次に、菊池管内の数多い農産物のブランド品、たくさんありますが、今後の施策にどのように農業振興に結びつけていくか、お聞きいたします。

3番目に、生産者と消費者の連携はどのように構築されているか、執行部の考え

をお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 担い手、後継者対策等につきましては、新規就農奨励金として30万円の交付、また後継者結婚祝い金として5万円、その他農業後継者でつくっております4Hクラブの補助金として、助成金として40万円等の交付を行っております。合併前の各地域での事業実施を調整する中で、地域によっては額の減少になった部分もある一方で、このような施策がなかった地域では新たな施策の実施となっております。国・県の補助事業に対する市単独の上乗せ補助については現在行っておりませんが、市の主要な農業振興施策の中で、国が地域農業農村活性化対策として進め、現在2期目に入っております中山間地域等直接支払制度では約5,300万円、本年度から新たに実施されている農地・水・環境保全向上対策では約2,500万円を一般財源として当初予算に計上し、支援をさせていただいているところでございます。現在の農政は、地域農業全体の維持・保全を図る直接支払的制度への転換が進められる中で、市といたしましても可能な限り支援を行い、今後の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、これまでの農業振興の取り組みの中で、本市においては多くのブランド化された農産物がございます。また各物産館を中心とした新鮮な農産物の直売を通じた消費者と生産者のつながりを深める様々な取り組みによって、ブランド化の推進とPRもなされているところでございます。農産物においても、安全・安心が消費者ニーズとして強く求められている中で、消費者が直接生産現場や生産作物に触れることができる体験型の取り組みが必要と考えております。第3セクターをはじめとして、生産者部会等の収穫体験等の取り組みもなされており、これらの取り組みに協力していくとともに、関係機関と連携の下、消費者と生産者のつながりを深める取り組みにも対応してまいりたいと考えております。また、第3セクター運営の物産館においては、サービス向上と消費者ニーズを捉える意味を含め、来館者に対するアンケート調査を実施している物産館等もあります。物産館のサービス向上への活用のほか、消費者と生産者を結ぶヒントになるもの等があれば情報交換を行いながら今後の参考にしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 再質問をいたします。

今、部長の方から今までやっていなかったところでも、今度の合併後の町村にこ

ういう担い手、あるいは後継者の対策が、補助をしていると言われました。先ほども言いましたように、私は、合併前の基準の、高い基準ですね、助成、また補助をやるのが合併当初の協議会あたりで決議されたいろいろな事項があったのも、負担は低くサービスは高いという原点にあるのではないかと思います。この担い手、あるいは後継者の方々、市は話は変わりますが、工場誘致に対しましては近隣の町村に負けないぐらいの優遇措置もしております。企業誘致とこの担い手、また後継者の質は違うと思いますが、やはり菊池において本当に菊池の農業を担っていく中には、私は何かの優遇措置を講じるのが後継者、また担い手の方々に意欲が打たれるのではないかと思います。耕作放棄地、中山間地で相当な勢いで増えております。この耕作放棄地を解消していくにも、担い手の方々、また後継者の方々の力が必要ではないかと思います。そこで、もう一度部長の方にお尋ねします。後継者の方々、それに担い手の方々が先進地の優れた技術の研修や、そして現場での施設、あるいは機械等の導入などもあります。国が50%の補助率で補助していただきますが、旧町村の場合は、七城の場合では上乘せ25%、泗水で20%、旭志で約65%の補助率で農家の負担軽減をなされておりました。こういう観点からも、財政が厳しいと言われる中でもいろんな工夫をなされ、担い手、後継者の方々の意欲を引き出すのが、また行政の役割だろうと思います。

2番目に、数多いブランド品、隣の首長、本当にマスメディアを利用してブランド品の消費者への提供がなされております。市長にお伺いいたしますが、市長も国際交流として度々韓国や中国等に出掛けておられます。この中国でも日本の素晴らしいというまい米が中国の価格で国産米の30倍という高い値段でも飛ぶように売れているとお聞きいたしました。いろいろな問題があるとは思いますが、現実に日本の米が中国で売られておりますので、日本一のブランドでもある七城の米、市長として中国でお土産でも持っていかれまして中国の方々にでもこの菊池のブランド品のお米をPRするお考えがあるか、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

〔登壇〕

経済部長（稲葉公博君） 個々の事務事業におきましては、公平・公正、受益者負担の原則等も含めて対応し、旧市町村の均衡を図る上からも、また新市に移行した今日、市単独の上乗せ補助や新しい新規事業の取り組み等についてはなかなか困難な面もございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、中山間地直接支払制度やあるいは農地・水・環境保全対策等、直接支払的の事業が進められている中で、後継者不足、あるいは高齢化の進展、並びに混住化の進展により農村集落における地域のまとまりが弱まっている中、現在の担い手や後継者を中心とした地域ぐるみの

共同活動による地域の活性化を強化し、今後の農村集落の維持・活性化に取り組むことが今後は必要であると考えております。

また、次に本市に第3セクター運営の物産館が4カ所ございますけれども、菊池の特産品販売の最先端窓口として大いに賑わっているところでございますし、七城メロン、米、菊池のゴボウ、あるいはまた旭志の牛肉など、その他多くの特産品が菊池のブランドとして県内外のお客様に愛され、好評を得ております。また消費者が直接生産者の顔が見える場としても物産館をPRしており、安全・安心の特産品販売の場として好評を得ているところでございます。今後は消費者の方々にさらに生産現場を見ていただき、菊池の特産品がおいしくで安全で安心して食べられる品物としてPRできるような方法についても生産者、あるいは物産館等と協議してまいりたいと考えております。また、大都市へのPRにつきましては、県の東京、大阪事務所等とも連携しながら、菊池の特産品がさらに広く県内外へPRできるよう努力してまいりたいと思っております。ちょうど今、九州東海大学の農学部と協定の話も進んでおりますし、協定が今後進みましたら、できましたら農政全般、特にブランド品の開発、研究等についてもご指導をいただけるのではないかと考えているところでございます。しかし、今日農業を取り巻く環境は大変厳しい中で、特に中山間地域の後継者不足、高齢化というのは大きな課題も抱えていることはご指摘のとおりでございます。そういう中で、足腰の強い農業、あるいは持続的な農業を目指して、今、土地基盤の整備や施設の近代化等取り組んでいるところでございますけれども、農業の主体的従事者は多くが60代後半から70代と言われております。これらの方々が10年ないし20年後は、ほとんどの方たちが第一線から離れ離農が予想されます。これを現在地域の担い手農家あたりがどうかフォローしていただいておりますけれども、この60代後半、70代の方々が離農され、多くの農地が放棄地になった場合、恐らく担い手農家等だけでカバーできないようなところも出てくるんじゃないかと懸念されるところでございますが、今後担い手育成、後継者育成等につきましては、今後の農政に対する大きな課題として捉え、考えさせて検討させていただきたいというようなことを思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） 中国、韓国に対する米などを含めたところの農産物のひとつのPRということであつたらうかと思えます。このことにつきましては、まずはやはり人が交流を深めてお互いの信頼関係ができなければ、やはりこの取引というの

は成り立たないと思います。これまで中国には行政として1回締結に行ったということでありまして、昨今、先月末にこの第3セクターの有限会社の方で役員会として1回行ったということございまして、形式的な、表敬的なものになっております。ただその中におけますレセプションなどにおきまして、このやっぱり積極的に中国側からすれば物を動かそうと、輸出をしたいと、そういったものがございませぬ。特に強く望まれるのは、なんといってもこの人の輸出といいますが、そのことを強く今回は感じました。中国の特に菊池市が友好締結をいたしておりますこの山東省の泗水県はご案内のとおり、いわば陸地、内陸部でありますので、非常に素直な、正直な、孔子様の影響を受けたかどうかわかりませんが、非常に働きに熱心であると、仕事に熱心であるということで、日本の職場からも非常に関心を寄せられて、山東省の人ならばと言われているというふうにお話があったおりましたし、またそのことは国内においてもそういった評価を聞いたことがあります。そのことについてひとつ行政も関わりながら、人材のそういった輸出をという、相手側からすれば輸出ということですが、そういった派遣的なものをしていったらどうかというような話がありました。現在、ちょうど中国から帰る飛行機の中で中国の若い方々と一緒でしたが、どこに行くのと言ったら福岡でございました。片言の日本語ではございましたけれども、3ヵ月間国内で訓練を受けて、そして3ヵ年間日本で就業すると。その行き先はそれぞれであって、特に福岡県内において3ヵ年間研修生として研修を受けるということございまして。菊池市内のある企業からもこの山東省泗水県と菊池市が友好を結んでいるということもあって、そちらの方から人を雇用していきたいというふうなお話もあっておりますので、その引き合いも先方にもちょっとお話をしたところでございます。そういうことがスタートになって、いろんな物のお互いの輸出、輸入といったことにもなるのかなと思います。これについてはどういう手続き、どういった方法をしなければいけないのかといったことについて、担当の方にもそういった話も既にしてございます。それからまた、国の方の関係者の方にもどういったことをやったら一番手際よく輸出ができるのかといったお話もしてございますが、なかなかこの国と国との関係もありますので、この容易なことではないと思います。また、とにかく遠いわけですから、この少々の量においてはコスト割れになってしまうのが目の前に見えているといってもいいのではないのかなと思います。しかしながら、この百里の道も一歩からと言いますように、何かから始めていく必要があるだろうと。そこで政策的には菊池市内の中で中国の料理店、あるいは韓国の料理店、そういったものがこの設置できればいいなと、誘致できればいいなというような思いも持っているところであります。また今後この交流が深まることを祈念しながら、その問題も取り上げていきたいと

思います。韓国につきましては、これなかなかこのお米の方が近いということもあ
りまして、日本のお米とそこそ変わらないような私たちの交流都市であります清
原郡等については大変おいしい米ができていているということもありまして、非常に難
しい問題もあるかなと思いつつも、お互いに交流できるものは何かあるかという
ことで考えをお互いに出しながら、そして進めていけるものがあればというふうな
思いは強く思っておりますが、なかなか容易なことではないと、このように認識し
ております。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

〔登壇〕

（本田憲一君） 市長申されましたように、確かに国内で販売するようにはいかない
など、いろいろ制約があるのは私も理解できます。ただですね、もう現実に日本の
コシヒカリ、またササニシキが中国で売られているのも現実でありますので、そこ
らあたりもまた勉強していただきたいと思います。私が首長のPRの仕方とという
ことで言いましたが、隣の宮崎県の東国原知事、本当に就任されてから宮崎県の素
晴らしいブランド品を国内ではありますが、先頭に立って売られているのをマスコ
ミで見ますと、私も何かできないだろうかと思ってちょっと市長にお尋ねした
のでした。ぜひともですね、市長も国外は無理なら国内でもですね、東京に出張の
てきでもですね、やっぱり本当に菊池のブランド品を1つでも手土産でも持ってい
ってほしいと思います。そしてですね、先ほど部長から言われましたが、財政
状況が厳しいと言われました。確かに財政が厳しいのはわかります。しかし、先ほ
ども言われましたように、この中山間地を守っていくのは、やっぱり担い手であり、
また後継者であると思います。そのためにもですね、お金はやはり工面してやっ
ていかなければ、器の中は一緒ですから私はできないと思います。本当に必要なと
ころには、片方削ってもですね、将来のために頑張りたいと思います。再
度部長のこの担い手、後継者に対しての部長の熱い思いをお聞きいたします。

それから、昨日樋口議員の方からもイベント、あるいは祭りのことでお尋ねがあ
りましたが、その中で今後大きな祭り、歴史のある祭りは大きな視野の中に立って
祭りを計画したいと言われました。そういう祭りあたりの計画があるときはですね、
私は菊池の本当の物産品、そして農産物を一同に会し、年に1度ぐらいはそういう
大きな本当の菊池のブランド品を消費者に知ってもらう機会ではなからうかと思
いますが、これについてももう一度見解をお聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

〔登壇〕

経済部長（稲葉公博君） 本市の農業は、大変恵まれた自然条件を活かして、畜産を

中心に野菜、柿、果樹など多様な農業が営まれております。その算出額は県下1位を誇っておりますが、また市内の各物産館では、県内外の来客者で賑わいをみせるなど、地産地消の取り組みも進んでおります。現在の農業情勢は、食の安全・安心や環境に対する関心の高まり、担い手の減少と高齢化の進展、農産物流通の多様化、あるいは輸入農産物の増加などによる野菜価格の低迷、また主力の畜産では生乳需要量の減少や飼料価格の高騰など、本市農業の持続的な発展を図る上で不安要因もございます。このような中で、恵まれた自然条件を活かし、活気ある生産活動の展開と食・農を通じた農業者と消費者の信頼関係の構築、さらに農業農村の地域づくりへの取り組みが必要と考えております。関係機関と連携し、地域の調和と持続的な農業の発展のため、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 経済部長のこれからの菊池の農業のために、部長の見解で頑張ってくださいますようよろしくお願いいたします。

2番目に、今までの定例会で議員の方々からいろんな角度から質問がっております。執行部からの答弁もなされておりますが、議員から再度質問ないとその後の状況が分かってこないのが今の執行部からの議員に対する説明ではなかろうかと思えます。その中から、4つの項目についてお尋ねいたします。昨日、同僚議員の質問がありましたので重複する点もあるかと思えますが、答弁のほどをよろしくお願いいたします。

まず、同僚議員の樋口議員が昨年11月にお尋ねになりました。機構改革のことです。合併特別委員会で決定がなされまして、総合支所方式ということで決定事項となっておりますが、昨年の樋口議員は、これを分庁方式はできないものかということでありました。それは、法定協議会での決定事項ということでできないということでありましたが、昨日怒留湯議員、また栃原議員の方からもお聞きになりましたが、私もいつも思うのが、1階に、市庁舎に入ってからあの机の多さだと思います。本当に狭い範囲の中で職員の方々も苦労されている。そして、市民の方々も利用されるのも本当に手狭であると思えます。そういう観点から、私は1つだけお尋ねします。昨日怒留湯議員も言われましたように、適正な配置がなされるように、ぜひとも本所の各部の部長を各総合支所に配置転換ができないものが、再度お尋ねします。

それから、次に定住しやいまちづくりについてお尋ねします。

次に、公共工事の入札制度について、栃原議員もお尋ねありましたが、入札制度

の改革がどのようになっているのか、再度お尋ねします。

4番目に、積極的に企業の誘致の成果はどうなっているのか、お尋ねします。先だつての全員協議会で3つの会社が本市に進出してくるとお聞きしました。この3つの会社、私は素晴らしい会社である、また菊池市の雇用のためにもこの3つの会社がどのようにして本市の企業進出になされたのか、お聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず、第1点目の各部長を総合支所に配置はできないものかということでございますけれども、現在の本庁、総合支所方式を取っている以上は、やはり事務の効率上、やはりこれは無理であると考えております。そのような形で、内部的にはいろんな昨年度から本年度の事務事業、組織の見直しの中で、教育委員会あたりを検討した部分がございますけれども、それについてもやはり現在の位置の方が総合的に判断しますといいということでしたところでございます。先ほど繰り返しますけれども、部長だけをということになるかと思いますが、それにつきましてはやはりその下に事務が下がっておりますし、非常に関連性がございますので、やっぱり今のような体制を取らざるを得ないというのが現状ではないかというふうに考えます。

また、公共工事の入札制度の改革についてということでございますが、ご存じのように入札談合事件や高止まりした落札率などが世間を賑わし、国・県はもとより、地方自治体におきましても公共工事の入札及び適正化に関する法律等に基づき、入札契約等の適正化に向け取り組んでいくことが強く求められているところでございます。このような状況に対応するため、本市におきましても入札・契約事務等の透明性の向上と公正の確保の観点から、このたび条件付一般競争入札を施行することとし、現在土木一式工事の1件の入札公告を行っているところでございます。今回試行する案件につきましては、平成19年度の菊池川水辺公園整備工事でございます。予定価格が3,595万円でございます。入札に参加する条件といたしましては、地元業者の育成保護の観点から、菊池市内に本社、支店、営業所があるということ、という地域要件の設定を行いました。次に、菊池市の平成19年、20年度菊池市工事入札参加者資格審査格付表におきまして、土木一式工事がAランク、またはBランクである、かつ熊本県工事入札参加者資格審査格付表において、土木一式工事がBランク以上の業者などを条件としております。ちなみに、市内の業者28社がこれらの条件を満たしております。今回初めての試行でありますので、条件付一般競争入札において、地域要件を設定する場合は参加できる業者が20から30社以上になるようにとの全国知事会の指針に基づき、それを満たす条件設定を

行ったわけでございます。今回はあくまで試行でございますので、本格導入にはまだまだ課題がございます。今後も試行に適した案件で1、2件程度を実施し、その結果を検証しながら今後の対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 私の方から定住しやすいまちづくりとその成果、それから積極的な企業誘致の成果はということのお尋ねでございますので、2点についてお答えをさせていただきます。今年の3月議会では、人口減少の歯止め策として議員さんから秋田県の羽後町の定住奨励金や団塊世代への就農支援等、具体的な取り組みの紹介がございました。当面私どもは定住の促進に向けまして合併により引き継ぎました工業団地への企業誘致に全力を注ぎ、雇用の場の確保によります若者世代の定住を促進していきたいと答弁をしたところでございます。その後につきましては、企業誘致を積極的に進めるとともに、団塊世代や都市住民との交流による農山村地域の活性化策として、ふるさと水源交流館を拠点にグリーンツーリズムを強力に推進しております。特に企業誘致は、県内外への誘致活動によりまして3社の立地が決定するとともに、既存工業団地の2社の増設など、少しずつではありますが着実な成果を上げつつあります。また、施設の全面改修の終了を受け、グリーンツーリズムの全市的な推進のために、農林振興課をはじめ庁内関係課が11課ございますが、それや各総合支所の関係課によるグリーンツーリズム庁内推進会議を立ち上げるとともに、現在独自で取り組んでおります団体や商、工、観光業従業者、流通関係者等による菊池市グリーンツーリズム推進会議を設立いたしまして、ご紹介のありました秋田県の羽後町の事例も参考に全市的な推進を図ることで、交流から滞在型へ、そして定住へとつなげていきたいと考えております。また、定住しやすいまちづくりは就労や教育、そして生活環境の整備など、市政全般にわたります。今後は、市総合計画に基づき住みよいまちづくりを着実に進めてまいりたいというふうに思います。

次に、企業誘致の成果とどのようにして進出されたかということでございますが、本年度、平成19年度の8月末現在での熊本県内の立地件数は新設が7件、増設11件、合計の18件であります。その内菊池市の新設は玉田工業株式会社、有限会社フェニックステクノ、株式会社伸勢産業の3件でありまして、増設が九州柳川精機株式会社、株式会社九州イノアックの2件、合計の5件であります。その総投資額は約29億円、新規雇用予定者が約120名となっております。中でもホンダによる二輪車製造の本県への集約に伴いまして、静岡県浜松市からの株式会社伸勢産

業の進出は、本市にとりましても大変喜ばしいことでございます。どのようにしてこれらが進出されたかということでございますが、今日の景気の回復と相まって、平成17年6月に企画振興課内に企業誘致係、また本年4月には企業誘致の専門部署として企業誘致対策室を新設以来、企業訪問や各種展示会等でのPRをはじめとした誘致活動の努めてきた成果がようやく芽を出してきたのではないかと考えております。また、現在も企業と直接折衝中が2件、県を通じての間接折衝中が3件となっております、あわせて不動産会社等を通じた情報の収集を積極的に行っているところでございます。今後も菊池市出身の方で企業に精通されている方、あるいは東京菊池会等、いろんな伝を頼りまして情報収集に努めるとともに、既存工業団地の早期完売と企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 再質問させていただきます。

機構改革です、1階のまずは職員数の配置をぜひとも余裕のある配置に早急にしていただくようお願いいたします。

それから、定住しやすいまちづくりで、部長の方からグリーンツーリズムによる交流で協力を推進していくと言われました。定住の成果はどれほど上がったか。また、秋田県の羽後町のあれも取り込むと言われましたが、具体的に何年ごろから取り組むか、教えていただきたいと思えます。グリーンツーリズムということで、私も言葉だけグリーンツーリズムということで聞きますのでお尋ねしましたところ、このグリーンツーリズムという資料をいただきましたのでちょっと読んでみますと、グリーンツーリズムは農山村に滞在し、地元の人々と交流を通して農林漁業体験やその地域の自然や文化、暮らしに触れることとグリーンツーリズムのことを書いてあります。果たしてこのグリーンツーリズムのことで定住が進められるか、私は疑問に思えます。この件も再度本当にグリーンツーリズムで、このグリーンツーリズム、菊池では元の東中学校の跡でこのグリーンツーリズムの方をやっておられるとお聞きしました。再度グリーンツーリズムで本当に市民の若者のファミリーが菊池市に定住されると思われませんか、再度お聞きいたします。

次に、入札で、部長は競争入札を導入してやっていると、今度の水辺公園で1件の事例を述べられましたが、私は確かに競争入札で落札率の低下するのも本当に大事なことだろうと思えますが、まずは指名競争入札でも菊池市の地元の企業の方々ですね、潤うようにされるのがまずは一番大事だろうと思えます。その点について、菊池市はつまごめ荘の工事のこともありましたが、菊池市の業者の方が元請されて

も、その後の下請けを市外の方々に出されます。そして、元請の方々、どれくらい下請けの方に出されるかダンピングされているかも私たちはわかりませんが、下請けに出される時に元請の方が多くのダンピングをされるなら、下請けの方々は本当に苦しうございます。そして、ましてや市外の方々を利用されていることであるならば、私は指名競争入札のときに、指名をするときに条件を付けるのが、菊池市の方々を利用するということを条件付けるのが私は一番いいんじゃないかと思いますが、この点について部長の見解をお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 1点目の本庁1階部分の狭隘な事務執務環境ということで、2階の方をとということでございますが、昨日の怒留湯議員の方にもお答えしましたように、市民の方が一番利用されやすいということで課が集中いたしております関係で、1階の市民が直接利用される窓口の方に課が多くなっておりまして、1階部分が手狭になっておるといってございまして、今後の組織機構の見直しは当然していかなければなりませんので、その中で可能かどうかも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

次に、入札関係でございますけれども、落札率が高くなっても地元業者が潤えばいいのではないかという考えも一方でもあると思いますが、この点につきましてはそれぞれいろんな考え方があります。落札率でございますけれども、これは納税者から見れば安く落札された方がいいのが一般論でございます。去る9月6日の熊日新聞でも報道されておりますけれども、一般競争入札の拡大で県の落札率が86%台に急落と報じられておりました。県では一般競争入札の対象工事を拡大したことにより、競争の原理が働き、落札率が急激に低下したということでございます。このように行政改革が叫ばれる中で限られた財源を有効に活用するためには、競争の原理の徹底を図り落札率の低下を目指すとの意見があるのも一方ではご存じかと思っております。ご指摘のように、地元業者の保護を優先すべきとも一方ではまたあるわけでございますが、菊池市といたしましては地元業者の保護育成に配慮しながら、国・県から求められております一般競争入札の導入など、落札の低下も併せて視野に入れながら適正化に努めてまいらなければならないというふうに考えております。

また、地元業者を下請けに使うことを条件にすることはできないかということでございますが、これは以前にも本田議員の質問にお答えしたと思っておりますけれども、一般的には元請業者が下請業者を選定することには建設業法等にも何ら定めはございませんで、当該業種の許可を有した業者であれば自由に下請業者として選定できることになっております。地元業者を下請けすることを条件にすることはできない

かということも併せてではないかと思いますが、このことにつきましては県に聞きましましたところ、県内の市町村における同様の事例を把握していないということでございますので、そういう事例はないというふうに解釈いたしております。県は地元業者育成として、仕様書にその旨要望事項として盛り込んでいるとのことであります。あくまで要望事項でありますので、強制力がないとのことでございます。本市におきましても、地元業者の保護、地場産業の育成だけでなく雇用確保の観点からも、菊池市発注工事委託業務の落札業者に対しましては、工事資材等の発注は菊池市内から調達していただければということと、社員につきましても地元の雇用、また下請適正化についても特に文書によりお願いをいたしております。今後は県の例を踏襲し、仕様書に要望事項等として盛り込みまして、事業発注下に統一した文例を提示したいと考えております。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 定住しやすいまちづくりを考えた場合に、就業機会の確立や福祉、医療の充実、上下水道の整備など快適な生活環境の中で、すべての市民が豊かで安心して暮らせることだと思います。その結果、若者流出に歯止めをかけ、訪れた人々からこの町に住みたいと思われる魅力あるまちづくりができていくものと考えております。最近、グリーンツーリズムも多様な展開を見せ、単に都市部の人が農林業を体験し交流を行うというものだけではなく、安らぎやゆとりを求め、健康志向、環境意識といった傾向が強まっております。農林水産省が行った世論調査では、団塊世代の約8割が都市と農村、漁村の交流が必要と回答が出ておりました。シニア時代をはじめ各世代からも関心が高まっております。本市といたしましては、グリーンツーリズムが定住しやすいまちづくりの大きな柱と考えております。先ほども述べましたが、本市においては菊池ふるさと水源交流館をグリーンツーリズムの拠点とし、昨年は約5,300人が水源交流館を訪れております。また過去5年間では水源地域に13名の方が定住されております。このようなことから、定住につながっていく先駆けとしては、まずその地域を知り、地域の人々と交流を重ね、お互いを知ることが大切なことだと考えます。グリーンツーリズムの推進によりまして、すぐに定住者の増加につながるということは難しいとは思いますが、今後グリーンツーリズム推進会議を中心に時間を掛けてでも定住しやすいまちづくりを進め、ご紹介ありました秋田県の羽後町の事例も参考にしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、グリーンツーリズムだけでなく、企業の誘致によりまして現在雇用の場が拡大しつつあります。それに伴いまして、市内の各方面から履歴書等も各社の方に届けられているように伺っております。

雇用の場もそういうふう広がることで、若者の定住も多くなってくると思います。それから、総務省が今回発表したものでございますが、交流居住のタイプということで、田舎暮らし、ちょこっと田舎暮らし、次がのんびり田舎暮らし、どっぷり田舎暮らし、行ったり来たり田舎暮らし、田舎に学んでお手伝いというようなものも打ち出しております。こういうものも一緒になって国の指導を受けながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） それでは最後にひとつ、本市がグリーンツーリズムに委託料として水源交流館の方に指定管理者の方に支払っています委託料が1,800万円とお聞きしました。今、部長の方から羽後町の例も考えながら今後取り組んでまいりたいと言われましたが、この仮にこの1,800万円の事業費、羽後町の例にしてみますならば、3年間で羽後町は固定資産税を免除していますので、仮に1,000万円の住宅の評価があった場合は、3年間の場合で14万円、これを1,800万円で割れば86戸のファミリーの住宅を建設することができます。もしですね、3年でなくて5年間本市が独自に免除をした場合は37戸のファミリーの住宅を免除することができます。1つのファミリーが4人とした場合はですね、344名から140名ぐらいの人々が本市に住むことができます。ぜひともですね、将来のことを思うならばこれぐらいの思い切った措置を本市にも取り込んでいただいて、ファミリー、家族が定住できますようご努力のほどをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後1時58分

開議 午後2時10分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） こんにちは。未来の市長候補、議員候補が後ろにおられますので、慎重にやりたいです。少し緊張しますけれども、慎重にやりたいと思います。

それでは、一般質問を始めます。

9月1日は防災の日でしたが、菊池市防災マップが災害に備えて配布されて、菊

池川、迫間川、合志川の浸水地域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土石流危険渓流発生区域、土石流被害想定区域など、克明に示されて避難場所も明記されています。天候地変、いつどこでどのような形で起きるかわからない災害、住民の生命財産を守るのも行政の大事な使命であります。高齢化社会の進展に伴い、老人世帯や一人暮らしの老人、体の障害のある人の避難誘導などどのように行うか。また消防団や自主防災組織の結成、菊池市には正観寺区、高野瀬区、桜山区、花房区、中原区の5ヵ所に自主防衛組織が結成されると聞き及んでおりますが、自分たちの地域は自分たちの力で守るという理念で活動に励んでおられます。ラジオ、テレビ等で災害時に報道される痛ましい事故、消防団員が避難伝達途中に土石流に飲み込まれて死亡するなど数多くあります。安全なところに避難することが一番で、避難に早すぎるということはありません。したがって、このようなとき、住民の誘導をどのようにして行うか。またその事故に達するまでの情報提供の手段をどのように行うか。また、弱者と言われる方々への避難誘導はどのように考えておられるか、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 現在、気象警報、注意報等の情報につきましては、熊本県からのファックスで、また熊本地方気象台のホームページ等から情報を収集いたしております。防災行政無線やまた広報車や市ホームページ等も利用して事前にお知らせをいたしております。災害が発生した場合も同様に、防災行政無線や広報車などの呼びかけ、市ホームページへの掲載、また菊池安心メールなどで市民の方にお知らせをし、防災マップの指定した避難場所への誘導を行います。風水害などにつきましては、気象状況に応じ、例えば大雨警報が発令された場合におきましては、災害待機班で交代で市役所、各総合支所に常駐し、新しい情報を流せる体制で待機をいたしております。私たちの生命と財産を一瞬にして奪い、地域にも深刻な被害をもたらす災害です。この災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるために、5月に配布いたしました菊池市防災マップの中で災害時に心掛ける事項を記載しております。日ごろの備えと早めの避難を心掛けていただくようお願いしたいと思います。また弱者につきましては、それぞれの地域に区長さんあたりを通じて連絡をしながら、早めの避難誘導という形で対応をいたしております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは、最初の質問を踏まえまして、次の質問にいたします。菊

池市国民保護計画にも示してありますように、敏速な警報の内容の伝達等に必要となる動報系、その他の防災行政無線の整備に努めるとあります。先日、私も安心メールに参加いたしました。菊池市は中山間地が多くて電波の届かないというところも見受けられます。また、各家庭の窓がサッシになりまして、雨が降ったり風が吹いたり気象条件次第では防災無線も聞こえにくくなり、役に立たない場合が多いわけでございます。また中山間地では小さい集落が分散して連絡が難しく、また大きい集落ではその防災無線が隅々まで聞き取れないというような事態に陥っているわけでございます。このようなことから、各家庭に対しまして防災行政無線の子機を1戸に1台ずつ付けてもらえればと思いますけれども、その考えはあるかないか、お伺いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 現在の防災行政無線の施設につきましては、七城及び旭志総合支所の防災行政無線が設置から約20年以上経過いたしております。本市では、防災行政無線のデジタル化に伴いまして、平成20年から平成26年度までに整備していく計画でございます。なお、防災行政無線の施設の設置場所がお住いの家から離れていたり、また近くの山などで遮断されて、議員仰せのとおり電波が届きにくい地理的条件もあろうかと思っておりますので、市では防災行政無線による放送が聞き取りにくい世帯や聞こえない世帯等があれば、市役所に申請していただきまして現地を確認いたしました上で、高台に設置しております迫間中継塔から受信できる子機の貸し出しを行います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） 再々質問いたします。

迫間中継基地を利用して子機の貸し出しということでございますけれども、私の旭志村もなかなか聞こえにくいところもあるわけでございます。したがって、私の部落も部落が大きゅうございまして、隅々まで聞き取れないというようなところもございます。そのようなことを考えますと、やはり全市を計画的に計画に入れるべきだろうと思っておりますがいかがでしょうか。それに、またその設置するということになりますと、大体その1機あたりの費用はいくらぐらいかかるのか、それもお知らせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 現在、子機につきましては旭志、泗水につきましては対応がされている部分があると思いますけれども、旭志につきましても、泗水総合支所につきましても、子機は在庫があるということでございますので、先ほど申し上げましたようにそういう聞こえにくいところがありましたならば申請等をいただきますと、現地を確認しながら対応してまいりたいというふうに思います。今後の計画ということでございますが、全市的には子機の全戸配布というのは考えておりませんけれども、今申しましたように、聞こえにくい場所、もちろん聞こえないところは当然でございますが、その辺につきましては調査しまして、必要であれば子機を貸与したいと。1機3万円程度かかるということでございます。

以上でございます。

[登壇]

（坂本昭信君） すみません、貸し出し子機は何台くらいあるか。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 今のところ台数までは確認しておりませんので、確認次第議員の方にはお知らせしたいと思います。

議長（北田 彰君） 次に、三池健治君。

[登壇]

（三池健治君） 議長より質問の許可が出ましたので、通告に従い質問します。坂本議員が防災対策について質問いたしましたので、私が災害について質問いたしたいと思っております。

今回は、私は災害時の住民に対する行政の対応策、これだけしか質問しておりません。時間はたっぷりありますので、お答えはゆっくりお願いしたいと思います。質問の内容は事前に通告してありますが、質問の答えは今初めて聞きます。質問者の私が理解できるくらいの早さでお答え下さい。それで、執行部のお答えが理解できない場合は、再質問させていただきます。

災害には自然災害と人為災害といった2つの災害があります。自然災害には、
（1）気象災害として台風時の風災、大雨による洪水及び土砂災害、それに干ばつ。
（2）地震災害として、地震災害、これは地割れ、津波、揺れによる建物及び施設等の倒壊、同時多発火災、ライフライン等の崩壊、それに火災災害や地滑り災害。
（3）動物災害による伝染病等があります。人為災害では、（1）たばこの不始末や油鍋のかけ忘れ、たき火後の後始末等の不注意による火災。（2）都市公害や産業災害。（3）交通災害等があります。ここに述べたように、災害にはいろんなケースがあります。先ほど坂本議員も言われましたが、我が菊池市では自然災害である降水及び土砂災害が起こりそうな場所が防災マップにして配布されています。大

雨が降ったら、ここの地区は何cm浸水します、ここの地区は何m浸水しますとか、ここの地区は土石流の危険区域ですとかが詳細に地図で明記してあります。また避難場所も位置が表示してあります。避難に対しては非常にわかりやすく丁寧に書かれています。災害が起きる前に避難する、これは最も大切なことだと思います。だが何か肝心なところが抜けているような気がします。それは、災害が発生した後、後のことは何一つ明記されていません。これでは、住民の皆さんは安心して住めないと思います。発生した後のケアが大事ではないでしょうか。そこで質問いたします。

質問1、避難勧告はいつ誰が出すのか。またどのような方法で住民に伝達するのか、伝達方法をお答え下さい。

また、避難勧告が出る前に自主避難する人もいます。質問2、避難勧告での避難と自主避難した場合とでは市の支援の仕方に差があるのか、お尋ねします。例えば、寝るときの準備とか食事等の準備です。浸水災害の復旧をテレビで見ていると、泥水を掻き出したり、家をきれいに洗い流したり、濡れた畳を片づけたり、家族一体となり復旧作業を行っているようです。大変な重労働だと思います。また火災の場合も同様です。消火活動で水浸しになった家財道具等の片づけなど、復旧が大変です。消火活動が遅れた場合は、全財産を無くすこともあり、命を落とすこともあります。

そこで質問3、浸水した場合、市からの見舞金は出るのか。熊本市では見舞金が出ると聞いたことがあります。また、火災の場合は見舞金や助成金は出るのか、お尋ねします。

自然災害にしる、人為災害でも一番困るのはごみの片づけではないでしょうか。知人が火災に遭ったときのことです。そのときは、消火活動が早く半焼で済んだようですが、そのときの市の対応の悪さに怒っておられました。やはりごみの片づけが原因のようでした。そこで、ごみに関する質問をします。質問4、火災のような人為災害のごみは家庭ごみとして処理できるのか、産業廃棄物として処理するのか、ごみの処理方法をお尋ねします。

質問5、自然災害で浸水したときの立木及び畳、本、着れなくなった衣服等の処理の方法は市が回収にくるのか、自分で持ち込むのか、持ち込み先の場所は決まっているか、また運搬する車を持たない場合の対処方法をお尋ねします。

質問6、土砂流出の場合の土砂撤去はどのようにして行うのか。自分で撤去するのか、市から撤去に来てくれるのか、お尋ねします。地震災害による家庭の倒壊や土石流の大災害で一度に何軒の住宅を無くす場合があります。そのときは、災害救助法が適用され、仮設住宅等が設置されると思われれます。

質問7、菊池市では仮設住宅の設置場所は確保されているか、お尋ねします。質問8、火災等で家屋が全焼した、または半焼した場合、市の住宅に住むことができるのか、お尋ねします。

質問9、災害発生時に罹災して不幸にも死亡した人が出た場合、市の弔慰対策等はあるのか、お尋ねします。

それに、市役所の南の位置に合併当時高い山が削られていました。私はてっきり菊池市の新名所として観光アピールで売り出すための菊池ピラミッドをつくっているのかとばかり思っていました。でも、どうもピラミッドではないようでした。そのうち雨が降り出したら、一斉に青いシートで覆われました。今度は菊池の豊かな水のイメージを出すため青いシートをかけたんだなと思っていました。それもどうも違っていたようでした。どうも気に入り、削ってある山を見に行きました。看板には、新しく田園をつくる工事をしていますとありました。菊池市にはこんな高いところまで田をつくり、米をつくらなければ米が足りないんだなと感心しました。余所では減反をし、米の生産調整をやっていると聞いていたのに、なんと活気あふれる菊池市だと二度感心しました。この構造改善は熊本県と受益者の人がやっているのだから我々が口を挟むことではないのですが、9割は税金だと聞いています。ここには惜しみなく税金が使われているんだとうらやましく思いました。質問10、県が行った構造改善で土手等が崩落した場合の復旧は県が設計から施工まで責任もって復旧するのか、市は一切関係ないのか、お尋ねします。

質問11、市道及び県道といった道路管理者がいる場合の道路崩壊は管理者が責任をもって復旧するのはわかりませんが、私道及び私有地が崩落した場合、その所有者が責任を持って復旧しなければいけないのか、お尋ねします。

災害が発生したら、必ず動揺します。住民が安全安心で暮らせるのは、行政があるおかげと行政の指導力だと思います。そのために、市民は高い税金を払っております。質問12、災害が発生した場合、どのような行動を住民が取るべきか、どのようにしなければいけないか、きめ細かなマニュアルが必要だと思います。菊池市独自のマニュアルをつくる考えはないか、お尋ねします。

わかりやすいように、あえて質問に番号を付けました。番号を言ってからお答え下さいますようお願いいたします。これで1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、私の方では質問の1、2、6、7、12についてお答えしたいと思います。

まず、質問1についてでございますが、台風災害や地震災害が発生する恐れ、ま

た発生した場合に必要なと認めるときは、菊池市災害対策本部を設置します。対策本部は、被害が発生し市民の生命身体が危険であると判断したとき、避難の必要が予想される各種気象情報が発せられたとき、河川が警戒水位を突破し、洪水の恐れがある場合などに避難勧告を本部長である市長が行います。伝達の方法は、防災行政無線や広報車並びに消防団積載車による周知、各区長様への電話等による周知、菊池市ホームページへの掲載、また菊池市安心メールなどで市民の方々にお知らせをいたします。なお、菊池市安心メールは、全市民の登録枠を確保いたしておりますが、現在、その登録数が約1,500名と少ない状態でありますので、広報誌などを利用して再度周知を図っているところでございます。

次に、質問2でございますが、台風災害等の発生前の自主避難につきましては、毛布、食糧、飲料水等は自分で用意していただきます。本市で災害対策本部が設置され、避難勧告が実施された場合は、各本部に属する避難場所開設職員を派遣いたしまして、非難された市民の皆様に対しまして災害対策本部から毛布、食糧、飲料水等の援護活動を行います。

次に、質問6についてでございますが、質問のうち急傾斜崩壊対策事業につきましては熊本県の所管事業でありますので熊本県にお尋ねをしたところ、急傾斜の工事が完了し、土地が熊本県名義になっている箇所以外は、あくまで個人の所有地でありますので、熊本県での対応はできないとの回答でございました。したがって、崩落土砂の撤去につきましては、地元及び個人で行っていただくこととなります。なお、急傾斜地で設置した施設、例えば擁壁や法枠ブロック等が被災した場合は、当然熊本県で補修を行うこととなります。また、山地崩壊は個人復旧になりますし、農地などの畦畔崩壊になりますと、農地災害復旧事業費補助として事業費5万円から10万円以下の災害には3分の1の市の補助、農業用施設災害復旧事業費補助は事業費5万円から40万円以下の災害に対しましては2分の1の菊池市の補助制度がございます。災害も時と状況により様々な災害が想定されますので、判断が付かない場合は菊池市役所の担当課、安全対策課にご相談いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、質問の7についてでございますが、災害用仮設住宅対応策についてでございますが、菊池市では事前には設置場所の確保はいたしておりません。大規模災害などで仮設住宅が必要であると判断された場合は、菊池市の災害対策本部に諮りまして菊池市内の候補地を選定してまいります。敷地も相当な広さが必要でもありまして、その場合1ヵ所に対応できるのか、また数ヵ所に分けて建設した方がいいのかなど、そのときの災害状況や災害の規模や状況に応じながら、それぞれの総合支所とも十分相談しながら対応をしてみたいと考えます。なお、仮設住宅の建

設場所につきましては、菊池市内には工業団地造成の今空き地になっている場所がございます。いくつかの候補地があると思っておりますので、被災された市民の皆様方にできるだけ利便性のよい適地を選定して早めの対応をしてまいりたいというふうに考えております。

質問12についてでございます。災害が発生した場合の菊池市民の災害対応マニュアルづくりについてでございますが、菊池市では菊池市災害対策マニュアルを定めております。この中には、災害予防計画をはじめ災害応急対策計画、災害復旧計画、地震災害対策計画、水防計画の5章で構成されております。例えば食糧供給計画でありますと、罹災者及び災害応急現地従事者等に対します応急食糧の供給は菊池市で行うように規定していますが、本マニュアルは、菊池市が対応すべき事項を具体的に記載したものでありまして、菊池市民の方への具体的な行動を定めたマニュアルは、現在菊池市では作成いたしておりません。大規模な災害に備え、毎年菊池市では梅雨期を前に土砂災害情報など、菊池市の広報誌に記載して災害への自主避難などを呼びかけております。また、本年5月、菊池市全世帯に配布の菊池市防災マップに災害時の情報の流れ、災害の原因や種類、家庭でできる防災対策、緊急時の連絡先を掲載いたしておりますので、ぜひご活用いただきたいというふうに思います。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 市民部関係ですけれども、質問の3、4、5、9と相成ります。

まず、火災や浸水した場合、市からの見舞金は出るのかという質問ですけれども、本市に居住する方で自然災害または火災等の原因により被害を受けた方に対しましては、見舞金が支給されます。支給内容につきましては、火災、風水害、地震について、全焼、全壊の場合、母屋、住家であれば10万円、非住家であれば5万円、半焼、半壊の場合母屋、住家は5万円、非住家2万5,000円となっております。また火災により亡くなられた場合には20万円、火災、風水害、地震により7日以上入院治療が必要な負傷の場合につきましては1万円の見舞金が支給されます。ただ、家屋の浸水のみについては、見舞金の支給はございません。なお、見舞金以外に災害援助としまして、先ほど総務部長の答弁にありまして、被災者に対しまして市からの布団と日赤からの毛布、下着、歯ブラシ等の日用品セットを支給しております。

次に、ごみ処理の方法ですけれども、質問4でございます。一般家庭の火災等か

ら出たごみは一般廃棄物になります。店舗等や事務所の火災等のごみは産業廃棄物となります。一般家庭の火災等から出たごみは、通常のごみ袋に入るものはごみ袋で指定日に出していただきまして、畳、衣類等の家財道具の粗大ごみについては、直接市のごみ処理施設に搬入していただくことになります。また市のごみ処理施設で処理できないもの、瓦、壁、大きな柱等ですけれども、につきましては、民間の産業廃棄物業者に依頼されるようお願いをしております。

続きまして、質問5で自然災害で浸水したときの立木及び畳等の対処法ですが、自然災害等で発生したごみ処理につきましては、基本的には火災等のごみ処理と同様となります。また、災害ごみの運搬につきましては個人搬入になりますが、台風等の激甚災害等になれば災害対策本部が設置されまして、持ち込み場所や個人搬入できない人の取扱いについて、災害対策本部で判断し、各区長を通して住民の皆様にご周知することになります。

9番目ですけれども、災害弔慰金関係ですけれども、弔慰金支給の制度につきましては、国の制度としまして災害救助法の基準が適用される程度の甚大な災害により亡くなられた住民の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に準拠し、災害弔慰金の支給が行われます。また、精神・身体に著しい障害を受けた住民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯主の方に対する災害援護資金の貸付制度もございます。災害弔慰金の額は、生計の主たるものは500万円、その他の世帯の場合は250万円です。それ以外の災害につきましては、弔慰金支給制度はございません。なお火災による死亡につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答えを申し上げます。

建設部所管のまず質問の8でございます。火災等により住宅が全焼または半焼した場合の対策として、低額家賃の市営住宅2戸を政策空き家として常時確保しております。仮に災害を受け市営住宅への入居を希望され、申し込みをされた方には一時的な使用として期間を設け入居を許可しております。現在、葉山団地、音町団地2戸を確保しているところでございます。

次に、質問の11でございます。災害発生における市道につきましては、国等の補助を受けまして市で災害復旧を行っております。ご質問の私道及び私有地につきましては、個人財産でもあり、基本的に所有者での復旧となりますが、生活用道路として数世帯の利用がある道路及び里道につきましては、市で建設機械の借り上げ

等を活用し、土砂撤去等の復旧対応を行っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 質問10についてお答えいたします。

現在施工中の県営ほ場整備事業において、降雨などの原因により土手が崩落した箇所については、1年間は各施工業者による瑕疵担保責任によって原形復旧になっておりますが、すべての被災箇所に適用するものではなく、設計基準を超えた大雨による被災や被災箇所の規模が大きいものなどについては、県・市・協議会等で十分協議を行い、復旧の負担について決定していくこととなります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

（三池健治君） あまり一度にしたので、再質問にわからなくなるとしてしまつて。

質問3からいきますね。見舞金は出ないということですが、なぜその見舞金が出ないか。浸水した場合の。それとですね、火災の場合は助成金が出るということですが、これは市の条例であると思います。その市の条例はあるということにはわかっていますけれども、この条例を市民の皆さんはどこで知るかということなんですけれども、その条例を市民の皆さんが知るためにはどうされているかをお聞きしたいと思います。

質問6の土砂撤去これは県がやるということですが、個人の場合は個人でなくちゃいけないということなんですけれども、今、菊池市は非常に高齢者の方がおります。多いです。裏山が土砂流出になった場合の撤去とか非常に困難だと思われまふ。これはやっぱりさっき部長が言われたように、地域住民の方が手伝わなければ復旧はできないというふうには思いますけれども、その体制づくりはできているのか。片づけのですね、土砂災害に対して片づけの体制づくりができているのか、再質問いたします。

それと、一番大事なのは12なんですけれども、マニュアルができています。私が言いたいのは、こういう細かいことを書いたマニュアルですね、ごみは、災害を受けた場合はどうしたらいいか。それは非常に住民の皆さんは困っております。そういうきめの細かい、誰でもがわかりやすいようなマニュアルはできないかということをお聞きしているわけです。確かにお答えを聞きますと、皆、横並びの行政ですね。これだけ質問したのに、窓口が一本もないと。必ず総務、建設、市民、経済といったように幅広いお答えが帰ってくる。これに対しては、住民がもし災害があつ

た場合はどこに電話して、どなたが対応するのか、その窓口は一本であるのか。そのところを再度お聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 個人の崩土あたりでその体制はできているのかということでございますけれども、先ほど申しましたように、やはり地域住民の方の協力体制というのがもう不可欠であるということでございますので、今までそういうのは数えきれないほどあるわけでございますけれども、やはり地域住民の方のご協力によってすべて対応できているということでございますので、その辺は今後もやっぱり地域コミュニティというのが大切でございますので、ぜひそのような構築をしていただきたいというふうに思います。

それと、12番のごみの搬出等はどこに捨てるといいのかというようなことでございますけれども、そういう細かなマニュアルをつくってくれということでございます。例えばごみあたりを災害のときに出すということになりますと、いわゆる災害の規模にもよりますけれども、やはりもうご存じのように、先ほど例に申されましたああいう形になるわけでございますので、やはりそこにはある程度の規制が必要であるということでございます。そういう場合におきましては、対策本部が設置されますので、その時々には区長さんを通じて適切な対応をしたいというふうに思っております。マニュアルどおりにいかないという部分もございますが、それにつきましては区長さん等を通じてですね、詳細に対応したいというふうに思います。

また、今対応が3部長で対応いたしましたけれども、窓口が一本化になっていないんじゃないかということもございますが、災害が発生いたしました場合には災害対策本部が設置されますし、それ以下の警報等が発生された場合にも、菊池市役所内に災害待機という体制づくりをしております。それは、すべて安全対策課で対応しておりますので、そこを通じて災害等が発生した場合には各部、各課に連絡いたしております。連絡の方法は、窓口は、総務部安全対策課が一本化されているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

[登壇]

（三池健治君） 終わります。

議長（北田 彰君） 次に、水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 今日は朝から選挙管理委員長が旭志の方からお見えでございます。

私も旭志でございます。よろしくご答弁をお願いいたします。

まずはじめに、投票所の設置につきまして質問いたします。前回の選挙で投票所、投票区の統廃合が行われ、37の投票区が25の投票区に変更されたわけですが、これは市の経費節減のため、投票区の均等性を保つため、集落単位の利便性を考え、また投票所設置につきましては市の施設があるところを前提にいろいろ審議を重ね決定されたことは、市民の一人として理解するところです。ただ、高齢化が進む中で、特に起伏の激しい山間部においては、高齢者の2人暮らし、そして1人暮らし、特に車に乗れない方が投票所が遠くなったから大変不便である、中には投票にはもう行くまいと思うというような方もおられたわけですが。選挙管理委員会の方にはこうした苦情はないということでしたが、私たち議員にはこうした苦情が逐一寄せられております。やはり高齢者の方は長年その地に住み、生活基盤の変わらない中で合併後の市の方向性にそぐわない点が多々あると思います。今後、この菊池市におきましても、段々高齢化が進む中で、山間部の思いが、また中山間部の思いが段々届かなくなるというようなことも当然なことだと思います。このようなことに対しまして、執行部としてどのような対応を考えておられるか、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 選挙管理委員長、中野數馬君。

〔登壇〕

選挙管理委員長（中野數馬君） 選挙管理委員会からお答えいたします。選挙管理委員会の所管事項についてのお尋ねでございますので、私の方からお答えいたします。

新たな投票所の設置については、まず投票区の見直しを行った経緯から申し上げます。投票区については、合併協議会において現行のまま新市に引き継ぎ、新市の選挙管理委員会において調整するとなっております。そこで、合併直後から選挙管理委員会で検討を始めたところでございますが、合併直後は市長選挙、市議会議員選挙と、市民の皆様にとって最も身近な選挙が続きますことから、これらの選挙の終了を待って見直すこととしたものでございます。合併後の新市全域を見ても、登録者が最も少ない投票区では140人不足。逆に最も多い投票区では4,000人を超えているような状況で、投票所間に大きな開きがございました。そういう中であって、七城管内では合併前に投票区の見直しが行われており、6投票区を4投票区に再編され、すべての投票区で1,000人を超える登録者となっております。そこで見直しにあたっては、七城管内をモデルケースとして不均衡是正のために1投票区当たり概ね1,000人を目安に見直しを行うこととし、各総合支所と協議しながら選挙管理委員会としての素案を作成し、その素案をもって各区長会に説明に出向き、意見聴取も行ったところでございます。その上で本年2月開催の選挙管理委員会で正式に決定を行い、本年6月の定時登録から新投票区での登

録を行ったところでございます。見直しの結果、37投票区を25投票区に再編したため、投票所まで遠くなった地域があることも承知しております。そこで、ご指摘のありました山間部の投票率を前回の平成16年7月11日施行の参議院選と今回の参議院選で比較してみますと、見直し前の旧第7投票区の水源地区の第9投票区の四町分地区を合算すると前回は64.35%ですが、統合された今回は71.43%でありました。また第10から第12投票区の3つに分かれていました龍門地区では、前回は74.51%で、1つに統合された今回は75.72%であり、単純比較ではございますが、むしろ上がっているような状況でございます。現在の制度では告示日の翌日から投票日前日までの間、毎日午前8時30分から午後8時まで本庁及び各総合支所において期日前投票ができ、しかもこの期日前投票については、住所の所在にかかわらず本庁及び各総合支所のどこにおいても投票できますので、積極的に利用していただきたいと思っております。なお、山間部の車の免許をお持ちでない高齢者の人たちも家族や地域の人々のご協力をいただいたり、あいのりタクシー等を利用して投票していただくようお願いしたいと思います。今後も期日前投票のPRや選挙啓発活動をより行い、民主主義の根幹である選挙への参加意識が薄れることのないよう努めてまいりたいと考えております。これからの人口の動向、高齢化、投票率の変化等の状況によっては、投票区の再検討の必要も出てくるかと思っておりますが、現時点においては新たな投票所を設置する考えはございません。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） はっきり言われまして、戸惑っておりますが。今回の選挙は参議院、そして衆議院の補欠選挙ですか、同時選挙ということで投票率も上がったと思えます。ただ高齢者は山村だけではなく、選挙のときだけ利便性の悪いところ、乗り合いバス、乗り合いタクシーを利用させるということもできないわけです。今回が初めての投票所、投票区が変わったということで、市民の方々の戸惑いもあると思えます。今後さらに選管の方として区長に再度詳しく報告するなり、利便性が悪い地域にいきましては、説明をするなり対応をお願いしたいと思います。

次に、投票日当日の時間短縮についてどう考えるかお尋ねいたします。今日期日前投票が本所が1つ、各支所3つで簡単に行われる中で、国政の選挙から知事、県議、市長、市議の選挙等異なるわけでございますが、投票時間が午前7時から午後8時ですか、現在行われていますが、この時間短縮ができないものか、お尋ね申し上げます。

議長（北田 彰君） 選挙管理委員長、中野數馬君。

[登壇]

選挙管理委員長（中野數馬君） お答えいたします。

投票所の閉鎖時間につきましては、平成9年の公職選挙法改正により、これまでの午後6時から現在の午後8時までとされたものでございます。ライフスタイルの変化や余暇活動の多様化などにより、閉鎖時間を延長されたものですが、公職選挙第40条の但し書きには、選挙管理委員会は特別の事情がある場合は4時間の範囲内において閉鎖時間を繰り上げることができるかと規定しています。県内における閉鎖時間の繰り上げの状況を本年7月29日執行の参議院議員通常選挙で見ますと、県下48市町村のうち一部投票所の繰り上げも含め31市町村、率にして約3分の2の自治体で実施している状況でございます。近隣の自治体で申し上げますと、山鹿市は33の投票所すべてが1時間繰り上げております。阿蘇市においては22投票所のうち2投票所が4時間の繰り上げをし、残り20投票所においても2時間の繰り上げを実施しておられます。議員のご指摘のように今回の参議院議員通常選挙と衆議院議員熊本県第3区選出議員補欠選挙において、本市で期日前投票をされた方は投票総数の20.12%ありました。そういう状況を踏まえ、選挙管理委員会としましては、今後ますます期日前投票が市民の皆様に着実に定着し、浸透していくようPRに努めるとともに、各時間帯における投票実態等を検証しながら、投票所の閉鎖時間の繰り上げについては十分論議をしてみたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 選管の委員長の方で十分論議をするということでございますので、次回の選挙から投票時間の繰り上げについてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、市営住宅家賃の滞納についてお尋ねいたします。昨年9月に木下議員の質問にもあったと思いますが、住宅戸数が昨年9月現在で、菊池市で1,165戸、新しく建設しているところが泗水18戸、七城12戸、旭志9戸で39戸、取り崩しているところが2カ所で現在1,201戸となっていると思います。家賃の滞納者が昨年232名で6,355万円、本年が6,623万6,000円ということで、約300万円の滞納が増えているわけです。執行部の答弁の方では、滞納者に対し督促状や勧告書の送付、住宅課への呼び出し等を行い、納付相談や戸別訪問により徴収を行い、11月を滞納徴収月間と位置づけ徴収の強化を図っているところであり、特に悪質滞納者に対しては顧問弁護士と相談の上、法的手続きを取っているということでしたが、約300万円も滞納が増えているということはどうな対応を取られたのか。また滞納者の平均滞納額はいくらか。そして、滞納の月数及び滞納を

したまま所在不明の方は何名か。契約の際に連帯保証人が保証人を取っているのかをお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 市営住宅の管理戸数から申し上げますけれども、午前中の森議員さんの方に答弁をいたしましたので重複しますけれども、ご了承いただきたいと思います。平成19年8月末現在で旧菊池市が10団地711戸、七城町が7団地123戸、旭志村が8団地128戸、泗水町が6団地239戸、合計の31団地、1,201戸となっております。住宅に困窮する低所得者に対して住宅の供給を行っているところでございます。家賃の滞納整理につきましては、平成19年5月末現在で滞納者が265名、その滞納額はご指摘のように6,623万6,308円、平均滞納額が25万円となっております。最高月数にしましては50ヵ月というのがございます。滞納者につきましては、徴収対策としまして督促状や催告状の送付と併せまして、納付相談の実施や戸別訪問により滞納整理を実施しております。また連帯保証人に対しましては、家賃完納指導依頼書を送付して家賃の完納のご依頼を申し上げているところでございます。昨年度までは11月を滞納整理月間として滞納整理にあたってきましたけれども、結果的には滞納額が増加をしている状況であります。本年度からは10月、11月及び2月、3月の滞納整理強化月間として位置づけ、班編制による戸別訪問等を行い収納の強化を図っていきたいと考えております。また、悪質な滞納者及び無断退去し行方がわからない方、3名おられますけれども、こういう方々につきましては、顧問弁護士と相談の上、法的手続きを含めまして今後も滞納額の早期完納に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 滞納者の中には、会社の倒産とか本当に家庭の都合上、事情のある方や現在住んでいる住宅の改築、悪いから改築してくれというような、そういった申請に対してそんな不満によるトラブル等もあると思います。いろいろあると思いますが、昨年度は80名の入居希望者、待機者がおられたということです。やはり熊本市、山鹿市、他町村もそういった悪質滞納者に対しては退去の請求を行っているということでございますので、そのような退去請求をするのが当然ではなかろうかと思えます。また、職員は住宅滞納を含め税の徴収におきましても取立屋ですか、取立屋ではありませんからなかなか難しい点もあると思います。こういった滞納を解消するためには、やはり税、保育料、住宅使用料等を含めた収納課を設

置し、市職員が入れ替わり立ち替わりの滞納者を訪問する等の無駄をなくして、滞納者全体の全体像を把握できるような体制をとることが必要ではなかろうかと思えます。要望して終わります。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 1 0 分

開議 午後 3 時 2 2 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 国政の方が大変気になると思いますけれども、しばらくの間、ご静聴のほどをお願いいたしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、原材料の配布の状況とその今後の対応についてですが、この件につきましては合併前の平成 1 4 年 6 月の定例会において質問をさせていただき、旧菊池市の中山間地、山間地の状況を踏まえ支給を行っていただいておりますが、合併後は私の地元区長の皆さんより原材料の支給が少なくなっているようで、なかなか区切りよく整備ができないとの声が上がっております。私の地元は特に中山間地であり、面積も広大でありますので必要性が他の地域とは異なると思います。農地の荒廃防止や環境保全、農地が持つ多面的機能を守るためにも、地域住民がボランティア精神の下に地域の農道、市道、生活道路、用排水路等、農業用施設整備等を区長を中心に人築という形で労力奉仕をしていただいているわけでありまして、原材料配布は、私は基本的には各地区の要望される分については早急に支給を行い、地域住民の方々が自分たちが協力してやってやろうという気持ちがあるうちに整備をしていただかなければならないと思います。市としてもそのことは十分認識しておられると思いますが、原材料の状況と今後の対応をお尋ねいたします。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） お答えいたします。

農道整備事業の原材料の配布状況につきましては、平成 1 7 年度に 2, 1 5 3 万 8, 0 0 0 円、平成 1 8 年度に 1, 9 4 1 万 1, 0 0 0 円、平成 1 9 年度は予算額として 1, 6 5 2 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。林道事業として、平成 1 7

年度に297万3,000円、平成18年度に269万9,000円、平成19年度予算額として216万円を計上いたしております。原材料の配布は農道や用排水路等の農業用施設整備のための重要な予算であると考えておりますし、支給材料も1路線で区切りのつく場合は経済性を考慮し、調整を図り、なるべく多くの地元要望に対応していきたいと思っておりますし、特に担い手が高齢化する中山間地域におきましては、急傾斜地や狭い曲がりくねった農道等も多く、焦眉の急を要するものと考えておりますので、今後も地域の区長さん方と十分協議しながら有効な事業推進に努め、最小の経費で最大の効果が上げられるよう努めていきたいと考えております。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 本市の道路施設の状況につきましては、交通量の増加、通貨車両の大型車、また道路の老朽化に伴いまして道路路面の破損が多く生じております。また、排水溝の未整備路線も多く、道路側溝等の早期整備を行っていく必要があります。このような状況の中で、請負工事だけでは対応していくにはちょっと無理があるため、地元の協力を得て原材料の支給、建設機械の借り上げ等で対応し、生コン舗装、側溝整備等を行っておる状況でございます。過去3年間の原材料の支給状況につきましては、平成17年度に1,530万1,000円、平成18年度に1,276万6,000円、平成19年度予算として1,733万5,000円を計上いたしております。それぞれの地域で必要な人築工事は継続的に実施をされておりますけれども、各地区とも高齢化が進むにつれて減少をしていくのではないかと思います。今後とも市民の皆さんが安全で安心して通行できる道路の維持管理を基本として取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。建設部においては、増額になっておるようでございますが、経済部においては地元区長が言われるように毎年大幅に削減されているようであります。部長が申されましたように、私の地元のような中山間地は少子高齢化が進み、いつまで人築で対応できるか心配する地域ばかりであります。先ほども申しましたが、原材料支給により農道等が整備され、中山間地域の農地の荒廃防止や環境保全、農地が持つ多面的機能が守られているのであります。今、全国の農山村で限界集落化が懸念されています。市町村合併によって中山間地域が制度的に終焉し、地域間格差が先鋭的に表れており、菊池市においても影響が出ています。そのような観点からも、今、人築でやっていただけたときに、特に農

道等は早急に整備をしておかなければなりません。合併前に私が質問をしたときは、農道舗装率は62%ということでありましたが、現在の整備状況はどのくらいまで進んでいるか、お答えいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） お答えいたします。

農道整備につきましては、事業規模により県や市町村が補助事業等で建設整備しますけれども、県営補助整備等も含め完成後に市に移管し、農道台帳に記載した後、市が管理することになります。ご質問の整備率でございますが、市管理の旧菊池市分でございますけれども37本、14.5kmで、幅員が4m以上の一定要件農道、農面農道、広域農道等の幹線農道等でございます。舗装率につきましては94%となっております。旧3町村の農道台帳につきましては、現在取りまとめ調整中でございます。管理把握できる範囲の地元管理分、その他の農道でございますけれども、旧菊池市の1,667本、35.3kmで、舗装率が58.2%となっておりますが、これは分母の取り方にもよるかと思えますけれども、旧町村その他の農道等につきましては、今後調査予定しております。その他の農道認定は原則幅員1.8m以上で2戸以上の受益地を有することを条件に、区長名で写真を添えて農道認定申請を提出していただいて、生コンや二次製品を支給している現状でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、農免道等は何か94%ということですが、私が質問させていただいたとる原材料支給を必要とするものについては、なにか私が前回お聞きした62%から今度は58.2%ですか、逆に下がったようでございますので、このことについてはですね、また改めて詳しく調査をお願いしたいと思います。いずれにしましても、まだ地域の方々が原材料支給の要望をされ、人築等の協力によって整備をしていただけることに市としても感謝をして対応しなければいけないと思います。先ほど限界集落のことを申し上げましたが、急激に少子高齢化が進んでおり、担い手不足は深刻な状況であり、いつまでこのような労力奉仕をやっていただけるか心配であります。地元で対応できなければ、いずれ行政だけで整備をしなければならないので、逆に経費がかかってしまうのではないのでしょうか。今、地域力があるうちに整備率100%を目指して、予算が足りない場合は補正予算でも対応するべきだと考えますが、市長の考えをお聞きしておきたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 中山間地の活性化につきまして、特に道路の整備につきまして、この原材料配布についての予算の確保ということでございます。ただいま議員ご指摘のとおり、まさにこの人手が不足してきていると。特に人築等に出られる若い方々が少なくなっているということもあります。高齢化が進展する前に、そしてまた限界集落の方が現実的な問題となってきているということで、それについては今人築ができるうちに早くやるべきではないかというご指摘で、誠にそのとおりだと思います。原材料の配布につきましては、部長の方がお答えいたしましたように、特に中山間地の農地の保全、あるいは生活環境の改善というものをひとつ重要視しながら自然環境の保全など、本当に主要な施策の1つであります。このようなこの集落営農をうまくくなっていくためにも、地域の活性化のためにも、道路の整備を進めていかなければならないと思っております。このことにつきましては、この地域が旭志地域等におきましては、この原材料の単価の設定について、この単価が非常に安く設定をされておるというお話もありました。現実的には、この地域の生コンの買い取り価格の違いというのも判明をいたしておりまして、そういったことも十分精査しながら、全市域におけますところのこの中山間地域の原材料の配布について、予算の確保に努めていきまして、皆さん方の地元の地域住民の要望に添うように頑張っていきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） よろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に、熊本畜産流通センターの整備計画について質問させていただきます。畜産流通センターは、昭和47年熊本県県有施設として設置され、社団法人熊本県畜産流通センターに管理運営を委託する形態で運営し、産地食肉センターとして機能を果たしてききましたが、その後畜産農家の付託に応えるため、農業団体が主体となり、食肉の需要動向、取引内容の変化及び食生活の多様化など、流通形態の大きな変化、さらに消費者のニーズ、肉畜の生産集荷及び加工処理並びに販売体制を整備するため県有施設を譲り受け、昭和60年株式会社熊本畜産流通センターが設立され、施設の整備拡充を行ってきたとのことであります。熊本県は改めて申すまでもなく、全国的に名高い畜産県であります。肉用牛は全国第1位、豚は全国第13位と有数の畜産地帯であり、特に我が菊池市は議員の中にも何名も生産者がおられますように、県下でもトップであり、市の基幹産業であります。このように、畜産流通センターは本件また菊池市の基幹食肉センターとして位置づけられており、

今後畜産業の発展、畜産農家の経営安定のためにも、また菊池市に立地しておりますので、地場企業の観点からも重要な施設であります。しかし、現施設は老朽化により食の安全、安心への強い要望に対応できない状況であり、早急に施設の改築の必要性が求められているとのことであります。本市としても地場企業、畜産振興また株主としての立場からも、熊本畜産流通センターの整備計画をどのように認識され、今後どのように取り組んでいかれるのか、お示しをいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） お答えをいたします。

熊本県畜産流通センターの概要につきましては、ただいま議員さんからおっしゃられたとおりでございます。昭和60年に農業団体が主体となって県有施設を譲り受け、株式会社熊本県畜産流通センターを設立し、昭和61年4月から業務を開始いたしました。現在非常に施設等が老朽化しているということで改築の計画が上がっておりますけれども、畜産流通センターの整備計画について、まず1点目は昭和47年の設立以来35年が経過しており、その間部分的な施設の改善により対応されてきましたが、本体部分はかなり老朽化し、販売先及び消費者が求めている食の安全・安心への対応による顧客満足の向上や、さらなる衛生的な施設整備が緊急の課題となっております。そこで、熊本県経済連畜連等を構成メンバーとしてプロジェクトチームを編成し、施設の規模、能力、事業費等の検討を行うこととされております。2番目に、販売方法の1つとして、現在行っている相対販売のみでなく競り売りに取り組み、将来的には地方卸売り市場の機能を併せ持つ産地食肉センターにしようという構想がございます。この競り売りをを行うことにより、価格形成の透明性を確保するとともに、品質向上と銘柄確立が図られるものと期待されております。なお、第1回目の競り開催を平成19年度内に行えるよう調整が進められております。熊本県畜産流通センターの位置づけですが、県内には畜産流通センター、熊本市食肉センター、人吉球磨広域行政組合食肉センター、千興ファーム食肉センターの4ヵ所が稼動しております。その中でも畜産流通センターは最大の処理能力を有する食肉センターであり、当然基幹食肉センターとして位置づけられております。また先にも述べましたように、将来地方卸売り市場の機能を併せ持つ食肉センターになりますと、菊池産牛肉や豚肉のブランド化が図られることはもとより、関連企業の進出により雇用の場としても期待できるものだと考えております。今後は、熊本県や経済連等の畜産流通センターの構成団体と十分と連携を取りながら協議し、よりよい方向に進むよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。市としてもですね、十分必要性を認識していただいているようであります。本県の基幹食肉センターとして位置づけ、また菊池市の誘致企業としての観点からも、消費者の食の安全・安心への強い要望に対応するため、施設の改築が必要不可欠であります。そのためには、市をはじめとする関係団体が一致団結し、国・県に対して要請をしていかなければなりません。市長も合併後、株主として取締役会に出席され、地元の市長として先頭に立ってやっていただいておりますが、改めて市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 先ほど来、部長の方で答弁をいたしておりましたように、県内4カ所の食肉センターの中で最大の処理能力を有する熊本県畜産流通センター、昭和47年、大変大きな施設として設置をされまして、以来30有余年、35年余が経過をしたところであります。その当時においては、たしか鹿児島の方に1カ所大きい施設があったことを記憶しておりますが、九州の中においては、まさにこの熊本県菊池市七城町と鹿児島県ということで2カ所であったと思っております。それもこれも、やはりこの今現在におきましてこの畜産関係については、特に肉用牛についてはこの菊池市は九州ナンバーワンということになっておりますし、また全国の自治体の中でも肉用牛については第1位になっております。合併したということもあろうかと思いますが、そういう1つの畜産基地としての背景が菊池にはあるということだと、このように思っております。まさにこの畜産王国であります。この拠点施設が畜産流通センターということでありまして、またこの将来においては地方卸売り、一番の機能を併せ持った食肉センターになりますと、以前から申し上げておりました新しいこの菊池ブランドというのが確立され、こだわり品質によるブランド化の推進と健康安全ここだけをキーワードとした国際競争力のあるひとつの産地としての確立がさらに強まってくるんじゃないかなと、このように期待をいたしております。ご指摘のとおり、この地元に立地しているということもあわせて、非常に地元の雇用に大きな役割を持っているということでございまして、そのことが結果的には個人の所得増、そしてまた企業の所得増、あるいは固定資産、そういったものを含めての税収増につながればいいなと考えております。そういった意味では、企業の誘致というご指摘のとおり側面からいたしましても、これは企業誘致の担当課の方に関係者と早く面談をしながら情報収集するよというのを

指示をしておったわけですが、今ご答弁申し上げましたように、関係者によるプロジェクトチームが編成されて、この実働に移っていくのかなと、まだまだそこまでは行っておりませんが、特にこの大きなほかのこの処理場という中におきましては、この側聞いたしますのに熊本市におきますところのカット肉センター、その熊本市経営の分ではありますが、これがマスコミ等で報じられておりましたように大変大きなひとつの市の負担になっているということもありまして、これをひとつ一緒にした方がかえって効率的にいいんじゃないかと、そういった私案も出ている用でございます、こういうことを含めまして、ぜひこの畜産流通センターがさらに拡張・拡大されるようなことを願って努力をしまいたい、このように思います。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。市長も全国一の畜産地帯である菊池市のトップとして、改めて十分認識をしていただき、取締役として今後の取り組みを期待しておきたいと思えます。

それと、幸い現在の県の農林水産部長は菊池出身の山本部長様であります。このようなときに市としても積極的に要望をお願いしていったらと思っております。

それと、最後にこの件は坂井経済委員長が生産者でもあり、所管でもありますので、委員会で十分協議をしていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それでは、次に市の活性化、竜門ダム周辺の整備と活性化策について質問をいたします。菊池の竜門ダムは、昭和43年の計画発表から地元地権者、水没者の理解、協力のお陰で他に類を見ない早さで事業が完了し、菊池川沿線の度重なる洪水による被害を防止軽減するとともに、熊本県北部地方唯一の水瓶として渇水時の水不足を解消し、土地改良事業、菊池台地地区と菊池川下流部の農地に対して灌漑用水を補給しています。また、地域に開かれたダムとして、県や市の総合計画におけるダムの位置づけを基本として、ゲートゾーン、賑わいと交流ゾーン、自然発見ゾーン、サイレントスポーツゾーン等のユニークな整備が進み、菊池市交流促進センター龍龍館も建設され、熊本国体ボート競技大会も行われたのであります。その後も全国高校総体、全日本ジュニア選手権大会、市民レガッタ等が開催されております。このように、市の重要な観光施設としての認識はもちろん、ボート場としては全国でも高い評価を得ていることは皆さんもご存じのとおりであります。このことも竜門ダム建設において協力いただいた地元地権者、水没者の皆様のおかげであることを忘れてはなりません。市として竜門ダム周辺をどのように位置づけをされておられ

るか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） お答えをいたします。

竜門ダムは、多くの地域の住民の方々のご理解とご協力の下に、下流の迫間川及び菊池川沿線の洪水被害の防止また軽減、湯水時の水利用の補給を行うとともに、河川の良い自然環境を保全するための水量確保など、河川環境保全、ダムを水源として土地改良事業が実施されている菊池川中流部の菊池台地地区と菊池川下流域の玉名平野地区の農地への灌漑用水の補給並びに有明海沿岸の荒尾、長洲地区及び福岡県大牟田地区に対しての工業用水の補給機能など、多くの役割を有するダムとして利用されております。また、重力式コンクリートダムとロックフィルダムとで構成される我が国最大級の複合形式のダムであり、ダム周辺の整備により交通便の良いダムであること、また水面利用がしやすいダムであります。ボート競技大会やワカサギ釣り大会等でも賑わい、市内の観光名所の1つとして十分認識いたしておりますし、地域住民の方々のご理解とご協力によりできた多目的ダムであり、重要な観光資源であると捉えておりますし、また市としましても観光の目玉として位置づけておるところでございます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。市としても地域住民のおかげで竜門ダムが完成していることを改めて理解していただいたと思います。昨日も葛原議員、栃原議員より質問がありましたが、私も地元ということで龍龍館の休館についての相談がございましたので、重複する点があると思いますが、竜門ダム建設時に大変協力をいただいた龍門ふるさと振興会の方々が経営されてきた竜門ダム周辺の振興の拠点である龍龍館について、改めて今後の対応をお尋ねしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 龍龍館につきましては、昨日葛原議員さん、栃原議員さんの質問にも答弁いたしましたけれども、指定管理者である龍門ふるさと振興会の経営悪化の状況があり、営業再開に向けてその組織の立て直しを図るための一時休館をしている状況でございます。振興会としましては、会員2人のより未払い金の清算中であり、また残額は残っているものの、今後の除草作業代金と営業外収入及び預金残金並びに役員拠出金等で精算の目途が立つ見込みであると報告を受けており

ます。また市との打ち合わせの中で、清算後は組織の再構築を行い、できるだけ早い時期での再開を目指すこと、今後の営業計画として従業員の見直しによる一般管理費の低減や出荷手数料の見直しによる収入増、並びにイベントの開催による集客の増と、また第3セクターの、管内には優秀な第3セクターがございますので、その経営手腕等を参考にさせていただくなど、再開に向けた検討を行っていきたいとのことでありました。市といたしましても、本施設の初期の目的が果たされますよう今後とも指定管理者との連携を密にしながら早期の再開に向けて支援してまいりたいと考えているところでございます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。いろいろと問題はあると思いますが、先ほどから何度も申し上げておりますように、この地域の方々の理解と協力によって完成した施設であり、公共的な面があり、一概に採算が取れないから休館にするというようなものではないと思います。龍龍館は地域住民のよりどころであったでしょうし、また龍門地域の核でありますので、早急に今後の対応をお願いしておきたいと思います。菊池市にはダムがある地域に限って、国有資産等所在都市市町村交付金が交付されております。金額は年度によって違うようではありますが、多いときは1億円を超えています。一般財源としての取扱いですので、ダム関係のために活用されていないのが現状であります。私の考えとしては、この交付金については今後は龍門地域の活性化のために利用していただきたいと思います。ぜひ今回の龍龍館の再開に活用し、竜門ダム周辺の再整備を行っていただきたいと思います。現在の公設民営から第3セクター、先ほども部長の方からも申されましたように、第3セクターの方に移行するような考えも含めてですね、考えていただきたいと思います。先日、熊日にも掲載されましたが、菊池北小の子どもたちが自分たちで焼いた炭を竜門ダムの下流の迫間川に水質浄化を目的に金属製のかごに入れて設置をいたしました。田中教育長が校長時代からの5年越しの念願の取り組みでありましたが、今までできなかったのも、やはり予算面が一番であったようです。今回はダム水源地域サポート事業の年間50万円、計の3年間で150万円の支援がありましたので実現できたのであります。それがなければ、まだできていなかったと思います。このように、財源がなければ実行もできないし、継続もできません。龍龍館についても市の財政的支援がなければ、今後再開もできないと思われますし、また継続していくのもなかなか大変だと思っておりますので、こういう観点からもですね、検討をお願いをしていただきたいと思います。

それでは、次に市道整備、伊倉黒仁田線の整備の進捗状況について質問をいたし

ます。この路線については、旧菊池市のときから行楽シーズンにおける国道387号線の渋滞時の迂回路としての必要性はもちろん、産山滝、千畳河原への観光ルートとしての重要な路線でありますので、これまで何回も要望してまいりました。市としても重要な路線として認識していただき、平成18年9月定例会では、平成16年度には概略設計を行い、地元説明会により現道拡幅するルートとして整備の計画であるとのことでありました。そこで改めてお尋ねですが、伊倉黒仁田線の整備の進捗状況について、詳しくお伝えいただきたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 市道伊倉黒仁田線は、菊池川の親水公園であります千畳河原へのアクセス道路及び緊急時などと併せまして観光シーズンの渋滞解消路線として重要な路線であります。国道387号線から細永橋までの古川原本村線は整備を完了していますが、細永橋から中央農免道まで約1,550mは幅員が約3m程度であり、現道の見通しが悪く、離合もできない状況であるため、予備設計として平成16年度に概略設計を完了し、地元との協議を行い、ルートの検討まで終了しております。今後の計画計画といたしましては、交付金事業としまして2工区に分けて事業計画を行い、平成20年度に700mの詳細設計の業務委託を実施し、平成24年度までに1工区の整備を完了し、その後引き続き2工区に着手する計画でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。20年度よりいよいよスタートするようでございます。地元住民の思ひはもちろん、年々増加しております観光客のためにも早急の整備が望まれますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思ひます。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願ひします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時57分

第 4 号

9 月 1 3 日

平成19年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成19年9月13日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問

追加議事日程(第4号の追加1)

第1 議案第109号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
上程・説明・質疑・委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第109号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
上程・説明・質疑・委員会付託

出席議員(27名)

| | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 東 | 裕人 | 君 |
| 2番 | 泉田 | 栄一朗 | 君 |
| 3番 | 森 | 清孝 | 君 |
| 4番 | 藤野 | 敏昭 | 君 |
| 5番 | 樋口 | 正博 | 君 |
| 6番 | 二ノ文 | 伸元 | 君 |
| 7番 | 中山 | 繁雄 | 君 |
| 8番 | 水上 | 博司 | 君 |
| 9番 | 三池 | 健治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健蓉 | さん |
| 11番 | 坂本 | 昭信 | 君 |
| 12番 | 隈部 | 忠宗 | 君 |
| 13番 | 奈田 | 臣也 | 君 |
| 14番 | 葛原 | 勇次郎 | 君 |
| 15番 | 木下 | 雄二 | 君 |
| 16番 | 坂井 | 正次 | 君 |

| | | | |
|-----|----|----|---|
| 17番 | 森 | 隆博 | 君 |
| 18番 | 山瀬 | 義也 | 君 |
| 19番 | 本田 | 憲一 | 君 |
| 20番 | 栃原 | 茂樹 | 君 |
| 21番 | 松本 | 登 | 君 |
| 22番 | 工藤 | 恭一 | 君 |
| 23番 | 境 | 和則 | 君 |
| 24番 | 北田 | 彰 | 君 |
| 25番 | 外村 | 國敏 | 君 |
| 26番 | 徳永 | 隆義 | 君 |
| 27番 | 横田 | 輝雄 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | |
|----------------------|-------|---|
| 市長 | 福村三男 | 君 |
| 副市長 | 村上建二 | 君 |
| 収入役職務代理者 | 川口齋子 | 君 |
| 総務部長 | 緒方希八郎 | 君 |
| 企画部長 | 石原公久 | 君 |
| 市民部長 | 村山隆 | 君 |
| 経済部長 | 稲葉公博 | 君 |
| 建設部長 | 岡崎俊裕 | 君 |
| 七城総合支所長 | 平野國臣 | 君 |
| 旭志総合支所長 | 水上泉 | 君 |
| 泗水総合支所長 | 上林正章 | 君 |
| 市民部総括審議員 | 大場美範 | 君 |
| 企画部首席審議員 | 鳥井修 | 君 |
| 財政課長 | 川上憲誠 | 君 |
| 教育長 | 田中忠彦 | 君 |
| 教育次長 | 山口正司 | 君 |
| 総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 | 中村鉄男 | 君 |
| 水道局長 | 後藤定 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 五島千秋 | 君 |

監査委員事務局長

田 島 伸 正 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

樋 口 昭 彦 君

議 事 課 長

永 田 哲 士 君

議 事 係 長

上 田 敏 雄 君

議 事 係 主 事

本 田 昇 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 皆さん、おはようございます。議長からご指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まずはじめに、県営花房中部2期畑地帯整備事業の進捗状況について質問をいたします。

第1点目は、不換地の目的と受益者負担の対応についてであります。まず不換地の目的につきましても、不換地の目的は農業を辞める農家の農地を、定かではありませんけれども、土地改良組合等が買収し、その農地を基盤整備をして規模拡大、農家や農業後継者の方々に売却したり貸与したりして規模拡大農家の育成と、それから農地の高度利用を図ることが目的となっております。

次に、事業参加者が負担する受益者負担ですが、事業費の90%は国と県と市が負担することになっております。残りの10%を事業に参加する農家、すなわち受益者が負担することになっております。具体的に申し上げますと、10a当たり、例えばですが150万円かかったならば農家の負担する負担金は15万円ということであります。

次に、この受益者の負担する方法は、私を知る限り3つの方法があります。まず1つは、現金で負担する方法であります。2つ目は、道路や水道など、基盤整備に必要な土地を事業者、参加者負担全員で提供する共同減歩の方法であります。3つ目は、受益者が負担すべき負担金を事業に参加する農家が提供する農地を市役所が購入し、その売却代金を個人の負担金に充てる特別減歩の方法があります。しかしながら、今回の受益者負担の方法は、今申し上げた、今私が調査して知る限りの上におきましてですが、今、申し上げた3つの方法を採用せず、農業を辞める農家が出

しました不換地を基盤整備組合が買収し、その農地を非農用地として市役所に売却し、そこから得た差額金で各農家の受益者負担金を賄おうという事業の進め方であるように今考えております。そこで質問ですが、農業を辞める農家が提供した農地で取得したお金、財源を事業参加する事業者の個人負担金に充てることができるのか、伺います。

第2点目は、基盤整備事業の推進状況について質問をいたします。実際に事業着工するまでには事業の採択手続きや事業の実施伺いなど、アンケート調査や不換地の同意書、あるいは工事施工伺いの同意書などの手続きが必要であります。そこで質問をいたします。それぞれの、今申し上げましたそれぞれの手続きの種類やその時期、期限等について、またその現在の達成状況について教えていただきます。

2つ目は、不換地の同意書や工事施工伺いの同意書の同意率は事業の採択に大きく影響すると思いますが、事業採択に必要な最低限の同意、それから今回事業をするにあたっての実施のための同意率も併せてご答弁をお願い申し上げます。

再質問からは、一般質問の席で質問をさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） おはようございます。お答えを申し上げます。

今回の花房中部2期地区の土地改良事業の地域につきましては、かつて花房飛行場等もありましたように、広大なところに優良農地が広がっております。また近年中央グリーン道路が走り、その付加価値はますます伸びつつあります。このような地域でありますけれども、一方農地の置かれている状況、状態を見ても、区画の不整形、狭隘な農道、用排水路の未整備など、営農を行う上で耕作上極めて不利な状態であります。旧態依然の畑地帯でございます。これで日々変化する今日の農業経営や将来への希望、後継者育成などを鑑みると、このままでは明るい農業経営が望めないとして、長年不便な営農を強いられてこられた地権者の方々が相募り、協議をされ、このたびの土地基盤整備事業への取り組みとなったわけでございます。したがって、この土地基盤整備におきましては、地域内のすべての地権者が事業に参加され、計画的な事業の推進が最も理想的ではございますが、しかしこれまで多くの土地改良事業が管内においても取り組まれてきましたが、いずれも順風満帆とはいきませんでした。本地区においても、やはり昨今の社会情勢の変化、あるいは生活環境、家庭環境を取り巻く変化、環境の変化など、諸般の事情により、図らずも離農を考えられる方、あるいはまた田畑の面積が少なく、この際売却をと考えられる方など様々な状況が出てくるものと思われまます。またこの地区には幹線道路であるグリーンロードの拡幅計画、あるいは新庁舎建設用地の確保といった特

異なる事情も出ておりますので、事業推進にあたっては役員さん方々大変なご苦労が
おありかと思えますけれども、これらの事情に対しては不換地の申し出やあるいは
換地計画の中で減歩増歩といった形で事情に応じて対処していかなければなりません。
土地改良事業における不換地とは、土地改良法第53条の2の2において、換
地処分により従前の土地がなくなる仕組みですから、不換地を申し出られた所有者
にとっては土地を処分、売却することであり、換地計画の中で金銭で精算を行うこ
とになります。よって、この不換地の面積につきましては、一般的には土地改良法
第53条の3及び53条の3の2による創設換地や耕作者、規模拡大農家等への増
歩に充てられることになります。また議員ご指摘ありましたように、事業の負担割
合につきましては、国が50、県が30、市が10、残りの10%を受益者が負担
することになりますが、この受益者負担等に対しましては軽減等も含めまして今後
推進協議会並びに換地委員会等で協議がなされ、地権者の皆様に十分納得ができる
よう説明がなされていきます。また、事業の推進状況あるいは同意率等についてで
ございますけれども、現在県のヒアリング、九州農政局ヒアリングを受けている状
況でございます。今後そのヒアリングが終わり次第、9月中に県の事業管理委員会
で検討され、10月には計画概要の公告を行い、平成20年4月の事業認定に向け
て10月より推進協議会において各地権者の方々の同意書徴収をお願いすること
になります。また議員ご質問の同意率につきましては、土地改良法第85条第2項に
より3分の2、パーセントに直しますと66.6%になりますが、3分の2以上の
同意を必要と規定されておりますけれども、県の方に確認しましたところ、通常目
安として95%以上の同意をお願いしているということでもございました。市といた
しましては、計画的な区画整理が実施できますよう、その数字に少しでも近づくよ
うに多くの地権者に参加していただくために推進協議会とともに、さらに協力を推
進してまいりたいと考えているところでございます。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） ただいまの質問で、1つ確認しておきたいことがございますけれど
も、今の答弁の中で減歩も行っていく、それから不換地が出た財源も流用していく
というような答弁でありましたけれども、間違いございませんか。まずそれを次の
質問で答えていただきたいと思えます。

それから、再質問に移りますが、私は新庁舎の用地の確保にあたって一番問題な
のは、不換地を出す農家がどれくらいおられるのかということでもございます。この
ことにつきましては、市当局は楽観的な考えを持っておられるようでもございますけ
れども、私は若干の心配をいたしております。なぜなら、1回目の質問でお尋ねし

ましたように、農業をやめる農家が出された不換地を被農用地として市に売却し、その差額で受益者の負担を賄おう、0 であるというような考え方がそう簡単に不換地を出した農家に受けられるのか、私は問題であるというふうに考えております。また、受け入れてもらえるためには、今申しあげましたような不換地の利用の実態、このような下、不換地を出される農家に対してはもちろんですけれども、全地権者の方々に十分周知することが大事と思いますが、まだまだこのような考え方が地権者の方に周知徹底されているとはどうしても思えないわけでございます。そこで質問ですが、市当局は受益者の10%の負担金がこういう根拠でタダになります、0になりますという実態を不換地として農地を出された農家も含め全地権者に正しく伝えることが大事と思いますが、今までこの案件についてどんな努力や指導をされてきたのか伺います。

また、現状ではわかりかねると思いますけれども、不換地を出した農家の農地が最終的には市に売却され、その代金が自分のものとはならず受益者の負担金に充てられることになるということを正しく理解している農家がどれくらい見込んでおられるのか、市当局の見解を伺います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） まず、不換地の申し出に対する不換地の処分あるいは創設換地の取扱い等につきましては、事業採択がなされ、直ちに換地委員会等が設置されてまいります。その中でいろいろ手法等はあるかと思っておりますけれども、現在の段階で申しあげることではできませんし、換地委員会等の中で十分協議されていくこととなります。

再質問でございますけれども、先ほども申しあげましたように、社会情勢の変化あるいは生活環境等の変化により、凶らずも今回離農を考えられる方、また田畑の面積が少なく、この際売却を考える方など様々な状況で出てくるのが考えられます。先ほど申しあげましたが、この地区には幹線道路の問題、あるいは庁舎建設用地の確保といった特異な状況も出ております。したがって、これまで推進協議会の中で数回にわたり地権者説明会において基盤整備の概要等について説明してきたところでございますけれども、議員ご意見のような個々の事情につきましては、今後同意徴収とともに推進協議会により十分説明を地権者に対して説明され、各地権者のご理解を得られるよう進められていくものと思っております。また、不参加者の農地につきましては地区外扱いとなりますので、ほ場整備事業ではその土地を扱うことはできません。今回の基盤整備事業では、計画されている地区内面積が相当広うございますので、中には参加されない農地、農家、多少出てくる可能性はなきにしもあ

らずでございます。しかし、そうなりますと理想的な、計画的なほ場整備を行う上で支障をきたす場合も考えられますので、お一人お一人の地権者の方々の状況をよく調査し、お話を聞きながら計画的な区画の整理、事業の実施ができますよう推進協議会、あるいは換地委員会等でしっかりと協議、対応されていくこととなります。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 再々質問を行います。

第1回目の質問で事業に必要な最低限の同意率では土地改良法で66%以上、しかし今回の事業の採択については95%以上ということで答弁がありました。しかしながら95%と言えども100%の同意が取れない限り不参加者は現れます。この場合、例えば5%ぐらいならいいですけれども、10%、20%となった場合、この不参加者の農地を1カ所に集めない限り、この基盤整備の事業は中止ならざるを得ない、そのようなことが起こることも私は予測しております。

そこで質問でございますけれども、事業不参加者の農地を1カ所に集めることができるのか、それとも事業不参加者の農地を現在の地点においたままで事業を進められるのか、伺います。

また2点目には、事業を進める上において不参加者の協力が絶対必要となりますけれども、100%でない限り。不参加者に対しての協議の窓口を設ける考えがやはりあるのか、伺います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 現在、ほ場整備事業への参加をしていただくために、各地権者への事業説明、推進が行われているところでございます。今後はさらに推進体制の強化を図りながら、地権者の皆様のご理解、ご協力を進めてまいりますけれども、先ほども述べましたように、諸般の事情でどうしても参加できない地権者の方々も中には出てこられる可能性もあると思われましても、基盤整備の趣旨、農地の有効利用等を考えますとき、本来地区内の農家全員の参加が最も望ましいこととございます。しかし様々な事情により、図らずも離農を余儀なくされる農家もありません。これらにつきましては、1カ所に集めるのか、どうするのかというようなこととございましたけれども、今のところは不換地申し出がどれだけあるのかもわかりませんし、今後事業推進の中で推進協議会あるいは事業認可設置される換地委員会等の中で個々の地権者の方々と十分協議をしてお話し合いをしていくことになると思います。ご理解を賜りたいと思います。議員のほ場整備事業に対する

熱い思いの中で十分なお答えができませんけれども、何卒1日も早く事業認可ができますよう地権者の皆様とともにご理解・ご協力をいただきますように節にお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 稲葉部長、どうもありがとうございました。

次いで、今回、新庁舎建設計画の凍結の原因とその解除時期等について質問いたします。まず、凍結の要因についてであります。福村市長は、森議員の「今回の凍結の原因は財政の悪化と言っているが、その財政悪化の根拠は何か」という質問に対し次のように答弁をされております。1つには、地方交付税の配分など国の行財政改革の影響で今後の予算編成が厳しくなることが予測される。2つ目には、議会の要求で10年間の財政計画を策定したところ、歳入不足が70億円になった。しかも現在ある財政調整基金50億円を取り崩しても20億円の赤字が発生する。これでは、菊池市に必要な財政調整基金20億円の確保が見込めず、市の財政が破綻する恐れがあるからと答弁をされております。そして、凍結への決断としましては、国や県の財政改革の影響及び公有財政状況の厳しさに危機感を持った議員の過半数から基本構想・基本計画を見直す必要があるというような要望があったから、基本構想・基本計画案を一時凍結して、今一度財政を見直すために凍結することを決断したと答弁されております。

次に、新庁舎の凍結解除の時期でありますけれども、市長は松本議員の質問に対して、新庁舎建設の凍結をなるべく早く解決するためには、建設に必要な一般財源を貯蓄していく必要があるとして、基金造成の必要性を訴えられております。既にこの造成には19年度から開始されております。また、森議員の質問に対しても福村市長は今回のこの凍結は花房台に新庁舎を建設するという合併協議会の合意事項に反するものではない。ただ合併後3年間で建設するという目標が揺らいでいるだけで建設の計画は変わらないと答弁をされております。この市長の一連の答弁から考えますと、今回の新庁舎建設計画の凍結は、いずれ解除されることが条件になっていることが伺い知れます。

そこで、凍結の解除の条件及び時期等について具体的に質問いたします。

まず第1点は、10年間の財政計画において、常に20億円の財政調整基金の確保ができる見通しが立ったときであるのか。それとも、新庁舎建設事業に必要な一般財源の額13億円が確保できたときなのか。それともこのほかに解除の基準となるような考えを持っておられるのか、市当局の見解をお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 新庁舎建設事業の凍結の要因といたしましては、昨年の12月議会にご説明し、また全市民の皆様へ2月の広報においてお知らせいたしましたとおりでございます。あえて再度申し上げますが、まず財政問題がございます。国の行財政改革が進められる中で本市の財政状況も合併時とは変わってきておりまして、今後の財政状況の十分な見極めが必要と考え、平成17年度から平成19年度までの3ヵ年間の財政状況を見極めた上で検討したいと考えたところでございます。また、新庁舎建設の予定地は花房中部2期地区畑地帯総合整備事業で創設換地により求めることとしておりまして、今後の計画を見ますと市が新庁舎予定地への事業を着手できるのは平成23年度ごろになると予想されます。こうしたことから、一時的な凍結がなされたものです。

次に、凍結解除の時期でございますが、議員の皆さんからご心配いただきました財政問題につきましては、行財政改革を積極的に進め、財政問題が好転しますよう努力を続けているところでありまして、また新庁舎基本構想・基本計画案で示されました事業費の一般財源にあたります13億円の積み立てを本年度から開始したところでございます。このようなことから、土地改良事業が進展し庁舎用地確保の見通しがつき、そして財政の裏付けができることが新庁舎建設事業の一時凍結解除の時期になると考えております。今、議員がおっしゃいました1番、2番、3番のいずれかということでございますが、1番でも2番でも3番でも、いずれも3つの要件が整ったときと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 再質問に移りますが、今、3つということでその3年間の財政の裏付け、土地の問題、それからあと1つは何だったですか、3年間の財政状況、それから土地の取得は何だったですかね。ただいま市当局から答弁がありましたけれども、市当局の答弁は私の答弁になっておりません。私が突っ込んでいただいたのは、凍結の原因が財政調整基金が20億円確保できるかできないかということで決断をされておりますので、その辺のことを、その原因というものを真正面から取り掛からない限り、真の解決は私は、立て直しはできない、立て直しの原因は何なのか、その辺についても答弁を聞きたかったわけですけども残念であります。そこで、部長の答弁は答弁といたしまして、次の再質問にいきます。

私は、菊池市の財政状況についてでございますけれども、特に凍結の原因になりましたその原因について再度質問いたしますけれども、私はその今回新庁舎建設に

あたったの積立金 13 億円についてはそう心配はいたしておりません。しかしながら、私が財政見直しの基準といたします財政調整基金 20 億円ができるのか、その辺の心配をいたしております。例えば、現在の菊池市の一般財政の状況であります。借金は特別・一般会計合わせまして 420 億円、これに対して菊池の予算は 426 億円でございますので、私はこの点からいきますと、心配するほどの財政状況ではないと確信をいたしております。しかしながら、今後市が実施するであろう主な事業の事業費は、老人福祉センター 7 億 8,000 万円、つまごめ荘の改築 20 億円、リサイクルセンター 13 億円、運動公園 6 億円、下水道の改修 53 億円、誠に膨大な事業が必要となっております。こういう状況を考えますと、果たして新庁舎の凍結が解除されるような財政の見通しができるのかできないのか、心配をしております。そこで質問ですが、このような財政状況が、見通しが立たなかった場合、新庁舎の建設を中止されるのか、それともあらゆる努力をされてこの約束ごとを何としても実行されるのか、市長の見解を伺います。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） まず冒頭にお尋ねのあと 1 つがわからないということでしたが、もう 1 つは一般財源に要します 13 億円の基金を積み立てておりますが、それを 13 億円を積み立てたときということでございます。

財政の見通しができない場合は新庁舎建設の中止をするのかというご質問でございますが、今、財源確保の厳しい時期ではございますけれども、市といたしましては行財政改革を積極的に進め、一時凍結が解除できるように努力しなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） これで、再々質問をする思いでございましたけれど、それは中止をいたします。

再々質問は中止ということで、それから次に項目の 3 つでありますところの新庁舎建設基本構想・基本計画の案の成文化について質問をいたします。また、市長は 12 月の議会で新庁舎の建設計画と土地基盤整備事業のかかわり合いについて、ある種の懸念に少し触れられております。私も気になることがありますので、第 1 回目の質問と重複するかと思っておりますけれども質問いたします。今回の新庁舎の用地取得の方法は、土地改良法に基づいて出された不換地を非農用地とし、市当局が買収して確保することになっております。しかしながら、現在進められている基盤整備

事業は、いろんな問題や課題を抱えております。市当局の考えていることがうまく運ぶとは限りません。そこで質問ですが、もしこの土地改良法による用地の取得が万が一困難になった場合、市当局は用地の取得をあきらめますか、それともまた違った方法で取得されるのか、市当局の見解を伺います。

次に、新庁舎建設基本構想・基本計画（案）の成文化、案を取るための考えですが、具体的には案の削除の方法についての質問ですが、私はこの新庁舎建設基本構想・基本計画は、単に新庁舎を建設するにあらず、新菊池市の最も基本的な基礎、将来のビジョンがこの中に計画されていると認識をしております。福村市長は新庁舎の一時凍結においては、先ほど凍結の解除については松本議員の答弁で、また新庁舎基本構想（案）の凍結については、森議員の答弁ではそれぞれ明言されております。しかしながら、凍結と口では言いながら、実際には新庁舎の建設用地については花房台地の基盤整備推進の中で着々と進められております。また建設に必要な財源の確保につきましても、既に積み立てが始まっております。そこで私が市当局に申し上げたいことは、新庁舎の建設の最も基本である基本構想・基本計画が案のまま凍結をされているために多くの問題や課題を抱えているのにもかかわらず議論ができない状況になっているということであります。現在、凍結されている新庁舎の建設が解除されたとき、直ちに事業に着工することに当然になると思いますが、そのためにはまだまだ多くの、この案に対して、この案の議題や問題について議論すべきであります。例えば、この基本構想・基本計画（案）の中にまちづくりの核となるべく新庁舎、生涯学習センター、保健福祉施設が複合施設として建設される計画になっておりますが、この根拠は建設費を安くするためとか、一般財源の持ち出しを少なくするためとか、建設後の維持管理費が安くなるからなど、財源対策、事業費の観点からのみの視点で決定されております。しかし最も大事な基本的な政策視点から菊池市の視点からの考えが抜け落ちておりまして、このような計画につきましても認めるわけにはいきません。このようなまちづくりの核となる基幹施設は、菊池市の将来ビジョンの視点から考えるべきであると考えております。菊池市の将来ビジョンとして、私は花房台地には新庁舎を核とした行政と政治のまち、あるいは若者向けの近代的なまちをつくり、人口5,000人から1万人規模の近代的のようなまちをつくるのがビジョンとしては大事であろうと考えております。なおまた、旧市街地隈府町のまちづくりには歴史・伝統・文化といったものを背景にした福祉のまち、教育のまち、観光のまち、そういった文化の香りの高いまちづくりをこの基本構想・基本計画の中で目指すべきであろうと考えております。また、新庁舎の建設におきましては、基盤整備をする面積は100ha、その一角に8haの用地を確保し、そこに新庁舎を建設する計画であります。この点につきまし

ても大いなる議論をすべき問題があると考えております。なぜなら、基盤整備をした農地は恐らく50年以上ぐらいは農地としか利用できない、そのような法的な仕組みが整っております。そういうところに100haの中にぼつんと1ヵ所新庁舎を建設しても菊池市の発展につながるどころか、そのような建設は私は菊池市発展の大きな障害要因、財政の悪化を招く、そのように私は予測しております。私は、新庁舎が花房台地に建設されるなら、せめて新庁舎の横に20から30haぐらいの基盤整備をしない農地を集積し、その農地をまちづくりに供していくべきである、そのように考えております。まだまだこのほかにも多くの問題が、課題がありますけれども、案のまま凍結されている限り、このような議論はできません。凍結されるということは、あのままでいつまでも凍結されるということは大きな問題であります。市民が納得し、新菊池市の発展の基礎となるような基本計画・基本構想を策定するためには、議員はもちろんでございますけれども、多くの市民が議論の輪に加わるべきであると考えております。

そこで質問ですが、現在凍結されております、以上のような問題から基本構想・基本計画の案の凍結の解除について、その必要性について市当局はどのように考えておられるか。

2点目ですが、また基本構想の案の凍結の解除については、議員使命の徹底した議論と市民の合意を条件にすべきであると考えておりますが、市当局の考えを伺います。なおまた、解除の時期等につきましても議論の場が多く、本当に必要でございますので、13億円の積み立てが完了する22年の2年前、20年、来年ぐらいには解除していただくならば、本当に有効な議論ができはしないか、そのように感じております。市当局の考えを再度お願いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） まずはじめに、議員さんから今ございました基盤整備をした農地は50年以上は農地としてしか利用できない仕組みとなっていると、50年ぐらいということでしたが、現在の法的なものを申し上げますと、県の完了公告後8年間ということになっておりますので、正しくはそのようにご認識いただきたいというふうに思います。

それでは、ご答弁をさせていただきますが、まず新庁舎建設と土地基盤整備事業との関わりについてでございますけれども、新庁舎の建設予定地につきましては、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の計画地となっております。新庁舎用地を含む公共用地の確保については、畑総事業地内に創設換地により設けることといたしております。そのため、新庁舎建設事業については一時的な凍結を行いましたけ

れども、この畑地帯総合整備事業については、地元地権者の皆さんの長年の要望でございまして、1年でも早く事業採択を受けたいとの思いがございまして。平成20年度採択を目指して、今努力をされているというところでございまして。議員さん、ご承知のとおりでございまして。このためには、凍結中でありましてけれども、新庁舎用地を盛り込んだ事業計画書を提出する必要があるとございまして、昨年12月及び本年6月の全員協議会においてご説明を申し上げたところでございまして。議員ご心配の土地改良法による用地の取得ができなかった場合の質問でございまして、今述べましたように、地元の皆さんが切望されている事業でございまして。市といたしましても地元の皆さんと協力して事業採択がなされますように最善を尽くしてまいります。

次に、新庁舎の基本構想・基本計画案の成文化でございまして、この案につきましては、昨年12月の全員協議会におきましてお示しいたしましたが、その後新庁舎建設の一時凍結の判断がなされまして、このことにより中断しているところでございまして。議員におかれましては議論を深め、基本構想・基本計画を完成させることが重要であるというようなご意見でございまして。まさしくそのとおりでございまして。今後土地改良事業により用地の確保ができ、そして財政状況の見極めがまたでき、一時凍結が解除になりましたら、この新庁舎基本構想・基本計画案を基に計画を再開し、完成させたいというふうに考えているところでございまして。

以上でございまして。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 再々質問をいたしますので、今、部長の答弁の中で間違いがございまして、8年間というのは基盤整備をした中で、その中にも宿舎とか農業関連の施設はつくっていいようになっております。しかしながら、この中にそういう農業関係の施設をつくった場合、5年以内ですと補助金の変更があります。しかしながら8年を経過した中でそのような基盤整備をした場合、農地、畜舎等を建設した場合には、それは返還はございません。それは、それと今回のあそこの場合は、それが農業振興地域の除外にはなりませんので、その辺のこともですね、ご検討をいただきたいと思っております。8年したら自動的に農業振興地域が除外されるなら結構ですけども、私が言っているのは50年ぐらいは数十億円をかけて農業振興をする、そのような法律ですので、8年したからといって農業振興地域の除外にはなりませんので、農業振興地域の指定は延々と50年以上続きますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、ただいまの部長の中で、おかしいんじゃないかと、部長の頭の中は。

凍結解除があったときには、既に事業を着工するようにしていかにやいけないと私は申し上げました。解除が凍結されたとき、直ちに着工するためには、この案を採らなければ事業はできない。そのためには、凍結解除の案ができるためにこの案を市民が、この基本構想計画案を市民が、議会が、市民が納得するような形でですね、そのときに、そのときに向けてつくっていかにかいかんと。今の答弁では、事業の着工が解除されたときに、この案で事業実施していく。私が申しましたのは、この案を採れてこそ基本計画の中で事業ができる。だからこの案を採るためには、議論、議会はもちろん、市民の合意があって始めて基本構想・基本計画の合意があってはじめて案は採るべきじゃないか。この案を採って、はじめて事業が実施できる。だから早めに議論して案を採りましょうと、採れるように凍結を解除して下さいということが私の質問でございましたので、どうかご理解をいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） いろいろご指導ありがとうございました。

これまでもお答えいたしましたように、新庁舎用地の確保、財政的な裏付けができましたら新庁舎基本構想・基本計画案を基に事業を再開し、議員さん、市民の皆さんを含めた中で議論を深めて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） いろいろありました。今日の一番の問題は、この基本構想案の解除についてがまだ意見の食い違いが、考えの違いがあります。ほかのことにつきましては、十分理解しまして、このことはまたやりたいと思います。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 55 分

開議 午前 11 時 03 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東裕人です。通告に従って、質問します。所管に関わる問題は、総務常任委員長の許可を得ておりますので、初めに申し上げます。

私は、昨年9月議会の一般質問で高齢者の負担軽減策として、少なくとも介護を受けられている方々の税負担軽減のために障害者手帳の交付を受けていない人でも税金の障害者控除が受けられる制度、要介護1から要介護5のすべての要介護認定者に障害者控除対象者認定証を交付して市民の市民負担の軽減を、こう求めました。その後検討いただいて、圏域でも議論されて実現の運びとなったわけですが、まず実態についてお聞きをいたします。昨年、この認定証の交付の状況は一体どうだったのか、お答え下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 昨年の熊日新聞の報道で取り扱われましたけれども、障害者控除対象者認定書の交付にあたっては、本市の要請を基に菊池郡市介護保険連絡協議会、いわゆる2市2町、菊池市、合志市、菊陽、大津町ですけれども、の介護認定者等の税負担の軽減を目的としまして、菊池圏域の統一基準を定めまして、それぞれ事務取扱要綱を制定し、平成19年度の税申告より障害者控除対象者認定書を交付したところでございます。平成18年12月介護保険事業報告の介護認定者数につきましては2,435名であります。申請に基づき普通障害認定31名、特別障害認定17名、計48名の方々に認定証を交付しております。申請者の内訳は、本人申請が3件、家族申請が45件となっていて、そのほとんどは家族による申請ということでございます。なお、菊池圏域内の交付数は合志市、普通障害51名、特別障害26名、菊陽町、普通障害8名、特別障害7名、大津町普通障害5名、特別障害6名となっていて、統一基準をつくる前から独自に認定を実施していました合志市、大津町の前年の実績はそれぞれ3件と2件という状況でしたので、今回の協議会の調整はある程度成果が上げられたものと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） ある程度成果はあった、こういうことでした。ただ、対象者が2,435名中申請が48人と。もちろん初めての制度でありますので、対応できなかった部分もあると思うんですが、交付件数が少ないというのが到達だと思います。そこで、せっかくの制度ですから、これを活かす上で本年度は一体何が必要と考えられるのか、お聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 制度の活用についてですけれども、昨年度は要綱制定後、

周知期間も短いことから、熊日新聞への取材の依頼と市の広報及びホームページにてお知らせしたところですが、今後はさらに広報、ホームページにおいて障害者控除の具体的かつわかりやすい説明に努めながら、内容の充実を図るとともに、併せて居宅事業所への周知協力依頼、また認定調査員による利用者家族への周知等、市民の皆様への制度の普及が図られますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 制度普及については、居宅事業者認定調査員による周知もされるということで、やはり要介護認定者やご家族に一番近い方が、実際介護をされている人も含めて近い方が直接この制度を話されるということがやっぱり最も伝わると思っていますので、ぜひ本年度は徹底していただきたいと思っております。この制度は、昨年できたものですから知らなかった方も多いと思っております。私は、昨年度この制度を活用しなかった要介護認定者の方々に再通知をしてはどうかと思っております。そうすれば、過去5年遡って障害者控除の適用を受けることができるし、還付も受けられるわけです。千葉県の上野市では、当初申請していなかった要介護認定者にこの再通知をして、その結果8割の方が申請をするなど効果も上がっています。この再通知、本市ではどう考えておられるのか。また、今年、今年度は対象者全員への個別の通知でこの制度活用を促進すべきだと思っておりますが、これも併せてお答え下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 該当者全員に認定書の個別通知及び再通知につきましては、被保険者等の負担を少しでも軽くするという議員のお考えは尊重いたしますが、介護認定イコール障害者控除認定対象者とはならず、税法上定められました障害の程度区分に照らし合わせる必要があること、また既に障害者手帳の交付を受けておられる方がいること、また申請をされるにあたり必要とされない方も多数あることから、現段階における認定書の個別通知並びに再通知は行わずに、昨年同様に申請に基づき交付をしたいと考えております。ただ、周知につきましては先に述べましたとおり、その制度普及に努めるとともに、同一歩調を採っています菊池圏域の他の1市2町とよりよい制度のあり方が考えられるか、今後も協議を進めていきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 菊池市がリーダーシップをとって頑張っていただきたいと思っております。

次に、職員のメンタルヘルスの問題についてお伺いします。今回の議会の一般質問の中では、自治体職員の仕事の有り様について様々な角度からこの3日間論じられています。私は、自治体職員の仕事の実態や有り様について、無条件に何でもありとか、容認とか、そういう立場を取るものではありません。残念ながら自治体職員の対応としてふさわしくない場面もあるし、トラブルも多々あります。住民サービスを最前線で担う公務労働者には、それ相応の厳しさ、責任が求められるのは当然でありますので、まずはじめに注意を促したいと思います。さて、今、公務員を巡っては連日のように報道される不祥事や自殺など様々な問題が起こり、注目をされています。またそれに抗して公務員バッシングも繰り広げられています。それから、行革の中での職員削減という雇用就労の問題での将来不安もあります。その中で、先日熊日新聞でも報道されていましたが、財界系のシンクタンクである社会経済生産性本部メンタルヘルス研究所が自治体アンケート調査を公表しました。それによると、自治体職員の心の病は、この3年間で増加傾向にある、半数以上が回答をして、今後も心の病が増加すると考えている自治体も半数近くに上っています。メンタルヘルス、心の健康づくりの問題は、公務労働、民間を問わず、今、大きな社会問題になっており、厚生労働省も、人事院も、指針を策定して対策を講じています。自治体職員のメンタルヘルスの問題は、市政運営にとっても公共サービスの受け手である住民にとっても影響を及ぼすものと考えますが、この問題での執行部の問題意識をお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） メンタルヘルスの問題につきましては、昨日、昨日ですけども怒留湯議員の答弁をいたしたところでございますので、重複する部分があると思いますけれども、議員ご指摘のとおり合併3年を迎え、現在本市におきましても他の自治体同様、合併前と比べますと心の病によります長期休暇、休職等は増加の傾向にあると言えます。現在も一部の職員については長期休暇を取得している者もあります。このことは、合併した市町村すべてにおいて問題にされているところであり、それぞれの自治体で対応に苦慮しているところでございます。この心の悩みによります長期休暇、休職の増加の背景には、合併によります職場環境の変化というのが大きな要因にあるというふうに考えられます。職員のプライバシーの問題もありますので具体的な数値は申し上げられませんが、現在のところ数名程度がこの心の病にということで休職等をしているということでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

(東 裕人君) 合併による職場環境の変化と言われました。本市が合併して2年半、今日4つの旧自治体職員が一体となって住民の福祉の増進のために奮闘されているわけですが、2年半経ってみて、まだ本庁と支所、あるいは同部署内と仕事のやり方の違いや業務上の責任、仕事の量と質、縦割りとかいろんな面でしこりや不団結もあるようにも聞きます。そのことがメンタルヘルスにも、職員に士気にも影響を及ぼすのではないのでしょうか。先のアンケートの調査では、職場での助け合いやコミュニケーションが減少している自治体ほど心の病が増加傾向にある、こういう結果もあります。本市ではどうですか。先ほど答弁された問題意識を踏まえて、このメンタルヘルス対策で本市はどのような取り組みをされているのか、心の健康づくりを進めようとしているのか、お答え下さい。

議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) 本市の状況といたしましては、先ほど答弁いたしましたとおり、合併による職員間のコミュニケーションの不足というのが大きな要因であるというふうに考えております。メンタルヘルス対策につきましては、昨年実施しました各課長ヒアリング及び全職員を対象として実施しました自己申告等によりまして職務の状況や職務に対する思い、現在の健康状態、家族の状況など、職員が抱える悩み等について調査し、メンタル的な状況について把握してきたところでございます。メンタル問題を抱えた職員につきましては、対策として主治医等の意見を聞きながら職場環境の変化を目的に配置換え等を実施し、改善してきた事例も数件あります。国が示します指針にもありますが、心の健康づくりは心が健康でなくなったときだけ行うのではなく、心が健康な状態のときに行うことが重要であると。今後は専門医への委託によりまして職員のストレスチェックや管理職を対象とした係員の心の病気の徴候を早期発見、対処するための基礎的知識を身につけることを目的としたメンタルヘルスの基礎知識講座への参加、あるいはストレスの解消方法や心の病にかかったときの対処方法等を学ぶ一般職員向けメンタルヘルス研修等に取り組み、職員の心の健康づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(北田 彰君) 東裕人君。

[登壇]

(東 裕人君) 人は白ですから、職場での事故なく心一つに住民サービスを充実させるために奮闘していただきたい、こういう期待も込めて、公務公共性に関わる次の質問、保育園の民営化の問題に移ります。この問題、公立保育園の民営化の問題

について、私は昨年この9月の議会で取り上げて、今なぜ公立保育園の民営化なのか、このことについてお聞きをしました。そのときの答弁では、総合的に検証しながら、民営化の検討推進を進める、議会や市民の代表者及び利害関係者と幅広く協議を進める、こういう答弁でした。それから1年、一体この問題はどこまで進んでいるのか、進捗状況について初めにお聞かせ下さい。併せて、検証をするということでしたので、その内容、到達点についてお答え下さい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、ここまでの検証内容について申し上げたいと思います。

まず、本市における将来の出生者数、それに保育園への就園対象者につきましては、過去の実績値や現在の人口減少傾向から予測しますと、少子化の影響により大幅に減少すると考えられます。また公立保育園の施設面につきましては、一部において老朽化や損傷が見られ、その都度改修等により対応している現状でございます。

次に、国の三位一体の改革によりまして、公立保育園分の児童措置費国庫補助負担金が廃止されておりまして、普通交付税算入扱いとなり、特定財源から一般財源へ移行されておりまして、さらに私立保育園と公立保育園の運営費を比較しますと、公立保育園の方が市の負担割合が大きく、同じ保育サービスを提供しているという観点から必ずしも効率的とは言えません。以上の検証項目を基に、現場の保育園職員との合同会議を含めて、延べ7回の検討会を実施してまいりましたが、具体的なガイドラインの作成までは至っておりません。したがって、行政内部での議論、検討までは、外部を交えて協議につきましてはこれからということの課題であります。今後は先進地事例の研修などを含めまして、より幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 今、答弁いただきましたが、先進地の事例をいろいろ調査すると言われているのですが、今この公立保育園の民営化の問題での先進地は、どこも民営化に対する裁判が起こっているわけですね。そういうのも含めて調査もされてはいかがかなと。また現場で7回議論もされたという話でしたけれども、結局外部を交えてというのはこれからと、進んでないという話だったと思うんです。結局この問題が1年経って7回議論しても進んでないというのは、私は当然だと思うんです。それは、この民営化の問題が、先ほど理由いろいろ述べられましたけど、この民営化

が住民の中から出てきた要求ではなくて、あくまで行革の一環として行政サイドが数値目標まで決めて進めようとしているんですから、利害関係者と協議をしても一致点を見つけ出すことはなかなか難しいと思うんです。また、こうした大事な問題を市民の預かり知らないところでどんどん進められても困ります。私の今年の質問では、この公立保育園民営化の動機は市の財政削減、5つある公立保育園民営化して3億円の削減効果を期待してのものであることが答弁からも明らかになりました。私はこの公立保育園民営化の動機そのものが誤りであると考えます。公立保育園をなくして3億円削って、私は一体何に使うのかなと思うわけです。後で述べますが、自治体の保育の責任とコストを秤に掛けてコスト削減を取るようなこういう考え方は止めるべきではないかと思えます。今考えるべきなのは、自治体が子育てをどうバックアップすべきか、このことを考えるべきで、コスト削減を理由にした民営化ではないと思えます。この問題は、菊池市が掲げる子育て支援の本気度が問われる非常に大事な問題であることを強調しておきます。

次に、今年の質問に対して民間の活力を導入し、増加及び多様化する保育ニーズへの対応と保育園運営の効率化を進めるとともに、市の保育の充実を図る必要があることから民営化を推進する、こうあります。民営化で保育の充実が図られるというのは、私は一面的な捉え方だと思います。ではお聞きしますが、民間活力導入イコール民営化というのは、文字どおり、言葉のとおりですけれども、多様化する保育ニーズへの対応、これがなぜ公立保育園の民営化に結びつくのか、お答え下さい。
議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ご質問の多様化する保育ニーズの対応がなぜ民営化に結びつくかではありますが、市といたしましては多様化する保育ニーズに対して、公立保育園の民営化を選択しているものではございませんし、保育の充実を図っていくためには、公立、私立保育園ともに力を合わせて対応していかなければならないと考えております。しかし先ほども申しましたが、国の三位一体の改革や少子化が進行することも心掛けておかなければなりませんし、そのためにも公立、私立保育園でどのように役割を担っていくかが課題であると考えております。現在、保護者の保健ニーズに応えるため、公立、私立保育園とも延長保育等に鋭意取り組んでおられますが、また私立保育園では一時保育や休日保育、さらには子育ての不安感を緩和する子育て支援センター事業と様々な保育メニューに積極的に取り組んでおられ、好評を得ておられるところでございます。今後はさらに女性の社会進出やライフスタイルの変化により、保護者の就業形態や子育てに対する意識が変化すると予想されます。あらゆる保健ニーズに対応していくため、支援、施策の検討を重ね、

保育ニーズに応じた保育園運営ができるよう努めなければならないと考えております。

一方、今日では国・地方とも行財政改革の大きな山場を迎えており、国は行政改革推進法、公共サービス改革法、骨太方針2006を踏まえ、地方改革のさらなる推進に向けた新地方改革指針を公表し、地方自治体の行財政改革を強く求めております。その中で、公共サービスの見直しとして公共サービスの実施を民間が担うことができるものについては廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等を進めることといたしております。少子高齢化という社会現象の進行は極めて急速で、本市の今後の行財政運営に与える影響は誠に大きなものがあると思われます。そこで、本市におきましても急速な社会状況の変化を見極めるとともに、国が進める行財政改革の本市の財政状況を考慮の上、公立保育園を含めた公共サービスのあり方の検討を進めるものでありますので、何卒ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 後段の部分はちょっと理解できませんでしたが、言われましたけど、延長保育とか休日保育、一時保育、病児保育、いろいろそれぞれ様々なニーズがあります。本気で保護者のニーズに応える必要があるのなら、児童福祉法に乗って運営をされている公立保育園が、それぞれ公的責任を持って率先してそのニーズの応えるような取り組みをすべての子どもに対してやるべきではないかと思えます。そうしてこそ、公立・私立共にこの地域全体の保育サービスの底上げができるのではないかと私は考えます。公立保育園は地域の子ども、その保護者、さらには地域社会全体を対象とした行政機関です。この地域、この菊池地域の保育に対する基本的な需要は、公立保育園で満たさなければならないと思います。その上で、公立にするのか、私立にするのかの選択は、それは保護者の権利だと、親権に関わる問題だと思います。ここで繰り返し引用をしますが、児童福祉法は国及び地方公共団体は、保護者とともに児童を心身共に健やかに育成する責任を負い、保育にかける児童を保育所において保育しなければならない、こう述べています。自治体には保育の責任があるわけです。それを行政改革の一環、財政コストを理由にしての民営化は、私は認めることはできません。行革一般に括れない子どもたちと地域の未来にとって、この問題非常に大事な問題だと私は考えております。そこで最後に市長にお伺いをします。市長はこの保育における自治体の責任、どう考えておられるのか、最後にお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 児童福祉法の定めにつきまして、ただいまご指摘をいただきましたが、設置届の方法や、あるいは保育所運営の国・県の経費負担以外は公立と私立の差はないということでございます。大きく言えば児童福祉法に基づく責務というものにおいては、当然のことながら行政がやるべきことであると思います。しかしながら、今日的な三位一体の改革の中に見ますときに、非常にそこに齟齬があると思います。児童福祉法のみならず、あらゆるひとつの個別法との整合性というものは非常に地方自治体、我々としましては非常に運営上にいろんな問題が出てきております。しかしながら、現実問題として、この人口の減少期の中において、保育園を自治体がそのままこの運営していくことが可能であるかどうかという視点から考えます場合、これは人口減少の中におきましてはあらゆる一つの組織もそうでありますように、運営上につきましても非常にこの将来を見据えた中で考えていかなければならない問題が多々あるということでございます。私の経験の中におきますと、多分この10年前から熊本県下の子どもたちというのは5,000人ぐらい減少しているんじゃないのかなと思います。20年前からすると約1万人、それが今、高等学校の学校再編というのが今やっておりますけれども、子どもたちがいなくなった中で公立高校の必要性というのはどうなのか、競争心がなくなってしまう、それでは統合しよう。統合するにしても地理的な要件が学校の適正規模のこの問題も今議会取り上げられましたけれども、やはり通学距離の問題もあるとかといったものもあります。そういったことで非常にこの問題が内部に潜んでいるということだと思います。保育料は公立・私立とも同じ基準で市が決定をしておりますが、保育所の職員の配置、あるいはまた施設、設備につきましては、国が定めます児童福祉施設の基準によって整備をされております。また保育の内容も、これが国が定める保育所の保育指針に沿って保育が行われております。したがって、当然のことながら、私立、私立保育園も行政の責任や監督から外れたものではないわけでありまして、子どもたちの健全なひとつの成長に直接責任を負っているのは、この公立、私立の区別なく等しくこの行政が負っているということでございます。最小の経費で最大の効果を上げる、行政のひとつの目的でありますけれども、この行政の責務でありますけれども、責務の1つでありますこの最大の効果というものをどう上げていくかという側面も見なければならぬと。児童福祉、老人福祉、障害者福祉、いろんなものについても、このことは大変重要でありますけれども、この経費の使い方というものにつきまして効果を上げるという側面も持っていなければならないということだと思います。保護者や将来を担っていく子どもたちへの経済的な

負担をできるだけ減らしながら、この子育てがしやすい、あるいは子づくり、そして人づくりができるような大切なことだと、このように思います。なお、民営化ということの検討にあたりましては、行革に対します一般市民の皆さん方の参画によります期間もございまして、そういった中でも多くの意見を出していただきながら、市民全体の皆さん方の意見を拝聴しつつ様々な角度からの民営化というものをどう進めていくのか、精査をしながら、市民の皆様方に十分にご理解がいただけるようなことを努力をし、対応をしていかなければならない。そのためには、大変時間もかかることだと思いますけれども、まさにこの喫緊の課題として捉えながら今後取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 問題にしているのはコスト論ですので、要検討されたいと思います。

次に、国民健康保険についてです。私は、これまで国保の問題は一般質問や質疑、討論などで取り上げてきました。答弁は、実務的な内容や計算式を含めたそういう内容や市民の皆さんの高すぎる国保税どうにかしてほしいという、こういう思いとはかけ離れたものが多くありますので、これから毎回いろんな角度から国民健康保険の問題について取り上げようと思っております。さて、6月の議会では私は高すぎて払えない国保税、せめて基金を取り崩して引き下げを、こう質問をしました。答弁では、国保会計の健全運営には給付に見合う税収の確保が本来の姿だから、国保税引き下げのために基金取り崩しは考えていない、こういう答弁でした。私は、給付に見合う税収の確保をした結果、残ったのが基金であり、結局は被保険者が払いすぎたわけだから、その分は還元するのは当然だと考えています。そこでお聞きしますが、執行部が言われる給付に見合う税収の確保とは一体何なのか、お答え下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 国民健康保険におけますところの医療給付には、病院等の外来、入院に関わる療養給付費、重度整復やコルセット等の療養装具の購入に関わる療養費、また高額な診療費の限度額を超えた額を払い戻す高額療養費などがございます。このように、療養の給付に要した費用については、国の療養給付費等負担金や財政調整交付金等、また都道府県財政調整交付金で50%は賄われますけれども、残りを保険税で負担することに相成ります。また、鍼・灸助成費や人間ドック助成費などの保健事業の費用にも保険税が使われます。これらの費用を負担するのに必要な税金を国民健康保険目的税として徴収することが給付に見合う税収の確保

ということになります。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 結局、医療保険、保険であると。そこが私の認識と違うところがあります。保険だったら被保険者の支払った費用を基に給付をするのは当然。そこから、よくいつも担当者も執行部もすぐ相互扶助だから、こういう話をされると思うんです。国保税を増税するときも、引き下げや減税を否定する際も、国保は相互扶助、助け合いですよ、いつも言われますが、そもそも国民健康保険制度とはどういうものか。国民健康保険は第1条で、社会保障の向上が目的であることを明確にしている医療保障制度であります。国や県、市、被保険者で財源を構成していますが国が国庫負担を引き下げて、結局しわ寄せが下の被保険者に回ってきても、それでも助け合いというのは私はおかしいと思います。悪政のしわ寄せまで被保険者が分かち合わなければならないような制度、これを助け合いというのだろうか。これでは、市民には増税の道しか残されない強制加入ですから、増税しかないわけですよ。では、よく言われますがこの相互扶助というなら、国民健康保険法を相互扶助でぜひ説明をしていただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 健康保険制度とは、日本の公的医療保険制度、すなわち社会保障のうち社会保険に分類され、健康保険に加入する被保険者が医療の必要な状態になったとき医療費を保険者が一部負担する制度となります。日本では国民皆保険とされまして、生活保護の受給者などの一部を除く日本国内に有する全国民に何らかの健康保険加入するよう定められております。社会保険には疾病、負傷、出産、死亡等を保険事故とする医療保険や老齢、障害、死亡等を保険事故とする年金保険、あるいは失業を保険事故とする雇用保険、業務上の災害事故を保険事故とする労働者災害補償保険等がございますが、国民健康保険は疾病・負傷・出産及び死亡を保険事故とする医療保険でございます。主に地方公共団体が運営し、被用者の健康保険や公務員等の共済組合などと共に日本における医療制度の根幹をなすものでございます。お尋ねにありますところの国民健康保険法を相互扶助で説明をということですが、国民健康保険制度は病気等にかかったときの高額な医療負担を軽減するために相互扶助の精神に基づいて創設された公的医療保険です。国民健康保険の加入者が収入に応じて保険料を出し合い、その中から治療費の7割が国民健康保険から支出され、また自己負担は医療費の3割で済みます。国民健康保険制度は

相互扶助の精神に則ってつくられましたところの日本が世界に誇るべき公的医療保険制度と言われております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） その世界に誇れる制度が、今崩壊しようとしているわけですね。高すぎて払えない国保税、保険証の取り上げ、医療費負担増による受診抑制、これの一体どこが世界に誇れる制度なのか、私は甚だ疑問であります。答弁では、国保法を相互扶助では説明はされませんでした。それは、国保法には相互扶助という文言も一言も載っていないわけです。この法制定時には、相互扶助、助け合いの制度なんて想定していないわけです。国保を社会保障から保険制度に国の責任から自己責任、相互扶助につくりかえたのは95年の韓国であります。つい最近であります。しかし、国保法の目的は変わっていない、あくまで社会保障であります。行政は、法の目的に沿った運営をすべきであり、そう考えるなら相互扶助とか、助け合いだから増税やむない、こういうような考えや言動はすべきではない、私は強調して、質問を終わります。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時46分

開議 午後 零時59分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 隈部でございます。一般質問最終日の午後からの一番バッテリーということで、大変この皆様にはご迷惑をおかけすると思っておりますけれども、よろしくお願いをいたします。

先般、通告をいたしました本市の活性化と中心市街地の活性化及び地域のまちづくりをどのように進めるかについてお尋ねを申し上げます。なお、所管の文厚の質問につきましては、委員長の同意をいただいております。17番目でありまして、昨日、一昨日と本市の活性化について、各方面から議論がなされているわけでございます。特に自治体の職員のあり方については、いろんな議論がございました。合併をいたしまして3年目を迎えるわけでありましたが、市民の皆さんから合併してよかったという声が聞かれるような菊池市にならなくてはならないと思っております。ま

た、みんなの手でしなくてはならないと思います。本市は、市長は本年度施政方針でも市民参加のまちづくり、男女共同参画社会の実現を挙げておられます。市民の皆さんの声を行政に反映することが市活性化の1つであると思います。特に全市的な組織であります区長会、地域審議会等においてどのような要望が出ているか、またそれをどのように行政に反映しているか、1番目にお尋ねをいたします。

2番目に、総合支所の活用をどのように進めるかについてお尋ねをいたします。先日の一般質問の中にも財産管理運用ということから支所の充実、経費の節減、機構の見直し等の質問がございました。総合支所の活用については、以前の一般質問でもありましたが、現在広域連合が泗水総合支所に、また会議についても持ち回りで開催しながら活用をしているということでありました。人数も減り、庁舎の管理費でも3庁舎平成18年度決算でも4,300万円近くかかっております。空き部屋を中心にもっと活用し、市活性化につなげていけばと思います。職員や市民の皆さんから活用についての要望を聞いてはいかがかと思いますが、お伺いをいたします。

3番目に、地域の活性化に職員のノウハウを活かせないかということでございます。昨日の質問でも、まちづくりは職員と議員が率先して行わなくてはならない。そのためには、市民の話聞く菊池市という意識改革が必要であるというような質問が出されました。本市の活性化は、外部から来ていただく、迎えることも大切でありますけれども、地域内でいきいきした活動が行われれば、外部からのお客さんは集まってくると思います。職員の皆さんは各組織、各グループのリーダーとして活躍をされていますが、211区の行政区の区長さんや女性の会、子ども会や老人会等のいろんな組織のアドバイザーとして優れたノウハウを活かしていただけないか。そうすることによって、地域のコミュニケーションや他地域との交流も活発になるのではないかと思います。いかがでしょうか。制度として地区担当性を設けますと、職員の身分補償等がありましてなかなかできにくい点があると思いますけれども、現状ややり方、考え方等をお伺いをしたいと思います。

4番目に、地域の特色や歴史をどのように活かすか。本市の活性化の1つに地域の特色や歴史を活かせないかということでもあります。ようやく各地域のことがわかりかけております。しかし、まだまだ交流も少ないようです。先日の一般質問で一目瞭然、菊池市のことわかるような地図とか資料とかを企画してほしいというような要望が出されました。地名は、その地域の文化財と言われております。熊日新聞でも熊本地名アラカイトで各地の地名を紹介し、解説をされております。菊池の江戸時代でも寺子屋の手習い帳に河原手長、深川手長の全集落の1村1品が載っております。例えば私の住む荒牧については、高瀬材よりさくば、駅馬のことだと思

います、買い求め申し候ところ、農具の引き方、しごくよろしく、ござ候と紹介をされております。農耕馬につく馬が上手に訓練されているということだろうと思います。そういう馬を産出した集落であるということです。1地域1品を紹介することによって、地域の理解や交流ができるのではないかと思います、地域の特色や歴史を市の活性化に活かさないか、お伺いをいたします。

5番目に、地域間の交流や各種団体、グループの交流をどのように進めるか、地域間の交流や各種団体、グループの交流が行われ、これが連携すると素晴らしい市の活性化の牽引力になると思われます。現状をお伺いしたいと思います。

6番目に、自治公民館の活動をどのように支援するか。本市の活性化の1つは、自治公民館活動の活性化があります。市長施政方針でも挙げられておりますように、生涯学習の推進があります。この自主的活動の拠点が自治公民館であると思います。211区あります本市の自治公民館の施設の状況、組織の状況、活動の状況についてお伺いをしたいと思います。

7番目に、地域の農業をどう活性化に活かすかという点についてお伺いをいたします。農業を今までのように専業農業、大型経営、多量生産、多量販売という側面から消費者ニーズに合った安心・安全に取り組みが必要になってまいりました。見て、触って、安心・安全なルートの定着、例えばメロンドームや今回四季の里が取り組んでおります農家や農場ツアー、あるいはブドウの観光農園、ブルーベリーの観光農園、酪農家の体験農場、梨のオーナー性などであります。菊池の農業の特長であります平たん地と高冷地の組み合わせ、水利用の野菜の周年栽培、棚田の利用、ホテルや旅館との連携など、農業を多目的に活用することによって地域の活性化が図られないか、現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、私の方からは1点目と3点目についてお答え申し上げます。

まず1点目でございますが、区長会及び地域審議会で審議された活性化の課題ということで、区長会と地域審議会の所管は違いますけれども、一括して答弁させていただきます。区長会につきましては、ご存じのとおり、合併後、市全体の菊池区長連絡協議会がございますし、旧4市町村単位で各区長会がございます。それぞれ地域や市の活性化などについて、また区が抱える課題等の解決のため会議が開催されておりますが、それは集約されて毎年開催されております全体区長会議の中で各区長会からの提出議案として提出されております。本年5月10日に開催されまし

た全体区長会議では、1つに国道325号4車線化整備計画について、2つ目に県道菊池・赤水線の拡張・改良計画について、3つ目に県道熊本菊鹿線から国道325号に伴う東西幹線道路整備の進捗状況について、4つ目に新庁舎建設の凍結についての4議題が提出されておりまして、それぞれ執行部の取り組み、考え方をお答え申し上げたところでございます。また、地域審議会では旧4市町村単位での審議会を開催しまして、合併前に作成されました新市建設計画の執行状況及び財政計画の一部を見直しておりますので、それについての報告、またその他の進捗状況について協議したところでございます。その中では、それぞれの地域からの市の活性化に向けての新たな意見、要望等はございませんでした。

次に、3番目の地域の活性化に職員のノウハウを活かせないかのご質問ですが、地域の活性化に職員のノウハウを活かせないかということですが、職員は常日ごろより地域において一市民として公民館活動や子ども会活動、青年団活動、消防団活動など、地域のリーダー的存在として積極的に地域活動に参加しているところでございます。今後も市職員として職員のノウハウを活かし、地域の活性化に向けて、より積極的に地域活動への参加を呼びかけていきたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 私の方からは2番と4番、5番について説明をさせていただきます。

まず、2番目の総合支所の活用状況についてでございますが、総合支所は合併に伴い職員が合併前の4割に減ったところでございます。現在では、行政改革により、さらに職員が減少しているところでございます。現在の3つの総合支所においては、2階部分の会議室を除きますとほとんどが空きスペースとなっております。合併後の庁舎の活用については、全国のほとんどの合併市町村において大きな問題となっているところでございますが、菊池市におきましても同じようなことが言えると思います。ただ泗水総合支所の3階部分を菊池広域連合が使用しているという面では有効利用されているという事例ではないかと思っております。しかし、総体的に見ますと、現時点では総合支所としての機能が最優先されるべきでありまして、部分的に開放するのはセキュリティや開放のための改修費等の関係上難しい部分があると考えられます。今後の活用についてでございますけれども、将来的にはいろんなことが考えられると思います。現在、一時凍結されております新庁舎の建設が進み、本格的に本庁方式へ移行した場合、総合支所が支所へ移行し、職員数も大幅に削減されることが考えられます。そのときは、総合支所のほとんどが空きス

ペースとなります。総合支所はこれまで地域の核として存在してきたものでありますので、できれば各地域の活性化を担う施設になれば一番いい活用方法ではないかと思われま。市民の皆さんや議会のご意見をお聞きしながら、よりよい活用方法を今後検討してまいりたいというふうに考えます。

次に、4番に入らせていただきますが、地域1品の紹介により地域の理解や交流が図られるのではないかとございます。荒牧地区の歴史的なものもご紹介いただいたところございます、旧市町村、あるいは行政区単位のそれぞれの地域には優れた歴史が文化がございまして、それらの歴史を活かした活動によりまして地域の活性化が進められてきたと思ひます。合併後、本市の活性化を推進する中で新市の一体感を創出しながらも地域の特色を活かした地域活動は重要であると考へております。現在、いくつかの行政区では区の出入口に区の地名の看板が設置されておりますが、合併により市の区域が広がる中で、名前は知っていてもその場所をはっきりと知らないところが多い状況ございます。看板があればそこを通るときに地名と場所が一致しますので、今年度の地域づくり推進補助金を利用される21の行政区に対しまして、例ございますけれども、上木庭地区、平山地区の例を参考にしながら地区名看板を設置して下さいというようお願いをいたしているところございます。このことは、ほかの全自治区に対してもお願いをしていきたいというふうに思っております。私も管内を車で回るときに、ここは何という地名なのかわからないという部分がまだございます。地図を持ちながら回っているような状況ございますので、ぜひそのことは早くやりたいというふうに思っております。また1つの例といたしまして、上木庭地区では住民自ら地域の将来像を語り、その実行に向けスケジュール等優先順位、事業主体等を決め、地域住民総意の上木庭地区集落ビジョンとして位置づけ実行されておりました、そのビジョンの中には地域の公園づくりや花いっぱい運動を実践され、特に地域の地名由来看板や地図の作成、地域の紹介をしておられ、このような取り組みが地域への起こりとなってくるものだと考へております。この先進的な上木庭地区の取り組みを他地域に取り組んでいただくよう今後各区に紹介していきたいと思ひます。議員が言われましたように、合併後3年を迎えましても市民の皆様が全地域のことを知っているわけではございません。1地域1品につきましては、それぞれの地域の方々が主体となり地域に対する思いを形にして地域をPRすることで、地域間の交流が促進されると思ひます。また地域間の交流のみならず、市外から訪れる方との交流も活発になり、しいては市の活性化につながるものと思ひます。

最後に5番目の回答ございます、各種団体、グループの交流の状況につきましては、現在11のNPO法人と多くの任意団体が地域づくりに積極的に取り組ん

であります。その取り組み状況といたしましては、環境保全や地域福祉、青少年の健全育成、障害者の支援、生涯学習、食育・子育て支援、景観形成等で、独自の活動を通して地域づくりに貢献をいただいているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） それでは、6番のご質問の自治公民館の活動をどのように支援するかということについてお答えいたします。

まず施設についてでございますけれども、本市にある211の行政区のうち自治公民館が設置されている区が192、公民館類似施設が7区、いずれも設置されていない区が12区あります。設置されていない地区は、複数地区での共同使用や中央公民館を使用している現状です。

次に、組織及び活動につきましては、旧菊池市には自治公民館の組織がなかったため、まず菊池支部を設立し、昨年11月に市全体の組織、菊池市自治公民館活動推進委員連絡協議会を設立いたしました。推進委員には、各区の自治公民館長を充て、教育委員会が委嘱しております。組織としては、菊池支部、七城支部、旭志支部、泗水支部があり、それぞれに定例会等を開催し、講演会、事例発表会等を実施することにより、推進委員の研修の場として活動も行い、意識の向上を図っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） それでは、7番目の地域の農業を活性化にどう活かすかということにお答えしたいと思います。現在消費者の食ニーズは随分と変わってきております。食糧に対する意識の高まりの中、自分の目で見て買う体験型の消費者が増えてきているところでございます。そこで、本市の体験型農業状況といたしましては、第3セクターにおいてのメロン、イチゴ、ブルーベリー等の収穫体験を取り入れたツアー計画や平成18年度より菊池ステビア梨生産者の会及び菊池物産館が梨のオーナー募集をし、菊池梨の収穫体験等を実施、その活性化に向け消費者とのつながりを深める取り組みが実施されております。また同じく平成18年度よりファームきくちと松島区を中心に組織する菊池市古代米部会による有色米ブランド化に向けた取り組みの中で、田植え経験あるいは稲刈り体験等を実施し、消費者へ農業体験を通じた農業への理解とアピールを行っており、市といたしましてもそれぞれの取り組みに協力しているところでございます。新市においての新たな取り組

みの中で、今後さらなる推進を図りながら、その定着に向けた取り組みを進め、菊池産の各々の生産振興と消費者への安全・安心な作物の提供が図られるよう推進をしていきたいと考えております。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） まず、1番目の区長会につきましては、道路関係を中心に要望が出されているようでございますけれども、今後も地域の雇用を十分聞いて、検討されて行政に反映していただきますようお願いをいたします。

再質問といたしまして、5点ほど質問をしたいと思っております。

まず、1番目の区長会、地域審議会における活性化でございますけれども、今後区長会や地域審議会で地域活性化のためにどのような計画や考え方があるか、お伺いをいたします。

2番目に総合支所の活用方法でございますけれども、各総合支所長さん列席でございますので尋ねたいところでございますけれども、打ち合わせをしておりますので今回は聞きませんが、例えば活用の例でございますけれども、現在菊池市には博物館がありません。それぞれの地域で発掘されました古墳や埋蔵品については、小規模ながら展示されておりますが、まだまだ眠っている例が多いようです。こういう地域から発掘された古墳や埋蔵品等の展示ができないか。また、菊池は古文書の宝庫と聞いておりますけれども、まだまだ私どもの目にはそういう古文書等は見ることができません。古文書の収納や展示をしていただく場所に提供できないか、お尋ねを申し上げます。

3番目に、地域の特色や歴史をどのように活かすか、そして市の活性化を図るかという点でございますけれども、江戸時代でも寺子屋で子どもたちが各地域の一村一品を非常に勉強しておる様子が伺われまして、江戸時代でも総合学習があっていたわけでございます。新市を理解する上で、熊日新聞でも掲載されておりますように、熊本地名アラカイトに類します菊池市の地名アラカイト、地名史ですね、を発行する考えはないか、お尋ねを申し上げたいと思っております。これは、日本歴史地名体系とか、角川の日本地名大辞典等に各集落の解説がしてありますけれども、これを抜粋していただいてもいいと思っておりますが、お尋ねを申し上げます。市をやっぱり活性化することは、本当に菊池市を知り、理解し、交流が行われてこそ活性化が行われると思っております。例えば、現在菊池ふるさとかるたという素晴らしいものができております。教育委員会、あるいは青少年育成市民会議や推進会議が主体となつてつくられておりますけれども、本当に関心をいたします。例えば「あ」のところでは、相生の椋と榎は幹ひとつと書いてありまして、これは泗水の中学校と総合支

所の間にあります木でありますけれども、そして写真入りで紹介をされております。また「あ」「い」の「い」のところでは、一族の文教を支えた鳳来山聖護寺ということで写真と絵が、絵のところには載っております、文章のところには非常に詳しい解説までしてあります。このようなものが発行されますと、非常に菊池市を知り、そして交流するきっかけになると思いまして関心をいたしました。

4番目に、地域間の交流や各種団体の交流ですけれども、今後どう推進していくのかお尋ねを申し上げます。また、交流を進める上で市のマイクロバスの活用についてでございますけれども、非常に要望が多いと思います。菊池市バス管理及び使用規定の中で厳しく制限がされておりますけれども、ボランティアグループの発表会、あるいは今回11月各中央支所でも計画されております文化祭ですね、文化祭に参加する高齢者の皆さん方の送迎に市のマイクロバスを使えないか、お尋ねを申し上げます。

それから、6番の自治公民館活動をどのように支援するかということにつきまして、高齢化、少子化、住民のニーズの多様化の中で自治公民館活動を活性化するためには、このリーダーの養成が必要であると思います。リーダーの養成はどのように行われているか、お尋ねを申し上げたいと思います。また今後、ソフト面、ハード面の支援が必要であると思われませんがどのように支援されるか、お伺いをいたします。また、素晴らしい自治公民館活動をやっている地域があれば紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 1点目の今後区長会や地域審議会での地域活性化のためにどのような計画、考え方があるかということではありますが、区長会につきましては菊池連絡事務嘱託員設置規則に市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図るため、本市に非常勤の連絡事務嘱託員を置くことと規定されておりますとおり、市政の一翼を担っていただいていると認識いたしております。そのため、先ほど申しました全体区長会議では市長から平成19年度の施政方針の説明がなされましたし、産業廃棄物最終処分場の閉鎖までの説明など、7項目について行政側から連絡を申し上げます。市の取り組みに対しましてご理解をお願いしたところでございます。そのほか、地域審議会をはじめ24の審議会、協議会などに延べ41名の区長さんに入っております。さらに今月27日には全体の区長会研修が開催されますが、鞠智城の国営公園化に向けた取り組みの一環といたしまして、鞠智城におきまして講演会、現地視察を行い、区民の皆様方へのご理解とご協力をお願いするところでございます。また、現在211区のうち最大世帯数が910戸、最小世帯数が

6戸という現況から、行政区の合併あるいは区未加入世帯の加入促進など、これからの課題であるとの認識から協議を始めております。

以上、申し上げましたように、地域を代表し、市より委嘱された委員で構成された区長会や地域審議会、その他の各種委員会の中で地域と地域の活性化に関する意見、要望等があった場合は、関係する所管部署と協議を行っております。その実施にあたりましては、市の総合計画や各種実施計画と照らし合わせ、計画のあるものにつきましては順次進めてまいります。また、計画にないものにつきましては、緊急性や必要性など十分検討するとともに、新たな予算が必要な事業につきましては、当然議会にお諮りして実施してまいります。

次に、5点目の再質問のマイクロバスの使用関係でございますけれども、各種団体、またはグループによるボランティア活動等でのマイクロバスの使用につきましては、道路運送法の旅客運送事業の規定に抵触する部分もございますので、マイクロバスの使用は菊池市が主催する調査、研修、スポーツまたは各種大会行事のために使用するものという本市のバス管理及び使用規定を設けております。そういうようなことで、公用に限定しておりますので、これらの目的以外の使用につきましては許可ができないような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 総合支所の利活用について、歴史資料館としての利活用はできないかというような、1つの例を挙げられたところでございますが、確かに1つのいい例ではなからうかというふうに思います。総合支所のそれぞれの利活用につきましては、それぞれの地域に最も適した利用を模索してまいりたいというふうに考えます。ただ建築年数を相当すぎている支所もございます。そのまま利活用する場合に耐震構造上の問題点もございます。どれだけのお金をかけて、どんなふうに活用すべきかは、各総合支所、あるいはその地域、議会の皆さん方と十分打ち合わせをしながら利活用について模索をしてまいりたいというふうに思います。

それから、4の地域の特色や歴史の地名誌ということでございますが、私も熊本地名アラカルトでございますが、興味を持って読ませていただいております。特に泗水の方が載っております、ああ、知らなかったなというようなのかいっぱいございました。地域の特色や歴史を活かすための地名史を作成する考えはないかということでございますが、合併して3年目を迎えておりますが、職員も含め市民の皆様は市内各地域のことで知らないことが数多くあるのではないかと思います。議員

がおっしゃられました市内行政区の区名、あるいは地名の由来をまとめた地名誌の作成につきましては、作成されれば確かに本市のことが理解でき、地域の方は地域に誇りを持ち、興味のある方はそれぞれの地域を訪れるなど、地域間の交流をはじめ様々な面で地域活性化につながるのではないかと思います。作成にあたりましては、地域の方々が自ら地域の歴史などを調査して取りまとめることが重要ではないかと思います。市内には地域の活性化に向け活発な活動をされておりますNPO法人や地域づくり団体などで地域の歴史や由来等を基に活動されている団体、組織がございます。それらの団体・組織で作成される場合は、市といたしましても地域づくり補助金等を利活用しながら積極的に支援してまいりたいというふうに思います。

最後に5番目でございますが、各種団体、グループの交流を今後どのように推進するかにつきましては、市では地域づくり推進補助金や国・県等と連携しボランティアなどの市民活動へ支援をいたしております。昨年は地域づくり推進補助金でNPO法人等の13団体、行政区21団体、合計34団体を支援いたしております。しかしながら各団体の活動経費は補助金や個人会費等が主となっております。持続可能な活動予算の確保、各団体等の連携、情報の共有機会の確保などが課題であることを認識いたしております。今後はNPO法人を中心とした各団体等の連絡会議を設立いたしまして、情報の共有やスキルアップの場を提供いたしまして、効率的な事業の推進や組織の持続可能な運営方法を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 自治公民館の活動を活性化させるためには、リーダーとしての公民館活動推進委員の育成が重要であります。その組織の活性化のために、先ほども紹介しましたが役員会や定例会を開催し、その中で講演会や実践発表を行い充実を図っております。さらに九州地区や県の公民館大会等への参加など、研修の場を提供しているところでございます。また、近隣地区との連携を強めるためにも、校区等を単位として活動できる組織の編成を区長会等の協力を得ながら進めているところです。なお、本市では自治公民館長と区長を兼務しておられる方が約4割おられますが、選任の自治公民館長を設置し、区長との協力関係を強めることが重要です。各区の実状を考慮しながら、自治公民館長の専任化を進めることにより、活動がより活発になると考えております。

次に、ハード面としましては、自治公民館整備補助金として公民館の新築につきましては補助率3分の2以内で、上限300万円を限度とし、改築につきましては

補助率3分の1以内で200万円を限度としております。また、備品購入につきましては補助率3分の1以内で50万円を限度としており、今後もこの制度を活用し支援してまいりたいと思っております。

次に、公民館活動の先進的な事例ということで、深川区を紹介したいと思えます。深川区では、公民館長と区長及び自治会役員の連携の下、老人会、女性部、子ども会、消防団等の諸団体と協力しながら様々な活動が展開されています。どんどや、敬老会、農道の美化作業、カーブミラー磨き、さらに班別対抗スポレク祭、3社祭り等の伝統行事等に取り組んでおられます。また、深川フラワーズを10年前に発足させ、花いっぱい運動を実施されているところです。その結果、様々な問題もありましたが、この活動は区民の融和をもたらし、素晴らしい効果を上げておられます。先般の菊池支部の定例会においても、この深川区の事例発表をしていただいたところです。各区には、子ども会、女性の会、老人会や様々な団体があります。豊かな地域づくりにはお互いの協力が不可欠ですし、その活動の拠点は、何と言っても自治公民館です。生涯学習を市内の隅々まで広めていくために、今後とも自治公民館の活動をさらに支援していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 各方面から市活性化についての意見をお聞きしました。ありがとうございました。

最後に、市長に本市活性化についての抱負、あるいは取り組みについてのご意見をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 本市の活性化につきましては、隈部議員をはじめ各議員よりご意見やご提案を数々いただいております。私も市の活性化は市民の一体感を1日も早く醸成することであり、地域間の交流を盛んに行うことが当然必要であると、このように思っておりますし、同時に総合計画に掲げています各種の施策を展開していくことも肝要であると思っております。そのために、合併いたしまして3年目を迎えておりますが、各施策に積極的に取り組んでいるところです。また、各種関係機関や団体も組織の合併をしていただいておりますし、現在もさらに進められているところでもございます。これらの合併によりまして、市民と行政、また関係機関、各種団体などが一体となった新市のまちづくりが推進できるものだと、このように思っております。先刻企画部長の方からご答弁申し上げた中にもありましたよう

に、この上木庭集落の皆さん方の取り組み、このビジョンを掲げて取り組んでおられるということ、あるいはまた自治公民館の活動ではございますけれども、教育長の方からただいま深川区の公民館を中心とした活動の実例が挙げられましたけれども、こういったようにして新市のまちづくりというものは市民と、そして行政とみんなが一緒になって推進していかなければならないし、そのようになりつつあると言えるのではないかと思います。今後は本市の歴史や文化、産業、教育など、地域の特色を活かしながら、まちづくりを市民の皆さんと共に協働の中で進めていくことで、それぞれの地域や新市全体の活性化が図られるものだと、このように思っております。また私も時間の許す限り、あらゆるイベントの中に参加をさせていただきまして、このイベントや祭りのことなどにつきましても、積極的に参加して市民の声を直にお聞きする機会に触れたいと、このように思っております。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） ありがとうございます。

次に、中心市街地の活性化及び地域のまちづくりをどのように進めるかについて、道路あるいはまちづくり、観光等についてお尋ねを申し上げたいと思います。

第1番目に、国が目指しております誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりの現状と課題についてお伺いいたします。

2番目に、商業地の活性化につきまして、空き店舗対策モデル事業の現状と課題についてお伺いをいたします。

3番目に、都市計画道路の整備状況、隈府中央線の現状と課題についてお伺いをいたします。

4番目に、回遊道路の整備事業の現状と課題についてお伺いします。

5番目に、地域のまちづくり、これは七城、泗水、旭志の現状と課題についてお伺いをいたします。

以上、5点お伺いします。よろしくお願ひします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） それでは、中心市街地の活性化、まちづくり等についてお答えいたします。今、団塊の世代を迎えて、社会はこれから少子高齢化がますます進んでいくものと思われまふ。したがいまして、これからの中心市街地は、高齢者を含めた多くの人々にとって安全・安心して暮らしやすいまち、都市機能にアクセスしやすいまち、都市機能が集積した賑わいのあるまちなど、いわゆるコンパクトなまちづくりが求められております。本市におきましても、中心市街地の活性化を

図っていく上においては、このことを念頭に置き市街地の整備改善、商業の活性化、福利施設の整備、街中居住の推進、公共交通機関の利便増進といった施策・事業に取り組んでいかなければならないと考えているところであり、市民が安心して街中で買い物ができるためにも、商業の活性化事業の推進は特に重要であると認識いたしております。近年の隈府地区における商店街の実態を見てみますと、空き地や空き店舗が年々増加している状況であり、そのことが商店街としての魅力にも欠け、また疲弊につながり、ひいては中心市街地全体の衰退、空洞化にも大きく影響しているものと考えております。こうした空き店舗対策事業といたしましては、不足業種、新規業態の誘致による店舗配置、商業集積をはじめ、子育て施設や文化施設、展示・交流施設などへの活用により、交流人口の増加や商店街への回遊性の向上を図ってまいりたいと考えております。ご質問の空き店舗対策モデル事業補助金の利用状況につきましては、出店希望はあるものの店舗兼住宅となっている建物の構造上の問題や様々な問題があり、貸す側と借りる側の思惑の違いから、なかなか出店までには至っておらず、現在1件が補助対象となっているところでございます。今後は商店街や商工会、また観光協会等とも連携により、制度のPRはもとより、所有者の意向や空き店舗の実態等をさらに調査し、制度利用の促進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 先ほどから時間がございませんので早口でしゃべっておりますが、私の答弁は簡単にさせていただきます。後がつかえておりますので。

地域まちづくりの現状と課題でございますが、市民の一体感を共有できるようなまちづくりが求められております。また、少子高齢化の進展や生活スタイルの変化に伴いまして、地域の衰退も懸念されるところでございますが、総合計画を樹立いたしております。これを上位計画と定めまして、それぞれの事業が71項目に分けられております。それぞれに基本計画を立てながら、その計画に沿って地域づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お尋ねの2点でございます。

まず、都市計画道路隈府中央線は、平成15年度から平成24年度までの10年間で幅員16mの道路を延長440m整備するもので、現在道路用地の買収を行っ

ております。平成18年度末現在の進捗状況は、事業用地面積4,700㎡に対しまして買収済み面積が1,847㎡で、進捗率が39%でございます。なお、今年度は国道60mの拡幅工事に着手する計画でございます。

また、市道の歩道部と車道部の段差解消や舗装のグレードアップを行っております。回遊道路整備は、計画延長3,852mに対しまして整備済み延長が3,031mで、進捗率は78%でございます。道路が明るくなり歩きやすくなったなど好評を得ていますが、今後商店街の活性化の取り組みにどうつなげていくかが課題でございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 時間が進んでまいりましたけれども、あとの詳しいことについてはですね、森隆博議員の方で質問されておりますので、引き継ぎます。

再質問として、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりの中で、菊池の農畜産物、それから菊池の自然、菊池の歴史を見たり、食べたり、触れたりするスローライフのまちづくりについての構想はないか、お尋ねを申し上げます。

第2点目に、道路は非常に広くきれいになりましたけれども、人通りが少ないのが心配ございまして、今後観光面にどう結びつける計画であるか、お尋ねをします。

それから、まちづくり、道路づくりにつきましては、菊池の特長であります樹木が少ない、水が少ない、歴史的景観が少ないなどの欠点があるようですけれども、これについてお伺いをしたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 簡潔にお答えしたいと思います。

ご意見のスローライフのまちづくり取り組みにつきましては、現在観光ボランティアによる名所、史跡巡り、商店の若手後継者でつくる俵楽の会等、またお菓子づくり体験や語りべの会など、様々なイベント等が行われております。本市としましては、こうした取り組みを事業主体や関係団体等との連携調整を図りながら一体的に推進に努めるとともに、スローライフのまちづくりの事業効果をさらに高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

隈府中央線は、菊池市の市街地の骨格を形成する道路であり、中心市街地のアクセス性がよくなり、地域住民の生活の利便性が向上することや都市災害などの緊急時への対応が強化され、地震・火災等の避難活動、消火救助活動に寄与するなど、安全で安心して暮らせる市街地形成のために重要な道路と認識しております。また道路骨格としました商業の集積が期待されるなど、中心市街地に人の賑わいを取り戻し、観光振興、商業活性化に寄与することを事業目的としております。

また、回遊道路整備につきましては、高齢化が進む市街地において、すべての人が歩きやすいように歩道部と車道部の段差解消を行うことにより舗装のグレードアップを行いコミュニティ道路とすることで、快適かつ魅力的な商業空間の箱を図るとともに、連続性を持たせ温泉街や物産館の観光客を市街地へ誘導する回遊性の高い道路として整備を行い、商店街の活性化の一助とするものであります。

水と緑についてでございますけれども、現在進めておりますまちづくり総合支援事業の計画では、市街地を流れる水路のオープン化による潤いのある親水空間の整備を盛り込んでいましたが、オープン化により道路幅員が減少し、道路の利便性が低下するなどの理由によりまして、残念ながら地元の合意が得られませんでした。そこで平成20年度から24年度までの2期計画の中で、新たに2カ所のポケットパークを整備し、築地井手の美しい水を利用した親水護岸の整備などを行う計画でございます。また市街地の緑につきましては、隈府中央線の整備において、地元と協議しながら街路樹の選定を行い緑化を進めるとともに、道路沿線に公園を配置し、豊かな緑ある空間を創出する計画でございます。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 時間が少なくなりましたが、市長より中心街の活性化について一言お願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 人口の減少と少子高齢化社会を迎えている中におきまして、この中心市街地の活性化というのは大変厳しい環境下の中にあると思っておりますが、本市の経済発展を図る上においても大きな一つのウエイトを占めるものだと、このように認識をいたしております。現在の中心市街地を見ますと、歩・車道の段差の解消、また舗装のグレードアップによりますところの回遊道路の整備が進んでおりまして、高齢者を含めた誰もが歩きやすい、また走りやすい、あるいは暮

らせる、そういった声を聞いておりますが、菊池温泉の宿泊客や観光客などを街中に誘導、回遊させるといった本市におきますところのコンパクトなまちづくりに向けての空間整備が整いつつあると、このように実感をしているところであります。ただ、道路沿いに目を移してみますと、相変わらずシャッターが閉まったままの店舗が、あるいは空き地、空き家等が多く、とても魅力的な商業空間ということは言い難い状況にあります。こうした空き店舗対策につきましては、中心市街地のひとつの活性化を図る上におきまして喫緊の課題でありまして、本市といたしましても今年度から空き店舗対策モデル事業補助金を創設をしたところであります。今後は限府中央線と回遊道路の整備によりまして、地域住民のひとつの安全性、あるいはまた利便性の向上、観光客等の回遊性にも対応いたしました歩行者空間の確保と、それから空き店舗の活用を中心とした魅力的な商業空間の形成を、ハード事業あるいはまたソフト事業を含めて一体的に推進しますとともに、温泉や歴史、文化といった地域固有の資源も大いに有効に活用しながら、中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと、このように思います。

次に、それぞれの地域のまちづくりにつきましては、先ほど企画部長からお答えしましたように、新市建設計画や総合計画に基づき、市民の皆様の見解を十分伺いながら、地域に適した施策を展開することが重要であると、このように考えております。それぞれの地域にも商業地域、あるいはまた農業地域、工業地域などがありまして、歴史文化に富んだ街なみを形成をいたしております。今後これらの地域が活性化を目指して調和の取れたまちづくりを取り組まなければならないと、このように思います。そのために、各種施策につきましては、合併協議で確認をされています各地域の事業計画に基づきまして、この10年間で進めてまいりますが、社会情勢の変化や、あるいは国、あるいは県の動向、市の財政状況を見極めながら、見直しなどが必要な場合は各地域の市民の代表で設置されております地域審議会の皆さん方の声、そして市民の皆さん方のご意見を伺いながら、本当に必要な事業であるということを確認をしながら着実に進めてまいりたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 次に、森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 本当にこう午後の時間帯、眠い時間帯だと思いますけど、続けてということですので、答弁の方は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、通告しておきました菊池市の推進事業の事業効果についてお尋ねをいたします。北部地区の基盤整備事業につきましては、所管委員会のため委員長の許可を受けておるということを報告を申し上げておきます。今回、質問の提出にあたりましては、ほかの議員さんの菊池への不安感、そういうものをお聞きしながら質

問をしたいという思いで、最後の方に一般質問の提出を行いました。思いは同じであるなということを感じ、突っ込んだところで質問をしていきたいと思っております。

それでは、1点目の菊池市の中央線の代替地についてであります。代替地の進捗状況についてお尋ねをいたします。本年度の3月の定例会におきましてお尋ねしましたときは、用地交渉の中で地権者より代替地の要望が出ているという状況であると、代替地提供者も含めた協議を行い、代替地の取得には開発公社も視野に入れ進めてまいりたいという答弁でありました。あれから半年が経ちますけれども、現状ではどれだけ進んでおるか、お示しをいただきたいと思っております。代替地取得しまして、その中に公園整備も並行して計画をされているというふうに聞いておりますので、その公園整備に向けた事業計画年度もお聞かせいただきたいと思っております。

2番目に、隈部議員と大体同じ質問にあたりますけど、高質空間形成事業ということで、回遊道路の整備事業に平成18年度は2億8,695万1,000円という工事費が使われております。この道路は今、部長の方から説明がありましたように、大体80%の事業が終わっておるということでもあります。今年度の計画の進捗状況を踏まえまして、17年、18年度の商店街への外部からの来客数、そういった増減等もよかったらお示しをいただきたいと思っております。

3点目に、菊池市の中心市街地を区画整備への考えということであるかないかをお尋ねしたいと思っておりますけど、まちづくり総合支援事業で推進事業をされている菊池市中央線、事業は平成18年度だけで3億3,375万6,000円、回遊道路が2億8,695万1,000円ということで、合わせまして6億2,000万円という事業費が使われております。19年度事業も予算でありますけど中央線の事業費が2億8,354万5,000円、回遊道路の事業費が1億5,577万6,000円ということで、合わせまして4億4,000万円というような事業の推進であります。本当に実のある事業計画とは思えないというのが、人口の減少により空き地が目立ち、高齢化が進んでおります。本当に住みよいまちづくりを考えるならば、区画整備といえますか、そういったコンパクトな整備も必要ではなかろうかと。利便性に満ちたまちこそが、市長の施政方針にあります誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりではないかというふうに考えます。区画整備事業を合わせた事業計画はできないかということで、福村市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

4点目に、基盤整備の状況であります。進捗状況で、花房北部地区の1区の事業であります。これは、昨日、三池議員が青いシートというようなことで質問をされました。法面の崩壊であります。事業費の農家負担です、反戸当たりの事業費と農家の負担が増額になっていないかということをお尋ねしたいと思っております。整備後に法面の崩壊、道路の陥没などにより補修工事がかなりの箇所で行われておるの

を見てまいりましたし、追加負担金が出ているというふうに考えられますので、すべての工事を業者が負担するのか、それとも農家が負担することが発生するのかということをお示しいただきたいと思います。また、計画の変更後及び追加工事があるなら明確にお示しいただきたい。今村地区の基盤整備事業の完了後に利用面積の確認を行いましたけど、ほかの基盤整備地域と比較しまして、あまりにも惨めな状態であったというふうに感じます。今後は農家への行政の指導、必要性を強く感じました。土壌に合う作物を選択して、1日も早く農家の収入の向上が必要であるというふうに思われます。金を投資したわけでありますので、それだけのメリットがなければ整備した意味がないというふうに思いますので、今後とも基盤整備事業を推進していく執行部でありますので、執行部の基盤整備にかける施策をお聞かせいただきたいと思います。

5点目に、17年、18年度、事業です、街路事業、回遊道路基盤整備事業等の効果について、事業ごとに事業効果のメリット、デメリット等を詳細にお示しいただきたいと思います。

1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答えを申し上げます。

代替地につきましては、本年3月の定例会のご質問にお答えしましたとおり、地権者からの要望がっております。その後の進捗状況ですが、地権者の方々と話しを進める中で、高齢者の方もおられ、今までの近所づきあいをそのまま続けたいとの要望も強く、代替地としては横町の旧遊技場跡地の要望が出されました。市としてもこの場所が一番の適地ではないかと判断をしております。また旧遊技場所所有者からは一括買収であるならば話し合いに応じるとのことでありました。市としては、3月の27日に開発公社理事会に地権者の要望を踏まえた結果を報告し、協議をいたしたところでございます。その後も代替地希望者の地権者には何度となく足を運び、予定している代替地に確実に移転されるかの返答を6月末までにいただいていたところですが、その結果、その時点では6名の方が確実に代替地を希望されていることがわかりました。そこで代替地につきましては、開発公社を通じて先行取得をする協議を進めてまいります。ただ最近になりまして1の方が突然希望辞退の申し出がありましたので、一部変更を余儀なくされている状況でございます。

次に、代替地内の公園整備でございますけれども、街区公園の1つとして平成21年度から整備に着手する計画であります。用地取得費、工事費等を含め、概算事

業費が約4,000万円を見込んでいます。なお、隈府中央線の進捗状況につきましては、代替地の件も含めまして今議会中に議員の全員の方にご説明を申し上げたいと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

次に、2点目でございます。回遊道路の整備につきましては、先ほど隈部議員さんにお答えを申し上げまして重複しますが、延長が3,852mに対しまして整備済みが3,031mで、進捗率は78%となっております。本年度は残りの821mを整備する計画でございます。

次に、平成17年度、18年度完了後の商店街への外来者数の増減についてでございますけれども、中心市街地への来客数の正確な把握はできておりませんが、熊本県の観光統計調査の報告によりますと、現在整備をしております温泉街を含む整備区域内の観光施設などの観光客数につきましては、平成15年度から平成18年度まで約95万人となっており、ほぼ横ばいの状況であります。なお、平成19年4月作成の商業統計調査によりますと、平成16年度の年間商品販売額は、熊本市、八代市、天草市に次ぐ1,034億円で、県下4位となっております。

次に、区画整理事業についてということでございますけれども、平成4年度に事業着手予定でしたが、平成5年度に一時凍結がされ、平成12年3月に中止が決定をされております。平成13年度に入りまして、中心市街地の活性化の方策として、財政面、事業期間、事業効果などの比較検討を行い、その結果、ハード事業からソフト事業まで総合的に、一体的に整備ができるまちづくり総合支援事業が当該地区にとっては最適と判断し、土地区画整理事業に代わるものとして、平成15年度より整備を進めているところでございます。いずれにしましても、平成26年度までは新市建設計画を国庫補助制度を利用し効率的に進めることが大切ではないかと考えております。

最後に、17、18年度の事業効果ということで、メリット、デメリットにつきましてでございますけれども、街路事業につきましては、平成18年度までは用地買収が主体でありまして、今年度は国道より60mの拡幅工事に着手する計画でございます。今後整備の推進に伴い、中心市街地の中央地区を南北に通る幹線道路としての整備効果を期待するところでございます。回遊道路の整備につきましては、歩行者の方からは車道と歩道の段差がなくなり歩きやすくなった。雨の時に歩きやすくなったなど、好評を得ています。また車の離合がスムーズになり、通行料は増加をいたしております。一方、段差がなくなり車が近くを通り過ぎるなどの声もお聞きしておりますが、総体的には好評を得ており、また地域住民の方々も道路整備に併せ街路灯の整備も行われ、まちづくりにつながっていると感じております。今

後隈府中央線の工事の推進により、回遊道路とその沿線の空き地、空き店舗などが有効に活用され、さらに地区一帯の活性化が図られることを期待するところでございます。またソフト事業では、市民の皆様の手作りによるおもしろ発見隈府町ん中マップが作成されました。これは、隈府の街中をイラストでわかりやすく表現し、裏面では歴史散策として菊池一族に関わりの深い施設や歴史的な建造物などを紹介されており、市外地内を楽しく回遊していただくためのマップでございます。現在、本市のホームページからダウンロードできるようになっておりまして、平成19年の3月に掲載してから現在まで1,400人余りのアクセスがっております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 花房北部地区の基盤整備事業の進捗状況等についてお答えを申し上げます。県営花房北部地区経営体育成基盤整備事業では、農家負担額は全体の10%となっております。現在のところ見込額としては反当たり24万から25万円程度になる見込みであります。しかしこの金額で確定したわけではなく、今後の状況により費用の増減が生じてくるものと思われまます。また、平成19年度事業、それから今後20年、21年度に1工区の確定測量なり最終的な完了整備工事等が21年度まで行われますので、それによつては、また状況次第では農家負担額は変わってくるものと思われまます。

また、平成19年度の降雨により被災した箇所の復旧についてでございますけれども、現在ビニールシートを張っておりますが、1年間は各施工業者による瑕疵担保責任によつて原形復旧することになっております。ただしすべての被災箇所に適用するものではなく、設計基準を超えた降雨量による被災や被災箇所の規模が大きすぎるものなどの条件を勘案した結果、今後、市、県、協議会等と協議してまいりますが、一部については農家負担が生じる可能性がございます。現在、事業主体であります県の土地改良区は菊池台地土地改良化におきまして土壌の調査が行われております。その調査結果報告に基づきまして、今後どのような形で災害復旧を行っていくかが協議検討され、復旧されていくこととなります。

今後の事業推進における指導等につきましては、基盤整備完了から2、3年は土壌が馴染まず作物が育ちにくい状況が見られますので、以前花房北部地区で構築連携実験事業として管内の豊富な有機堆肥を投入して土壌改良を行った経験を生かし、土壌の改良を進め、作物に合った田畑の回復に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 今、第1号の菊池中央線の代替地につきまして再質問をさせていただきましても、代替地を買うか買わないかということ、公園の整備事業の関連もありますのでお尋ねをしたわけでありまして。執行部の今の説明と地権者の意見の相違と申しますか、そういうのを感じますので、私も3月の議会にこの代替地という計画をお聞きした後、地元の現状をということで地権者の方々の協力と申しますか、そういったことで声を聞いて回りました。その中で、地権者の方々の話でありますけれども、代替地の路線価格、そういったものの価格の違い、また代替地の買取価格の値段等でありますけれども、東側あたり大体坪当たり8万円、南側が9万7,000円から10万円程度と、大体そういうような話でありました。大体今予定されております土地が約1,900㎡程度で、坪数に直しますと578坪程度のなると思っております。これを8万円で計算しますと4,600万円程度になりますし、9万5,000円でしますと5,600万円程度の土地代となります。これに開発と申しますか、費と申しますか、造成費、その土地の撤去とかいろんなものを計算しますと、やはり坪当たり10万5,000円から11万円で売却しなければならないような状態になるのではなかろうかと私は考えております。そういうことで、代替地より高く地権者の方から取得しないと地権者の方は代替地の方が高いなら要望はされないと思っておりますので、高く買われるものと考えてわけでありまして。代替地の配置と申しますか、そういったものもありますよというふうに聞きましたので、前回の全員協議会の中でできるなら今のうちにそういった状況の報告をした方がいいんじゃないですかというふうに申し上げましたけど、まだ委員会に報告をするというようなところでありましたが、委員会の方にも詳しい説明はあってないようでありますので、やはり行政と議会は車輪と一緒にというような形で、やはり一緒になって進んでいかないと、片一方だけが進んでいってもですね、なかなかやはり地権者の意見あたりは議会の方に入ってきますし、そういったことでお互いの食い違いができませんとなかなか進む事業も途中で止まってしまうんじゃないかなという心配を持って申し上げたところであります。そういうことで、代替地の中にも駐車場、それに西側の方に道路の新設も計画されておるといふふうに聞きました。ですから、代替地と駐車場、新設道路、それに公園、こういったものの割合をよかったらお示しいただきたい。代替地の中にどうして新設道路あたりができるのかということと、中央線の地権者以外の方からまたその土地は購入しなければならないというような現状でありますので、代替地の一括購入、切り売り等の絡みもありますけれども、

今、部長ができるなら土地開発公社を利用したいというふうなことを申されましたが、今、国の方の地方に税源移譲というような絡みで新しくやはり地方は地方にということでありますけど、連結決算というような絡みが出てきますと、やはり利益が出ないところにそういった金の投資ができるのかということも出てきます。そういったことも含めてですね、やはり返事をいただきたいと思います。

それと今、私が聞いたところによりますと、代替地のそのほしいと言われた方が確かに6名ほどおられたということでありますが、現状ではどうも違うようでありますので、正確な希望者、そういったのもこの一般質問を出しまして執行部と打ち合わせる中に、本当に代替地をほしがっている人はおるのかと私が聞いた後に、なんか後で訪問されたということも耳にしましたので、やはりそういった明確に何名の方がその土地を要求されておるかということもお聞かせいただきたいと思えます。

それと、回遊道路につきましては、もう前回も言いましたように、確かに利便性はよくなっておりますけれども、確かに高齢者の方々は歩きにくいとか、乳母車等、押し車等を押すときに非常にこう車が近くまで接近してきて危機感を感じるという点もあります。そういうものの解決に向けてですね、やはり3番目にお聞きしました点でありますが、本当にこう3月議会におきまして市長の方から答弁いただいております。62年に菊池中央線の促進整備事業協議会を発足して、平成4年から隈府中央線の整備に併せた区画整備計画ということでありましたけど、先ほど部長から説明がありましたように、5年に凍結され、7年後の12年に凍結が中止となりまして、その後予算の見直しを行い、今の11年からスタートしましたまちづくりの総合支援事業に伴った今事業の2事業が行われておる現状であります。そういった中に先ほども申し上げましたように、本当にこう約1年間に、ここ18年、19年でも10億円近い金を投資してやっている道路事業でありますので、やはりそれだけのメリットというのが出てくるのが当然であろうというふうに思います。今、その事業費の内訳を見ましても、やはりそのとき合併を狙ってやったような言い方をしたというふうに市長の方からそういう言葉をいただいておりますけれども、18年度だけでも事業費の内訳を見ますと、中央線が3億3,000万円のうち合併特例債が1億7,000万円、回遊道路が2億8,600万円のうち合併特例債が1億8,900万円ということで、本当にこう約58%は特例債を使っておるということでありますので、この特例債もですね、どうしてもこれは3分の1は、30%はもう市債と同じような形になるわけでありますので、生きた金に使わなければ意味はないというふうに思います。やはりこう多少そういったことでもありますので、多少時間がかかったとしても本当にこう若者が夢を持てるようなまちと

か、利益を生むようなまち、本当にそういった一部でもいいですから区画整備を行う、菊池市の目玉となるような、先ほど部長が2ヵ所ほど築地井手の水の利用をしてでも考えておるといことでありましたが、できますならばその中央線から有働精肉店の付近か、その寺馬場の通りから肥後銀行の通りでもいいですけど、そういったところに本当に車を通さない、通行止めにしても真ん中に水を流して両サイドにやっぱりそういった菊池のお菓子屋さんとか、酒屋さんとか、そういった名所的なものをやはり設けてですね、人が来るような、やはりこう菊池のそういった歴史とか、水とか、文化とかいうものを見せて楽しませるような場所を設けないと、これから先の客は、まずどんなにこの事業をやったとしても成功しないんじゃないだろうかというふうに思います。そういうことで、そういった確かに一時議会で議決になっておりますけど、やはりその点については十分考える余地があるんじゃないだろうか。と言いますのも、やはりこの中央線の事業も平成5年に牧さんの時代に1回凍結となっておったものをまた11年に見直しをやって、現に今はやっておるわけでありますので、やはりそういったことで見直せばやれることじゃないだろうかというふうに私は考えております。そういったことで、本当にこう前向きにこれからの将来性のある区画整備といいますか、そういった名所づくり、そういったものをするかしないかということをお聞きしたいと思っております。

4番目の再質問でありますけれども、これは現在までの整備事業について今報告を受けました。1区の地区の進行後に、あまりにも青いシートが下がっているということで、梅雨時期に現地を見にまいりまして、北部地区の土壌といいますのは、やはり火山灰ということで、軽石の粘土質というようなことでもありますので、やはり雨が降ればどうしても流れるということでもありますので、地元の方にお尋ねをしまして、何を今から作付けしていかれますかというふうにお尋ねしましたが、今のところ考えがつかないというふうなことであります。本当にこう水を入れればべたつき状態が続いて粘土質というようなことで、今、経済部長の方からありましたように、やはり2年から3年という区間はそういった期間が要するということでもあります。農家の人は、確かに5年据え置きで20年払いあたりになると思っておりますけれども、本当に泗水の私たちの地区の基盤整備は反130万円ほどで済みますけど、この場合は250万円という金がかかっております。そして、うちあたり、泗水あたりの基盤整備区画面積はほとんど1町角ということでもあります。ここは大体広くて2反、そして法面が2反です。そういうような状況のところをですね、本当にこう何で生活立てていくかという、そういったこともありますし、この基盤整備の計画を立てたときが今の農家の人たちが平均年齢からしますと大体50代だったと。今になってみると、もう70近くなって、これから先、農業をやっていく

のに不安で仕方がないといようなことでありますので、やはりそういったことを考えますと、やはり不満の声が出ますと、まだ今基盤整備進めていかなければなりません。富の原地区の、奈田議員が先ほど質問されましたけど、特に花房の地区は基盤整備ができて初めて発展するところでもありますので、そういった絡みまで出てこないようにですね、やはり今のやっておる基盤整備を1日も早く利益を生むような農地の対策というものをどのように考えておられるかということをお尋ねをしたいと思います。

以上の3点について、再質問といたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えする前に、先ほどご説明を申し上げました回遊道路の中で、15年度から18年度まで約95万人となっているというのがありましたけども、それぞれ各年度95万人で推移しているということでございますので、申し添えておきたいと思えます。

代替地の件でございますけれども、代替地の配置を含めた詳細につきましては、現在地権者の皆さん方のご要望を聞きながら協議を進めております。現在、代替地希望の方は店舗兼住宅が1件、それから居住用住宅が2件、それと駐車場の代替地として2件、合計5件の要望がっております。また、旧遊技場一体の整備を検討していることから、隣接する道路用地買収に係る残地2件の土地も含めて協議を進めているところでございます。したがって、球技場を含んだ総面積は1,906.5㎡となる見込みでございますが、ただいま申し上げましたように住宅・駐車場用地、公園用地、道路用地などの具体的な面積につきましては、現在交渉中でもございますので流動的な状況でございますので、現時点では控えさせていただきたいと、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 先ほどの答弁で、メリット、デメリットについてちょっと答弁をし忘れておりましたので、先に答弁させていただきます。メリットといたしましては、農地面積を拡大、成形することにより、農業の近代化が進み、生産性の向上、労働力、労力の効率化が図られ、またそのことによって担い手農家への農地の集積、ひいては耕作放棄地を未然に防ぐことができるなどが上げられます。デメリットといたしましては、先ほども議員おっしゃられましたように、事業費の償還が5年据え置き、15年償還というようなことで、継続的な受益者負担が発生する

ことが上げられます。そこで、事業の種類によっては受益者負担分の事業費償還に対する利子補給なり、また市道、幹線道路、幹線排水路、文化財調査等について受益者負担をなるべく軽減するという事で、できるだけ受益者負担分の軽減を図るよう努力しているところでございます。

それから再質問でございますけれども、この地区は議員おっしゃられたように火山灰土壌が堆積している地域でもあり、事業の中で表土扱いにより長年耕作して来られた表土を蓄積し、工後はほ場に還元する方法を取ってまいりましたが、なかなか元の状態にはすぐには戻りにくく、農作物の作付けにも大変な状況であることも現実でございます。そこで先ほども答弁いたしましたとおり、管内にある、管内に抱負にある有機堆肥をまずほ場に投入、還元しながら土壌改良を行い、安定した作物の作付けが可能となりますように、また県の農業普及指導課やＪＡとの連携によりまして、アドバイスを受けながら早期に作物の作付けができますよう取り組んでまいりたいと思っておりますし、農家所得の向上に向けて安定した収入の向上を目指しながら、地域における担い手の育成、あるいは後継者の育成につながるようしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 区画整理事業につきましては、先ほど来建設部長の方が答弁をいたしておりましたように、平成４年度に事業の許可を国からいただいてまいりました。予算も既に計上されまして事業着手の予定であったわけではありますが、平成５年に一時凍結がなされました。それから以来、７年間の時を経て平成１２年に事業の中止ということで決定がなされております。その当時に思いを寄せますと、商店街、あるいはまた旧菊池市民の大変な関心事であったことであります。それらの経緯を踏まえまして、平成１３年に中心市街地の活性化を図る上で、このままの現状として土地区画整理事業を中止して、そして何もなさずして果たして商店街、特にまた街部に居を構えておられます住民の方々の防災上の安全・安心というものが確保できるのかというような側面もございました。森議員ご指摘のように、この区画整理事業というのが全市民的なひとつの問題として捉えられ、そして認可をいただいた上に中止をしたということもありまして、この後どうなるんだという大変な不安感もあったわけであります。私はこの旧菊池市の１３年に市長に当選をいたしまして、これもまた大きな政策課題となっておりました。そこで、この中心市街地の活性化のために市街地活性化とともに住民の皆さん方の防災に強いひとつのまちづくりを進めていくと、こういう観点に立ちまして、このまちづくり、その当時においてはまちづくり総合支援事業、現在のまちづくり交付金事業と変わりました

けれども、これが一番このソフト、ハード的にもこのまちの部分的にこのコンパクトなご指摘のような、コンパクトなまちづくりができていくんじゃないかというように取り組むことを決定いたしまして、13年度に決定をしたところであり、その中でひとつの平成15年度より取り組んでまいったところでございますが、区画整理事業につきましては、このような事業の承認を、認可をいただいて、一時凍結をして、さらに事業を中止したというこれまでの経緯からいたしまして、再びこの再度区画整理事業に取り組んでいくということは到底できないことだと思っておりますし、私自身もこの大きな政策課題として捉えてまいりましたまちづくりの高質空間整備事業、隈府中央線というものについて、この事業がやはりこの目途が立って、その後にもし何かがあるとするれば、新たな事業の展開というのがあるかもしれませんが、今の事業が最善の策であると、このように信じて現在に至っているということをご理解いただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 今、代替地の件でございますけれども、やはり今、部長の方から説明ありました。店舗兼住宅合わせまして3件ということと、あとは駐車場が2件ということのようなことでありますけれども、この約578坪ある土地の中で、割合を示していただきたかったですけど、代替地として住宅の予定、3件の方としましたら、100坪ずつしましても約半分は駐車場になるのかと、そのような代替地ですたいね、を購入しなければならぬ理由です。それと、やはりこのような無駄遣いといいますか、やはりこう土地開発公社の基金等もさっき申しましたように連結決算等の絡みもありまして、なかなか使えない。そういうことで、一般財源から持ちだしているならば、もう少しですね、いっぱい空き地はあります。そういう交渉ごとというのが1番からピシッとできていなかった結果がこういうことを生んできたんじゃないだろうかというふうに思いますので。それと、やはりこういう事業を進める中に、やはり部分的な、やはり区画整備といいますか、当時確かに71億円から81億円かかると、平成5年のときにそういった計画であったと。その後、11年ごろには100億円近くかかるから中止にしようというような話でありましたけれども、それは全体的にやったときの場合でありまして、できますならこの中央線から東側の一部でもいいですから、やはり何かそういった名所的なものがつくらないと、今は菊池市に人を引き込むというメリットといいますか、何か楽しみのあるところが一つもないというのが現状であります。そういうことで、余所の地区、いろんな私たちも所管の委員会でそういった活性化した商店街等を視察しておりますが、やはり車を通さない、そして両サイドに店舗が並ぶ、人が左右に店の中を歩け

るようなまちづくりだとか、菊池の場合だったらもう売り物は水と、基本だろうと思います。水、温泉というのがありますし、そういったものをやはり見せて、そして楽しみのあるような施設を設けると、そういったことをやらない限りは、まずここに余所からの客は寄ってこないというふうに思いますので、やはりやるならばそれぐらいのことをやると。今の時期でないとやれないんじゃないかならうかと思いません。やはり、この合併のメリットというのは時期が決まっておりますし、やはり菊池が発展してですね、先にやっていただかんとほかのところに行く、発展させる場所がまず、計画性がないというところに不安を抱いておるわけでありまして。そういうことで、ぜひともそういった当初の区画整備を半分にするか、3分の1に減らすかでもいいですから、そういった計画というものはぜひとも立てていただきたい。そして、やはりこの菊池市を立て直すという考えを持っていただきたいと思いません。本当にこう19年になりまして、その当初の計画からしますと本当に人口が3万7,000人から8,000人おった人口が今は旧菊池市で2万7,000人ということで、もう1万人以上の方が減ってきておるわけでありまして、そして私が一番歩いて心配しましたのが、この地区で小学生がいないというふうに言われました。相当な数の住宅があります。そして後継者がいないから子どもがいないということでありまして、やはりどれだけ道路整備をやってですね、やはり人が住めるような状態じゃないということを確認していただきたいと思いません。そういうことで、ぜひともこの事業計画といいますが、やはりその地元の人たちと協議をやっていただきたい。私も商工会の方に所属しておりますのでいろんな商工会の方々と話す機会がありますが、やはり商工会に出てこられる理事さんとか役員の方は、やはり店が活気があるところであってですね、シャッターを閉めているところは出てこられんわけですから、やはりそういったところの人たちと連携的な、本当のまちづくりというのを考えていかんと、一部の人たちだけでやっていって、マップをつくったからとか、地図を配布したからでは人は寄ってきませんので、そういうところは認識していただきたいと思いません。それと、農業の問題で所管でありますのであまり言いたくありませんけど、やはり農業の問題というのは本当に危機感をかじったところまで来ております。農業者の菊池市の平均年齢を考えますと、やはり70歳を超えておられる。そういった方々がああいった基盤整備の法面で草刈りできるわけないわけですから、そういった面も考えながら、やはり環境保全形農業だとか、作物の品目を付けた向上に努めますとか立派なことは言われますけど、実際そういった方々と部落内で話し合いをやったり、やられたことはないわけでありまして。ただ言葉で努力しますとか、やりますとかいうことだけでですね、実際はやってないという現状でありますので、そういったところも本当にこう基盤整備をし

て、やはり整備費も払わにゃいかん、竜門ダムの水費も払わにゃいかん、年間どうしても反当たり1万7,000円から払っていかないとすけんね、そういうところも考えて、やはり農家のそういった施策といいますか、やっていけるような、農家としてやっていけるような考え方、もしできないとするならですね、やはり今は企業的な考えですよ。やはり土木関係の人が本当にこう4月から10月まで入札がないということで、従業員等を遊ばせておるといことも現実であります。そういう時期を利用しますなら、ちょうど田植えは一切田植えから稲刈りまでできるような時期でもありますので、そういった企業関係というか、そういった方々をお願いしてでもやっていくか、集落営農を徹底してやっていくか、そういった方向性をピシッと位置づけをしていただきたいと思います。その点で、お願いをしますけれども、質問でありますので、やはり最後に市長の方から、できるならそういったコンパクトな名所といいますか、そういったものを本気でこう取り組むか、計画でもやる気があるかということを再度お尋ねをしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 私の方は、今現在やっているのがコンパクトなまちづくりの手法だと思っております。先ほど区画整理事業についてお触れいただきましたけれども、区画整理事業は、その当時において全体の面積ではなくって、この隈府のまちの一部分、一部分をやって大体約100億円と言われたところでありまして、現在やっている交付金事業の該当地域よりも遙かに小さい、約7ha程度の面積において約100億円でありまして、これを広めていった場合には1,000億円近くなるんじゃないかといったのがその当時でありました。ですから、この100億円というのはその一部の面積であると。これを仮に拡大しましても数百億円のお金がかかると。それが、しかも概ね大体30年から40年近くかかるだろうと。そのときにまちは誰が残っているのか、そういった論議が真剣に旧菊池市民の中でありまして、それよりももっと事業効果が早い、我々が元気のうちにやっぱりこの安心安全なまちづくり、防災に強いまちづくり、商店街活性化につながるようなまちづくり、そういうものをやってくれということでやりました。何度も何度も企画立案がなされながら、この潤いのある水辺を親水化したような、そういうこの築地の井手を利用したまちづくりを進めていこうと、そんなのも企画の中に出ておりました。それをもちろん無視したわけではありません。住民の皆さん方との説明会の中で、このことについての理解と協力をお願いを進めてまいりました。しかし、部分的にはご理解をいただいて、ぜひそれはやるべきだといった声がある反面、一部の中にまたそれを否定する意見が出てくれば、この蓋を開けることは、用水路をオープン

化することができないというのが現実であります。そこで、先ほど企画部長答弁の中にありましたように、ぜひひとつ部分的におきましては、この親水化をしていこうということでこの今、来年度からスタートいたします2期の中において2ヵ所程度については大体的見通しを立てながら民地を買い上げてでもやっていこうということで、まちに潤いを与えようということであります。また、やはりまちに緑がないという話につきましても、なんとかこの緑のひとつの保護ということも今後考えて、街部にある緑とそれから森の中にある緑とでは価値観が違ふと。まちにある緑等については、特にこれはこの隈府の商店街のみならず、広く菊池市域の中にある街部にある都市景観上に必要なものを守っていくべきではないかといったものを内部の検討を進めております。これをこれ以上にまたまちづくり交付金事業以外にこの土地区画整理事業をやっていくというのは、恐らく手法としても上位機関の方にこの改めて申請を出せる状況ではないと思っておりますし、過剰な投資になって数百億円のお金がかかるとなれば、今の合併、新市の10ヵ年計画の中で本当に全体的な旧4市町村の持分まで食ってしまっても、なおかつ余りあるものではないのではないのかなと。それだけの効果が果たして上げられるのかといたら、私には自信がありません。やっぱり言われているようにコンパクトなという中におけるまち総事業であると、まちづくり交付金事業であると、こういうふうな認識を持っておりますので、さらにひとつご理解をお願いいたしたいと思っております。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後2時47分

開議 午後3時02分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 午後は建設的な意見が相次ぎ、私は福祉の面から質問したいと思います。

妊婦健診の状況及び出産費についてでございます。厚生労働省は、少子化対策事業費への地方交付税を19年度は18年度より約2倍の700億円を計上しております。子育て支援事業はたくさんありますが、今日まで国の施策として妊婦の無料健診を最低2回としております。今年度より5回以上は地方自治体費としてするようにと倍額の交付税として計上したわけでありまして。このことを聞いた妊婦の皆さんは、国の施策は当然市も実行すると期待しておりました。しかし3月の議会で私

がこのことを質問しましたが、その後どのようなになっているのか。また交付税は前年よりいくらか倍額して市に入ってきているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、昨年10月より出産育児一時金が5万円アップ、35万円となりました。10月以降に出産された人たちは大変な喜びでございました。その後、ちらほらと話を聞きますと、菊池市以外のところからでもありますが、分娩費用が35万円に上がっているともお聞きしたことがあります。このようなことが事実かどうか、執行部の皆さんたちはそのことでもしも聞かれておるならば、また医師会と相談されておられるならばお聞かせ願いたいと思います。

次に、子どもを生みやすい環境づくりの一環として、妊婦を地域で守っていこうというマタニティマーク、そして内部障害者のハートプラスマーク、この両方についても昨年質問しましたが、9月の広報きくちに、このハートプラスマークが載っております。また早速市役所の正面を向かって左側の駐車場に妊婦や障害者への駐車スペースが設けてありますが、ここで問題なのは、妊婦としてあまり目立たない人や内部障害者、外から見ても健常者と思われるような内部疾患の方たちがこのスペースに駐車するとき大変気兼ねしておるということでもあります。私はできますならば、マタニティマークやハートプラスマークのステッカー等をつくり、これを希望者に配布し、車のルームミラーに掛けるとか、運転席の上に置かれるとか、このようなステッカーをつくって配ったらどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず、1点目の妊婦健康診査の経費につきましては、普通交付税の基準財政需要額の母子衛生費の中で、妊産婦や乳幼児健康診査あるいは訪問指導事業を含む幼児健康診査費として一体的に算入されております。なお、平成18年度は母子衛生費として約3,200万円が算入されております。ただ平成19年度における妊婦健康診査費用の算入の詳細につきましては、まだ現段階では把握ができておりません。

また、2点目の出産一時金ですけれども、出産一時金につきましては、平成18年10月より少子化対策の一環としまして30万円から35万円の助成額として引き上げております。現在、普通分娩によります費用は、市内を調査しましたところ30万円ほどかかっております。なお、出産の時間が夜間、あるいは深夜等になりますと1万円から2万円程度追加費用がかかるということでもあります。また地域や施

設、あるいは入院日数、分娩体制などによりまして、各医療機関で費用に関しましては若干差が出ております。ただ、以上、平均的には30万円ということになっていきます。

3点目のマタニティマーク及びハートプラスマークの表示についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり市役所を本庁舎正面玄関横に妊産婦の方及び内部障害者の方も利用できますように、マタニティマーク及びハートプラスマークを明記した標識を設置いたしました。今後の取り組みとしましては、妊産婦の方には母子健康手帳交付時にマタニティチェーンホルダーを配布しまして、妊産婦自身が身につけたり、あるいは車に装着したりすることによりまして、妊産婦を取り巻く周囲の理解や心遣いを高めまして、妊産婦に優しい環境づくりを推進していきまるとともに、内部障害者の方につきましても車等に表示ができますところのハートプラスマークのカード等を作成しまして、希望される方に配布する方向で進めます。また、双方とも早い時期に実施したいと考えております。なお周知の方法につきましては、市のホームページや広報等にてマタニティマーク及びハートプラスマークについての市民への啓発を進めてまいります。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再質問いたします。

厚労省の交付税として増額分はわからないということではありますが、前回は3,200万円、何人の方にこれが利用されていたのか、よかったらお願いしたいと思います。前年度と今年度もあまり変わらないと思いますが、3,200万円ということは2回の健診で十分だったのか、それとも余っていたのか。今回の場合5回ありますので、その5回にした場合はいくぐらいになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

わからない、私は3月の一般質問でしましたが、4月からは増額して国は交付すると言ったが今でもわからない、もう半年経ちます。この半年の間、部課長の皆さんはどのようにこのことを考えておられたのか。私たちは一般質問の中で、指摘したことは即何でこういうことを議員が言うんだということで私は調査してほしいと思います。9月ではわからない、終わるごろの来年の3月になって入っております、これではですね、ちょっとおかしゅうはないかと思います。私が3月の議会でこのことを取り上げていないならば、この確かに交付税は一括して入りますからわからないかと思いますが、しかし子育て支援事業と厚労省ははっきりと明記しております。約前年の2倍、700億円を入れましたというわけです。このときに、

わからん、これじゃちょっとどぎゃんでしょうか。それは市民が聞いたら、ちょっとびっくりするんじゃないでしょうか。私たちはそのことを信じて、そしてここに登壇するわけです。だったら、いやいや、まだ来るばってんが来とらんけんというような話ならわかつとですよ。ただしそのときに、どのような検討をされたのか。外村が言いよったけん、これはひょっとする入ってくるかしれんばいた。ならばこればどぎゃんしようかと、やっぱりその検討があったかどうかですよ。今、来とりませんよ、来とらんけんわからんですばいて、来てからのことですばいというならば来年になります。確かに3月の議会の答弁の中にも木下部長はそう言われました。まだまだわかりません。だから、確かに県下で話してみても来年からでしょうて、来年からの検討でしょうということだった。だから、3回の質問で早急にこのことを相談してきますと言いました。しかし、今の段階ではそれが実施されていないと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

それとですね、今、出産一時金は大体県内では30万円ぐらいだろうということでした。たまたま30万円が5万円上がった、35万円になったときにこの5万円は子育て支援に使えるなど。若い夫婦は大変喜んどったんです。しかし、10月から行ってみたら35万円だったということを知ったから私は聞いたんです。しかし今の部長の答弁では、いやいや30万円が大体平均ですよ。確かに時間的に夜出産される方、朝される方、その差はあるということは聞いております。しかし、30万円が35万円に上がったのではなかったならば、安心して皆さんのそのことを報告されます。わかりました。

次に、マタニティマークとハートプラスマーク、このことも早急に車に置かれるか、また身につけるか、そのような形で実施するというので安心してました。2回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 健やかな子どもの誕生は、誰もが願っていることです。妊娠して無事に元気な赤ちゃんを出産するためには、妊娠中の母胎と胎児の健康確保が大変重要でございます。そのような中で、社会の変化によりましてストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦がみられるなど、安全安心な妊娠・出産を迎える上での課題になっているところです。そのような状況の中で、厚生労働省は妊婦健康診査費用の助成につきましては、健康な妊娠、出産を迎える上では5回程度を基準として公費負担の拡大が望ましいとしております。この事業につきましては、県下全域の医療機関を対象としますので、現在県において拡大に向け1回当たりの単価や回数、あるいは受診票様

式や経費の支払い方法等の事務作業を含めた実施方法について、現在県の医師会や県下の自治体と協議をしているところです。お尋ねの中で、先ほど申しました地方交付税の中の3,200万円ですけれども、このうちの中で約500万円程度を妊婦健診等に使っております。対象妊婦としましては、約400名と相成っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再々質問になりますが、国が5回健診が妥当だろうということで始まったそうでありますが、昨年までの3,200万円のうちに500万円が妊婦健診に使っていたというならば、国が増額してやらなくてもこのことで5回はできるわけですよね。余所の市町村で5回以上しているところも、前回のときにも言いましたが紹介しました。5回以上のところは、かなりありました。どうかするなら12回、14回、全額無料のところもあります。そのように、考えるのはやはりその長の考えだろうと思います。長が本当に子どもを健やかに生めるように、そして健やかに育てるようにしようと思うならばですね、それはもしもあるならばその金で使うわけですよね。だろうと思いますが、今回まだまだいくら来とるかかわらんじやなくて3,200万円の500万円したということであるならば、それは当然5回までしてどうでしょうか。最後は、市長のご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 先ほど答弁の中で、18年度の地方交付税が3,200万円と申しました。これにつきましては、乳幼児健康診査、あるいは訪問指導事業と乳児健康診査費等も含んでおりますので、私の方の答弁としまして不適切な部分があったと思います。その点については、深くお詫びを申し上げます。ただ地方交付税関係等におきましては、現在申請といいますが、ヒアリング等がありますけれども、正式数値等が入ってまいりますのが11月以降になると聞いております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま部長の方が答弁いたしましたように、ただいま熊本県医師会と県の方と協議がなされているということでございまして、その結果を踏まえまして20年度スタートできるように進めてまいりたいとこのように思います。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

(外村國敏君) ありがとうございます。

2 番目の緊急通報システムの状況についてでございます。長寿世界一と言われる日本、健康で長生きが皆の望むところであります。しかし、年齢を重ねるにつれ、体力も衰えてまいります。若い世代と同居していれば話は別でございますが、別所帯の老夫婦や一人暮らしとなると、いざというときに身近にいる人にお世話になることが今の福祉社会の常でございます。新聞紙上で問題となっている孤独死、人生の終焉のとき、誰もいなく、そして苦しみながら亡くなる、その寂しさは計り知れないと思います。昨日の泉田議員も質問の中に死亡して 1 ヶ月してわかった人の葬儀に参加した、いいようもない悲しさがあったと言われました。また、私も社協の方の話でお聞きしましたが、今年で 3 件ほどヘルパーさんが訪問して亡くなっているのがわかった等も聞きました。訪問介護事業所は、菊池市にはたくさんあります。本市でその年間の状況は、かなりあるのじゃないかと思いますが、そのことを思うとぞっとします。そこでお尋ねします。高齢者の所帯や一人暮らしに対し、緊急通報システムの設置状況について詳しくお聞かせ願いたいと思います。

議長 (北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長 (村山 隆君) まず、緊急通報システムの設置目的につきましては、平成 18 年 3 月の定例会におきまして外村議員の一般質問に対しまして答弁してありますように、一人暮らしの高齢者等が急病、あるいは災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を受けることによりまして、日常安心して暮らせるよう通報装置の対応を行うものでございます。平成 19 年 3 月 1 日現在の住民基本台帳によりますところの菊池市の人口は 5 万 2,643 名、世帯数が 1 万 7,437 世帯、そのうち一人暮らしの高齢者の世帯数が 1,799 世帯、その他の高齢者のみの世帯数 1,722 世帯を合わせた世帯数 3,521 世帯と相成っております。通報システムの利用世帯は、平成 18 年度末現在で 496 世帯、普及率は 14.1% と相成っております。平成 18 年度の利用実績ですけれども 4,744 件、そのうち救急車の出動が 22 件、機動隊の出動が 37 件、相談通報が 1,361 件等となっております。また、これまで対象者の規定が簡略であったためにどのような方が緊急通報システムを設置できる対象者となるのかがわかりづらいと指摘がございましたので、医師会や薬剤師の代表をはじめ、老人クラブや各種福祉団体の代表者で構成されますところの菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会の委員の方からご意見を賜りながら、いただきながら、平成 19 年 4 月 1 日付けで要綱を改正しまして、要介護認定を受けている者、あるいは日常生活上、注意を要する状態にあるもので、緊急通報装置の必

要件が認められる者など、対象者をより具体的に規定しまして、民生児童委員や在宅介護支援センターを通しまして住民に周知をしているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 緊急通報システムの再質問でございます。今の答弁でございますが、設置状況が496所帯、1年間でその利用状況は4,744、救急車の出動が22件、機動隊の出動が37件とありますが、機動隊はどのような措置をしたんでしょうか。よかったら、次のときにお聞かせ願いたいと思います。

また、高齢者だけの家庭の普及率が14.1%、今、すべての老人にこのシステムはできないということでございますが、本市としましても高齢者対策事業としてのサービスはたくさんあります。訪問介護の訪問看護のシステムにしましても、昨日まであんなに元気だったのと言われてるのが高齢者であります。あの方は体が弱いからこの人に持たせよう、この人はもう90ぐらいになっとらすばってん、そろそろまだまだ元気と言わすけんよかろうとか、その判断の仕方はちょっと難しいんじゃないかと思います。高齢者として、よかったら希望される方にはこの緊急通報システムは設置すべきじゃないかと思いますがいかがでしょうか。一人暮らしの方が先ほど言いましたように、隣の人が昨日はあぎゃん元気だったばってんがて、朝行ったら死んどらしたとか、これは皆さんの身近にはいっぱいだと思います。どうせ私たちはですね、1回は亡くならにゃいかんとです。しかし、そのときがですね、そのときが問題だと思います。やはり誰もいないところで苦しみながら何もできなくてそのまま寂しく逝くか、それとも皆さんたちが頑張れ、頑張れと言いながら、そしてその中で終焉を迎えるか、だろうと思います。やはりですね、部長たちもただ何にかけたらいくらかかるけん、金の計算してもらおうとですね、もう人生の終焉は悲しいような結果になると思いますよ。皆さんもそろそろですよ、はっきり言うならば。人生長くて100年前後ですよ。今の人生は、女性が80何歳となっていますけど、100歳超える人はそんなにおりません。菊池市ではかなりおりますけど、全体から見るとですね、そんなには多くはないはずですよ。また、健康なうちに、そして元気なうちにころっとならよかでしょうばってんが、なかなかそういうわけにはいきませんから、一人暮らしの方たちにはですね、私はもう少し何かの形で、その通報システムができないか、再度お尋ねします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 緊急通報システムの設置につきましては、住民からの要望

を受けまして要綱に照らし合わせながら、民生委員さんをはじめとした関係者によりますところの地域ケア会議、あるいは高齢者サービス調整チーム会議にて、本当に必要性があるかどうかを審査しまして決定しているところです。またこのシステムだけでは高齢者が安心して生活していくために十分であろうとは必ずしも言えないと思います。ほかに安否確認ができるような地域包括支援課の配食サービスや、また介護保険制度のホームヘルプサービスなどの各種在宅福祉サービスの併用、あるいはまた老人クラブ会員等によりますところの友愛訪問や、さらに最も身近な地域コミュニティでありますところの近所の方々の声掛け等を推進することによりまして、より安心して安全な生活とより迅速な対応が図れるものと考えております。議員おっしゃいますとおり、高齢者の孤独死を未然に防ぐためには、全対象者に拡大したらどうかという趣旨は十分理解できるところでございます。今後の高齢者の増を踏まえまして、持続可能な制度として維持していくためにも、これまでどおりの緊急通報システムの普及を促進しながら各種の在宅福祉サービスを有効に活用するとともに、関係機関ともより一層の連携を図りまして、高齢者が安心して生活できるまちづくりに努めたいと思います。

先ほど機動隊と申しました。これにつきましては、私の方で答弁間違いでありました。委託をしております警備保障会社です。一応、警備保障会社の方に、すみません、私の方の答弁間違いです。一応、もし不審者等がおった場合については、警備保障会社から行きまして、その後行っている間に警察の方に通報に行くシステムになっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 少しですが付け加えてお願いしたいと思いますが、以前ですね、一人暮らしの老婦人の方が70いくつだったのでしょうか、この緊急通報システムを設置したい、申し出たら、まずは一番にそれができるところに近所の方何人か、そして身内に、身内はこっちにおられませんでしたが言われたと。そして最後に通報が消防署か何かに行くということだった。そのように何か厳しいというようなことがあったんです。通報システムを申し込んだって、まずはそこで今言われたように選定するわけですよ、その方。だから私が行っているのは、一人暮らしの高齢者はある程度の方はすべての方に自分から申し出られるならすぐできるというような方法でもらいたい。確かにですね、一人暮らしでも元気のよか人はわーいらん、わしはいらんいらんと言いなる人が多かったです、はっきり言って。ところがそぎゃん元気な人がころっといくときがある。ほんなごて。だから、一人暮らしでわから

ないから言いよつとですよ。家族に誰かおるならよかったですよ。そら必要ないです、そういうことは。よかでしょうか。部長、そのところを。だからですね、だけん、希望者があればすべての人相談に乗ってするということですね。よかったら、答弁お願いします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 緊急通報システムの必要性は十分認識しております。一応、条件等はかなり低くしていますので、そういった形でできるだけご期待に添うようにしたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） ありがとうございます。

それでは3番目、保育料の収納状況及び幼稚園、小・中学校の給食費の収納状況についてでございます。新聞にこのようなことが載っていました。滞納を理由に保育拒否は認められるか。滞納34億円と掲載されておりました。払えるが払わない保護者への保育拒否をすることは、国は違法としております。その対策として、財産の差し押さえなどで法的措置について検討しているようであります。今全国でこのように34億円、滞納が問題となっており、本市の保育料の滞納状況を詳細にお答え願いたいと思います。合併までそれぞれ努力をされ、徴収されていたと思いますが、合併後よりの徴収の状況と未済額についてお願いします。

次に、幼稚園、小・中学校の給食費等の状況も、保育園がこうあるならばどうだろうかということでお聞きしますが、昨日の森議員の質問に対し、教育長は自校式とセンター式の給食の説明がありました。そのことで、給食委員という方をPTAに頼んでいるからということだったから少しは安心しましたが、ただ銀行に振り込むだけだったらですね、やはりどうしてもこの保育園から上がった、小学校に上がった父兄たちがそのまま大丈夫だろうかというようなことを懸念するわけですが、そのこともお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 全国的に保育料の滞納問題の関心が高まりまして、今年初めて厚生労働省が全国の認可保育園を対象に保育料滞納について調査をしました。その結果、議員ご指摘のとおり、保育料の滞納は全国的に問題となっております。ご質問の本市保育料の滞納状況でございますけれども、新市発足以降の平成17年

度、18年度の決算ベースでお答えします。平成17年度の現年分の未収額は約641万円で、滞納繰越分の未収入額は約1,377万円で、合計約2,018万円でございます。収納率は現年度分で97.9%、滞納繰越分で13.9%、合計の97.9%という収納率となっております。また平成18年度の現年度分の未収入額は約1,044万円で、滞納繰越分の未収入額は約1,583万円で、合計の約2,627万円となっております。収納率は現年度分の96.7%、滞納繰越分19.6%、計の92.3%となっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） それでは、私の方で幼稚園、小・中学校の収納状況をお知らせいたします。市内2つの幼稚園の給食費の収納状況につきましては、両園とも17年度、18年度共に100%の収納でございます。市内の小・中学校では、まず徴収方法ですけれども、PTAの地区委員さんによる徴収、保護者の口座引き落とし、口座への振り替え、学校事務職員の手渡しという、それぞれ学校によって方法が違いますけれども、そのような方法で給食費の徴収がされております。そこで、収納状況でございますけど、まず平成17年度の収納状況でございますが、小学校14校のうち給食費の未納があった小学校が2校、児童数22名、世帯数で申しますと16戸、未納額合計が32万7,040円となっております。中学校5校では、同じく給食費の未納があった中学校は1校、生徒数4名、世帯数で3戸、未納合計が10万7,580円となっております。次に、平成18年度の収納状況でございますけれども、小学校14校のうち未納があった小学校が4校、児童数22名、世帯数で申しますと13戸、未納額合計が32万5,325円となっております。中学校5校では同じく未納があった中学校は3校、生徒数9名、世帯数で8戸、未納合計額が23万3,580円となっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 18年までの累積滞納、公立、私立合わせて2,627万6,800円で、単年度別に今答弁がありましたように、17年は641万円余り、18年度はそれに400万円増えて1,044万円余りとなり、その原因は何か。どのようにそのことを考えておられるか。また、18年度1,044万円は、保育料の1人いくらでしょうか、1人月に1万円としたときに12万円、12万円の80人ぐらいでしょうかね。そのような方、90か、そのような園児が、園児の親が払って

ない。払えない人は、そら無理な人は当然であります、その場合は準要保護か何かで保護されると思います。当然、払える人が払っていない、そのように私たちは考えておりますが、いかがでしょうか。また、保育料、同じであります、先ほど教育長もご答弁がございましたが、小・中学校はまあ徴収率としてはいいようがあります。PTAの方たちが徴収したり、その役員の方がすることによって徴収ができていますと思いますが、そのことも、やはり同じように考えながら、そして残さないようにしてもらいたい。確かに保育園から上がったときに保育園に払っていないからそのままの人がおるとですよね。払わない。これはですね、このままのような時代が行ったら、払わんで保育園を3年か4年間いたときに払わんでいた、その次は払いません、学校に行ったら。その次までずっと追及して払えるかどうか。払えるならば、このような滞納は残ってこんわけですよ。だから、私はですね、市民部長にしたって、教育長にしたって、残さないようにすればどうすればいいか。やはり、そこ長であるし、その皆さんたちの係方たちと相談しながらどうしたが一番徴収しやすいか、今、昔は学校の場合は私たちの教育長とあまり年代変わりませんが、持っていかなと先生が呼んで怒られよったつですよね、持ってこんて。ご存じだと思います。しかし、今はそこまでしない。保育園なんかどうかすれば、昔はこの間まで私立の保育園は園長さんが自分たちでもって取ってから市に収めよったそうではありますが、今はそうしてない。銀行口座引き落とし、または自分で持ってくる、そのような形でこのような状況になったと思います。これは全国危機的に大きな私は原因だと思います。余所はどうあれ、菊池市の場合はこのようなことはあつたら絶対だめだと思います。そこのご見解をですね、よかったら市民部長、そして教育長お願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

〔登壇〕

市民部長（村山 隆君） 収納対策ということだと思いますけれども、保育園の運営につきましても、議員ご承知のとおり多額の税金と保護者負担金、いわゆる保育料で賄われております。保育料につきましても、市が定めるところの保育料徴収基準に基づきまして、保護者の方の所得に応じて公平なご負担をお願いしているわけですが、ごく一部の方が滞納をされている状況です。このことにつきましても、保育料の公平な負担を著しく欠くものでございまして、税金の滞納と同様に重要な問題であると認識しています。お尋ねの現在本市で取り組んでおります対応につきましても、お答えを申し上げます。保育料滞納者につきましても、随時収納状況等を確認しまして、督促状あるいは催告書の送付や電話での催促等に取り組んでまいりました。具体的には、夜間徴収を含めますところの家庭訪問の実施、2点目

が職員が定期的に保育園へ出向きまして、直接保護者と接触し納付に結びつける取り組み、また保育園の継続申請時に滞納がある場合につきましては面談等により納付を促していますし、病気や事故等の経済的な理由により納付が困難な方に対しましては、保育料分割して納付する分納計画を実施しております。また、市が支給しておりますところの手当等からもその一部または全額納付をお願いするなどの取り組みを実施してまいっております。しかしながら、近年の保護者の責任感の低下や収入の減少等を背景に徴収率は伸び悩んでいる状況でございます。このような状況等に対しまして、市内で設置しますところの21保育園で構成されますところの菊池市保育協議会におきまして、徴収事務の支援をどうにかできないかなというようなことでお話ししましたところ、由々しき事態だということで、徴収事務の支援を積極的に協力するという話があります。今後、保育園への徴収事務委託等についても検討してまいりたいと思っております。今後ともあらゆる手法を用いまして徴収率アップにつなげるよう鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 給食費の未納についての対応でございますけれども、一番の第1点は、やはりこの学校給食というものをしっかり保護者の方に理解していただくという取り組みを進めなければいけないと思っておりますけれども、それでもやはり滞納される方がおられるわけですし、今、議員おっしゃいました小学校で滞納した者をそのまま中学校に持ち越さないようにということは大事なことでありたいと思っております。残さないためにも、やはりその滞納されている保護者の説得しかできませんので、現在先ほどの保育料のことでもありましたけれども、電話とか文書による督促をしておりますけれども、さらにそれでもだめなときに、その事務職員、あるいは校長、あるいはPTA役員等が家庭訪問をして説得しているところでございます。しかし、もう本当にそれでも払わないという家庭もいらっしゃいます。今後ですけれども、一つは生活に困窮されている場合はですね、就学援助費制度がありますので、そのことをしっかり進めてまいりますけれども、やはり悪質な場合にはですね、やはり法的な措置というものを今後考えていかなければならない段階に来ているかなと考えているところでございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再々になります。

確かに厳しい取り立てになるかと思いますが、児童扶養手当、これも全国的にそのことを相殺しながら、しかしこれで足りないかもしれないということもあっております。児童手当小学校6年生まで、今5,000円ですか、保育園の場合は3歳未満は1万円です。3人目からはすべて1万円ですけれども、そのことからですね、または差し押さえとかありましたが、そこまでいくとどうかと思いますが、やはり、ただそのくらい皆さんがはまればですね、そら子どものことばですね、親が払わんはずはなかと思うとですよ。ただ言いたいのはですね、去年が、17年が641万円、18年は1,044万円、600万円上がるとですよ。この差が、保育園ですよ、教育長ではありません。これがですね、何でこぎゃん上がったかと言いたかですよ。単年度で641万円だったのが次のときは1,000万円超えとる、400万円超えとる。こっでいいだろうかと。だから、どうですかと聞きよとですよ。だけん、本当にやる気がありますかと言いたかですよ。部長も代わられたけん、前んときだけん違うですばってんね、市民部長、責めるわけじゃなかですばってんが、係の人たちもそれだけ思うとっただろうかと思うんです。何でも同じですばってん、部長、課長が代わってしまうと、前の者のしよっただけんとなるといかんとですよ、これは。やっぱりみんな市役所は全部一緒ですよ。だけん、例え保育園だろうと、幼稚園だろうと、学校だろうと、その係の人には任せなくて、もしものときは自分たちがそこにまた行かにゃんかもしれんから、そのことはやっぱり十分考えてからしてもらわんと、前の人しよったとがあの人がよと、言うならばしとらんけんこぎゃんだったもん、おら言われると言われると困りますから、よかったらですね、そのことでもう答弁はいりません。お願いしたいと思えます。

次に、東部中山間、中山間地域の田畑はご存じのとおり狭い棚田が多く、農業後継者も段々少なくなり、前の質問にもございましたが、このままいくとですね、本当に後継者不足で農業をする人はもうおらない。今でも耕作は止めて農地が荒れてきております。ご存じのとおりだと思えます。ほ場整備をどのようにしているか。森議員はほ場整備のやり方もちょっと言われましたので、そのことと同じだと思いますが、その地域によってそのほ場整備の仕方が違うと思いますが、確かに高い土手ができるところ、もう本当に狭いところがさっと素晴らしい田に蘇るところというのがあります。平成6年より11年まで迫龍地区がほ場整備が終わりました。このとき私たち水源、河原の人たちも早くしてくれと言いよったのがなかなかできなくて、やっとですね、15年の採択で2期14年という見方で1期7年、だから16年から14年間かかってするということのなったんです。そして16年から1期工事が始まりました。しかし、地元の人たちも1期工事の途中からですね、2期工

事も一緒に進めてほしいと。そうでないと、もうわしどんがごて年寄りはおもう百姓せんばいたて、段々長うなっとしゃがな、もうすると言ったっちゃ止めてしまうということが出たんです。そのことで陳情もあったと思いますが、その後どのような状況で今のこのほ場整備事業が行われているか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 現在の菊池市東部の中山間地ほ場整備事業につきましては、旧旭志地域と旧菊池地域の広域連携による基盤整備事業として、当時平成13年に私が農政課長のときに菊池の方と事業を取り組んだ経緯がございますけれども、私も地域に帰れば中山間地の農業者の1人ということで、親父から田畑を残してもらって今少しだけ耕作しておりますけれども、やはり中山間地の農業というのを、苦勞というも大分身にしております。したがって、基盤整備等について早くやらなければ、本当に中山間地のあの素晴らしい田畑が後継者に子々孫々まで伝えていく場合に果たして残るだろうかという危惧を今抱いておる者の1人でございます。そういうことで、現在菊池東部の中山間地域総合整備事業1期地区が河原・水源地区及び旭志地区の連携によりまして、中山間地域で施工されております、県営事業によって施工されておりますけれども、平成16年度から平成22年度までの7年間を事業後期として取り組まれております。1期地区採択時には2期地区の実施は1期地区完了後の平成23年度からとなっておりますけれども、事業主体であります熊本県へ要望活動を行った結果、1期地区完了より2年間時期を早めまして、平成21年度を事業採択を目標に推進を行っていくこととなりました。今後は平成19年度事業実施計画書を作成し、平成20年度を事業採択申請を行い、平成21年度に事業採択となるよう協力に進めて推進してまいりたいと思っております。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再質問いたします。

さすがに部長も農家出身だし、身のはいるような答弁でございましたが、確かに1期が16年から22年までが21年からということだったですかね、21年から2期工事まで入るということで、採択を受けるように努力するということがございます。確かにですね、もう1つ要望するならですね、1期7年、2期で14年ということでありました。1期が7年、ただその中に2年間だけ早く2期が入ってくるということですね、今のご説明では。であるならばですよ、2期目も5年ぐらいで終わるように、そのような要望をしてもらいたい。市の工事ではございませんの

で、それはですね、確かに16年から22年で7年で、ただし21年から始まるということは23年から始まるとが21年だから2年早かったです。だから、21年から後も5年間、そのようなことでよかったですね、部長も県の方にしっかり話してもらって、そのように要望できますか。よかったですらしてもらいたいと思います。またですね、ただ1つ言いたいことは先ほど申しましたが、部長が交代したら次の者はわからんと言われんごとですよ、ちゃんと明記して残してもらいたい。自分のときにはこぎゃんだったと、後の者もピシャッとそれは継承してくれということ、よかったですらお願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 2期地区におきましては、先ほど答弁しましたように、関係機関の努力によりまして、2ヵ年の前倒しがなされ、平成21年度から27年度までの7ヵ年の事業計画の期間でございますけれども、先ほどから議員ご指摘いただいておりますように、本当に中山間地域の農業というのは高齢化し、また後継者も少なくなっているという中で、もうこういうことを鑑みますと、できるだけ早急な事業の着手というのが望まれておりますし、また私たちの課題であろうと思えます。そういうことで、もちろん県とも推進協議会とも十分協議しながら、7年間の期間ができるだけ短縮できるように県に要望してまいりたい、このように思っているところでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

ご意見ありましたように、担当が代わりまして引き継いでいかれるようにですね、ぜひ記録に留めておきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（北田 彰君） 以上で一般質問を終わります。

追加議事日程第1 議案第109号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算

議長（北田 彰君） 次に、追加議事日程第1、議案第109号、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま上程いただきました議案第109号、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。追加議案書の2ページからでございます。今回の補正は、保険財政共同安定化事業に係る拠出

金及び交付金で、平成19年度当該特別会計の当初予算において6月分の計上しかできておらず、支払いに不足をきたすため補正をお願いするものです。

歳入では、共同事業交付金として熊本県国保連合会から交付される3億6,500万円です。この同額が歳出、共同事業拠出金として同連合会へ支出するものです。これにより歳入歳出予算の総額に3億6,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億8,112万6,000円とするものです。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号は、文教厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は9月26日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これもちまして散会いたします。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後4時01分

第 5 号

9 月 2 6 日

平成19年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成19年9月26日(水曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第3号 道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議員派遣について
- 第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程(第5号の追加1)

- 第1 議案第110号 消費税及び地方消費税に係る菊池税務署の課税誤りに伴う和解
について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議案第111号 菊池環境保全組合の規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議案第112号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第113号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第115号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 報告第15号 専決処分の報告について
報告第16号 専決処分の報告について
報告第17号 専決処分の報告について
まで一括上程・報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告及び少数意見報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 意見書案第3号 道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書の提出につ
いて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 議員派遣について

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

日程第5 議案第110号 消費税及び地方消費税に係る菊池税務署の課税誤りに伴う
和解について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第111号 菊池環境保全組合の規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第112号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第113号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第115号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

報告第17号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

出席議員(27名)

| | | | | | |
|-----|-----|---|-----|----|---|
| 1番 | 東 | 裕 | 人 | 君 | |
| 2番 | 泉 | 田 | 栄一朗 | 君 | |
| 3番 | 森 | 清 | 孝 | 君 | |
| 4番 | 藤 | 野 | 敏 | 昭 | 君 |
| 5番 | 樋 | 口 | 正 | 博 | 君 |
| 6番 | 二ノ | 文 | 伸 | 元 | 君 |
| 7番 | 中 | 山 | 繁 | 雄 | 君 |
| 8番 | 水 | 上 | 博 | 司 | 君 |
| 9番 | 三 | 池 | 健 | 治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健 | 蓉 | さん | |
| 11番 | 坂 | 本 | 昭 | 信 | 君 |
| 12番 | 隈 | 部 | 忠 | 宗 | 君 |
| 13番 | 奈 | 田 | 臣 | 也 | 君 |
| 14番 | 葛 | 原 | 勇 | 次郎 | 君 |
| 15番 | 木 | 下 | 雄 | 二 | 君 |
| 16番 | 坂 | 井 | 正 | 次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆 | 博 | 君 | |

| | | | |
|-----|----|----|---|
| 18番 | 山瀬 | 義也 | 君 |
| 19番 | 本田 | 憲一 | 君 |
| 20番 | 栃原 | 茂樹 | 君 |
| 21番 | 松本 | 登 | 君 |
| 22番 | 工藤 | 恭一 | 君 |
| 23番 | 境 | 和則 | 君 |
| 24番 | 北田 | 彰 | 君 |
| 25番 | 外村 | 國敏 | 君 |
| 26番 | 徳永 | 隆義 | 君 |
| 27番 | 横田 | 輝雄 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|----------------------|----|-----|---|
| 市 長 | 福村 | 三男 | 君 |
| 副 市 長 | 村上 | 建二 | 君 |
| 収入役職務代理者 | 川口 | 齋子 | 君 |
| 総務部長 | 緒方 | 希八郎 | 君 |
| 企画部長 | 石原 | 公久 | 君 |
| 市民部長 | 村山 | 隆 | 君 |
| 経済部長 | 稲葉 | 公博 | 君 |
| 建設部長 | 岡崎 | 俊裕 | 君 |
| 七城総合支所長 | 平野 | 國臣 | 君 |
| 旭志総合支所長 | 水上 | 泉 | 君 |
| 泗水総合支所長 | 上林 | 正章 | 君 |
| 市民部総括審議員 | 大場 | 美範 | 君 |
| 企画部首席審議員 | 鳥井 | 修 | 君 |
| 財政課長 | 川上 | 憲誠 | 君 |
| 教 育 長 | 田中 | 忠彦 | 君 |
| 教 育 次 長 | 山口 | 正司 | 君 |
| 総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 | 中村 | 鉄男 | 君 |
| 水道局長 | 後藤 | 定 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 五島 | 千秋 | 君 |
| 監査委員事務局長 | 田島 | 伸正 | 君 |

事務局職員出席者

| | |
|--------|---------|
| 事務局 長 | 樋口 昭彦 君 |
| 議事課 長 | 永田 哲士 君 |
| 議事係 長 | 上田 敏雄 君 |
| 議事係 主事 | 本田 昇 君 |

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月11日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第88号から議案第108号まで、及び陳情第4号の22案件及び9月13日の会議において付託しました議案第109号について、各常任委員長から審査結果の報告がっております。これを一括して議題としたいと思います。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長（工藤恭一君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、条例1件、予算1件、決算の認定1件、議決案件1件でありました。現地視察も行い、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第88号、政治倫理の確立のための菊池市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本件は、郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法の改正に伴い条例の一部を改正するもので、主なものは郵便貯金と金銭信託を削除するものであり、審査の結果、原案のとおり異議ないものと決しました。

次に、議案第91号、平成19年度菊池市一般会計補正予算の付託分で主なものは、企画振興課関係で地域振興費の旅費72万4,000円のうち40万円は、首都圏在住者の名称で新菊池市として一本化されていますが、在住者からの強い要望もあり、当面の間、旧自治体単位でも支援していくための増額補正でありました。また、企画費、旅費19万2,000円は、鞠智城歴史公園促進事業に伴う韓国百済博に伴う派遣旅費

でありました。消防費関係では、防災行政無線迫間中継局敷地にある雑木等が隣接地まで覆っており、そのための伐採に係る委託料であるとの説明を受け、現地確認も実施したところです。

議案第91号の採決にあたっては、委員から反対討論、意見も多数述べられました。特に消防費の目・防災管理費49万円の伐採経費については、法面を含めた面積約1,260㎡の雑木を伐採することであるが、隣接地には多少影響はあるものの、全体を伐採する必要はないとの判断から補正額については認めるものの執行にあたっては各委員から述べられた問題点を十分踏まえ、必要最小限に留めることを意見として付帯し、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑は、まず「財政状況では経常収支比率が94.4%と高い数値を示していることを鑑み、経常経費の削減、特に繰上償還を進めていくべきではないか」との質疑に対し、「現在も積極的に繰上償還が可能なものは進めており、今後も努力していく」とのことでありました。また実質収支では14億2,000万円が実質収支額、その中から財政調整基金8億円、減債基金1億4,000万円を積立て、翌年度繰越額は4億8,000万円でありました。今後においても厳しい財政状況ではあるが、緊急性、必要性がある事業に対しては積極的に取り組み、経費節減するところは節減し、メリハリのある財政運営をすべきではないかとの意見も出されました。今回の決算について、まず歳出面では予算の流用、予備費充当が数多くあり、特に同一節の中に流用と予備費充当があり、なおかつ不用額がその額以上に残されているのが多数認められた。施行にあたっては十分配慮すべきではないかとの質疑があり、職員研修を開催し、適切・妥当な運営を進めていくとのことでありました。

議案第97号の採決にあたっては、先ほども申し述べましたが、歳入欠陥、流用、予備費充当、不用額等の不適切な処理が多くあることから、今後においては厳しく審査していくことを意見として付しております。また、人権保護法の早期制定に向けた中央集会参加は認められないとの意見や施設の維持管理に運動体へ委託をしていることに対し反対であるとの討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第108号、菊池市土地開発公社定款の一部変更については、議案第88号と同様に郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、公有地の拡大の推進に関する法律が改正されたため、定款中、郵便貯金を削除するものであり、審査の結果、原案のとおり異議ないものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、木下雄二君。

〔登壇〕

文教厚生常任委員長（木下雄二君） おはようございます。文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。本委員会に付託されました案件は、予算関係5件、決算の認定5件であります。

議案第91号、平成19年度菊池市一般会計補正予算ですが、議案の審査の過程で論議されました主なものを要約してご報告いたします。

はじめに、塵芥処理費の工事請負費189万円は、陣内クリーンセンター内のコンクリート舗装工事に伴う補正であり、現地で破損状況を調査し、施設用道路としての補修の必要性を確認いたしました。

次に、教育費の幼稚園費280万円は、泗水幼稚園の駐車場設置であります。これは、平成19年6月議会において、保護者より泗水幼稚園の駐車場設置の陳情があり、早急に園児の安全確保が最優先であると考え、本委員会において採択した経緯があります。執行部におかれましては、委員会の採択を重く受け止め、迅速に対応していただいたことに感謝するものであります。

次に、旭志総合グラウンドの災害復旧工事費の350万円については、業者による工事完了引き渡し後わずか12日後の豪雨に伴う復旧経費であります。各委員より業者の瑕疵の問題、災害としての補助の対応はあるのかとの意見が多数ありましたので、現地において6ヵ所に及ぶ災害状況を慎重に審査いたしました。執行部の報告で、一般財源での復旧工事になるとのことであるが、こうした場合、まず施工した業者と相談協議の上、行うのが通常、一般的に取る対応と考えるが、今回はそうした手順を一切踏まず復旧工事費の予算計上となっている。今回の執行部の対応は、経費削減等の観点からも不適切な処置とも取り兼ねられない。よって今後こうしたことがないよう十分留意いただくよう要望し、付帯意見を付して可決いたしました。

次に、議案第109号、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算については、高額な医療費に対し熊本県全体で均衡を図るための共同拠出金が昨年10月よりスタートしましたが、予算編成において半年分のみの予算計上及び執行額の未確認と言いつの出来ないミスで、緊急に追加議案として提案されましたが、委員より「職務怠慢と言われても仕方がない。予算に関する職員への指導はどうなっているのか」との質疑があり、「計画的に研修を実施して、改めて適正執行を徹底させる」との答弁がありました。

次に、議案第92号、平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算については、主に前年度決算による一般会計への繰出金の補正であります。

次に、議案第93号、平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算については、主に前年度決算による返納金の補正であります。

次に、議案第96号、平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算については、臨時職員賃金の補正であります。

次に、議案第97号、平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定については、主なものを要約してご報告いたします。

一般質問でありました保育料の滞納についてであります。17年度、18年度合わせて約2,600万円の滞納額が執行部より報告されました。委員より、滞納の最大原因は徴収方法が口座振替になったことであり、合併前の各保育園が徴収していたときには私立保育園は、ほぼ100%の納入であった。合併協議会での決定により現徴収方法になったということであるが、このままの徴収方法では今後滞納額の増加が予測されるので、徴収方法の改善を求める意見が多数ありました。執行部は各保育園長と協力連携し、徴収方法の見直し等も視野に入れ滞納ゼロの推進に取り組むよう強く要望いたしました。

次に、塵芥処理費に関連して、委員より、ごみの分別については水俣市をモデルにして分別収集の徹底を図り、経費削減に努めるよう意見がありました。

次に、奨学金貸付事業についてですが、申請者に対し市独自の支援策も視野に入れ、できるだけ多くの生徒の就学の道を開き、有能な人材を育成するため検討してほしいとの要望がありました。同じく教育費の各種競技会等の出場児童派遣費補助金については、保護者の負担軽減のため、また市の代表としての観点からも部活動以外にも海外や遠方への出場については、かかった経費を考慮し補助してもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第98号、平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、国保税の滞納については全国的にも問題となっておりますが、本市においても対岸の火事ではなく、滞納額約5億円と深刻な問題であります。委員より改善策の取り組み状況について質疑があり、差し押さえはもちろんのこと、搜索及び今年度からインターネットによる競売等を実施し、滞納額の解消に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、議案第99号、議案第100号、議案第106号については、それぞれ特別会計の歳入歳出決算の認定であります。

採決の結果、議案第91号については付帯意見を付して全会一致で可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長（坂井正次君） 第3回定例会、経済常任委員長報告をいたします。

本定例会で経済常任委員会に付託されました案件は、予算案件1件、決算の認定1件、陳情1件であります。慎重に審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第91号、平成19年度菊池市一般会計補正予算案中付託分について、主なものを申し上げます。

款5農林水産業費、目3農業振興費の負担金補助及び交付金の中で、水田営農組織化整備緊急支援事業補助金は、品目横断的経営安定対策に対応する集落営農モデル組織を育成するため、農業機械等の導入を支援する事業で、2組織への補助金であります。同じく地域特産物産地づくり支援対策推進事業補助金は、県特産物のブランド化を図るための生産から販売に至るまでの推進事業及び条件整備事業を総合的に実施するもので、旭志茶生産組合の補助金であります。質疑の中で「農林業関係の補助金はほとんどが県の補助金であるが、特産品の産出など、今後も期待できる分野については国・県から補助金をもっと獲得していただきたいとの意見や獲得にあたっては職員一丸となり全力で取り組んでほしい」との意見が多々ありました。ほかに、災害復旧費の農地等災害復旧費について、7月の豪雨による災害復旧費との説明があり、現地調査を行いました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号、平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定中付託分について申し上げます。主な質疑は「農道に対する原材料支給について、支給先の主である中山間地は高齢化が慎重な状態であり、このような状態にある区がたくさんある中で、区が対応できる間に全舗装ができるように請求された区にはすべて支給していただきたい」との意見がありました。執行部から「区長を通じて毎年要望を取っており、原材料12㎡を基準に支給しているが、残りがわずかで舗装が終わるような場合は原材料を追加して今年でも終わるように調整している」とのことでした。ほかに地籍調査につきましては、平成15年度までには終わらせたいとの意見がありました。委員より、職員や予算を増やして、せめて10年間ぐらいで終わるように取り組んでほしいとの意見がありました。ほかに、イベントや祭りについて「昨年の御神幸行列は観光客もほとんどおらず、大変寂しい祭りだった。本市は温泉街もあるのだから、今後はすべての祭りが観光客誘致に結びつけるように考えてほしい」との意見や、また「イベントや祭りのときに特産物や物産館のPRや旅館宿泊客増につながる取り組みを積極的にしてほしい」との意見が出ました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号、陳情書につきましては、参考人を呼んで意見を聞きましたが、現在ある未払い金は会員によるダム湖周辺の草刈り作業等において返してしまうとのことでありましたが、今後の計画書はまだ未作成とのことでした。委員からは、継続審査を求める意見があり、理由については今後の計画書ができてから審議すべきであり、現段階では結論は出せないとのことでした。

審査の結果、全会一致により継続審査とすべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げ、経済常任委員長報告といたします。

すみません、ちょっと言い間違いました。地籍調査のことですが、平成35年までには終わらせたいとの説明、私は15年といいましたが、失礼しました。35年までには終わらせたいとの説明がありましたというふうにご訂正をお願いします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、樋口正博君。

[登壇]

建設常任委員長（樋口正博君） おはようございます。ご報告いたします。

本定例会において建設常任委員会に付託されました議案は、条例案件2件、予算案件3件、決算の認定7件であり、その審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第89号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、郵政民営化法の施行に伴い、用語の削除を行うものであります。

議案第90号、菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市木庭の一部を新たに給水区に加えるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第91号、平成19年度菊池市一般会計補正予算について申し上げます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁新設改良費2,028万9,000円は、赤星甲森線、藤田赤星線をつまごめ荘進入路175mの道路拡張による用地買収、測量設計、工事費用及び県道菊池赤水線拡幅による津留尾足線改良設計委託料、また亘甲森2号線リサイクルセンター建設予定地への進入路500mを現在4mから6mへ幅員を拡大する測量設計委託料が主なものであります。なお、亘甲森2号線につきましては用地買収を行わずに拡張するとの説明がなされました。目3道路橋梁維持費390万1,000円の主なものは、市道津留尾足線の尾足地内における法面の崩壊により一般車両の通行の妨げはもちろん、小中学校の通学路でもあり、早急な対応を行うための設計委託料などであり、目3用地総務費393万8,000円は、公共工事による用地購入に関して、合併前各地域により用地交渉のばらつきがあり、それを是

正するため平成18年度に田・畑・山林12カ所を設定し、用地補償基準価格算定業務委託で不動産鑑定を行ったが、今回さらにその成果を基にそれぞれ50カ所、計150カ所を様々な条件を調査、評価、算定し、地内の公平公正の補償の基本となる地下単価の設定を行うものであります。項4都市計画費、目・公園費189万円は、菊池公園内トイレ修繕費、市役所裏水車のベアリング修理、また公営費の補助金が増額交付となったため、その分水辺公園の平成20年度工事を前倒しして行うものであります。項6住宅費、目・住宅管理費142万2,000円は、戸城住宅より最後の1戸が退去されたため、それに伴う解体費用及び確定測量費であります。委員からの主な質疑は、用地補償基準価格算定業務について、「課税評価による市職員の算定が可能ではないか」との質疑に、「旧市町村の境においても価格のばらつきがあり、課税評価での比較も難しい」とのことでありました。委員より「今後さらに委託予定があるか」との問いに、「今回の算定基礎を最後に、以後は職員にて対応する」との答弁がなされました。また、戸城住宅取り壊し後、中山間地における人口流出を防ぐためにも、住宅マスタープラン等に中山間地の対応策を盛り込んでほしいとの要望がなされました。

議案第94号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算2,454万4,000円の主なものは、旭志地区簡易水道の統合認可に伴う揚水試験費434万円と水源迫間簡易水道日生野配水池において、地盤が軟弱なため基礎杭打ち工事等1,838万1,000円が主なものであります。

議案第95号、菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算については、永住吉地区、田島地区のポンプ修理が主なものであります。

議案第97号、平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定については、現地調査を踏まえ、慎重に審議をいたしました。主に1、ウォーキングトレイル事業の進捗状況について、「全体事業は縮小されたが橋田大橋、高田橋区間の車道未舗装整備の予定は」との質疑に、「平成20年度以降、七城地区配分の維持費用にて対応する」との答弁に、委員より「新市建設計画の事業縮小に対し、合併の効果を現すためにも、維持費用とは別途に早急に対策を講じるべきである」との意見がなされました。2点目に、旭志老人憩いの家改修事業400万円について、「実施計画の内容は」との質疑に、「改修予定額約8,900万円、さらに耐震を加えるとプラス1,500万円程度の金額は見込まれる」との答弁に、築27年を経過しており、新築した場合の予想費用が1億7,000万円程度であれば、多目的な活用が行われている現状から、費用対効果を考えれば新築対応が望ましいのではないかと意見がなされました。3点目に、まちづくり総合支援事業についての進捗状況の質疑がなされ、説明を受ける中、代替予定地について「開発後は16m道路に面する区域であり、現在購入予定地

の西地区を拡張購入し、市街地の再開発を官民一体で行うべきである」との意見がなされました。委員会では、1、ウォーキングトレイル残事業の早期対応、2、旭志老人憩いの家事業、3、まちづくり総合支援事業について、建設委員会全員一致で再度熟慮を重ね事業の実施を行われるよう強く意見がなされました。執行部におかれましては、真摯に意見を受け止め、対処なされますよう重ねて要望いたします。

議案第101号、平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定については、水源・迫間簡易水道は、統合再編事業第2水源地の整備、未普及地整備、花房簡易水道は加入促進に努めるとともに施設の維持管理、旭志簡易水道は3カ所の統合認可申請業務委託、施設整備、市道改良による配水管布設、龍門簡易水道は施設整備と維持管理が主な事業であり、議案第102号、平成18年度菊池市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、西寺処分区を中心に污水管渠築造工事を9ha実施し、整備率83.3%、普及率54.3%、水洗化率87.9%と普及促進が図られたとの説明がされました。委員より「下水道事業の繰上充用措置はいつまで続くか」との質疑に「平成18年度にて終了」との答弁がなされました。

議案第103号、平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、泗水処理分区4ha、污水管渠築造工事、桜山地区1,054.8m、污水柵7基設置などを行ったものであり、整備率68.8%、普及率29%、水洗化率74.8%の普及促進が図られたとの説明がされました。

議案第104号、平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、合併浄化槽70基設置予算に対し50基の申請がなされ、5人槽17基、7人槽29基、10人槽4基、合計50基の設置がなされたとの説明がなされました。議案第105号、平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成20年度供用開始予定の三万田地区の測量設計、管路施設工事、処理施設土木工事、中継ポンプ施設工事が主な事業で、18年度において面整備はほぼ終了したとの説明でした。委員より「その他の地区について計画はないか」との質疑に、「農業集落排水については、現在のところ計画はない」との答弁がなされました。

議案第107号、平成18年度菊池市水道事業会計決算の認定については、主な事業として石綿管更新、大琳寺配水池築造工事が行われ、当期末処分利益剰余金が約7,500万円あり、委員より「高金利の企業債の繰上償還はできないか」との質疑に、「資金的に余裕のある範囲内で実施の方向で考えている」との答弁でした。また、現在石綿管の布設はないかとの質疑に、上水道についてはゼロであるが、簡易水道にわずかに残っているとのことでありました。重ねてその有害性についても質疑があり「大気中の飛散による害はあるが、水道による被害は世界的にも報告はない」との答

弁でした。委員としては、早期の対策を求め、執行部より早急に対処するとの回答がありました。

以上、慎重審議しました結果、建設常任委員会に付託されましたすべての議案に対し、委員全員一致で異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、建設常任委員長報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 質疑を申し上げます。

文教厚生常任委員長にお尋ねします。議案第97号、平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算認定で、保育料の滞納について報告があり、17、18年度で約2,600万円の滞納とのことですが、19年度の現在までの滞納額はわかりますでしょうか。お聞きいたします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 中山議員の質疑にお答えしたいと思います。

一応委員会の中ではお尋ねとまた報告等はございませんでしたけれども、委員長報告の作成の中で一応執行部の方に確認をしておりました金額で言えば、公立・私立合わせて約700万円ということでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 本年度が約700万円の滞納ということは、合併からの累計は約3,200万円ということになりますが、委員長報告の中で滞納の原因は現在の口座振込による徴収方法との報告でしたが、それについてどのような審議がなされたか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 中山議員の再質疑にお答えします。

今、質疑がありましたように、委員会の中でもですね、先ほど委員長報告で申しましたように、徴収の方法を変えたことが一番ではないかという意見がたくさん出ました。また保育園の園長先生方の中からもですね、今までの方がいいんじゃないかと、

そういうことの見解も出ておりました。委員会としては、先ほど申しましたように、合併後の徴収方法の変わったのが一番原因であるということで、変えた方がいいんじゃないかという意見がたくさん出ました。執行部の方からはですね、口座振替に変えたばかりであるので混乱を招くのではないかというような意見も出ましたけれども、委員の中には、やはり徴収問題が、方法が一番問題ではないかという意見がたくさん出ておりました。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 今の答弁をお聞きしますと、各保育園長は以前の方法にしてほしいと文教厚生常任委員会からも以前の方法に戻しなさいとのことでしたが、執行部だけが合併協議会で決めたことなのでできないというように聞こえましたが、滞納が増加した原因が現在の徴収方法ということは数字を見れば明らかでしょう。このまま滞納が増えても執行部がいいのであれば保育料を安くした方がいいのではないのでしょうか。今のは別問題ですが、滞納ゼロがあくまでも目標です。文教委員会の要望のとおり早急に改善されることを私も望みます。

以上で質疑を終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、陳情第4号は継続審査です。

これから継続審査を除き議案第88号から議案第109号までの22案件について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に対し反対の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

（東裕人君） 議案第97号、平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

いくつかありますが、不認定とする主な理由の1つは、同和事業であります。補助金927万円については、いつまでもこんな多額の補助金が交付され続ければ、逆に部落差別を固定化させ、問題解決を遅らせてしまいます。さらに、国民の中で意見が激しく対立している人権擁護法案をめぐり、中央集会に行政から公金を使って参加している問題や施設の清掃委託や管理委託で特定の運動団体に多額のお金が流れている問題など様々な問題をはらんでいます。国の法律も失効しており、同和問題の終結が

全国的な流れとなっている今日において、こうした問題の多い支出は認められず、追認することはできないので不認定を表明します。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、議案第 88 号から議案第 109 号までについて採決します。ただいま討論がありました議案第 97 号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第 88 号、議案第 89 号、議案第 90 号、議案第 91 号、議案第 92 号、議案第 93 号、議案第 94 号、議案第 95 号、議案第 96 号、議案第 98 号、議案第 99 号、議案第 100 号、議案第 101 号、議案第 102 号、議案第 103 号、議案第 104 号、議案第 105 号、議案第 106 号、議案第 107 号、議案第 108 号、議案第 109 号、以上の 21 案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決・認定です。各常任委員長の報告のとおり可決・認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。以上の 21 案件については、各常任委員長の報告のとおり可決・認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第 97 号については、起立により採決を行います。

お諮りします。議案第 97 号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 意見書案第 3 号 道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書の提出
について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 2、意見書案第 3 号、道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、工藤恭一君。

[登壇]

（工藤恭一君） それでは、道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は国民が長年にわたり熱望をしてきているところである。

揮発油税等の道路特定際限は、その全額を道路整備に充当することとされており、税率についても平成15年度税制改正において、暫定税率の適用が5年間延長される等、社会資本整備重点計画の計画的執行を行うための重要な財源となっている。

しかし、平成20年度予算においても引き続き公共事業費の削減がなされる見通しであり、道路整備においても必要な事業が確実に進められない状況となっている。

本市では、新市建設計画の中で、「土地基盤ネットワークによる計画的なふるさとづくり」を基本方針に据え、その中で道路の整備を重点的に推進しているところである。

特に本市においては、市民の経済・社会活動の活性化に資するものとして、県北部経済圏と熊本空港・テクノポリスを結ぶ国道325号の4車線化や朝夕の混雑の著しい国道387号の改良等、道路の整備推進向上が喫緊の課題であり、市民の切なる願いである。

これに応えるためには、国道325号をはじめとし、国・県道の整備、また生活に密着した市道や合併した市町村間を結ぶ幹線的な地方道に至るまで着実な整備が必要である。

そのため、下記事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1つ、国民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。

1つ、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を策定するにあたっては、地域間格差への対応、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、国民の道路整備に対するニーズを幅広く汲み取るとともに、国民の期待に応えるべく道路整備を計画的かつ着実に推進すること。

1つ、我が国の成長力や地域経済を強化を図るため、国土の根幹的な社会資本である高速自動車国道については、必要な道路を着実に整備するとともに、料金の引き下げなどの既存ネットワークの効率的活用・機能強化のための措置を講じ、利用者の利便性向上に努めること。

1つ、今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月26日、提出先は、手元の記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同を賜るようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。
議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

〔登壇〕

（東裕人君） 道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書について、この同趣旨の意見書について、私は昨年の反対討論でも述べましたが、国道325号の4車線化や国道387号の改良など、道路整備の重要性については反対するものではありません。しかし、その財源を道路特定財源の確保におくことに反対であります。現行のままの道路特定財源では、国に偏った財源配分も続くことになり、かえって地方道路のための財源確保の展望が開けないのではないか、こう考えています。国の厳しい財政状況の下、これまで一昨年の見直しに関する基本方針や政府税調の答申、行革推進法や骨太方針2006などなど、道路特定財源の一般財源化が改革の大きな流れとして打ち出されてきました。日本共産党は、もっぱら道路を造り続けるための道路特定財源は廃止し、一般財源化することと、同時に道路は生活密着型に切り替えるべきだと提案をしています。

以上の理由から、本意見書については賛同できません。

議長（北田 彰君） 次に、原案の賛成の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

意見書案第3号は討論がありましたので、起立によって採決します。

お諮りします。意見書案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案派遣について

議長(北田 彰君) 次に、日程第3、議案派遣についてを議題とします。

| 番号 | 派遣目的 | 派遣場所 | 期 日 | 派遣議員名 | 研修内容 |
|----|----------------------|------|----------------------------|---|---------|
| 1 | 市長による金堤市地平線祭り出席依頼による | 大韓民国 | 平成19年 10月2日 ～10月5日 | 工藤 恭一 | 金堤市地平線祭 |
| 2 | 市長より百済文化祭式典出席依頼による | 大韓民国 | 平成19年 10月11日 ～10月13日 | 北田 彰 工藤 恭一 木下 雄二 坂井 正次 樋口 正博 栃原 茂樹 | 百済文化祭出席 |

議長(北田 彰君) 議員派遣については、会議規則第159号の規定により、お手元に配布しておるとおりです。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長(北田 彰君) 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について
- 2 陳情第4号 陳情書

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席の配布の閉会中の継続審査並びに調査申し出の一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

ここで、全員協議会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

開議 午前11時13分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1 議案第 1 1 0 号 消費税及び地方消費税に係る菊池税務署の課税誤りに伴う和解について

議長（北田 彰君） 次に、追加議事日程第 1、議案第 1 1 0 号、消費税及び地方消費税に係る菊池税務署の課税誤りに伴う和解についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま上程いただきました議案第 1 1 0 号、消費税及び地方消費税に係る菊池税務署の課税誤りに伴う和解について、説明申し上げます。合併前の七城町公共下水道特別会計、七城町農業集落排水特別会計及び泗水町農業集落排水特別会計におきまして、起債の元金償還分に対する一般会計からの繰り入れが特定収入と見なされ消費税が課税されていましたが、実際には繰り入れの一部は特定収入にあたらなかったために、過大納付していたことが判明しております。平成 1 3 年度分から平成 1 7 年度分までの課税分は、既に還付を受けているところでありますが、平成 1 2 年度分につきましては 5 年を経過しており、国税通則法により公正処理を行うことができないため、国家賠償法に基づき還付相当額を賠償する旨の連絡があり、和解書の提示がありました。和解につきましては、地方自治法の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため、今回お願いするものでございます。

議案の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案第 1 1 0 号、消費税及び地方消費税に係る菊池税務署の課税誤りに伴う和解について説明申し上げます。下水道事業の特別会計におきまして、菊池税務署の課税誤りにより消費税及び地方消費税を一部課題に申告及び納付してありましたことが判明してありました。平成 1 3 年から平成 1 7 年度課税期間分の過大申告及び納付分で、加算税、還付加算金等を含む還付総額 9 3 8 万 8 , 8 1 0 円につきましては、既に還付を受けているところでございますが、今月の 1 9 日に菊池税務署より七城町公共下水道特別会計、七城町農業集落排水特別会計及び泗水町の農業集落排水特別会計の平成 1 2 年度課税期間分の還付につきましては、5 年を経過いたしておりますことから、国税通達法により公正処理を行うことができないため、国家賠償法に基づき還付相当分を賠償するとの説明が

あり、そのためには和解書の締結が必要となり、和解案の提示があったところでございます。和解につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして議会の議決を必要とし、菊池税務署より今月28日には賠償金の支払手続きを行いたいとのことであり、追加議案として議決をお願いするものでございます。議案の2ページからが和解書でございます、各事業ごとに和解書を取り交わすこととなります。2ページが七城町公共下水道特別会計、4ページ、5ページが七城町農業集落排水特別会計、6ページ、7ページには泗水町農業集落排水特別会計であります。和解の主な内容につきましては、1つに、菊池税務署の指導により過大な申告及び納付が生じたことを確認する。2つに、平成12年度課税期間分の消費税及び地方消費税について、国家賠償法の規定に基づき本市が生じた損害を菊池税務署において賠償することに合意する。3点目に、賠償額につきましては、本県指導により本市が過大申告又は納付した平成12年度課税期間分の消費税及び地方消費税相当額が3特別会計分107万2,953円、延滞税相当額が1特別会計分3万3,100円、過少申告加算税相当額が1特別会計分11万2,500円、そして還付加算金相当額が3特別会計で約9万3,000円となっております。

最後に、締結後は損害に関して一切の異議、請求の申し立てをしないことを双方に確認することとなっております。なお、和解先でございますけれども、菊池税務署長でございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第110号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第110号については、原案のとおり可決することにご異議

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第111号 菊池環境保全組合の規約の一部変更について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、議案第111号、菊池環境保全組合の規約の一部変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま上程いただきました議案について、ご説明申し上げます。

議案第111号、菊池環境保全組合の規約の一部変更については、当該組合の負担金の一部を変更する規約の改正をお願いするもので、関係構成市町の同文議決案でございます。

議案の詳細につきましては、総務部長に説明いたされますので、よろしく願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案第111号、菊池環境保全組合の規約の一部変更について説明申し上げます。

議案書は9ページになりますけれども、菊池環境保全組合の負担金割合につきましては規約により定められており、変更の際しましては構成する4市町の同文議決が必要となることから、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。菊池環境保全組合の負担金の算定にあたりましては、搬入されたごみの量によって利用率を求め、均等割10%、利用割90%の負担割合により算定しておりますけれども、この負担金からさらに許可業者や個人の事業経営が収めた前々年度のごみ処分手数料を相殺して最終的な負担金が決定されておりました。この負担割合につきましては、菊池広域連合の負担割合に合わせるため、それまで均等割20%、人口割30%、利用割50%であったものを平成18年度から新たに均等割10%、利用割90%に改正してありますが、今回関係市町の負担割合を公平にするための改正で、負担金から相殺する割合を負担金を算定する際の利用割と同じ90%にするものでございます。

以上、議案第111号の説明でございました。

議長（北田 彰君） 以上で、議案説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第111号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第111号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第112号から議案第115号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、議案第112号から議案第115号までの人権擁護員候補者の推薦につき意見を求めることについての4議案を一括議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があるが、第117条に係る議員はありませんか。

関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） 議案第112号、議案第113号、議案第114号並びに議案第115号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての4議案についてご説明申し上げます。

現在、本市の区域におきましては、14名の委員さんが法務大臣の委嘱を受け人権擁護活動に従事をされております。その委員の中で七城町の緒方玲さん、泗水町の内田康洋さん、旭志の佐藤義昭さん並びに大賀慶一さんの4名の方が本年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦について熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦にあたっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見広く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものとされており、十分検討いたしました結果、議案第112号、菊池市七城町蘇崎163番地1、緒方宣治さん、昭和17年2月2日生まれ、議案第113号、菊池市七城町水次1395番地、泉喜美代さん、昭和17年6月6日生まれ、議案第114号、菊池市泗水町永3376番地、吉井紘正さん、昭和19年11月12日生まれ、議案第115号、菊池市旭志新明2244番地3、松永とし子さん、昭和22年5月15日生まれの4名の方の推薦について議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第112号から議案第115号までの4議案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより起立より採決します。

最初に議案第112号を採決します。

お諮りします。議案第112号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第112号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第113号を採決します。

お諮りします。議案第113号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第113号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第114号を採決します。

お諮りします。議案第114号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第115号を採決します。

お諮りします。議案第115号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 報告第15号から報告第17号まで一括上程・報告

議長(北田 彰君) 次に、追加日程第4、報告第15号から報告第17号までの3案件について一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) それでは、報告第15号から第17号を一括説明いたしたいと思います。

まず19ページでございますけれども、報告第15号でございます。16号、17号も地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

開けて20ページでございますけれども、専決処分書でございます。事故の発生日、平成19年7月24日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますけれども、福岡市の七隈菊池神社で開催される夏越し大祓祭において、本市観光PRのためパンフレット等の配布物を持ち込む際、現地に駐車してある相手

方の車の前方部と市公用車、右側が接触し損害を与えたものでございます。損害賠償の額は26万8,646円。決定事項として、双方異議を申し立てないものとするということでございます。

次に、21ページになりますけれども、報告第16号、開けていただきまして22ページが専決処分書でございます。事故の発生日が平成19年7月29日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますけれども、選挙事務に従事中、公用車を第12投票所駐車場、これは公民館の戸崎支館でございますが、そこにバックで駐車しようとしたところ、左側から高速で侵入する軽トラックがあり、衝突の危険性を感じ、アクセルを強く踏んだため左後方に駐車してあった相手方車右前方部に衝突し損害を与えたものでございます。損害賠償の額は11万4,130円。5番が決定事項として、双方とも異議を申し立てないものとするということでございます。

次に、報告第17号でございますけれども、23ページ、開けていただきまして25ページになりますけれども、事故の発生日が平成19年7月13日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますけれども、相手方が市道辺田山崎線を走行中、変形していた道路側溝のグレーチング部分に接触し、跳ね上がったため車体裏側を破損する損害を与えたものでございます。損害賠償の額として14万4,312円、決定事項として、双方とも異議を申し立てないものとするということでございます。

以上、報告第15号から17号を一括して説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。

報告第15号から報告第17号までの3案件は、地方自治法第180条第2項の規定により報告に留めます。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成19年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 木 下 雄 二

菊池市議会議員 坂 井 正 次

付 録

平成19年第3回定例会付議事件一覧および審議結果表

（9月4日議決）

| 議案番号 | 件名 | 審議結果 |
|--------|--|------|
| 議案第86号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成19年度菊池市一般会計補正予算） | 原案承認 |
| 議案第87号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成19年度菊池市一般会計補正予算） | 原案承認 |

（9月26日議決）

| 議案番号 | 件名 | 審議結果 |
|---------|---|------|
| 議案第88号 | 政治倫理の確立のための菊池市長の資産等の公開に関する 条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第89号 | 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第90号 | 菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について | 原案可決 |
| 議案第91号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算 | 原案可決 |
| 議案第92号 | 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算 | 原案可決 |
| 議案第93号 | 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 | 原案可決 |
| 議案第94号 | 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 | 原案可決 |
| 議案第95号 | 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 | 原案可決 |
| 議案第96号 | 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 | 原案可決 |
| 議案第97号 | 平成18年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第98号 | 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について | 原案認定 |
| 議案第99号 | 平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について | 原案認定 |
| 議案第100号 | 平成18年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について | 原案認定 |

| 議案番号 | 件名 | 審議結果 |
|---------|---|------|
| 議案第101号 | 平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第102号 | 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第103号 | 平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第104号 | 平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第105号 | 平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第106号 | 平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第107号 | 平成18年度菊池市水道事業会計決算の認定について | 原案認定 |
| 議案第108号 | 菊池市土地開発公社定款の一部変更について | 原案可決 |
| 議案第109号 | 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 | 原案可決 |
| 議案第110号 | 消費税及び地方消費税に係る菊池税務署の課税誤りに伴う和解について | 原案可決 |
| 議案第111号 | 菊池環境保全組合の規約の一部変更について | 原案可決 |
| 議案第112号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 原案同意 |
| 議案第113号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 原案同意 |
| 議案第114号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 原案同意 |
| 議案第115号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 原案同意 |
| 意見書案 | | |
| 意見書案第1号 | 道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書 | 原案可決 |

| 議案番号 | 件名 | 審議結果 |
|--------|-------------|------|
| 報 告 | | |
| 報告第15号 | 専決処分の報告について | 原案報告 |
| 報告第16号 | 専決処分の報告について | 原案報告 |
| 報告第17号 | 専決処分の報告について | 原案報告 |
| 陳 情 | | |
| 陳情第4号 | 陳情書 | 継続審査 |

菊池市議会会議録
平成19年第3回9月定例会

平成19年11月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888  
電話 (0968)25-2325